



# ミルクたっぷり の 酒・濃い口



社会思想・のようなもの/歴史と戦争/憲法9条と日本の  
軍事政策/戦後日本論 他

小野ユージン（仮名）

## 最初の生命

---

地球上における最初の生命の誕生は、太古の昔、海の中で、長い時間をかけて「命のない有機物」が「生命体」になったという説が最も有力らしい。

私が最初の生命に関して疑問に思っているのは、最初に誕生した生命は、たった一つだったのか、それとも無数の生命体が同時発生的に生まれたのか、ということである。

生命の誕生、「ただのもの」が「命あるもの」になるということ、無から有への転換が、人間には為しえない神秘的な現象であるならば、そのような奇跡は、たった一つの生命体にだけ起こったことだと考えられる。

だが、厳しい自然環境の中で、生まれたばかりの生命体が生き残ることが非常に困難であることを考えれば、無数の生命体が同時発生して、その中で生き残ったものが子孫を残したのだとも考えられる。

もしかしたら、無から有への転換、生命の誕生はたった一つの生命体にしか起こらなかったことだが、その最初に生まれた生命体は、生まれてすぐに分裂し、増殖し続け無数の生命体が存在するようになったのかもしれない。

なお、この世に最初に誕生した生命がたった一つであり、かつ進化論的な考えが正しいのなら、現在地球上に存在している生き物は、我々人類も、人類が下等生物とみなしている単細胞生物も、元をたどっていけば、たった一つの最初に生まれた生命にたどりつくことになる。

この世に存在している生き物は、皆血縁関係にあるといえるだろう（といっても、太古の生命体に血液はなかつただろうけども）。

一方、科学的にはありえない奇説だとは思いますが、最初に生まれた生命は一種類ではなく、複数の別種の生命体が生まれ、それぞれが高等生物、中等生物、下等生物へと進化を遂げていったのかもしれない。

また、この世にいったん誕生しながらも、現在まで子孫を残すことなく消えてしまった生命というものも存在していたのだろうか。

生きとし生けるものの遠い祖先といえる最初の生命とは別の存在、日本神話におけるヒルコのような存在。

もしかしたら、そのような生命がいくつも生まれは消えていき、やがて子孫を現在まで残すことができた、我々人類の祖先といえる最初の生命が誕生したのかもしれない。

## 結婚で大切なのはお金か愛情か

---

結婚する際大切なのはお金か愛情か、といった類の議論は昔からよくあった。日本人はこういった二者択一的な議論が好きなのかもしれない（外国でも同じような事情があるのかもしれないが）。

ただ、この問いかけの中には2つの解釈が含まれている。

1つは、結婚にはお金と愛情どちらも大切だが、相対的にどちらをより重視するかといった解釈。

もう1つは、結婚相手の条件にお金か愛情どちらか1つだけを求めるとしたら、どちらを選ぶのかといった解釈。

人によって解釈の仕方がことなるため、議論がかみあわないことが往々にしてある。

たとえば、前者の解釈で「お金が大切だ。」と言った人に対して、後者の解釈をした人が「じゃあ、お金持ちならばまったく愛情を感じない相手とも結婚できるのか。」といった極論を投げつける。

また、「相対的に愛情が大切だ。」と考えている人に対して、「愛情さえあれば収入の全くない相手とも結婚できるのか。」と問い詰める。

討論というものは、極論どうしがぶつかりあった方が面白い場合があるから、お金も愛情も両方大切だという常識的な考えをもつ人どうしが議論しても、さして面白みのあるものにはならないだろう。

なお、「お金が大切だ。」あるいは「お金も大切だ。」といった場合には、どの程度のお金が必要なのかといったことも論点になるだろう。

「生活していくのに必要なお金があれば充分だ。」と考える人もいれば、「生活費の他に余暇に使うためのお金がある程度必要だ。」と考える人もいるだろう。一方、「贅沢な暮らしを送れるだけのお金が必要だ。」と考える人もいるだろう。

「生活していくためのお金が必要だ。」といった意味で「結婚にはお金が（も）大切だ。」と考えている人を、愛情よりお金を優先している人とみなすのは無理があるだろう。

## お金儲けは悪いことか

---

お金儲けは悪いことか、という問いに対して私は明確な答えをもちあわせていない。悪いことだ、といきることもしないし、かといって悪くない、と断言することもできない。

お金儲けを悪いことと考える宗教や哲学は昔から多くあったろう（というよりもそう考える宗教や哲学が大半であろう）。

ただそれらの宗教や哲学は、お金儲け自体が道徳的・倫理的に悪いことであることを、説得力ある形で説明できているのだろうか。

宗教や哲学は、多くの場合人間の欲望そのものを悪ないしは否定すべきものと考えているので、人間の欲望の代名詞ともいえる「お金を儲けたい」という感情を悪いこととみなすようになったのかもしれない（その場合、なぜ人間の欲望を悪いこととみなすようになったのかという疑問が生じてくるが）。

私は、お金儲けが悪いことかについては明確な答えをもっていないと書いたが、「金儲け至上主義」が悪いことであることは明確に断言できる。

「金儲け至上主義」は、お金儲けに一番の価値をおいているので、これを実現するためには何をやってもいい、良い法律を犯してもいい、道徳的・倫理的に悪いことをしてもいいという考えをもたらす。

守るべき良い法律は守る、（お金儲けを悪いこととした以外の）道徳的・倫理的に悪いことはしない。

これらのことを守れるのならお金儲け自体を肯定することもできるだろう。

お金儲けが悪いことだとみなされるようになったのは、お金儲け自体が道徳的・倫理的に悪いことだからではなく、お金儲けを肯定した人は、往々にしてお金儲けのためには何をやってもいいと考え、人に迷惑をかけた他者や社会に悪影響をもたらしたからではないだろうか。

## 血液型性格診断が信じられている理由

---

血液型性格診断（占い）は、科学的には何の根拠もないといわれている。

だが、多くの日本人が科学的に何の根拠もないものを信じているのには、それなりの理由があるのだろう。

まず、人間の性格タイプを4つに分類し、これを4種類の血液型と結びつけば、単純に考えて4人に1人はこれを当たっていると考えておかしくはない。

日本人の約25%がこれを信じているとすれば、二千万人以上の人が血液型性格診断を信じていることになる。かなりの数の人が信じているといえるだろう。

だが、血液型性格診断を信じている人は25%程度ではなく、もっと多くの人がこの信じているようにもみえる。

おそらくそれは、最初に血液型と人間の性格タイプを結びつけた時の、そのやり方に原因があるのだろう。

「性格判断テスト」を実施して人間の性格タイプを「真面目型」「おおらか型」「自己中心型」「二重人格型」の4つにわけろ。

おそらく日本人の気質、国民性からすれば「真面目型」が一番人数が多いであろう。

そして次に「おおらか型」が多く、「自己中心型」「二重人格型」は少数派となるだろう。

日本人に一番多い血液型はA型だから、これと「真面目型」の性格タイプを結びつける。どの性格タイプもA型が一番多いだろうが、それだと血液型による性格診断が成り立たないので、二番目に多い血液型のO型と二番目に多い性格タイプ「おおらか型」を結びつける。

同様に三番目、四番目に多い血液型と性格タイプを結びつける。

これが血液型性格診断の実態であろう。

「統計調査」によって一番多い血液型と一番多い性格タイプを結びつけているのだから、これがあたっていると考える人が多くいても不思議ではないだろう。

一方、海外では血液型性格診断を信じる人は少ないというが、日本とは血液型別の人口比率も性格タイプ別の人口比率もことなるだろうから、日本の統計調査の結果を海外にあてはめても妥当しないのが当然だろう。

だから、各国ごとに一番多い血液型と一番多い性格タイプを結びつけていけば、血液型性格診断を信じる人はもっと増えるだろう（ただし、このことは性格形成に血液型が影響していないことを証明する結果になるが）。

また、血液型別の人口比率、性格タイプ別の人口比率が日本と同じ国や地域であるならば、血液型性格診断を信じる人は多いだろう。

なお、血液型性格診断が一度社会に流通すると多くの人がかかかってしまい、「自分の血液型は何々型だから何々タイプの性格だ。」と思いついてしまうといった面もあるだろう。

最後に、ビートたけしがだいぶ前に述べていたことだが、人間は皆4つの性格タイプの要素を多かれ少なかれもっているのだから、「何々型の血液型の人性格は何々だ。」と示されれば、誰でもあてはまるといった面もあるだろう。

## 戦国時代と幕末維新—動乱の時代には英雄が輩出するのか

---

日本史上の動乱の時代といえば、戦国時代と幕末維新の時代がその代表だろう。

日本の歴史の中では、この2つの時代が好きだという声をよく聞く。

また、この2つの時代には多くの有名人、あるいは英雄、英傑といわれている人物が輩出している。

というわけで、「動乱の時代には英雄が輩出するのか」というテーマについて考察してみたい。

まず、「動乱の時代には英雄が輩出する」という前提に立って、それはなぜなのかを考えてみたい。

1つめの解釈としては、動乱の時代には神あるいは天のような人智をこえた存在によって英雄的な人物が生まれるのだ、という考え方がある。

神や天が、混乱の世に苦しむ多くの民を救うため、英雄としての資質、能力をもった人物を世に送り出したとする思想。

逆に平和な時代には多くの民は平穏な暮らしを送っているため、英雄的な人物を生まる必要がないとも考えられる。

もちろん、神のような超越者の存在を否定する近代的な立場からは、このような考えは非科学的、非合理的だとして批判されるだろう。

だが、近代以前の思想や物語には神や天が混乱の世に英雄あるいは救世主を送り出すという考えがみられるだろう。

また、現代においても小説や映画、漫画の中にこのような思想の痕跡がみいだされるだろう。

2つめの解釈として、神や天が英雄を生み出したのではなく、人が動乱の時代に生きる中で英雄的な能力を発揮したのだ、とする考え方がある。

危機的な状況に対処するために、潜在能力を発揮して英雄的な行為をしたのだという考え。

時代が人を英雄へとつくりかえたのだとする現実的、合理的な思想。

英雄といわれた人たちも、平和な時代に生まれていれば無名の平凡な人物として一生を終えていただろう。

逆に、平和な時代に生き無名のまま生涯を終えた多くの人たちも、生まれた時代が動乱の時代であったならば英雄、英傑として後世に名が残っていたかもしれない。

続いては、「動乱の時代に英雄が輩出されているわけではない」という前提に立って考えてみたい。

動乱の時代といわれる戦国時代、幕末維新の時代には多くの有名人が存在している。

だが、彼らは名前が後世に残っているだけで、英雄でも何でも無いという解釈も成り立つ。

平和な時代というのは歴史に残る事件、出来事があまりおきないので、その時代に生きた人たちは多くが無名のまま生涯を終えてしまう。

一方、動乱の時代には歴史に残る多くの事件、出来事がおこるので、それらに関わった人たちの名前が後世に残される。

人は、有名人イコール英雄、英傑と思い込んで、歴史に名の残った人物を英雄扱いしているが、彼らはただ有名だけで、資質的、能力的には平凡な人間にすぎなかったかもしれない。

最後に、以上の諸点を踏まえた上でまとめしてみたい。

まず、「動乱の時代には多くの有名人が存在している」というのは間違いないだろう。

そして、それら有名人の中にはただ名前が後世に残っただけの人物もいれば、何らかの評価できる業績を残したことによって英雄、英傑と称えられている人物もいるだろう。

ただ、こうした評価には客観的な基準はないから、ある人物を英雄とみなすかただの有名人とみなすかは、人によって判断がことなるだろう。

多くの人によって肯定的に評価されている人物もいれば、毀誉褒貶のはげしい人物もいる。

また、時代の移り変わりとともに評価が反転する人物もいるだろう。

また、英雄とみなされるだけの業績を残した人物の中には、危機的な状況に生きたからこそ潜在能力を発揮しえたのであって、平和な時代に生きていたら無名のまま平凡に生涯を終えた人もいただろう。

一方、平和な時代に生まれても、何らかの業績をあげて後世に名を残した人物もいただろう。

いずれにせよ、「動乱の時代とは、人が英雄的な資質、能力を発揮しやすい時代のことだ」とはいえるだろう。

なお、「神や天が英雄的な人物をこの世に生み出す」という考えに対してだが、これは神が実在するかどうかはわからない以上、肯定も否定もできないといった所である。

近代科学至上主義的な立場にたてば、オカルト的な解釈として批判される考えなのだろうが、近代科学的な認識や解釈のみが真理であるかはわからない。

「人智をこえた力によって歴史が動かされている」といった非科学的な考えを実感としてもっている人は多いのではないだろうか。

哲学上の「決定論」と「自由意志論」の問題が人間には答えのだせない問題であるように、この問題にも明確な答えはだせないだろう。

## 死刑制度を論じる際の若干の注意点

---

死刑制度については、死刑制度を廃止すべきか存置すべきかで語られることが多い。だが、この問題を論じる際は、一番思い刑（以下、最高刑と表記）をどうすべきかも含めて論じないと、実りのある成果は望めない。

死刑制度廃止論者は、大別すると3種類に分けられる。

- 1・死刑制度を廃止して、終身刑を最高刑にすべきと考えている人
- 2・死刑制度を廃止して、無期懲役を最高刑にすべきと考えている人。
- 3・死刑制度を廃止して、終身刑・無期懲役以外の刑を最高刑にすべきと考えている人。

3つめの場合、最高刑を無期懲役よりも重い形にしようとする人（懲役50年以上など、実質的に終身刑に近い形）と、無期懲役よりも軽い形にしようとする人に分けられる。

抽象的にいえば、次のようになる。

- 1・終身刑を最高刑にすべき
- 2・終身刑以下、無期懲役以上の最高刑を設定すべき
- 3・無期懲役を最高刑にすべき
- 4・無期懲役以下の最高刑を設定すべき

終身刑は死刑以上に残酷な刑罰だ、という主張もあるから、終身刑派と終身刑反対派の間で生じる確執は、死刑存置派と死刑反対派の間で生じる対立よりも根深いものになる可能性もある。

死刑制度についての個人的な考えはここでは述べないが、死刑制度が廃止されないのなら、裁判で極刑判決がくだされた場合、死刑か終身刑かを囚人が選べるという制度を半分以上は本気で考えている。

死刑になる位なら、刑務所の中でも生きていたいと思う人は終身刑を選べばいいし、一生刑務所の中で生きていく位なら、死んだ方がましだと思う人は死刑を選べばいいと考える。

まあ、このような主張は一般には受け入れられないだろうし、特に死刑制度にも終身刑制度にも反対している人は、この意見に対しても強烈な批判を寄せるだろうと想像できる。

ただ、無期懲役を最高刑にすべきという主張は、死刑制度廃止以上に受け入れられないのではないかと考えるが。



## 死刑制度と終身刑

---

死刑制度の問題を考える際は、「死刑制度を廃止するか存置するか」「終身刑を導入するかしないか」「一番重い刑（以下、最高刑と表記）とその次に重い刑のバランスをどうするか」、以上の3点を総合的に踏まえて考察する必要がある。

最高刑とその次に重い刑（ここでは便宜的に「次刑」という言葉を使用しておく）の組み合わせは、単純に図式化すると以下の4つになる。

- 1－最高刑＝死刑、次刑＝終身刑
- 2－最高刑＝死刑、次刑＝無期懲役
- 3－最高刑＝終身刑、次刑＝無期懲役
- 4－最高刑＝無期懲役

（死刑、終身刑、無期懲役以外の刑を、最高刑または最高刑の次に重い刑にするという考えもあるが、議論が繁雑になるのでここでは除外しておいた。）

現在の日本は、2つめの最高刑＝死刑・次刑＝無期懲役という制度をとっているが、私はこの制度は非常にバランスの悪い制度だと思っている。

無期懲役の場合、15年位刑に服したあと釈放されるケースもあるそうだが、最高刑になった場合は命が奪われるのに、最高刑を免れた場合は実質的に懲役15年程度のケースもあるというのは、刑罰の制度としてはバランスが悪すぎると感じる。

死刑制度を廃止する、しないにかかわらず終身刑を導入して、現行制度のバランスの悪さを改善する必要があると思う。

### ○終身刑に関して

ただ、終身刑の導入については、人道的な観点からの反対論だけではなく、経済的（財政的）観点からの反対論が根強くあるかもしれない。

終身刑が導入された場合、刑務所の数が足りなくなるというケースも考えられるし、終身刑導入によって経費が大幅に増大することもあるかもしれない。

行政の担当者からすれば、死刑になって存在そのものがいなくなってくれるか、一定の刑期を終えたら刑務所を出て行って欲しいというのが本音なのかもしれない。

人の命にかかわる問題を、お金の面からどうこう言うべきではないという意見もあるかもしれないが、現実に終身刑制度を導入するときには、財政の問題を避けて通るわけにはいかないから、お金の問題が一番の争点になるかもしれない。

だが、経済的理由から終身刑が導入されない場合、死刑制度が廃止されないなら現行の最高刑＝死刑・次刑＝無期懲役というバランスの悪い制度がそのまま維持される。

（最高刑が死刑、次刑が無期懲役という制度を、バランスが悪いと考えない人もかなりいるのか

もしれないが。)

一方、死刑制度が廃止される場合は、最高刑が無期懲役（または終身刑以下無期懲役以上の最高刑をあらたに制定）ということになり、厳罰化とは逆の方向にむかうことになる。

まあ私自身は、国民の多くが、無期懲役または終身刑以下無期懲役以上の刑が最高刑でよいと考えるのならそれでもかまわないが、死刑制度存置派の人たちは凶悪な犯罪者は厳罰に処すべきと考えているのだから、最高刑を無期懲役にすべきという意見に賛成するとは思えない。

現実的には、死刑制度も廃止されず終身刑も導入されず、現行の制度（最高刑＝死刑・次刑＝無期懲役）がずっと維持される可能性が一番高いのかもしれない。

## ○最後に

死刑制度が廃止される場合は、最高刑が終身刑になる可能性が高いのだから、やはり終身刑の導入は真剣に考える必要があるだろう。

死刑制度を存置したまま終身刑を導入した場合（最高刑＝死刑・次刑＝終身刑）、今までの死刑判決・無期懲役判決と同様の事件の多くが終身刑となる可能性が高い。

いきなり死刑制度を廃止するよりは、当面は死刑・終身刑併用制を導入し、その結果を踏まえた上で最終的に死刑制度を廃止するか存置するかを決めればよいだろう。

なお、「死刑制度を廃止し、終身刑を導入する」という動きを阻止するために、終身刑の導入に反対するという戦略的な（悪くいえば小賢しい）意見も耳にした。

ただ、このような理由で終身刑に反対した場合、最終的にしっぺ返しをくう可能性もある。

死刑制度廃止の意見が多数派となり実際に死刑制度が廃止される場合、終身刑が導入されなければ、無期懲役か終身刑以下無期懲役以上の刑が最高刑とならざるをえないのだから、その段階になって終身刑導入を主張しても手遅れだろう。

## 選択的夫婦別姓制度に関して

---

(初出・ブログ「ミルクたっぷりの酒」2010年5月14日)

選択的夫婦別姓制度については、特にこれといった意見をもっているわけではない。はっきりいってしまえばどちらでもいい。ただ、結婚後も生まれたときから名乗っていた姓を戸籍上の姓としたいと考えている人たちの気持ちは理解できるので、選択的夫婦別姓制度の導入によって、そう考える人（主に女性だけ）の願望がみたせるのならそれでいいんじゃないと思う。だが、今回導入しようとする制度は、一部の女性の願望を実現することだけを目的としていて、思想的・理論的に深く掘り下げて考えているようには思えないので、導入しても成功はしないように思う。

選択的夫婦別姓制度を導入しても、これを選択する夫婦はごく少数だろう。その場合、両親の姓がちがうことが子供の成長に悪い影響をもたらさないか、子供が学校でいじめられないかといったことが懸念されよう。ただ、こうした問題は子供のいない夫婦にはあてはまらないし、また教育によって解決できる問題でもあるので、根本的な問題点ではない。

この制度の欠陥は、多くの人が夫婦別姓を選択したときにあらわれるだろう。二世帯、三世帯で同居した場合、1つの家の中に3つ以上の姓の人間が同居することになるから、何のために姓という制度があるのか疑問が生じることになるだろう。姓の存在意義について、明確な思想的・理論的裏付けを考慮しておかないと制度が機能不全に陥るかもしれない。夫婦別姓制度に関しては、宮崎哲弥が『正義の見方』（新潮OH文庫版）の中で主張していた、夫婦別姓制度を導入するならばそれと同時に改姓の自由（自分の好きな姓に変更する自由）も認めるべきだといった意見が面白かったし、こちらの方が理論的に整合性があるように思う。

選択的夫婦別姓制度に対しては根強い反対があるから、仮に実施されても数年後には揺り戻しがおこる可能性が高い。郵政民営化法案が亀井静香によって覆されようとしているように、政権交代がおきたら改正されるかもしれない（その場合、既に別姓を選択している夫婦の取り扱いが問題になるけれども）。

定着して多くの人が満足している制度を改正するのは困難だろう。国民の合意がえられないまま強引に実施しても上手くいかないと思う。

テレビでの、この問題をめぐる討論をみていて不快に感じるのは、保守・右派と呼ばれる人が馬鹿の一つ覚えのように唱える「文化・伝統を尊重しろ」という主張である（保守の一つ覚え？）。そんなに文化や伝統を尊重したいのなら、江戸時代までのように身分制を復活して、特権階級のみが姓をもつ制度に復帰すべきだろう。現在の姓の制度は、明治以降成立したたかだか百数十年の歴史をもつものにすぎないし、そもそも現在の多くの制度は、それまで何百年以上も続いた文化や伝統をぶち壊して成立したものだろう。

文化や伝統については、それを変えずに守った方がいいのか、変えた上で継続した方がいいのか、廃止した方がいいのか、1つ1つ検討する必要があるだろう。ただ、続いてきたのだから守れ

というのは何も言っていないのと同様である。

選択的夫婦別姓制度に反対する人は、家族は同じ姓をもつべきと主張する。この制度を制定しようとする女性の多くは、結婚後女性が男性側の姓を名乗る慣習に異議を唱える。結婚後、男性が女性側の姓を名乗ることを法律で強制すれば、両者の願望はみたされる。結婚後、姓を変えたくない男性の希望は無視されるが、今まで長い間女性側が我慢してきたのだから、今度は男性側が同じ思いをすればいい、という考えもあるかもしれない。

まあ、私自身は、どちらかの姓に統一する夫婦、別姓を選択する夫婦、改姓・創姓を選ぶ夫婦、本人が望む生き方を選択すればそれでいいと考えている。

(その場合、姓を放棄して名前だけで生活するのもありなんだろうか。)

## 選択的夫婦別姓制度に関して PART 2

---

(初出・ブログ「ミルクたっぷりの酒」2015年12月19日)

5年前にこの問題について記述した時はどっちでもいいと書いたが、現在は姓の制度に関して改正を加えるべきだという考えに変わった。

この問題の根本的な検討点は、結婚によって戸籍上の姓を変えたくないと考えている人の望みや自由を保障すべきか、それとも結婚したら夫婦は戸籍上の姓を同一にしなければいけないという、明治時代に制定された制度を固守すべきかという点だろう。

現在の姓の制度は、結婚はしたいが、結婚後、姓を変えたくない人に対し、「結婚したいのなら、どちらかが姓を変えろ」「どちらも姓を変えたくないのなら、結婚するな」と二者択一を迫る形になっている。

現在までは、姓を変えたくないで籍をいれるのを諦めて事実婚を選択したカップルは少数であったため、結婚制度がそれなりに上手く機能してきたし、結婚後も姓を変えたくないとする少数の人たちの望みや自由は無視されてきた。

選択的夫婦別姓制度に反対している人たちは、今後、姓を変えたくないから結婚しないという選択をする人が多数派となって未婚率の増加、少子化の拡大という現象が生じても自説を主張し続けるのだろうか。

姓を変えたくない人が少数派の時は、その人たちの望みや自由を無視するのに、多数派となり、未婚率が増大したなら別姓を認める方針に転換するのではないだろうか。

(逆に言えば、そのような状況にならない限り、選択的夫婦別姓制度は導入されない可能性もある。)

選択的夫婦別姓制度が導入されないのなら、次のような制度を検討すべきだろう。

1 姓を変えたくないで籍をいれず事実婚を選択している夫婦に対しては、役所に「事実婚」の届け出を出すことによって戸籍上の夫婦と同等の権利をあたえる制度を導入する。この場合は、事実婚を解消した場合は解消の届け出が必要となるが。

2 姓を変えたくない場合、自分の姓と配偶者の姓、二重に姓をもてる制度を導入する。

この場合、検討点として、子供も父方の姓、母方の姓、二重に姓をもてるのか、どちらか一つの姓を選択しなければいけないのかという点。

子供にも二重姓を認めた場合、二重姓同士のカップルが結婚する場合、姓が四つあることになるが、このことをどうすべきかなどという点がある。

いずれにしても、結婚はしたいが姓を変えたくない人の望みや自由も認める制度へと変更すべきだと考えるが、「姓を変えたくないで事実婚を選択している夫婦に対して、法律婚を選択した夫婦と同等の権利は与えるな。」「戸籍上の姓は一つであるべきだ。二重姓などは認められない。」と考える国民、政治家が多数派であるのが現状であるのかもしれない。

<追加>

選択的夫婦別姓制度の導入に反対の人は、生まれた子供の姓をどうするのかという点を反対の理由にしているケースが多い。

上で述べた二重姓の導入の件も、子供の姓の問題を検討点にあげておいた。

この問題に対しての一つの解答を付記しておく。

結婚しようとする夫婦がともに姓を変えたくない場合。

どちらか一方の姓を家族の姓とする。生まれた子供は家族の姓をもつこととする。

家族の姓（配偶者の姓）に改正したくない側は、本人の姓と家族の姓（配偶者の姓）、二つの姓を戸籍上もつことを可能とする。

十数年前から、格差問題、非正規雇用者やワーキングプア層の増加、派遣労働者の問題など労働環境、雇用環境をめぐる様々なテーマが議論されている。

多くの国民、労働者にとって一番望ましいのは、1980年代までのように、正社員希望者はよほどの事情がない限り正規雇用され、かつ定年まで右肩上がりに上昇する賃金体系が維持されることだろう。

だが、80年代までの雇用環境は、経済成長期だからこそ維持できたのであり、経済成長期がすぎた今、かつてのような状況に戻ることはできないという主張もある。

その主張が正しいのだとすれば、現在のように労働者が正規雇用者と非正規雇用者に分断された状態で、弥縫策でしかない対策をとるか、それとも労働環境、雇用環境を社会保障制度も含めて大きく改革するかしかないだろう。

企業側、経営者側の利益優先ではなく、働く側の権利や待遇を改善させるという観点から、私の考える労働環境、雇用環境改革案を述べてみる。

まず、正社員希望者は正規雇用し、働く側が非正規雇用を望んだ場合のみ、そうするというのが原則ではあるが、企業側、経営者側の事情で全員を正規雇用できないのであれば、非正規雇用者にも正規雇用者と同等の権利を付与する。

それによって企業側が非正規採用することのメリットを減らすとともに、非正規雇用者の待遇を向上させる。

同一労働同一賃金制の導入（この場合、正社員の賃金を非正規雇用者に合わせるのではなく、非正規雇用者の賃金を正社員に合わせるものでなければ意味はないが）。最低賃金の保障。現在正社員のみが加入対象となっている社会保険、雇用保険に非正規雇用者も加入できるようにする。ボーナスや退職金を非正規雇用者も支給対象とする。法律の大幅な改正が必要になるだろうが、派遣労働者にも契約打ち切り時に退職金に相当するものを支給する制度を導入する（そうすれば、経営者側が派遣労働者を便利に使い捨てできる道具として扱っている現状を少しは改善できるだろうし、また派遣労働者の生活保障にも少しは役立つだろう）。

一方、一度正規雇用したら定年まで右肩上がりに上昇する賃金体系が、経営を圧迫するとして非正規雇用者の増加、リストラ名目での中高年層の解雇の原因となっている。

このような状況を改革（それが改善であるとはいえないかもしれないが）するために、現行の賃金体系を根本から変更する。

現在、月給と賞与という形で支給されている給与を、営業職などで採用されている固定給と歩合給の併用的なものにあらためる。

固定給は、最低保障賃金的なものとして月給として支給する。

そして、それとは別に、企業の経営状態、業績などに応じて大きく増減できる分を変動給として支給する。

ただし、会社の利益の一定割合以上は、変動給として労働者側に還元させることを法的に義務付けなければ、労働者側は固定給のみの安い給与で会社に奉仕させられることになるだろう。

なお、この変動給分を年棒的な支給方法にするか、年何回かの賞与的な支給方法にするか、それとも月給として支給するかは検討の必要があろう。

また、変動給を能力給的なものにすれば、個人の実績に応じて給与が上昇することになるので、社員の競争意識を活用することもできるだろう（事務職などの実績が眼にみえにくい職種では、上司の好き嫌いによる人事考課が変動給に反映されるなどのマイナスの効果も考えられる。それに、過度の競争がもたらす負の側面もあるだろう）。

経営者側は、経営状態が悪い時には変動給の圧縮という形でこの状況に対応できるようにする。そのかわり、安易な社員の解雇、非正規採用の増加などは減らすべきだろう。

次に、社会保障制度の改革案についてである。

数年前、親が低所得のため国民健康保険料を支払えず、健康保険未加入状態となっている児童の存在をテレビで報道していた。

また、社員の社会保険料、厚生年金保険料の半分を会社が負担するという制度が、コスト削減のため正規雇用を減らし、非正規雇用を増やすという結果をもたらしている。

これらのことをふまえ、健康保険は、国民健康保険と社会保険を統合し、税金による運営に一元化することによって未加入者を防ぐべきではないだろうか。

それに応じて、会社が社会保険料の半分を負担する制度もあらため、会社の社会保険料負担分は、雇用保険料のように正規、非正規にかかわらず被雇用者の人数に応じて一定の額を納める形か、あるいは法人税の一部を社会保険分に取りあてるといった形にするのがよいのではないだろうか。

なお、国民年金、厚生年金に関しては、次項の「年金制度は40数年後を目途に生活保護制度を補充する制度に移行すべき」にて記述してある。

最後になるが、給与を固定給と変動給併用制にするという案は、現在正社員である人の人生設計に大きな変更をもたらすから、反対が多く実現するのは困難ではあろう。

また、実現した場合は、住宅ローンなどのあり方にも影響を及ぼすので、社会に混乱をもたらすおそれもあるので、それへの対応策も検討する必要がある。

一方、経営者側にとっては、便利に使い捨てできる非正規雇用者を確保したまま、正規雇用者の賃金を引き下げのために、ここで述べたような方法を採用する場合もある。

そうなったら、現在正規雇用者と非正規雇用者の間で生じている格差が、経営者などの使用者側と正規、非正規含んだ被雇用者側の格差へと広がり、多くの国民、労働者にとっては一番悪い結果をもたらすだろう。

いずれにせよ、経済成長期は終わったのに、国民の多くが経済成長期時代の意識や価値観から脱け出せず、バブル崩壊後の厳しい労働環境、雇用環境に対する適切な処方箋をみいだせない、というのが現状であるように思える。



## 年金制度は40数年後を目途に生活保護制度を補充する制度に移行すべき

---

年金制度については、年金財源（年金保険料）をどのように徴収するか、年金の支給額をどうすべきかの2点を考える必要がある。

現在は、年金保険料を税金とは別に徴収し、保険料を一定年数払った人のみが、払った期間と払った保険料の額に応じて年金を受け取る制度になっている。

だが、こうした年金制度は経済成長時代の価値観やシステムに基づいて設計されており、少子高齢化、労働環境が流動化した現在においては制度を継続するのが困難になったと思われる。

公務員や大手企業の社員など高額な退職金を貰った人たちが高額な年金を受け取っている。一方、国民年金保険料を納める経済的余裕がなかったため年金未受給となった高齢者は、（申請が認められた場合は）生活保護を受け取ることになる。

国民年金保険料の未納者はかなりの数にのぼっているそうだから、今後、年金未受給者が増えればその分生活保護の受給者は増える一方だろうし、生活保護の申請が認められなければ高齢者の貧困者が増加するだけだろう。

公務員などの安定した職業についている人が、退職後、高額な退職金と年金を受け取る。その一方、生活保護の受給者数と、生活保護を貰えない貧困者数が増加する。数年前にマスコミで話題となった"格差社会"という言葉は、現在の社会保障制度を維持し続ける限り、何十年か後には笑えないレベルのものに悪化しているだろう。

こうした状態を改善するために、現在のように年金保険料を一定期間以上支払った人のみが、支払った保険料と期間に応じて年金を受け取るという複雑な制度は廃止する。そして、現在年金保険料として支払っている分を税金として徴収し、支給する年金は生活保護費と同程度の額とする。（それにより年金受給年齢者の生活保護費支給は打ち切りとする。生活保護費を年金という形で支給するので。ただし、病気などで高額な医療費がかかる高齢者に対しては、医療費の免除などの制度は継続する。）

年金と年金受給年齢者の生活保護費支給を一体化し、年金受給年齢になったら誰でも生活保護費と同程度の年金を受け取れる平等でシンプルな制度に移行する。

### \*補注

生活保護費と同額の金額を年金として支給するのが財政的に困難な場合は、数年前、民主党が提案していた最低保障年金と同額の金額を受け取れる形にするのが望ましいと思える。その場合、生活保護受給者は、生活保護費と最低保障年金額との差額を受給できる形にする。

また、受け取る年金額が最低保障年金と同額では少なくても不満だという高額所得者は、年金基金などの制度に任意に加入し、年金保険料を支払った額と期間に応じて年金基金を上乗せとして受け取れる形にするのがいいだろう。

90年代以降の非正規雇用者の増加にともない、将来、年金未受給のために生活保護を受け取る

ことになる低所得者層や、生活保護の申請を断られるだろう貧困層はますます増加していくだろう。

にもかかわらず現在の年金制度は、退職後、高額な退職金を受け取ることのできるような比較的裕福な層が手厚い保護を受けるといふ、社会保障・社会福祉の理念とは相反したものになっている。

また、現在の年金制度を根本的にあらためなければ、増加する年金額と生活保護費によって財政が破綻するかもしれない。

さらにいえば、国民年金受給者の中には生活保護費よりも低い年金しか貰えない人がかなりいるだろうから、国民年金保険料をまじめに納めた人よりも、国民年金保険料を払わずに生活保護費を受給する人の方が高い金額を受け取るという不公平・不公正なことが生じるだろう。

現在の年金制度はシステムが複雑なだけでなく、様々な点で不公平・不公正さのある欠陥だらけの制度だから、一刻もはやくシンプルで公平・公正な制度に改変する必要がある。

ただし、年金の支給に関しては、すぐに支給方法を変更すると今まで高額な年金保険料を納めた人たちからの不満が当然おこる。

だから年金保険料（私のこの案では税金に変更されるが）の徴収方法は、新制度の導入とともにすぐに変更する。

一方、年金の支払い方法の変更は40数年後（新制度導入時20歳だった人が年金受給年齢になった時）に完全実施するべきだろう。

新制度導入後、20年位は現在の支給方法を継続し、残りの20数年間で現在の支給方法から新しい支給方法に徐々に変更していくのが望ましいと思える。

なお、この制度に転換した場合、現在企業・会社が負担している厚生年金保険料の負担分をどうすべきか、という問題が残る。

これに対しては、

- ・年金財源は消費税・所得税などでまかない、企業・会社の負担分はなくす。
  - ・現在、企業・会社が負担しているのと同程度の税金を徴収する。
  - ・現在、企業・会社が負担しているよりは少ない額の税金を徴収する。
- という3つの考え方がある。（私個人は、どの案が一番いいとは言えない。）

ただし、以上述べたことは理念的なことにはすぎないので、この案を実現させる場合、財源をどうするのか（消費税や所得税をどの位上げる必要があるのか）などの実務的な面での検討が必要となる。

## ホッブズとマルクス

---

ホッブズとマルクスの思想は似ている。

人間が、欲望に基づいた自然な政治行為をした結果生じた「万人の万人に対する闘争状態」。このような望ましくない状況を改善するために、政治指導者の下に権力を集中させ、その力による統制で秩序や平和をもたらそうとしたホッブズの思想。

これは、上手くいけば秩序や平和をもたらすはするが、同時に多くの人々の自由の抑圧、専制政治という弊害を生み出す。

一方、人間が欲望に基づいた自然な経済行為をした結果生じた資本主義社会の諸問題（貧困、搾取、経済的不平等など）。

これらの諸問題を、全ての権力を集中させた政治指導者の力によって解決しようとしたマルクスーレーニン主義の思想。

これも上手くいったとすれば貧困などの問題を解決できるかもしれないが、同時に自由な経済活動の抑制、専制政治という弊害をもたらす。

（また、実際に社会主義的政治体制をとった場合、多くの労働者はブルジョワジーではなく、プロレタリアートの代表を自称する政治指導者によって搾取されるだけであり、経済的不平等などの問題が解決されることはまずないだろう。）

ホッブズの社会思想を「政治制度を構築する思想」としてみた場合には、その後のロックやルソーの民主主義思想によって乗り越えられるべき思想、あるいはその土台、基礎となる思想として解釈できる。

同様にマルクスの社会思想を「経済制度を構築する思想」としてみた場合には、その後の思想家によって乗り越えられるべき思想、「ポスト資本主義の経済制度」（これを「民主主義的経済制度」と呼んでおく）を構築するための重要な土台、基礎となる思想として解釈できるだろう。

資本主義と社会主義を止揚した経済思想、資本主義と社会主義の良い所だけをとりいれ悪い所を克服した経済制度。

そのような思想、理論を生み出すことができ、なおかつそれが十分な批判に耐えうるものであるならば、そのような思想、理論を生み出した人は、社会思想史の教科書にホッブズ、ロック、ルソー、マルクスの次にくる大物として名前が残るだろう（それに成功した人がまだいないだけで、そのような試みをしている人は世界中に何人もいるのかもしれない）。

ただ、「ポスト資本主義の経済制度」の思想、理論が今後生まれてくるとしても、それは容易になされることではないだろう。

ホッブズとロック、ルソーの間に一世紀以上の間があいているのだから、マルクスから一世紀以上たたなければ生まれてはこないだろう。

だが、そのような思想を生み出すためのヒントはすでにあるだろう。

ロックやルソーの民主主義思想が、人間の自由な行為を原則としながらも、それによって生じる弊害を少なくする制度を構想したように、「ポスト資本主義の経済制度」も人間の自由な経済活

動を前提としながらも、それによって生じる弊害を減少させる制度とすべきだろう。

ただし、近代化した産業社会、民主主義社会においては、前近代のような土地や人の支配をめぐる武力闘争は非合法とされ、人権思想の発達により他者の権利や生存を脅かす行為も規制されるようになった。

同じように「民主主義的経済制度」においてもあらゆる経済活動が無条件に容認されるべきではないだろう。

貧困、飢餓など他者の生存を脅かす結果をもたらす経済行為、社会の安定、調和や人々の生活に重大な悪影響をもたらす経済行為には一定の規制が必要であろう。

その場合には何が「規制すべき経済的自由」か、何が「規制すべきではない経済的自由」なのかを厳密に考察する必要があるだろう。

そして、ある経済行為を規制した結果がどうなるかも十分に検討する必要があるだろう（ある法律の制定が、本来の目的とは正反対の結果をもたらすということが往々にしてあるのだから）。

なお私は、「ポスト資本主義の経済制度」（「民主主義的経済制度」）の思想、理論が生み出されれば、それによって人類の未来が明るくなるなどと楽観的に考えているわけではない。

まず、その思想、理論が現実に実現可能かどうかはわからない。

それにそのような制度が実現されても、当初予期していなかった大きな弊害が生じる可能性もある（現実の社会主義国家が、マルクス主義者たちが目指していた国家、社会とはまったくことなったものとなったように）。

そしてフランス革命時がそうであったように、ある国で社会体制の根本的な変革がおこった場合には、それをめぐって国際紛争が生じる可能性が高いだろう。

核時代の今日、資本主義体制の是非をめぐって世界戦争がおきれば世界が崩壊してしまうこともあるだろう。

## 資本主義と社会主義－戦国時代の民主主義者

---

資本主義と社会主義の戦いに資本主義が勝利した、といった言説がメディアを賑わせてから既に15年近くがすぎた（近年では資本主義の崩壊などといった言説も目にするようになったが）。

資本主義に対しても社会主義に対しても批判的な考えをもっていたものからすれば、資本主義と社会主義との戦いなどはなかったといえる。

社会主義を支持していた人も、これを批判していた人も、社会主義を過大評価していたために、資本主義と社会主義との戦いがあるようにみえただけだろう。

社会主義は、資本主義との戦いの舞台にすらあがっていなかったといえる。

資本主義経済と社会主義経済を比較した場合、どちらも多くの欠陥を抱えた経済制度に過ぎず、どちらが良いか上かといった問題ではないだろう。

この比較は、封建制と絶対王政（あるいは中央集権制専制国家）、どちらが良いか上かといった比較と同様のものだろう

封建制も絶対王政も、民主主義的政治制度と比較すれば劣位の、あるいは望ましくない政治制度にすぎない。

経済制度に関しては、政治制度における民主主義のような、現在考えられる制度の中では一番望ましいと思えるものがないのが実情といえる。

だから、政治制度における民主主義のような経済制度が構想された時、はじめて資本主義ともう1つの経済制度との間の戦いが生じるといえるだろう。

一方、民主主義的政治制度と社会主義的政治制度を比較した場合には、前者の方がより望ましいものといえるだろう。

社会主義とは、資本主義経済の諸問題を解決するのと引き換えに、民主主義政治の良い点をほとんど放棄してしまった奇妙な政治制度といえる。

マルクスレーニン主義の政治思想は、プラトンの哲人王の政治、孔子の徳の政治と同様、「政治権力をもった者が、その力を正しく使うことによって善政を行う」といったものにすぎない。

「権力は腐敗する」という原則に立ち、権力を分散させ互いに抑制させたり、腐敗した権力者をその座から引きずりおろす制度を構築したり、権力の濫用、横暴を抑止することを意図した民主主義制度からはあきらかに後退している。

資本主義経済の分析に優れた知性を発揮したマルクス（主義者）が、政治に対してはなぜこんなにもナイーブな考えしかもっていなかったのか不思議ですらある。

それだけマルクスの生きていた時代の労働者たちが悲惨な状態におかれていて、それを救済することが喫緊の課題だったのだろう。

そして、その後のマルクス主義者たちが、下部構造（経済）を重視したマルクスの思想を杓子

定規に解釈して、下部構造の問題さえ解決すれば上部構造の問題もすべて解決できると楽観的に考えてしまったのかもしれない（最初の社会主義革命といわれたロシア革命が、上部構造において権力を掌握した政治指導者が、その力によって下部構造を変革するという「下部構造決定論」と逆の形をとっていたのが皮肉な話ではあるが）。

民主主義－資本主義的政治経済制度と、社会主義的政治経済制度を比較した場合、民主主義的制度が上手く機能しているのならば、民主主義－資本主義的制度の方がより良い制度といえるだろう（ただし、資本主義経済下で貧困層が増大し、生活すらできない人が多数でてくれば、社会主義的政策で貧困をなくした方が良く考える人が増えてくるだろう）。

革命は多くの犠牲を伴うのだから、民主主義－資本主義制度を劣位の制度にかえようとする人は少数派にすぎないだろう。

だから、民主主義－資本主義体制から社会主義体制へ移行した国がほとんどないのは当然といえるだろう。

では現存する（した）社会主義国家をどう説明するのか、という疑問をもつ人もいるかもしれない。

これは、資本主義化も民主主義化もしていない非近代的な社会に生きていた人たちが、自分たちの社会、国家を近代化させる際に、民主主義－資本主義制度と社会主義制度という2つの選択肢があり、後者を選択した国が社会主義国家となったという説明が最も説得力があるだろう。

マルクス（主義者たち）は、社会民主主義を、資本主義を擁護し延命させるものにすぎないとして批判したそうだが、歴史は一回りしてその時点まで戻ってしまったような気がする。

社会主義に多くの人が幻想を抱いていた時代には、社会民主主義は理想の実現を阻む否定すべきものであったのかもしれない。

だが、「資本主義もダメだが社会主義もダメ」という認識を多くの人をもつようになった時代においては、これらにかわるより望ましい経済制度が生まれるまでの間は、あらゆる手段を用いて資本主義経済の弊害を減少させていくしかないであろう（そのような地道な試みの中から新しい経済制度の構想が生まれてくるかもしれない）。

また、アメリカにおいて資本主義の矛盾が最も顕在化している状況をみると、資本主義がその内部矛盾によって崩壊するという現象は、アメリカにおいて最初におこるかもしれない（社会主義との戦いに勝利したと言って、資本主義を謳歌、礼讃したアメリカでもしそのようなことがおきるとしたら、これもまた皮肉な話ではあるが）。

資本主義がその内部矛盾によって崩壊することがおこるとしても、その後どのような経済制度ができあがるのか、正確なことは誰にもわからないだろう。

だが、社会制度が根本から変革される時には、それを正当化したり理論的に支える社会思想が生まれてきているから、これから数世紀のうちには資本主義後の経済制度を構想した社会思想が生まれてくるのではないだろうか。

資本主義社会に生き、これを嫌悪、憎悪している人たちは、戦国時代に生きている民主主義者のようなものだ。

「経済的戦国社会」といえる資本主義社会を、自分たちが望ましいと思う社会につくりかえる力がないだけでなく、どのような社会がより望ましいのか、具体的な青写真、設計図すらない状態なのだから。

ただ、何百年かあとにはやってくるかもしれないより望ましい社会を待ち続けるしかない夢想家たち。

(さしずめ、社会主義運動は千年王国運動のようなものだろう。この世に楽園をつくろうとした禁欲的な理想主義者たちの運動...)

## 進歩史観の2つのバリエーションー「折り返し史観」と「螺旋史観」

---

進歩史観、といっても人間の社会や歴史が実際に進歩しているわけではなく、人間の社会、歴史が過去から現在まで進歩してきたとする認識や解釈、あるいは人間の社会を将来にむけてより良いものに改良、改革していかなければいけないという規範意識、これらを進歩史観と呼んでいるのにすぎないのである。

また、歴史法則とは、過去に起こった出来事の傾向や特徴を法則と呼んでいるのにすぎないのである。

歴史観も歴史法則も人間の観念の産物にすぎず、現実が起こった出来事を分析したり解釈したりする道具、手段にすぎない。

だが、人間の思考は面白いもので、現実の歴史が歴史観や歴史法則に基づいて動いているという倒錯した考えに陥りがちである。

だから、これから示す2つの歴史観も一種の知的遊びにすぎず、現実の歴史がこの歴史観通りに動いていくと主張したいわけではない。

だが、もしかしたらこれから起きるかもしれない（あるいは既に起こっているかもしれない）歴史の変化を表しているかもしれない。

### ○「折り返し史観」

社会の進歩はある時点で頂点をむかえ、そこからは折り返し地点をすぎるように退行していくという歴史観。

「民主主義ー資本主義社会」のある時点において歴史の進歩は頂点をむかえる。

だが、その後資本主義経済の諸矛盾が民主主義システムのもつ良い点を徐々に蝕んでいく。政治、経済、社会、宗教、様々な分野の上層階層の人間たちが癒着し、利益共同体を形成し、社会から公平、公正、平等といった理念が失われていく。

富裕層が特権階級化し、社会全体が中世的な身分社会へと逆行していく。

世襲化した政治権力者が、やがてはかつての国王のような存在となり、民主政、共和政から君主政へと政治制度も逆行していく。

「力のある者」がより強い力を手に入れ、「富をもつ者」がより多くの富を手に入れるという、前近代的な弱肉強食の世界へと人間社会が退行していくだろうという歴史観。

### ○「螺旋史観」

人間の社会は、螺旋階段を登るようにして2つの段階で進歩する。

人間が欲望に基づいた政治行為をした結果形成された非近代的なあらゆる政治制度。

これらの制度のもつ弊害を解消するために理性、倫理、理念などによって作為的に形成された民



主主義的政治制度。

ここにおいて一段階目の進歩が達成される。

しかし、民主主義社会における経済状態は、人間が欲望に基づく経済行為をした結果形成された「経済的戦国社会」ともいべき資本主義社会であり、非近代的な政治制度がそうであったように多くの弊害を抱えている。

この弊害を解消するために理性、倫理、理念などによってより望ましい経済制度（「民主主義的経済制度」）が形成された時に、二段階目の進歩が達成される。

かつては資本主義から社会主義への移行を歴史の進歩とみなす人々がいた。だがこれは、「封建制」から「絶対王政」への移行のようなものにすぎない。政治的戦国社会－非近代的政治制度－民主主義＝資本主義（経済的戦国社会）－民主主義的経済体制。

このような変遷を経て人間社会が進歩していくという歴史観。

## 原始共産制について

---

「原始共産制」の説は今でも根強く支持されているのだろうか。

マルクス主義者あるいは共産主義者たちの失敗の源は、人間の原始の状態を共産社会＝支配・被支配関係や貧富の格差のない状態と考えたことにあるのではないだろうか。

かつてそのようなユートピア的な状態があったと考えるから、いつかまた同じようなユートピアに戻れると考えるのだろう。

人間と猿の祖先が共通だとする進化論の説が正しいとすれば、そして猿たちの社会が、ボス猿が他の猿たちを支配、抑圧する不平等なものであることを考えるとすれば、人間の太古の状態も力の強い者が他の者を征服、支配する不平等な社会だったのではないだろうか。

原始共産制説の根拠の1つは、原始の時代においては権力者を埋葬した王墓のようなもの（そしてその中に添えられた権力者の富を象徴する財物）がなかったことにあるらしい。

だがこれは、権力者や支配者がいなかったことを示しているのではなく、権力者を埋葬する風習、墓の中に権力者の財物を一緒に埋める風習がまだなかったことを意味しているだけなのではないだろうか。

太古から人間の社会は不平等で、力のある者が他者を支配、抑圧している状態だったのなら、共産主義者たちは、人間にはつくりだすことのできない理想の社会を追い求めているだけだといえる。

だが、猿たちの中には支配・被支配関係のない比較的平等な社会を営んでいるものもいるそうである（このような猿を「共産猿」と呼んでおく）。

これから述べる説は、科学的には何の根拠もない想像にすぎないのだが、もしかしたら人類というのは「ボス猿」の祖先と「共産猿」の祖先が交配した結果生まれたのではないだろうか。

人類は「ボス猿」の祖先の遺伝子をつよく受け継いでいるため、その社会から力による支配がなくならず、力のある者への憧れを抱く人たちも多くいる。

一方、人類へと受け継がれた「共産猿」の祖先たちの記憶が、「原始共産制」への郷愁、そして失われたユートピアを求める思考をもたらしているのではないだろうか。

## 進歩的近代主義と選択的近代主義

---

近代主義を「進歩的近代主義」と「選択的近代主義」、2つのものにわけたいと思う。

「進歩的近代主義」では、非近代的な社会から近代的な社会への移行を歴史の進歩と考える。この立場では、近代化されていない国や地域を遅れたもの、劣ったものとみなし、あまつさえ近代化されていない国を近代化させることを口実として支配、征服することを、正しいことだとすら考える。

一方、「選択的近代主義」では、社会を近代化させるかどうかは、そこに住む人たちが自分たちの意志で決めるべき問題であると考ええる。

非近代的な社会は、近代的な社会より遅れたもの、劣ったものではなく、そこに住む人々がどちらの社会をより望ましいものと考えているかのちがいだと考える。

(この場合、非近代的な社会に、近代的な価値観からすれば残酷な風習が残っているとき、国際社会はそれにどう対応するべきかという問題が生じる。非近代的な文化を尊重すれば残酷な風習が温存され、強制的に廃止させようとするれば、近代的な価値観を普遍的なものだと認めることになる。言論行為を通じて、残酷にみえる風習を自発的にあらためるよう説得するというのが賢明な対応であるのかもしれない。)

ただ、人々が自由な行為をした結果、自然な形で非近代的な社会から近代的な社会へと移行した場合、これを作為的に非近代的なものへと戻すことは難しい。

「選択的近代主義」が問題となるのは、近代化していない社会を作為的に近代化させようとする場合、これに賛成するか反対するかをめぐってであろう。

社会のあり方につよい影響力をもつ人たち（権力者、上層階層の人間、宗教家など）や、国民の大多数が近代化への移行を望まない社会。

そのような社会に生きる近代主義者は、孤立せざるをえないだろう。

近代化を歴史の必然とみなし、近代化を否定する人たちを反動勢力とみなすことによって、自己の立場を正当化せざるをえないのかもしれない。

「選択的近代主義」の立場をとれるのは、ある程度近代化された社会に生きる近代主義者だけといえる。

非近代的な社会に生きる近代主義者にとっては、社会を近代化させるということは自身のアイデンティティにかかわる切実な問題であり、これをある意味客観的、冷静に考えることはできないのであろう。

これは、日本の政治的近代化をめざす人たちにとっても同じことがいえる。

日本は、経済的には充分近代化したといえるだろうが、政治的には半分近代化したにすぎないだろう。

日本の政治は「擬似立憲国家」「半分民主主義」のようなもので、非近代的な要素がまだ根強く残っている。

政治家や国民の多くがこのような状態をよしとしているのだから、政治的近代化を望んでいる人たちは社会で孤立せざるをえない。

制度や法は、権力を掌握しその力によって近代的なものを作り出すことができる。

だが、人々の政治意識や価値観を近代的なものにかえるというのは作為的にはできないことである。

人々の意識や価値観が、長い時間をかけて徐々に近代的なものにかわっていくのを待っているしかないのだろう。

## 形式民主主義と実態民主主義

---

民主主義に関しては、民主主義的な法や制度を整備すればそれでよいと考えている人と、それだけでは不十分で、政治の実態が民主主義的な理念に基づいたものにならないといけないと考えている人がいる。

前者を「形式民主主義者」、後者を「実態民主主義者」と呼ぼう。

私自身はといえば、政治の実態が民主主義的なものになるのが望ましいとは思いうし、またそうしようと地道な努力を続けなければ民主主義は形骸化してしまうとも思う。

だが、人間にできるのは民主主義的な法や制度を作り出すことだけであって、政治の実態を民主主義的なものにしようとする試みは、結局は挫折するのではないかとも思っている。

民主主義とは、政治はこうあって欲しいという理想、願望であり、また政治はかくあらねばならぬという規範、理念であろう。

しかし、人間の営む政治は、民主主義化する以前の非近代的な政治意識や価値観、さらには人間の性質に大きく影響されていて、これが民主主義社会における「形式（法や制度）、理念」と「実態」との乖離の大きな要因となっているのだろう。

法や制度は作為的、人為的に作り出すことができるが、人間の内面を思い通りに作りかえることは困難である。

明治の知識人たちは、近代社会にふさわしい個の確立を目標とし、戦後民主主義者たちは、日本人の内面を民主主義社会にふさわしいものにかえようと試みた。

だが、こうした試みはほぼ失敗したとみていいだろう（部分的には成功したと解釈することもできるが）。

もちろん、社会が近代化したことによって、また民主主義的な法や制度が制定されたことによって、社会環境、社会制度が逆に人間に影響を与え、人間の性質や内面（政治意識、価値観など）が近代的、民主主義的なものにかわっていくということもあるだろう。

しかし、こうした内面の変化は長い時間をかけ徐々におこるものであって、何百年、何千年と続いた非近代的、非民主主義的な時代に形成された政治意識や価値観、人間の性質がただちになくなることはないだろう。

民主主義の「形式、理念」と「実態」との乖離は欧米民主主義諸国においてもみられるだろうが、西洋の民主主義的な法や制度を輸入、移植した非西洋地域の民主主義国家においては、その乖離はより大きなものになるだろう。

戦後の日本に関しては、国民や政治家の多くが明治的な政治意識や価値観しかもっていない社会に、占領軍の力を背景にして民主的な憲法、政治制度が導入されたことが、「形式」と「実態」との乖離をより大きなものにしたといえる。

民主主義的な政治意識や価値観は、民主主義的な法や制度を作ろうとするその過程の中で徐々に根づいていくのだろう。

自分たちの力で戦後の憲法や政治制度を作り出せなかった日本人は、戦後の憲法や政治制度のバックボーンとなっている民主主義的な政治意識や価値観を、内面化させる機会を失ったまま時をすごしてしまったといえる。

憲法や政治制度を明治的なものに作りかえれば、「形式」と「実態」との乖離は今よりも少ないものになるだろう。

逆説的だが、日本の国家や社会が戦前回帰したならば、民主主義的な憲法や制度をあらたに作り出す運動を進める中で、多くの日本人が民主主義的な政治意識や価値観を身につけるようになるかもしれない。

(現時点で国民の多くが明治的な体制への移行に賛成するとは思えないが。)

## 保守主義について

---

図書館で西部邁の本を立ち読みしていたら、保守主義とは穏健的改良主義、漸進主義のことをいうと記述してあった。

保守とは、改革や改良に反対する伝統主義者、守旧派を意味すると思いついていたので、穏健な形ではあれ社会の改良に賛成する立場を保守主義というのだと知ってちょっとびっくりした。

だが、日本で保守派と呼ばれている人で、穏健的改良主義者の意味で保守とされている人は少数派であろう。

大部分の保守派は、伝統主義者、守旧派の意味で保守とされているのではないだろうか。

(ただし、この場合の守るべき伝統とは、江戸時代までの前近代的な伝統ではなく、明治時代、明治国家の伝統であろう。戦後憲法、戦後民主主義体制に対して批判的な態度をとり、戦前の明治憲法体制に近いものに回帰しようとする立場だろう。)

コンサバティブ、コンサバティズムを日本語で保守、保守主義と訳したのは失敗だったのではないだろうか。

日本語の保守という言葉は、私自身がそう思いついてきたように、改革や改良に反対する伝統主義、守旧派のイメージが強い。

コンサバティズムの本来の意味である穏健的改良主義をあらゆる訳語としては、穏健主義、漸進主義といった言葉を定着させ、伝統主義をあらゆる保守主義と区別した方がよかったのではないだろうか。

コンサバティズムという言葉自体に穏健的改良主義と伝統主義、両方の意味が含まれているのであれば、その訳語に保守主義をあてたのはまちがいはない。

ただ、仮にそうであったとしても、イギリスにおいては伝統主義者たちの政治的影響力はほとんどなく、民主主義、自由主義的価値観を前提とした上で保守と革新、保守とリベラルの対立があったのではないだろうか。

民主主義、自由主義的価値観が社会的土壌に根づいていない上、それらに批判的な伝統主義者、守旧派が政治的影響力をつよくもっている日本で、コンサバティブを保守と訳し、穏健派と守旧派が「保守」として一括りにされたのは、日本の政治にとって不幸なことだったといえる。

コンサバティブを保守と訳したために、穏健派が守旧派と一緒にになり、革新派（急進的改革主義者）に対抗する保守勢力となったのか。

それとも元々日本の穏健派は、革新派よりは守旧派との方が相性がよく、両者が一つの勢力となっていたので、穏健派と守旧派を含む保守という言葉コンサバティブの訳語にしたのかはわからない。

ただ、革新派と共に日本の民主主義化を推し進めるべき立場にあっただろう穏健派が、戦後民主主義に批判的な守旧派と派閥を形成してしまったことが、日本の民主主義化が中途半端なままになってしまった一要因でもあろう。

(戦後、思想言論の世界で主流派となった革新派が、穏健派を保守反動呼ばわりして、彼らを守

旧派の側へ追いやってしまったという側面も大きいのだろうけれども。)

戦後の日本では、革新派と穏健派の間に分断線が引かれ、政治の世界では守旧派と穏健派からなる保守派が与党、多数派となり、革新派は政治的影響力をほとんどもてなくなってしまった。

一方、思想言論の世界では革新派が圧倒的な多数派、主流派となり、保守派が少数派になるという政治の世界とは逆転した現象が生じてしまった。

穏健派と守旧派を区別して、「革新派・急進的改革主義者」、「穏健派（漸進派）・穏健的改良主義者」、「守旧派・明治伝統主義者」という3つの勢力が、政治の世界でも思想言論の世界でも鼎立する状態が一番望ましかったのではないだろうか。

3つの立場の人たちが、様々な問題について討議討論を通じて最も良い解決策の合意案を形成する。そのような行為の積み重ねが、日本を半民主主義状態から民主主義国家へと脱皮させることになったのではないか。

政治の世界でも思想言論の世界でも、革新派と保守派が互いの主張をぶつけ合うだけのイデオロギー闘争を繰り広げる。

その結果、建設的な合意案は形成されず、数の多い方の意見がゴリ押しされる。

このような状態が長いこと続いてきたために、日本の民主主義がなかなか成熟しないのだろう。



## 第二次大戦後の3つの歴史観

---

現在先進国といわれている国々が過去に行った侵略や植民地支配、これらをどのように評価するかをめぐっては大きくわけて3つの歴史観がある。

1つ目は、第二次世界大戦の戦勝国が行った侵略や植民地支配は是認、黙認したまま、敗戦国の行った侵略や植民地支配のみを批判するもの。

戦勝国側の人間にこのような歴史観をもつ者が多いので、これを「戦勝国史観」と名付けておく。

日本の保守、右派系言論人の一部が「東京裁判史観」と呼んで批判している歴史観は、これとほぼ同じものだろう。

2つ目は、「戦勝国史観」の裏返しとなったもので敗戦国側の人間の主張する歴史観。戦勝国の行った侵略や植民地支配は批判しておきながら、自分たちの国の行ったそれは正当化するもの。

日本では、大東亜戦争＝アジア解放戦争説を主張する人たちがその典型だろう。

この歴史観を、「戦勝国史観」に対応させて「敗戦国史観」と名付けておく。

「歴史修正主義」と呼ばれ批判されている歴史観は、ほとんどがこの立場のものだろう。

また、日本ではこうした主張は「諸君」「正論」などの保守、右派系言論誌に多くみられたので、この歴史観の持ち主を便宜上「諸君正論派」と呼んでおく。

なお、日本の「敗戦国史観」の持ち主が、ドイツの「敗戦国史観」の持ち主の主張をどのように考えているのか、あるいはその逆はどうなのかは興味深いところである。

同じ敗戦国側の人間どうし、その主張に共感をもつのか、それとも自分たちの歴史観は正しいものだがドイツの（あるいは日本の）歴史観はまちがったものだと考えているのだろうか。

戦勝国側の「戦勝国史観」の持ち主は、敗戦国の行った侵略、植民地支配を批判しておきながら、自国の行った侵略や植民地支配は、近代化していない未開、野蛮な地域を近代化させることを目的とした正しい行為だったとしてこれを正当化する。

一方、日本の「敗戦国史観」の持ち主は、欧米諸国のアジア支配を批判しておきながら、日本の台湾や朝鮮の植民地支配は、この地域に近代化のためのインフラを整備したとしてこれを正当化する。

お互いに、自国の行為は正当化しておきながら他国の同じ行為は批判するという、自己中心的な考え方といえる。

（現在では、近代化していない国や地域を、そこを近代化させるという大義名分のもとに征服、支配すること自体が批判されるようになってきてはいるが。）

そして3つ目の歴史観であるが、これは戦勝国側が過去に行った侵略や植民地支配、これらをすべて批判するその延長線上で、敗戦国側の行った侵略や植民地支配を批判するというものである。

反帝国主義、反植民地主義の価値観に基づいているので、「反帝国主義史観」「反植民地主義史観」と名付けることにする。

なお、「諸君正論派」は戦後の日本で主流となった左翼系の歴史観を、敗戦国の人間の唱える「戦勝国史観」とみなし、これを「自虐史観」「東京裁判史観」と呼んで批判している。

だが、左翼系の歴史観が「戦勝国史観」と同じものかどうかは、検証が必要であろう。左翼系の歴史観が、日本の行った戦争や植民地支配を厳しく批判しているのは事実だが、戦勝国側の行った侵略や植民地支配を是認あるいは黙認しているとはいえないだろう。

実際には戦勝国側の行為も批判しているのだが、その声が日本の行為を批判する声よりも小さいものであるため、「諸君正論派」の目には「戦勝国史観」と同じであるようにみえているだけかもしれない。

あるいは、「戦勝国史観」と「反帝国主義史観」の中間に位置しているというのが妥当な解釈かもしれない。

私自身は3つ目の「反帝国主義史観」の立場である。

日本でも欧米でも左翼系の学者の中にはこの立場の人がいるが、一般的にはまだ少数派にすぎないのだろう。

敗戦国の日本ですら、自国の過去の行為を批判、否定することに対して根強い抵抗があるのだから、まして戦勝国側の人間が自国の過去の非道徳的な行為を反省し、批判するというのはなかなかできないことなのだろう。

## 日本近現代史をめぐる4つの歴史観

---

＜日清戦争・日露戦争＞を肯定的に評価するか否定的に評価するか、＜日中戦争・太平洋戦争＞を肯定的に評価するか否定的に評価するか、＜戦後の日本＞を肯定的に評価するか否定的に評価するか、以上の3点を軸にして、戦後の日本では大きく分けて4つの歴史観がみられる。

1つ目は、＜日清戦争・日露戦争＞＜日中戦争・太平洋戦争＞はともに肯定的に評価するが、＜戦後の日本＞は否定的に評価する歴史観。

これは、戦前の日本、大日本帝国を賛美し、戦後民主主義を批判する右翼の人たち、皇国史観の持ち主に特徴的な歴史観なので、便宜上「皇国史観」と呼ぶことにする。

2つ目は、＜日清戦争・日露戦争＞は肯定的に評価するが、＜日中戦争・太平洋戦争＞は否定的に評価し、そして＜戦後の日本＞も否定的に評価する歴史観。

これは、軍国主義化する以前の明治憲法体制の日本に郷愁を覚える人たちに多くみられる歴史観なので、「明治伝統主義史観」と呼んでおく。

「自由主義史観研究会」「新しい歴史教科書をつくる会」の関係者にはこの立場の者が多かったようである。

特に「新しい歴史教科書をつくる会」は、教科書を検定に合格させるための戦術であったのか、公的には日中戦争、太平洋戦争を肯定せず、「皇国史観」とのちがいをアピールしていた筈である。

(ただし、「自由主義史観研究会」「新しい歴史教科書をつくる会」関係者の中には「皇国史観派」も少なからずいたし、今世紀に入ってからでは日中戦争、太平洋戦争を肯定する発言をする人もめだってきてはいるが。)

3つ目の歴史観は、＜日清戦争・日露戦争＞を肯定的に評価し、＜日中戦争・太平洋戦争＞を否定的に評価する点では＜明治伝統主義史観＞と同じだが、＜戦後の日本＞は肯定的に評価するもの。

明治憲法体制から、軍国主義を経由せずに戦後の民主主義体制へと移行することを理想とする人たちに多くみられる歴史観なので「リベラル・デモクラシー史観」と呼んでおく。

司馬史観と呼ばれている司馬遼太郎の歴史観はこれに近いだろう。また、日本人全体の中ではこの歴史観の持ち主が一番多いと思われる。

最後の4つ目のものは、＜日清戦争・日露戦争＞＜日中戦争・太平洋戦争＞をともに否定的に評価し、＜戦後の日本＞は肯定的に評価する歴史観。

明治政府当初の近代化路線は肯定するが、その後の帝国主義路線、海外拡張（膨張）路線は否定する考え方。

独立を保つための（自衛のための）必要最小限の軍事力のみを保有し、海外での戦争は極力避け

ようとする「小日本主義」に共感する人たち、反帝国主義、反植民地主義の左翼の人たちに多くみられる歴史観である。

この歴史観は、とりあえず「反帝国主義史観」と呼んでおく。

ただし、以上の分類は極めて大雑把なものにすぎない。

日清戦争と日露戦争、日中戦争と太平洋戦争をセットにして、それらを肯定するか否定するかとしたが、日中戦争は否定するが太平洋戦争は肯定する（あるいはその逆の）考えも当然あるだろう。

それに、それぞれの戦争に肯定的に評価できる要素と否定的に評価すべき要素があり、これらを全肯定するか全否定するかといった発想そのものへの批判も当然予想される。

また、「皇国史観派」「明治伝統派」は戦後の日本を否定的に評価しているとしたが、彼らが否定しているのは主に戦後憲法や戦後民主主義体制であり、戦後の経済成長路線は肯定的に評価している人が多い。

同様に、戦後の日本を肯定的に評価していると私がみなした「リベラル・デモクラシイ派」「反帝国主義派」も、戦後の日本を全肯定している人ばかりではないだろう。

ここにあげた4つの歴史観は、戦後の思想言論空間の全体像を掴みやすくするために作りあげたステレオタイプの歴史観、一種の理念型にすぎない。

一人一人がもっている歴史観を細かく検証していけば、それは類型化できない複雑なものになるだろう。

## ○帝国主義路線肯定派の分類

「皇国史観派」「明治伝統派」「リベラル・デモクラシイ派」は、19世紀後半の日本の帝国主義化を肯定している点で共通点があるが、その後の理想とする国家・社会のあり方をめぐって思想の相違がみられる。

「皇国史観派」「明治伝統派」は、戦後憲法・戦後民主主義体制を批判し、戦前の国家体制を擁護する右派・保守派といえる。

「明治伝統派」は軍国主義化以前の体制を支持する穏健派で、「皇国史観派」は軍国主義時代の日本も肯定する極右系といえる。

「明治伝統派」と「リベラル・デモクラシイ派」（以下「デモクラシイ派」と略記）は、戦後民主主義への評価をめぐってちがいがあらわれる。

「明治伝統派」は軍国主義化以前の明治国家体制が継続することを望む人たちといえ、「デモクラシイ派」は明治体制から軍国主義を経由せずに民主主義体制へと移行することを理想とする人たちといえる。

漸進主義的な改良での明治体制から民主主義体制への移行を望む保守派と、革命による民主主義化を志向する急進派とに分かれるだろう。（前者は立憲君主主義者が、後者は共和主義者が多

いと推察される。)

帝国主義路線肯定派は、日露戦争後の対外政策をめぐっても意見が分かれるだろう。外国に侵略されないだけの国力を身につけたら、それ以上の海外進出は避けるべきと考え、韓国併合や中国大陸進出に否定的な小日本主義に近い立場。韓国併合や中国での権益確保は肯定するが、1930年代以降の軍国主義路線には否定的な立場。

1930年代以降の軍国主義路線も肯定する立場（「皇国史観派」に相当するだろう）。

「デモクラシイ派」と「明治伝統派」は、それぞれの中に海外進出批判派と韓国併合、大陸進出肯定派がいると思われる。

だが、「デモクラシイ派」は海外進出批判派が、「明治伝統派」は大陸進出肯定派が多いかもしれない。

## ○反帝国主義派と帝国主義肯定派の対立

90年代後半の自由主義史観研究会、新しい歴史教科書をつくる会と左翼系の歴史学者、歴史教育者との論争は、表層的には日中戦争、太平洋戦争（あるいは軍国主義時代の日本）の評価をめぐって行われていたように見えるが、深層的には日清戦争、日露戦争（あるいは日本の帝国主義化）の評価をめぐっての対立といえるだろう。

前者は、日清戦争、日露戦争の勝利を、日本が欧米列強の仲間入りを果たした誇るべき国家、民族の歴史と考え、後者はこれらをその後の軍国主義化をもたらした否定すべきものと考えているのだろう。

日清戦争、日露戦争を肯定的に評価している人たちは、「新しい歴史教科書」を積極的に支持はしなくても、これに比較的寛容な態度をとっている人が多い。

一方、「反帝国主義派」は「つくる会」の言動を厳しく批判していた。

日清戦争、日露戦争肯定派と「反帝国主義派」との対立は、福沢諭吉の評価をめぐってもみられる。

左翼系の学者の中には、日清戦争とその後の台湾の植民地支配を肯定的に評価した福沢諭吉を、帝国主義者、植民地主義者とみなして厳しく非難している人がいる。

福沢諭吉が韓国併合以降の対外政策を支持したのなら、植民地主義者とみなせるだろう。

だが、日露戦争時既に死亡していた福沢諭吉を、対外膨張主義者と同列にみなせるかは微妙なところだろう。

## ○個人的見解

私自身は、現在先進国とよばれている国が過去に行った侵略行為や植民地支配、これらをすべて批判するその延長線上で日本の行った戦争や植民地支配を批判すべきであると考えている。だから当然、「反帝国主義史観」に近い考えをもっている。

だが、当時の政治指導者や財界人など、日本社会に大きな影響力をもつ人たちの多くが帝国主義路線を支持していただろうから、現実には日本が反帝国主義路線をとることは不可能であっただろう。

当時の国民、一般大衆がどちらの路線を支持していたか正確なことはわからないが、おそらく国民の多数派は日本が欧米列強の仲間入りすることを肯定的に評価していただろう。帝国主義路線を支持する国民と支持しない国民が半々であったとしても、政府の方針に大きな影響を及ぼすことはできなかつただろうから、やはり現実の歴史が反帝国主義路線になることはなかつただろう。

なお、日清戦争、日露戦争を経て欧米列強に伍す国力をつけたから日本は独立を保てたのであって、もし両戦争を行わず反帝国主義的な政策をとっていたら、日本は外国の支配下、従属下におかれてしまった筈だ、と主張する人たちもいる。

このような主張が妥当であるかは十分な検証が必要であるが、もしそうになっていたのだとしたら、反帝国主義路線ではなく、帝国主義路線をとったことがよかったといえるかもしれない。(少なくとも日露戦争までの時期に限っては。)

だが、反帝国主義路線をとっていても独立を保つことができ、地道な経済発展、漸進的な民主主義化を進めることができたのなら、その方がよかったといえるだろう。

(特に、日露戦争の一応の勝利が、その後の韓国併合、対外膨張路線へと必然的に結びつき、満州事変から太平洋戦争へとつながっていったのだとしたら。)

## ○日本の民主主義化をめぐる

「デモクラシイ派」と「反帝国主義派」は、日清戦争、日露戦争の評価をめぐるっては意見が分かれるが、戦後の民主主義体制を肯定的に評価する点では共通点をもつ。

(韓国併合以降の海外膨張路線に批判的な点でも共通点をもつかもしいない。)

民主主義者、リベラリストにとっては、侵略はせず侵略もされずという方針を貫き、占領軍の力ではなく日本人自身の手で現在と同様の憲法、政治制度を作り出すことが理想だったといえる。

日本が日中戦争、太平洋戦争を行わなかったらどうなっていたかについては、いくつかの考え方があろう。

1つ目は戦前の国家体制が現在まで継続したとするもの。

「皇国史観派」「明治伝統派」にとってはこれが理想だったといえるだろう。

2つ目は、漸進主義的な改良が行われ明治憲法と戦後憲法との中間的な体制に移行していたと

するもの。

戦後憲法、戦後民主主義体制は占領軍の力があつたから実現できたのであり、日本人自身の力ではそのような体制は作れなかつたという考え方でもある。

3つ目は、アメリカに占領されなくても遅かれ早かれ現在と同じような憲法、政治体制に移行していただろうとするもの。

私自身の考えは2つ目のものである。

私同様、日本人自身の力では戦後憲法、戦後民主主義体制を作りだせなかつただろうと考えている人の中には、逆説的な形で太平洋戦争を肯定している人もいるかもしれない。

「連合国相手に勝ち目のない戦いをしたからこそ、占領され民主主義的な憲法、政治制度がもたらされたのだ。もし太平洋戦争を行わなかつたら明治体制がいつまでも続くことになつただろう。だから太平洋戦争をしてよかつたのだ。」と。

## 侵略戦争と自衛戦争

---

日本が1930年代から40年代にかけて行った戦争に対しては、それが自衛戦争だったのか侵略戦争だったのかをめぐって論争が繰り広げられてきた。

だが、自衛戦争と侵略戦争をどのように定義するかについて共通した理解がないため、両者の議論がかみあわないことがままある。

自衛戦争か侵略戦争かを論じるさいには、戦争の目的（自衛を目的とした戦争だったのか、侵略を目的とした戦争だったのか）と行為（自衛行為だったのか侵略行為だったのか）について認識を明確にしてから論じるべきだろう。

戦争を目的と行為によって分類すると、次の3つのパターンが考えられる。

- 1・侵略を目的とした侵略行為としての戦争
- 2・自衛を目的とした侵略行為としての戦争
- 3・自衛を目的とした自衛行為としての戦争

日本の行った戦争を自衛戦争だと主張する人は、2のパターンと3のパターンどちらと認識しているのか、一方侵略戦争だと主張する人は、1のパターンと2のパターンどちらと認識しているのかを明確にすべきだろう。

日中戦争または太平洋戦争を、自衛を目的とした侵略行為としての戦争であると認識している人たちが、一方はこれを自衛戦争だとして擁護、正当化し、もう一方は侵略戦争だとして批判しているケースがみられる。

戦争への評価に関しては、大多数の人は侵略戦争を否定すべきものとみなし、自衛戦争は肯定できるもの、あるいはやむをえないものとみなしている。

侵略戦争か自衛戦争かといった論争も、日本の行った戦争を肯定したい人たちがこれを正当化するために自衛戦争だと主張し、否定したい人たちが侵略戦争だと非難しているのが実態といえるだろう。

だが、極少数の人は自衛戦争であってもやってはいけない、侵略戦争であってもやってよいと考えている。

### ○侵略と自衛の定義

次に、侵略を目的とした戦争とはどのようなものか、自衛を目的とした戦争とはどのようなものなのかについて考察してみたい。

侵略を目的とした戦争が領土の獲得を目的としたものであることについては、異論は少ないであろう。

また、自衛を目的とした戦争が、他国から武力攻撃をうけた際にこれに対する戦争であることについても異論は少ないだろう。



意見がわかれるのは、経済危機を脱するために他国の資源、食糧を奪うことを目的とした戦争の場合だろう。

何もしなければ国民が生存できなくなるおそれもあるのだから、この場合は自衛目的だと考える人もいれば、国民の生活を救うことが目的であったとしても、他国の資源や食糧を奪おうとするのだから侵略目的だと考える人もいるだろう。

続いて侵略行為と自衛行為のちがいであるが、自衛行為に関しては目的の時と同様、他国から武力攻撃を受けた際にこれに対して戦う場合は自衛行為といえるだろう。（私はこのケース以外に自衛行為といえる戦争は思いつかないが、日本の行った戦争が自衛行為の戦争だったと主張する人がいるのならば、なぜ自衛行為だといえるのか説明してほしいものである。）

一方、侵略行為といえるのは他国を不当に武力攻撃した場合、他国の領土内の資源、食糧などを奪いとった場合だろう。

（なお、目的の場合も行為の場合も自衛の概念を拡大解釈していけば、どのような戦争も自衛戦争だといって正当化できてしまうだろう。）

## ○日中戦争・太平洋戦争の評価

日中戦争、太平洋戦争に対しては、これを、侵略を目的とした侵略行為としての戦争とみなす人と、自衛を目的とした侵略行為としての戦争とみなす人がいる。

この場合、戦争の目的を自衛とみなすことの妥当性がまず問われる。経済危機を脱するために他国の領土を侵犯することを自衛だと強弁できるのなら、自衛目的とみなすことはできるだろう。

だが、自衛目的の戦争であったとしても、では経済危機を脱するためなら他国の領土内の資源や食糧を奪いとってもいいのかという問題が生じる。

日本の行った戦争を肯定している人は、目的が自衛なら侵略行為をしてもよいと考え、否定している人は自衛目的であっても侵略行為はすべきでないと考えているといえるだろう。

私自身は、太平洋戦争は自衛目的の侵略行為と解釈することも可能だが、日中戦争は侵略目的の侵略行為とみなすことが妥当であると考え。

ただ私は、他国から武力攻撃を受けた際にこれに対して行う戦争以外は否定する立場をとっている。太平洋戦争が侵略戦争ではなく自衛戦争であったとしても、これは肯定できないと考えている。

ただし、経済を維持するのに必要な資源、食糧の大半を輸入に頼っている日本は、1930年代と同じような状況におちいれば、その危機を軍事力の行使によって乗り切るか、それとも不当な軍事力は行使せず、危機的状況が過ぎ去るのを座して待つかという究極の選択をせまられることになるだろう。

だから、この問題を単に過去の歴史認識の問題としてすますことはできないといえる。

## 大東亜戦争＝アジア解放戦争論の欺瞞

---

太平洋戦争あるいは大東亜戦争という名で呼ばれている戦争。

日本の戦争指導者たちが、欧米諸国に植民地支配されているアジアの人々を、その支配から解放することを一番の目的として戦争を行ったのであれば、私はその戦争を肯定はしないけれども否定もしない。

だが、私が太平洋戦争、大東亜戦争という名で呼ばれている戦争を肯定できないのは、日本の戦争指導者たちがその戦争を行った一番の要因が、経済危機を脱するために、欧米諸国に植民地支配されている地域の資源を奪いとることにあったことが明白だからである。

自国の利益のために、他国の支配下にある資源を奪いとりながら、その戦争をアジアの人々の解放のための戦争だと言い募るのは、二重の欺瞞であろう。

(だからといって、欧米諸国による東南アジアやインドの植民地支配が正しいわけではないが。)

日本人の多くが貧困に喘ぐ中、よその国の人々の解放のために多くの日本人の命を犠牲にして戦うほど、日本の戦争指導者たちが博愛に満ちた人物であったとはとても思えない。

だが、大東亜戦争を肯定している人々は、アジア諸国を解放するその代償として、その地域の資源を貰おうとしただけなのだと考えているのかもしれない。

もし、日本の行った戦争がアジア解放戦争だというのであれば、その戦争は以下のような手順を踏む必要があっただろう。

まず第一に、日本が植民地支配している台湾や朝鮮を解放する。

その地に独立後できた政権が、日本と共に他のアジア地域の解放戦争に参加するのであれば一緒に戦う。

(独立後できた政府が満州国のような傀儡政権であるならば、真の解放とはいえないだろう。また満州地域も当然中国側に返すべきだろう。)

次に、いついつまでにアジアの植民地を放棄せよ、さもなければアジア地域の独立を目的として戦争を仕掛ける、と欧米諸国に対して事前通告すべきである。

そして、東南アジアやインドの独立運動家たちと協力して戦争を遂行すべきであろう。

(なお、独立戦争を行うかどうかは、本来植民地支配されている国の人たちが決めるべきことである。独立戦争がおきた後、要請をうけてこれに介入するのならともかく、解放戦争と称して勝手に武力攻撃することは不当な行為であろう。)

また、欧米諸国が植民地を放棄したならば、その地には日本の傀儡政権ではなく自立した政権が樹立されるべきだろう。

そして、その政権が日本と共に他の地域の独立戦争に参加するのであれば、協力して戦うべきだろう。

もっとも、日本の行った戦争を肯定している人たちは、最終的に日本が勝利を収めたならば、その時点で東南アジア地域のみならず台湾や朝鮮の独立も承認するつもりだったのだ、などと虫

のいいことを考えているのかもしれない。

いずれにせよ、大東亜戦争がアジア解放戦争だったのだという主張は、日本が戦争に負けたからこそ言える主張であり、もし日本が戦争に勝っていたならば、東南アジアの国々は日本を相手に独立戦争を戦うことになっていただろう。

だが、皮肉な話ではあるが、もし日本が太平洋戦争、大東亜戦争と呼ばれている戦争を行っていなかったならば、日本や欧米諸国に植民地支配されていた国や地域の独立は、実際より何十年も遅れることになったであろう。

もし、日本が中国での戦争から早々に手を引き、ドイツやイタリアと同盟を結ばず、ヨーロッパでおきたであろう枢軸国と連合国との戦争に、中立の立場をとるか連合国側で参戦していたら

。ヨーロッパでの戦争は史実通り連合国側が勝利していただろうから、1945年の時点で台湾や朝鮮が日本の植民地支配から解放されることはなかったであろう。

そして、台湾や朝鮮、東南アジアなどで独立戦争がおきた時には、日本と欧米諸国が協力してこれらの鎮圧にあたったかもしれない。

あるいはこれらの地域で東側陣営と西側陣営の覇権争いがおこったかもしれないし、場合によっては日本も含めた三つ巴の戦いがおこったかもしれない。

大東亜戦争肯定論者たちは、「だから日本の行った戦争は、（結果的に）アジア解放戦争だったのだ。」と声高々に主張しているのかもしれない。

第一次世界大戦は暴力団同士の縄張り争い。

第二次世界大戦は、老舗の暴力団の縄張りを、新興勢力の暴力団が奪いとろうとして、それに失敗した争い。

新興勢力の暴力団は、老舗の暴力団に支配されている住民たちを、その支配から解放すると偽って自らの行為を正当化した。

一方、抗争に勝利した老舗の暴力団は、自分たちも暴力団であることを忘れ、警察気取りで新興勢力の暴力団を裁き、再び住民たちを支配しようとした。

日本は、清、ロシアという二つの旧勢力との抗争に勝利して、世界に冠たる暴力団勢力の仲間入りを果たしたといえる。

現在、先進国と呼ばれている国に住む国民たちは、自国の利益になることなら、なんでも支持をする低モラルのくせに、自意識、自尊心だけは人一倍つよい。

だから、自国を暴力団呼ばわりするこの言説に対しても、ヒステリックな反発をすることが目に見えている。

もう何年も前になるが、佐高信が大手銀行の頭取連中は、暴力団の幹部よりもたちが悪いといった趣旨の発言をしたことがあった。

銀行の利益をあげるために、暴力団さながらの手口を用いていたことを批判した発言だった。

暴力団と呼ばれている人たちは、自分たちが反社会的勢力とみなされていることを意識しているから、変なエリート意識はもっていないだろう。

だが、大手銀行の経営陣は、自分たちは社会的エリートだという自意識、プライドをもっているから、自分たちを暴力団呼ばわりする発言には、ヒステリックな反発をしめすだろう。

やっていることは暴力団と同じなのに、エリート意識とプライドだけは高い人間、これほどたちの悪い人種はいないだろう。

## 「大東亜戦争」と「太平洋戦争」の呼称をめぐって

---

日本が1940年代に連合国と行った戦争に対しては「太平洋戦争」と「大東亜戦争」という2つの呼称がある（数年前に岩波書店から出版された本では「アジア太平洋戦争」という言葉が使われ、学者の中にはこの呼称を使っている人もいるが、一般には浸透していない）。

「太平洋戦争」という呼び方に否定的な人は、おおざっぱにわけると2種類いる。

1つは、アメリカの占領政策に批判的な考えをもっている人。

「太平洋戦争」という呼称自体が、元々はアメリカの占領政策の一環として日本人に強要されたものらしいので、反米感情をもつ人やアメリカへの従属状態を脱したいと考えている人の中には、「太平洋戦争」という言葉を使うことを拒否している人が多い。

もう1つは、日本の行った戦争を肯定している人たち、あるいは軍国主義時代の日本に肯定的な感情を抱いている人たち。

この2つは矛盾するものではなく、「太平洋戦争」という呼び方を否定して「大東亜戦争」という言葉を使用している人たちには、上記2つの考えを両方もっている人が多い。

一方、「太平洋戦争」という言葉を使っている人は、「大東亜戦争」という言葉に軍国主義的なイメージを感じ、それへの嫌悪感から「太平洋戦争」という言葉を使っている人が多い。

といっても、1940年代から60年代にかけて、この2つの言葉がどのようなイメージをともなって使われていたのかは知らない。

だが少なくとも、私が小学生になった70年代には、「大東亜戦争」という言葉は、「日本の行った戦争や軍国主義時代の日本を肯定・讚美している極右・国粹主義者たちが使用している」という印象がつかったので、多くのリベラルな思想や価値観をもっている人たちは、この言葉に対して拒否感や嫌悪感をもっていた。

右派の中には、「戦後の日本人は、アメリカに洗脳されたから太平洋戦争」という言葉を使っている」と主張している人も少なからずいるが、実際には日本の行った戦争や戦前の日本を擁護している人たちが「大東亜戦争」という呼称を使っていたので、その言葉が使用されなくなっただけだろう（少なくとも70年代以降に関しては）。

「アメリカの占領政策を肯定するか否定するか」「日本の行った戦争を肯定するか否定するか」「太平洋戦争」と「大東亜戦争」、どちらの呼称を使うか」という観点から、いくつかのタイプに分類できる。

\*注意 ここで言っている「アメリカの占領政策を肯定するか否定するか」とは、占領政策全般ではなく、「太平洋戦争という呼称を強制した政策」に限定しています。

- 1・太平洋戦争使用派－「アメリカの占領政策を肯定」「日本の行った戦争を否定」
- 2・太平洋戦争使用派－「アメリカの占領政策を否定」「日本の行った戦争を否定」

3・大東亜戦争使用派－「アメリカの占領政策を否定」「日本の行った戦争を否定もしくは肯定しない」

4・大東亜戦争使用派－「アメリカの占領政策を否定」「日本の行った戦争を肯定」

1970年代以降、大多数の日本人は1か2の立場から「太平洋戦争」という言葉を使用してきた。

そして右派・保守派の一部（または多く）が4の立場に立って「大東亜戦争」という言葉を使用してきたと言える。

呉智英などは、「戦争への評価と、（太平洋戦争・大東亜戦争の）言葉の使用は分けて考えるべきだ。」という考えのもと、「大東亜戦争」という言葉を使い続けてきた極少数派の人といえる。

（「大東亜戦争」という言葉を使用している理由が、「”太平洋戦争”という呼称を強制したアメリカ」への批判的な考えからなのか、それとも別に理由があるのかはよく知らない。）

なお、新書館から発行された「日本思想史ハンドブック」の中でも、3の立場から「大東亜戦争」という言葉が使用されていたから、徐々にではあるが3の立場の人が増えてきているのかもしれない。

冒頭でふれた「アジア太平洋戦争」という呼称も、「”太平洋戦争”という呼称を強制したアメリカの姿勢」には否定的だが「大東亜戦争」という言葉は使いたくない、そのために「太平洋戦争」でも「大東亜戦争」でもない呼称を使っているのではないかという気もするが、正確なことはわかりません。

ちなみに自分自身は2の立場から「太平洋戦争」という言葉を使用している。

「太平洋戦争」という言葉の使用をアメリカに強要されたことに反発する感情も理解できなくはないが、「大東亜戦争」という言葉には戦前の国家主義や軍国主義の匂いがぷんぷんと染みついているような気がしていて（特別な場合を除いては）使用する気になれない。

## 太平洋戦争とイラク戦争

---

太平洋戦争に対しては、これをアジアの解放戦争だといって肯定している意見と、侵略戦争だと批判している意見がある。

イラク戦争に対しても、フセインの専制政治から民衆を解放した戦争だと肯定する意見と、侵略戦争だと批判する意見がある。

2つの戦争に対する評価は、4つのタイプがある。

### 1・太平洋戦争、イラク戦争をともに否定する主張

戦争の口実・大義名分にかかわらず、先制攻撃した側を批判する考え。

「目的が正しければ先制攻撃も容認される」という考えを否定する考え。

### 2・太平洋戦争は否定し、イラク戦争は肯定する主張

2007年頃の「論座」で、読売新聞社の渡邊恒雄がこのような主張をしていた。

渡邊氏の意見で興味深かったのは、太平洋戦争を、（イラク戦争同様）連合国による日本の民衆の解放戦争だととらえていた点である。

民主主義国家と独裁国家の戦争では、どちらが武力攻撃を仕掛けたのかには関係なく民主主義国家側が正しいという考えで、その主張に賛同するかはともかく、論理的な一貫性だけはある。太平洋戦争が、日本側から仕掛けた戦争ではなく、連合国側から仕掛けた戦争であったとしても、渡邊氏は連合国側が正しいと思ったのだろうか。

### 3・太平洋戦争、イラク戦争をともに肯定する主張

ネット検索をしていて偶然訪問したサイトで、このような主張をみかけた。管理人は右翼的な思想の持ち主らしかったが、日本も正しい、アメリカも正しいという考えで、「親米右翼」的な立場だとこのような考えになるのだろうか？

大義名分に正当性があれば、他国を武力攻撃してもいいという考えで、太平洋戦争・イラク戦争の大義名分はともに正当性があるという考えらしい。

### 4・太平洋戦争は肯定し、イラク戦争は否定する主張

「反米右翼」的な立場の人にこうした主張がみられた。

日本は「アジア開放戦争だ、自衛戦争だ」と勝手な大義名分を掲げて他国を武力攻撃してもいいが、アメリカが同じことをするのは許せないという考えで、かなり自己中心的な意見といえる。

## 大東亜戦争を「アジア解放戦争だ」「自存自衛のための戦争だ」と言って肯定している連中はただの馬鹿

---

大東亜戦争がアジア解放のための戦争だというのは、戦争を正当化するためのただの口実に過ぎないが、仮に戦争の目的が「欧米諸国に植民地支配されているインドや東南アジアの国を、その植民地支配から解放すること」であったとしても、この戦争を肯定している日本人がただの馬鹿であることにはかわりはない。

大東亜戦争の結果なにが生じたのか。

日本はアメリカに占領され、形式的に独立を達成したあとも、実質的にはアメリカの従属国になってしまったのである。

よその国を植民地支配から解放するといいつながら、当の日本が戦争を仕掛けた国の従属国になってしまったのだから世話はない。

大東亜戦争は自存自衛の戦争だという主張も同様である。

戦争の目的が自存自衛のためであったのなら、その目的を達成できたのか……。否。

戦争を仕掛けた相手国に占領され、その従属国になるという自存自衛とは正反対の結果をもたらしただけである。

では自存自衛とやらの戦争を行わなければどうなっていたのか。

経済的に苦しい状態は何年も続いただろうが、少なくとも外国に占領され、その従属国に陥るといった状況は避けられただろう。

自国の自立や独立になによりもの価値をおいている人間ならば、日本がアメリカの従属国になるという結果をもたらした戦争を行った政治指導者たちは、真っ先に批判しなければならないだろう。

ところが戦後日本で右翼や保守を自称している連中は、日本をアメリカの従属状態に陥らせた戦争を行った指導者たちを批判するどころか、戦争の目的が正しかったからと言って大東亜戦争を肯定・擁護・正当化しているのだから救いようがない。

まあ、心の底では日本がアメリカの従属状態に陥ったことを喜んでいるのだとしたら、極めて理にかなった行為だけれどね。



## 「太平洋戦争」と「戦後民主主義」をめぐる言説のねじれ

---

ステレオタイプの右派は「太平洋戦争」を肯定・擁護し、「戦後民主主義」を否定・批判する。  
一方、ステレオタイプの左派は「太平洋戦争」を否定・批判し、「戦後民主主義」を肯定・擁護する。

戦後の憲法、政治体制は占領軍の力があつたからこそ実現できたと言えるだろう。  
もし太平洋戦争を行わず、アメリカに占領されることがなければ、基本的には明治憲法、大日本帝国の政治体制が続いていただろう。

時代の経過に伴い多少は憲法や政治制度に改良が加えられたかもしれないが、革命でもおきない限り現在のような憲法・政治制度を日本人自身の力で作り出すことはできなかつただろう。

ステレオタイプの右派・保守的な価値観をもっている人たちは、「戦後民主主義」を否定したのであれば、その前に「太平洋戦争」を否定すべきだろう。  
連合国相手に勝算の少ない戦争を行わなければ、アメリカに占領されることもなく、占領軍の力を背景にして現在の憲法や政治制度が成立することもなかつたのだから。

ステレオタイプの左派は「太平洋戦争」を否定しているが、もし「太平洋戦争」を行わずアメリカに占領されなければ、自分たちが望むような憲法や政治制度を自分たちの力だけでつくることはできなかつただろう。

右派と左派の政治的力関係を比べれば、圧倒的に右派の方が強い。  
国民の政治意識も、左派・リベラル的な価値観をもっている人たちよりは、右派・保守的な価値観をもっている人の方が多数派だろう。

戦後の思想・言論の世界では左派的な思想・価値観が主流となったが、それは日本が戦争に負けたからかもしれない。  
もし敗戦という経験をしなかつたら、学界もマスメディアも右派・保守派が主流・多数派であり、左派・リベラル派は少数派であつたかもしれない。  
治安維持法が廃止されずそのまま存続していたら、民主主義的な政治制度を望む自由主義者たちが弾圧される時代が続いていたかもしれない。

## 「戦前・戦後」と「戦前・戦中・戦後」

---

○ブログ「ミルクたっぷりの酒」に2011年8月2日に記述したものを一部修正

日本の近現代史の（ジャーナリズム的な）時代区分には「戦前・戦後」という区分と「戦前・戦中・戦後」という区分があるが。

前者の場合、1945年を境にそれ以前を戦前、それ以後を戦後と呼んでいるが、戦前と戦後の区切りを1945年のどの時点に設定しているのだろうか。

一般的には8月15日を境にしてそれ以前を戦前、それ以後を戦後と呼んでいると思うが、正式に戦争が終了したのは9月2日だという意見もあるようだし.....。

後者の場合、戦前と戦中をどの年で区切っているのだろうか。

十五年戦争的な考えにたち満州事変勃発後の1931年以後を戦中としているのだろうか。

その場合、満州事変から日中戦争開始までの期間も戦中（戦時中）といえるのだろうか。

あるいは日中戦争開始の1937年以降を戦中と呼んでいるのだろうか。

太平洋戦争が始まった1941年以後を戦中と呼んでいる人はいないような気がするので、1931年以降戦中説と1937年以降戦中説の2つの考え方があるのかもしれない。

「戦前・戦中・戦後」という呼び方はここ20年位の間を目にするようになった（自分が目にしていないだけで、それ以前から使われていたのかもしれない）。

80年代までは「戦前・戦後」という呼び方が一般的だったこともあり、どうも「戦前・戦中・戦後」という言い方には今一つなじめない。

いつから戦中になったのかについて明確な定義があるようにもみえないし。

戦後という言い方がはやくなくなって欲しいと思っている人も結構いるような気もするが、戦後という言葉は、太平洋戦争終了後に確立された社会の在り方を総体として表している言葉なので、大きな制度変革が起こるか再び戦争に突入するといったことがなければなくならないような気もする。

（戦後の社会システムは、太平洋戦争中に確立したシステムが継続されているという意見もあるけれど、一般的には戦前と戦後の連続性よりも断続性のほうがつよく意識されているだろう。）

団塊ジュニアと呼ばれている1970年代以降に生まれた人たちが、自分たちが生きてきた時代が戦後と呼ばれてきたことに対してどのような考えをもっているのかは知らない（色々な考えがあるだろうけれど）。

現在の歴史的状況

今年の3月11日以降、（多分御厨貴の造語だと思うが）災後という言葉もちらほらとみかけるが、この言葉が戦後という呼称に代わるかは現時点では不明。

言葉は、その言葉が何を意味しているかだけでなく、語感（音の響きやリズム、イメージなど）や字面（文字表記したときのイメージなど）も大事なので、自分には災後という言葉は語呂が悪いので広く流通するようには思えない。

また災後という言葉を使用する人たちは、今回の大災害・原発事故によって戦後長く続いてきた社会の在り方（制度やシステム）が変化する、あるいは変化させなければいけないと考えている人が多いような気がする。

これからの社会・歴史がどのようなものになるかは、（運命論・決定論的な考えに立つのであれば）人々が今後どのような動きをするかによって決まってくるが、大体次のケースが予想される。

1・「なにも変わらない」説 ・現在の社会の在り方が多少の変化はあっても大きくは変わらずに続いていく。

2・「歴史の転換」説 ・社会の在り方に大きな変化が生じる。

a 動乱・混乱説 ・幕末以来の内乱状態に陥る。

aの(1) 国家崩壊・分裂説 ー内乱の收拾がつかず、そのまま現在の国家が崩壊する。紛争状態が続き無政府状態が続くケースといくつかの小国家に分裂するケースが考えられる。

aの(2) 制度・システム転換説 ー内乱状態に收拾が付き、その後、新しい制度・システムが構築される。

b 制度・システム転換説 ー内乱状態には陥らず、平和的な方法で新しい制度・システムが構築される。

人々の行動は経済状況に大きく左右されるから（ただし「経済決定論」ではない）、現実の歴史・社会がどのようなようになるかは経済情勢がどうなるかによっても変わってくる。

また対外関係・国際情勢にも大きく左右されるから、外国がどのような動きをするか、外国とどのような関わりをもつかによっても変わってくる。

私個人は、現在の日本は幕末の動乱の時代、十五年戦争期に続く日本近現代史上、第三の転換期にあるような気がするが、何十年かたった後も何も変わらなかったという可能性もなくはない。

## あなたは憲法9条改正に賛成ですか

---

「あなたは憲法9条改正に賛成ですか？」といった類の言説をマスメディアでよくみかけた。だが、よく考えてみるとこういった問いかけはおかしなものだろう。

日本の軍事政策（防衛・安全保障政策）についてなんらかの見解をもっていて、その人なりの改正案をもっている人は「賛成です。」と答えるだろう。

一方、どのような改正案が提示されてもそれを否定し、現行の条文を守るべきだと考えている人は「反対です。」と答えるだろう。

だが、そうでない多くの人には、具体的な改正案も提示されていないのに、漠然と憲法9条改正に賛成か反対かと問われても、答えようがないのが実情だろう。

改正案の方が現行の条文よりもよいと判断すれば改正に賛成、改正案よりも現行の条文の方がよいと判断すれば改正に反対というのが一般的な対応であろう。

なぜ、こういったおかしなことがおきているかといえば、前述の問いかけが憲法9条の反戦平和の思想に賛成か反対かといった思想上、イデオロギー上の問いかけになってしまっているからだろう。

「改憲派（憲法9条改正派）」であるか「護憲派（9条改正反対派）」であるかを表明することが一種の信仰告白、あるいは所属する党派の表明になってしまっているといえる。

日本の軍事政策の基本理念はどうあるべきかといった根本的な問題を曖昧にしたまま、「思想言論空間」において護憲か改憲かといった（ある意味不毛ともいえる）論争が繰り返されてきた状況を反映した問いかけといえるだろう。

## 信仰としての憲法9条

---

多くの宗教においては「何々をしてはいけない」「何々をしなければいけない」といった戒律や規律があるだろう。

だが、ある宗教を信仰している人で、戒律や規律を厳格に守っている人は少数だろう。

(人殺しを禁止している宗教の熱心な信者であることを公言しているある国の政治指導者などは、戦争という形で教えを破っていながら、自らの信仰には少しも疑問を抱いていないようにすらみえる。もっとも、内面では信仰と自らの行為との矛盾に悩んでいるのかもしれないが。)

規律をきちんと守れ、守れないのなら信仰を捨てろと言われても、多くの信仰者は規律を厳格に守ることもできない、かといって信仰を放棄することもできない、というのが実情だろう。

憲法9条に信仰心のようなものをもっている戦後の日本人にとっても、憲法9条と自衛隊の問題をめぐってこれと同じような葛藤が生じてきたといえる。

憲法9条を維持するのなら自衛隊を廃棄しろ(規律を厳密に守れ)、自衛隊が必要だと思うのなら憲法9条を改正しろ(信仰を放棄しろ)と言われても、規律を厳密に守ることもできない(自衛隊を不必要と思うこともできない)、かといって信仰を捨てることもできない(憲法9条改正に賛成することもできない)。

信仰における矛盾を戒律、規律の解釈の変更によって解消しようとするのと同様に、憲法9条擁護者は、前述した矛盾を憲法解釈の変更によって解決しようとしたといえる。

だが、憲法9条に信仰心のようなものをもっていない人たちからすれば、憲法を信仰の対象にすることをおかしいと感じるだろう。

一方、9条信仰者からすれば、9条改正論者は不信心者、冒涇者にみえるのだろう(天皇信仰者が、天皇制廃止論者を不信心者、冒涇者とみなすのと似たような構図になっているといえる)。

少なからぬ日本人が憲法9条に信仰心のようなものをもつようになったのには、歴史的な背景、事情があるのだから、その点を無視して憲法を信仰の対象にすることを批判してもあまり意味はないだろう。

ただ、9条への信仰心は戦争の経験、記憶がもとになっているものだから、戦後五十年以上たつて戦争が過去の出来事となるにしたがつて、信仰心をもつ人が減少していくのは自然なことだろう。

また、国際情勢が緊迫してくれば、危機的状況を軍事力の行使によって解決しようとする人が増えてくるから、9条の理想主義はますますその支持を失っていくだろう。

私自身は、憲法9条の理念そのものは否定すべきものではないのだから、これを放棄せずにするのなら残しておいた方がいいと思う。

だが憲法9条が非現実的なスローガン、お題目にすぎなければいずれは改正されてしまうだろう

。

憲法9条擁護者がやるべきことは、その条文を改正されないように守ることではなく、9条の理念を現実の政策に活かす道を模索することだろう。

## 日本の軍事政策の基本理念に関して

---

憲法9条、自衛隊、日本の軍事政策（防衛政策、安全保障政策）に関する問題をめぐっては、改憲＝9条改正か、護憲＝9条維持かといった二項対立で議論がなされているケースがほとんどだろう。

改憲派は「はじめに改憲ありき」、護憲派は「はじめに護憲ありき」で、お互いが自分たちの主張をぶつけあうだけであって、多くの国民にとって一番よい軍事政策のあり方を議論によって形成しようという意識があまりみられない。

憲法9条改正が現実的な政治課題として浮上してくれば、国政選挙、国民投票によって国民一人一人がこの問題に対して意思を表明することを迫られることになる。

にもかかわらず、この問題を考えるための思考枠組は、戦争容認＝9条改正か、戦争反対＝9条改正反対かといった単純なものしか国民に提示されていないように見える。

改憲派は、主張する憲法改正案がどのような理念に基づいているのかを明示すべきだし、護憲派はアメリカとの関係をどうするのかを含め、現実的で説得力のある軍事政策案を提示できなければ、徐々にその支持を失っていくだろう。

憲法9条を改正するかしないかを議論する前に、日本の軍事政策の基本理念、基本方針はどうあるべきかについて、国民の合意案を形成する努力が必要ではないだろうか。

日本の軍事政策の基本理念に関しては、大きくは3つ、細かくみると4つの立場、考え方がある。

1つ目は、国益になると判断すれば他国を武力攻撃、先制攻撃することも可能とすべき、とする考え方（これを「武力攻撃容認主義」と名付けておく）。

戦前の日本はこの立場をとっていたし、日本以外の多くの国が今もとっている立場でもある。

2つ目は、日本が他国を不当に武力攻撃することは禁止するが、海外でおきた紛争には介入できるようにすべき、とする考え方（こちらは「海外紛争介入主義」と名付けておく）。

なお、この立場には「他国への不当な武力攻撃の禁止」を憲法に明記すべきという考え方と、憲法にそのような禁止条項は盛り込まず、あくまでも政府の判断で不当な武力攻撃を行わないようにすればいい、という考え方がある。

（ここで「武力攻撃の禁止」ではなく、「不当な武力攻撃の禁止」と、あえて不当なという言葉をつけ加えたのは、日本に対してミサイル攻撃がなされるような際に、これを阻止するために先制攻撃することは、理念的には不当な武力攻撃には該当しないと判断できるからである。もちろん、武力攻撃、先制攻撃を正当なものと不当なものに分ける考え方は、正当な武力攻撃の範囲を拡大解釈することによって、あらゆる武力攻撃が正当化されるという危険性があるけれども。）

なお、海外の紛争に介入する場合、武力行使を伴って介入するのが通常の形ではある。

ただし日本の場合、憲法9条の問題、国民の多くが自衛隊の武力行使にアレルギー、嫌悪感をもっているという事情があるため、武力行使を伴わない形で海外の紛争に介入するという3つ目の考え方が生じてきた（この立場は「非武力行使型海外紛争介入主義」と名付けておく）。

湾岸戦争以降、現在の日本政府がとっている立場は、この3つ目のものといえる。

現在、自衛隊の海外派遣に対する世論は賛成派と反対派がほぼ半分ずつにわかれている（派遣するケースによってどちらかが大きく上回ることはあるが）。

だが、賛成している人の中には、武力行使を伴わない形だから賛成しているという人も相当数いるだろう。

海外の紛争に武力行使を伴う形で介入するという、2つ目の立場を支持している人が現時点での位にいるのかは不明である。

また、海外の紛争に介入する場合、一定の条件を満たした場合のみ介入すべきとする立場と、条件を付けず政府の判断次第で介入してよいとする立場がある。

対米関係重視で、アメリカからの要求にはすべて応じられる態勢を整えておくべきと考えている人たちは、後者の立場をとるだろう。

一方前者の場合は、国連で容認されたものに限って介入すべきという考え方、日本独自の基準を設けるべきなどの考え方がある。

最後に4つ目の考え方であるが、これは専守防衛、一国平和主義的な立場にたって海外の紛争には介入しないというもの（「専守防衛主義」「一国平和主義」といった呼称をそのまま使うこととする）。

1980年代まで日本の政府がとっていた立場でもある。

なお、少数派の意見ではあるが、「絶対平和主義」的な考えのもと、自衛隊を廃棄し自衛権行使の権利すら放棄すべきと主張する人たちもいる。

ここでは思想のレベルではなく、実現性のある政策のレベルでこの問題を考えているので、「絶対平和主義」的な立場は4つ目の「一国平和主義」の1バリエーションとみなすこととする。

## ○原理原則主義と曖昧柔軟路線

日本の軍事政策をめぐる最大の問題点は、アメリカの軍事的要求に応えるために済し崩しに自衛隊の行動範囲を広げてきた点にあるだろう。

1990年代になって、軍事政策の基本方針がそれまでの「一国平和主義」から「非武力行使型海外紛争介入主義」へと大きく変更された。

だが、こうした変更も、憲法の問題をうやむやにしたまま、国民の合意を形成する努力もしないままなされたといえる。

「原理原則主義」的な立場にたつならば、国家または政府としての軍事政策の基本方針を明確



にし、それを憲法に表記しておく。

そして基本方針を変更したい時は憲法改正手続きを行い、改正案が成立した場合のみ新しい方針へと変更すべきだろう。

特に、1980年代まで国民の多くが「一国平和主義」の立場を支持していた点を考慮するならば、憲法に自衛権を行使する軍隊を保有すること、海外の紛争には介入しないことを明記しておくべきだったという考え方もありうるだろう。

そして湾岸戦争時（以後）の自衛隊の海外派兵に関しては、「海外紛争介入主義」に基づいた憲法改正案が成立したならば合法的に派兵し、否決された時は「一国平和主義」的な立場を維持する、というやり方もあっただろう。

だが、日本の憲法が改正しにくいものであること、「武力攻撃容認主義」から「絶対平和主義」まで幅広い考えがあるため国民の合意案形成が困難であること、改憲派の多くは「武力攻撃容認主義」「海外紛争介入主義」であり、専守防衛主義に基づいた憲法改正案が成立する可能性はなかったこと、政府にとっては憲法や民意よりもアメリカとの関係の方が大事だったこと、以上の点から「原理原則主義」の立場をとることは、現実的には不可能だっただろう。

政府の立場にたつならば、基本方針を曖昧にしたまま、問題がおきた時（具体的にはアメリカから軍事的要求をつきつけられた時）、あらゆる知恵を駆使して問題の解決にあたる「曖昧柔軟路線」をとらざるをえなかったといえる。

だが、9・11同時多発テロ後、アメリカの要求のハードルがあがったことによって、「曖昧柔軟路線」で問題に対応するやり方は限界に達してきたといえるだろう。

自衛隊の海外での武力行使を禁止する現在の状態を維持するのか、それとも武力行使を解禁するのか。

改憲派は、9条を改正して自衛隊の海外での武力行使を合法化したいと考えているのだろうか、憲法改正ができない時はどうするつもりなのだろうか。

今まで通り解釈改憲という形で海外での武力行使を正当化しようとするのだろうか。

また、解釈改憲で海外での武力行使が正当化できない時はどうするつもりなのだろうか。

一方、自衛隊の海外での武力行使を禁止する方針を貫く場合は、アメリカとの関係をどうするのが重要な問題となるだろう。

## ○国民の合意案の形成方法

日本の軍事政策の基本方針について国民の合意案を形成するにはどういった方法があるだろうか。

1つは、この問題に関する国民投票を行うという方法があるだろう。

もう1つはこの問題を争点にした国政選挙を行い、国会で基本方針を決定するという方法があるだろう。

また、基本方針と憲法との関係をどうするかといった問題もある。

1つの方法は、憲法をいったん脇においた上で基本方針についての合意案を形成する。その基本方針が現行憲法下では行えないものであるならば、憲法改正の手続きを行う。そして、憲法が改正されなかった時は、あらためて現行憲法下で可能な基本方針の合意案を形成し直す。

もう1つの方法は、基本方針の合意案形成と憲法改正の手続きを同時に行うというもの。現行憲法下では不可能な基本方針案を主張する人は、その基本方針に基づいた憲法改正案を国民に提示する。

そして憲法が改正されたなら、その基本方針を政府の方針とする。改正されなかった時は、現行憲法下で可能なものを政府の基本方針とする。

ここで問題となるのは、国民の多数が「非武力行使型海外紛争介入主義」か「一国平和主義」を選択した時の政府の対応だろう。

民意を尊重して国民が選んだ方針を遵守するのか。

それとも強引な憲法解釈で自衛隊の海外での武力行使を既成事実化しようとするのか。

もし後者の立場をとるのなら、軍事政策の基本方針について国民の合意案を形成すべきとする、ここでの主張自体何の意味もないものになるだろう。

それだけではなく、そもそも日本は立憲国家なのか、何のために憲法があるのかといった疑問が生じてくるだろう。

## ○個人的見解

最後に、この問題に関しての私自身の（現時点での）考えを表明しておく。

将来、戦争そのものを違法行為とする、憲法9条の理念に基づいた国際法の制定に尽力する。

そして軍隊を、国際法を機能させるための警察組織のようなものに改変する。

このような方針をとるのであれば、「海外紛争介入主義」を1番目の選択とする。

そして2番目に「一国平和主義」を、3番目に「非武力行使型海外紛争介入主義」を選択する。

1番目に「海外紛争介入主義」を選択しておきながら、なぜ2番目に「非武力行使型海外紛争介入主義」ではなく「一国平和主義」を選択するのかと疑問をもつ人もいるかもしれない。

それは、武力行使を禁じた状態で自衛隊を戦地に派兵するという行為は、自衛隊員の命を軽視した行為に他ならないからである。

戦前の戦争指導者たちは、国民の命、軍人の命をないがしろにしていたが、現在もその状況はかわっていないといえる。

政治指導者が自衛隊員の命を軽んじれば、自衛隊員も人の命を軽んじるようになるだろうから、不当な武力行使を抑制しようという意識も薄れてしまうだろう。

(ただし、浅羽通明の著作『天皇・反戦・日本』(幻冬舎)によれば、自衛隊がイラクに派遣された際、日本の政府、行政機関は自衛隊員に死者がでないよう用意周到な方策をとっていたそうである。「曖昧柔軟路線」がよい形で発揮されたと肯定的に評価すべきなのだろうか。)

なお、日本の政府および国民が、「武力攻撃容認主義」の立場を再び選択するのであれば、私は日本の将来に対しては何も期待しない。

資源小国、エネルギー小国の日本が、軍事力によって国際社会での生き残りをはかろうとしても成功はしないだろう。

再び戦争をして第二の敗戦を迎えたとしても自業自得というものであろう。

## 憲法9条改正をめぐる三つ巴戦

---

1980年代までは、憲法9条を改正すべきと考えている人たちは少数派にすぎなかった。だが、90年代以降改正派の数は徐々に増えているだろう。現時点で改正賛成派と反対派どちらが多いのか、正確な数はわからない。もしかしたら半分半分といったところなのかもしれない。そして、将来的には改正賛成派が多数派になるかもしれない。

「護憲派」と言われている人たちはそのような状況に危機感をもっているかもしれないが、仮に改正賛成派が多数派となっても9条が改正されるかはわからない。といっても、それは国会議員の三分の二以上が賛成しなければ改正を発議できないからというわけではない。

9条を改正すべきだと思える人が多数派となったとしても、今度は9条をどのように改正するかをめぐる意見の対立がおきる可能性があるからだ。

私のみたところ、9条改正派は3つのタイプに分類できる。

1つ目は、9条を改正して日本が他国を武力攻撃できることを合憲化しようと考えている人たち。この立場を「武力攻撃容認派」と呼んでおく。

2つ目は、日本が他国を不当に武力攻撃することは禁止すべきだが、海外でおきた紛争には介入できるようにすべきと考えている人たち。この立場は「海外紛争介入派」と呼んでおく。

3つ目は、憲法は改正すべきだが、その改正案に自衛隊の役割を個別的自衛権の行使（専守防衛）に限定すると明記すべきと考えている人たち。こちらは「専守防衛改憲派」と呼んでおく。

ただし、自衛隊の役割を個別的自衛権の行使（専守防衛）に限定すべきと考えている人たちは9条改正反対派（いわゆる「護憲派」）が圧倒的に多く、「改憲派」の中で3つ目の立場をとっている人は極少数にすぎないだろう。

三者の「改憲派」が合意できる改正案を作成できなかった場合は、結局改正反対派が多数派となり憲法は改正されないだろう。もし9条が改正されるとしたら、それは次のような場合だろう（「専守防衛改憲派」は自衛隊の海外での武力行使に反対する立場で、実質的には「護憲派」とかわらないのでこれからは残り二者の「改憲派」に関して述べていくこととする）。

まず、どのようにでも解釈できる曖昧な改正案を作成し、「海外紛争介入派」がこれに同意した場合。

ただし、「海外紛争介入派」が「他国への武力攻撃を容認したと解釈できる改正案」には賛成できないとした場合には、両者の合意案は形成されないだろう。

次に、改正案に「日本の他国への不当な武力攻撃を禁止する条項」をいれるべきとする「海外紛争介入派」の主張を、「武力攻撃容認派」がいったんうけいれた場合。

1度目の憲法改正でまず自衛隊の海外での武力行使を解禁しておき、その後時機をみて2度目の憲法改正を行い、日本が他国を武力攻撃できるようにするという「二段階憲法改正路線」を「武力攻撃容認派」がとった場合。

ただこの場合も、「武力攻撃容認派」が「他国への武力攻撃を禁止する条項」を改正案にいれることに反対した時には、両者の合意はえられないだろう。

憲法9条が改正されるかどうかは、同床異夢ならぬ異床同夢、異なる考え方をもつ「改憲派」が、9条を改正すること自体を目的として妥協するか、それとも自分たちの主張を反映させた改正案の成立に固執するかによってかわってくるだろう。

## 日本の軍事政策－２つの理想主義と現実主義

---

戦後日本の軍事政策に関する考え方には、２つの種類の「理想主義と現実主義」の対立がある。

１つは、憲法９条を擁護しようとする「反戦平和主義」の理想主義と、これを改正して「普通の国」になろうとする現実主義の対立。

もう１つは、戦後の日本がアメリカの従属状態にあるという現実を受け入れて、この状態を継続しようとする現実主義と、従属状態を脱しようとする理想主義の対立。

そして、２つの理想主義と現実主義を組み合わせると、４つのタイプの考え方になる。

１つ目は、憲法９条を改正し、かつ対米従属状態を脱しようとするもの。

従来、国粹派、反米右翼といわれている人たちがこのような主張をしていた。

最近では、憲法９条のみを改正し、その他の民主主義的な憲法の条項は維持しようとするリベラル改憲派といえる人たちの中にもこうした主張をする人がみられる。

日米同盟を見直し日本の軍事力を強化しようとする「自主武装路線」と、日米同盟は維持したまま日本の軍事力を強化しようとする「対等なパートナーシップ路線」がある。

２つ目は、対米従属状態を維持したまま９条を改正しようとするもので、「自衛隊の米軍一体化路線」といえる立場である。

２１世紀に入り、小泉－安倍政権下でこのような方向性が模索されたといえる。

改憲派といわれる人の多くはこの立場であろうし、現実には９条が改正される時は、この方針のもとでなされる可能性が高いだろう。

３つ目は、対米従属状態を維持し、かつ９条も維持しようとするもの。

アメリカの軍事的要求には「解釈改憲」という形で応じる立場で、戦後日本の政府が一貫してとり続けてきた立場でもある。

「日米安保と憲法９条をセットにする」という考え方もこれに属するだろう。

４つ目は、９条を維持したまま対米従属状態を脱しようとするもので、「非武装中立路線」がこの立場の代表的な考え方だろう。

なお、軍隊と交戦権を放棄した状態で、どのようにしてアメリカの従属状態から脱するつもりなのかは不明である。

アメリカとの話し合いによって従属状態を脱せると考えているのかもしれないが、アメリカがこの要求を受け入れなければ実現はできない。

超理想主義といえる観念的な考え方ではある。

では、私自身の考え方はどのタイプなのだと疑問に思う人もいるかもしれないが、この問題は

単純にどの立場がよいといえるものではない。

理想としては「非武装中立路線」が一番望ましいが、それが実現困難であることは前述した通りである。

現実的に考えれば「解釈改憲」という形でアメリカとの関係を上手くやっていくのが得策だともいえるが、既にアメリカの軍事的要求が「解釈改憲」では対応できないところまできているともいえる。

かといって「自衛隊の米軍一体化路線」は、日本を完全にアメリカの属国状態に陥らせる危険性がある。

それでは「対等なパートナーシップ路線」はどうか。

在日米軍は、日本が再び軍国主義化してアメリカに牙をむけないよう蓋として存在しているという説がある。

この説が正しいのならば、「対等なパートナーシップ路線」もまたアメリカがそれを拒否すれば実現は困難である。

また、「自主武装路線」をとった場合、下手をすればアメリカとの戦争に発展し再占領されるという最悪の結果をもたらしかねない。

そうならなくても、アメリカとの経済関係が上手くいかなくなり、国民生活に悪影響を及ぼす可能性は高いだろう。

この問題は、戦後の日本がアメリカの占領状態からはじまったことによって抱え続けることになった難問である。

外国の従属下で「平和と繁栄」を謳歌するのか、それとも「平和と繁栄」よりも従属状態からの脱却をめざすのか。

また憲法9条の平和主義が、アメリカの軍事力の傘の下で保たれているという矛盾をどうするのか。

これらの問題は、理想主義か現実主義かといった二者択一で解決できるものではなく、理想と現実のバランスを保ちながら、国民にとって一番望ましい政策を選択しなければならないという高度に政治的な問題であろう。

## 護憲派とは何かー反戦平和の思想を考える

---

護憲派とは、憲法前文と9条に表明されている反戦平和主義の思想を肯定的に評価している人たちのことだろう。

が、反戦平和の思想をどのように考えるのかについては必ずしも意見の一致をみていないだろう。

他国から武力攻撃を受けた際、これに対して戦うことすらも否定するのが真の「護憲派（反戦平和主義者）」だということであれば、私は護憲派ではない。（自衛のための戦争すら否定する考えは「絶対平和主義」といわれているのだから。）

だが、不当な戦争、不正な戦争は行わないという考え、あるいは他国から武力攻撃を受けた際に、これに対して戦うような「やむをえぬ戦争」以外は行わないという考えが反戦平和の思想であり、これを支持する人が護憲派だということであれば、私は護憲派であろう。

（ただし、何が「不当な戦争、不正な戦争」なのか、何が「やむをえぬ戦争」なのかについては絶対的な基準というものはなく、人によって判断、解釈がちがうという問題はあるが。）

「絶対平和主義」以外の反戦平和の思想には、「やむをえぬ戦争」以外は禁止すべきという考え方と、「絶対やってはいけない戦争」のみを禁止すべきという2つの考え方がある。

（「やむをえぬ戦争」と「絶対やってはいけない戦争」との間には、そのどちらともいえないグレーゾーン、あるいは中間的な戦争も想定されるが。）

前者の場合、「やむをえぬ戦争」の範囲を際限なく拡大していけば、ほとんどの戦争が正当化されてしまうだろう。

後者の場合も、「絶対やってはいけない戦争」の範囲を狭めていけば大部分の戦争が可能となってしまい、そもそもこの立場は「絶対やってはいけない戦争」以外は肯定しているのだから、こういった考えを反戦平和の思想とすること自体に無理があるのかもしれない。

反戦平和主義を純粋に思想的に追及していけば、結局は「絶対平和主義」の立場に行き着かざるをえないだろう。

だが、他国から武力攻撃を受けた際に抵抗すらしないというのは（非暴力的な抵抗運動をすればいいと主張するのかもしれないが）、多くの人の生命が失われるのをそのまま見過ごすことにもなる。

人の生命よりも反戦平和の思想、理念の方が大事だという倒錯した状況に陥ってしまうことになる。

この問題は、反戦平和の考えを放棄するのも、思想、理念として純粋に追及するのもなく、「やむをえぬ戦争」、「絶対やってはいけない戦争」がどのようなものかを具体的に明らかにし、不当な戦争、不正な戦争はしないという現実的な態度をとることが、最も賢明な選択であろう。



## ○「やむをえぬ戦争」と「絶対やってはいけない戦争」

「やむをえぬ戦争」が、他国から武力攻撃を受けた際、これに対して戦う戦争であるという考えには多くの人が同意するであろう。

現実問題としても「個別的自衛権」の行使という形で、この戦争を行うことは憲法上問題ないとされている。

一方、「絶対やってはいけない戦争」が、正当な理由なく他国を武力攻撃することであることにも多くの人が同意するであろう。

(正当な理由があれば武力攻撃してもいいのか、正当な理由とはどのようなものかといった疑問はおこると思うが。)

多くの人が同意できる常識的な反戦平和の考え方とは、「他国から武力攻撃された時以外には戦争をしないこと」、「正当な理由なく他国を武力攻撃しないこと」の2つであろう。

だが、現在政治問題として想定されているのは、このどちらでもない戦争に日本がどう対応するのかという問題であろう。

1つは「集団的自衛権」の問題であり、アメリカの行う戦争に「集団的自衛権」を行使して参加するのかという問題。

もう1つは海外でおきた紛争に、「集団的安全保障」に参加するという形で介入するのかという問題。

「やむをえぬ戦争」以外はやってはいけないという立場にたてば、これらの戦争には介入すべきでないということになる。

一方、「絶対やってはいけない戦争」以外はやってもいいという立場にたてば、これらの戦争に参加してもいい(あるいは参加すべき)ということになる。

護憲派といわれている人たちは前者が多く、改憲派といわれている人たちは後者がほとんどだろう。

こういった現実的な問題については、憲法問題を曖昧にしたまま、アメリカに要求されてから泥縄式に対応を決めるやり方の弊害がでてきているといえるだろう。

集団的自衛権の行使に関しては、アメリカが不当な武力攻撃を受けた際にアメリカを支援することは道義的に正当な行為だろう。

だが、アメリカが正当性のない軍事行動をとった時に、集団的自衛権を行使するという名目でこれを支援するということが現実にはおこるだろう。

集団的自衛権の概念を恣意的に解釈して正当性のない戦争を行う危険が懸念される。

集団的安全保障の問題に関しては、かつてのような海外の紛争には介入しない方針に戻るのか、現在のように武力行使を伴わない形でこれに介入するという方針を続けるのか、それとも武力行使を伴う形で介入する立場に方針転換するのか、基本的な方針を明確にする必要があるだろう。

そして海外の紛争に介入するのなら、どのようなケースの時に介入すべきなのか、こちらも基準を明確にする必要があるだろう。

## 日本の軍事政策－新理想主義的立場からの一私案

---

戦後の日本では、護憲（憲法9条擁護）か改憲（憲法9条改正）かをめぐって論争が繰り広げられてきたが、すべての国民がどちらかの陣営に属さねばならず、中立的立場、第三の立場に立つことができないのであれば、私は護憲派の側を選ぶ。

だが日本は、憲法9条を改正するかしないか、親米か反米かといった議論をする前に、政府の軍事政策の基本方針を国民の同意を得た形で確立する必要があるだろう。

政府の基本方針は次の4つの立場がある。

- (1) 他国を武力攻撃、先制攻撃することも可能とする
- (2) 他国を不当に武力攻撃はしないが、海外でおきた紛争には（一定の条件の下）武力行使を伴って介入できることとする
- (3) 他国を不当に武力攻撃せず、海外でおきた紛争には（一定の条件の下）武力行使を伴わずに介入することとする
- (4) 専守防衛、一国平和主義的な立場をとり、海外の紛争には介入しない

これから述べる説は、従来の護憲派の主張を旧理想主義とみなし、新理想主義的立場から（2）の方針を正当化させるものである。

旧来の護憲派の主張は、アナーキズムの思想－警察を、富や力をもつ者が他者を支配、抑圧するための装置とみなし、これの廃棄を主張する思想－と近いものがある。

いったん制定された警察組織を廃止することは困難なことであるが、もし廃止できたとしても、その後にくるのは支配や抑圧のないユートピア的な社会ではなく、力のある者が他者を私的に支配する封建的な社会にすぎないであろう。

多くの人々が、自らの身を自分自身の力で守らねばならない「万人の万人に対する闘争状態」に戻るだけであろう。

憲法9条の理念に関しても、日本だけが軍隊や交戦権を放棄しても、それは日本がかつてのように「自衛戦争だ」「解放戦争だ」といった大義名分を掲げて他国を武力攻撃することができなくなるだけである。

（ただ私は、日本はこの立場－他国を不当に武力攻撃しない立場－は守り続けるべきだとは思っている。）

かつての大日本帝国のような国が、何らかの大義名分を掲げて他国を不当に武力攻撃する事態がおきれば、それは憲法9条の理念に反したことであり（といっても、日本の同盟国アメリカが既にそのようなことをしているが）、また他国が日本を武力攻撃した場合には、多くの国民の生命が失われることになる。

日本がとるべき道は、憲法9条を放棄して無法状態といえる国際政治の現実世界に復帰することではなく、憲法9条の理念を国際政治の世界に活かす方法を模索することだろう。

そして、その方法の1つは、戦争自体を違法行為とする憲法9条の理念に基づいた「新国際法」を制定し、軍隊を国際法を機能させるための機関へと改変することであろう。だが、そのような国際法や国際的な治安維持組織は、現時点では実現困難であるし、実現できるとしても何百年も先のことであろう（現在の国際法でも先制攻撃自体は禁止されているそうだが、実質的に機能していないので上記の「新国際法」とは別のものとしておく）。

だから、とりあえずはそのような目標を実現させるまでの暫定的な措置として、自衛のための組織として自衛隊を位置づける。

そして自衛隊の行動規範となるものを、〈国際法の理念〉として制定する（この〈国際法の理念〉は将来制定すべき国際法の雛形とすべきものでもある）。

自衛隊の海外派兵は、〈国際法の理念〉に反した軍事行動が行われた際、その地域の秩序回復、治安維持を目的として行い、その行動範囲も〈国際法の理念〉に則ったものとする。

〈国際法の理念〉に「他国への不当な武力攻撃を禁止する」条項をいれておけば、日本政府がそれを遵守する限り、日本から戦争を仕掛ける行為は防止できるだろう。

アメリカとの関係については、アメリカの軍事行動が〈国際法の理念〉に則っている場合には、これに協力することも可能とする。

（ただし、法的に可能とするだけの話であり、実際に協力するかは政府の判断によって決定すべきである。）

一方、アメリカの軍事行動が〈国際法の理念〉に反している場合には、中立的な立場をとってこれには協力しない。

アメリカに対しては、日本が遵守すべき〈国際法の理念〉を明示しておき、これに反した要求には応じられないことを事前に説明しておくべきだろう。

また、日本の掲げる〈国際法の理念〉に共鳴する国があれば、その国と協力関係を結び、将来の「国際連邦」の礎とすべきだろう。

（ここでは、自衛隊に2つの機能－自衛行為、海外での国際紛争介入行為－があることとしたが、日本の保有する軍事力を、自衛隊と国連軍の一組織の2つに分けるという方法もあるだろう。経済的効率を考えれば前者の方が望ましいし、現時点では国連軍自体が存在していないので国連軍の一組織をあらたに制定する意味がないが。）

ただ、これまで述べてきたことは非現実的であるだけでなく、理論的、思想的にも矛盾や問題点を抱えているだろう。

アメリカや、アメリカが支援する国が〈国際法の理念〉に反した行為をしても黙認するのに、アメリカと敵対関係にある国が〈国際法の理念〉に反したことをした時には軍事介入するというのは、不公平、不公正だろう。

また、将来戦争そのものを違法とする国際法が制定されたとしても、同様の不公平、不平等が生じるだろう。

近代市民社会における法や警察が、マルクス主義者が批判したように、治安や秩序を維持する

という名目で富や力をもつ人たちの利益を優先的に守り、社会的、経済的弱者を抑圧する機能を果たしている側面は否定できないだろう。

大国・先進国と中小国・途上国の間に経済をはじめ様々な不公平、不平等がある状況で、「新国際法」「国際的な治安維持組織」が制定されても、それらが大国の利益を擁護し、中小国を抑圧する機能をもたらすことになるだろう（ただし、それらが大国の不当な軍事行動を規制する役割も果たしはするだろうが）。

また、ここで述べた案が実際に採用されたとしても、今度は＜国際法の理念＞の内容をめぐる、かつての護憲派と改憲派のような論争が繰り返されるかもしれない。＜国際法の理念＞の内容とその解釈次第では、これが不当な戦争や軍事行動を正当化させるためのレトリックとして利用されるだろう。

一方、＜国際法の理念＞の内容を厳密なものにすれば、日本は海外での紛争には一切介入できなくなるだろう。

だが、1980年代までのように、海外の紛争には介入しないという方針に戻るのではないのなら、どのような状況、条件なら自衛隊を海外に派兵できるのか、あらかじめ明確な基準を定めておくべきだろう。

最後に、私自身は憲法9条の理念を擁護する立場からこうした案を提示したが、この案は護憲派の人たちからは、自衛隊の海外での武力行使を容認するものとして批判されるだろう。

一方、改憲派の人たちは、この案を机上の空論として否定するのでなければ、憲法9条改正を正当化するレトリックとして利用するだけであろう。

そして、憲法9条が改正されれば、結局は日本が他国を武力攻撃することも容認されることになってしまうだろう。

何年か前新聞に、自民党の政治家が自主憲法制定と憲法改正についての講演を行ったという記事が載っていた。

もし同じ人間が自主憲法制定と憲法改正を同時に主張しているのであれば、それは矛盾した行為だろう。

憲法改正は、現行の憲法を受け入れ、内容に改正すべき点があれば、それを改正するのだから、自主憲法をあらたに制定する行為とはまったく別のものである。

一方、自主憲法制定は、現行の憲法を否定し、これとは別の憲法をあらたに制定し直す行為なのだから、憲法改正とは別のものである。

「押しつけ憲法論者」「自主憲法制定論者」の中には、現行憲法を一部改正したものを、あらたに制定し直した自主憲法だということにしたいと考えている人もいるように見える。

現行憲法に定められた手続きに従って改正した憲法が、なぜ自主的に制定した憲法になるのだろうか。

## 憲法選び直し論について

---

憲法については、「内容」がよければその「制定過程」は問題ないという考え方と、「内容」だけでなく「制定過程」も正当性あるものでなければならないという考え方がある。

日本の戦後憲法に関しては、その「内容」を批判している人たちが押しつけ憲法だといって非難しているだけでなく、「内容」を肯定的に評価している人たちの中にも、「制定過程」に問題があると考えている人がいる。

ただ、憲法の制定過程に問題があるのだとすれば、「憲法選び直し」のような手続きを行い、制定過程に問題のないものにすればいいだけの話である。

「憲法選び直し論」を主張しない人が、自国の憲法をいつまでも押しつけ憲法だなどといって非難しているのは、（私からすれば）滑稽なことである。

（もちろん、憲法に定められた手続きに従って権力を手にした政治家に、自主憲法を制定する権限がないように、国民が憲法選び直しを行える法的根拠もまたないとは思うが。）

ただ、「憲法選び直し論」を支持している人は少数派であるようにみえる（国民の多くは、「憲法選び直し論」という主張があること自体を知らないのかもしれない）。

「憲法選び直し論」に対しては、3つの立場からの反対論が予想される。

### 1・合理主義的立場からの反対論

憲法の内容を変更せず、現行憲法を支持するかどうかだけで国民投票を行うことは時間と金の無駄であるとする考え方。

国民投票は、内容変更の是非をめぐる場合のみ行うべきとする考え方。

### 2・「護憲派」からの反対論

「憲法選び直し」の国民投票で、憲法9条改正派が多数派となることをおそれたため。「憲法選び直し」を行わなければ、改正反対派が国会で3分の1以上の議席を占めている限り、9条の改正が阻止できるから。

### 3・「改憲派」からの反対論

「憲法選び直し」によって、国民が現行憲法を正当性あるものとして認めることをおそれたため。

押しつけられた憲法だから改正しなければいけない、自主憲法を制定しなければいけないという主張ができなくなるのをおそれたため。

（実は憲法を押しつけられたことを問題にしているのではなく、内容に不満があるだけなのだという本音が透けてみえる。）

## 押しつけ憲法論について

---

戦後の憲法に対しては、「押しつけ憲法」という批判が長いことなされてきた。だが、「押しつけ」というのは、制定過程よりもむしろ心の状態をあらわしている言葉といえるだろう。

憲法は、それがどのような制定過程によってつくられたとしても、それを好ましく思わないものにとっては、押しつけられたものとなるだろう。

戦後の憲法が、「日本の国家が軍隊と交戦権をもつことを禁止していないもの」だったとしたら

。9条のみを改正して、その他の条文は現行のままでよいと考えている人は、その憲法を「押しつけ」だといって非難するだろうか。

憲法全体を明治憲法のようなものに戻すべきと考えている人は、その場合でもやはり「押しつけ」だといって非難するだろう。

だが、9条のみを改正すべきと考えている人は「押しつけ憲法」といった非難はしないだろう。

現行憲法の内容に不満をもつ人たち、現行憲法を改正したいと考えている人たちが、憲法改正を正当化するための口実として「押しつけ憲法論」を主張しているだけだとも考えられる。

(憲法9条に関しては別の解釈も成り立つ。軍隊と交戦権が禁止されたことによって去勢されたと感じている人たちが、9条を改正することによって、占領軍によってボロボロにされた誇りと自尊心が取り戻せると考えているのだろう。)

ただ、学者や評論家などが押しつけ憲法批判をするのは、表現の自由の範囲内のことだからなんの問題もないが、与党の政治家たちが、自分たちが遵守すべき憲法を「押しつけ憲法」だといって批判しているのは問題があるだろう。

まず第一に、戦後憲法が「押しつけ憲法」だということは、それが正当性のない憲法だと主張しているのかという点。

もし戦後憲法が正当性のないものであるのなら、憲法に基づいて権力を担っている政府、与党もまた正当性のないものだということになる。

また、憲法を最高法規として構成されている法律も正当性のないものとなる。

もっとも、与党の政治家たちの多くは、戦後の憲法を「押しつけ憲法」だといって非難はしても、正当性のないものだとは主張していないのかもしれない。

「押しつけられた憲法だが正当性はある。」という主張は、矛盾したものではないが滑稽なものではあるだろう。

正当性のない憲法だということであれば、それを正当性のあるものにする必要がある。

だが、押しつけられたことが問題であるのなら「憲法選び直し」のような手続きを経て、押しつけられたものでなくすればすむ話である。

また、革命でもおこして権力を握った上で新憲法を制定しようと考えている人たちが、「押し



つけ憲法」批判をするのなら理解できる。

だが、押しつけられたとって批判している憲法をいったん受け入れた上で、その憲法に基づいて権力を手にした政党や政治家が、憲法批判をしながら権力の座にしがみついている姿は見苦しいだけだろう。

自主憲法を制定したいのであれば、野に下り革命運動でも行うべきである。

そもそも、戦後の憲法を「押しつけ憲法」だといって非難するのであれば、非難の矛先は現行憲法を受け入れた昭和天皇や政党、政治家、官僚などにも向かわなければいけないだろう。非難されるべき立場にいる保守政党の政治家たちが、当時の天皇や政党、政治家たちの行為（現行憲法を受け入れたこと）を仕方のなかったこととして擁護しておきながら、一方で「押しつけ憲法」批判をしているのだからおかしい話である。

第二に、国民の多くが、押しつけられた憲法だから改正するなり自主憲法を制定するなりしなければいけないと考えているのならともかく、国民の多くは戦後の憲法をよい憲法である、改正する必要はないと考えていた筈である（1980年前後の新聞の世論調査では、7割から8割の人がそう考えていた。現在ではその割合はだいぶ減っているだろう）。

国民の多数が支持している憲法を、「押しつけ憲法」だといって非難しているというのは、自分たちは民意を尊重する意思がないということを表明しているのと同じだろう。

もし民意を尊重する意思があるのなら、まず「憲法選び直し」などの手続きを経て押しつけられたものではなくする。

そして、その後に、改正したい条文を憲法に定められた手続きに従って改正すべきである。

「押しつけ憲法論者」たちの最大の欠点は、「憲法を押しつけられたものでなくする」という行為と、「憲法の内容を自分たちの納得できるものにする」という行為を同時に行おうとしているところにある（逆にこのことから、彼らが一番問題にしているのは、憲法の「制定過程」ではなく「内容」であるということがわかる。自分が内容に不満のある憲法を、外国から押しつけられたものではなく、国民が選び直したものにすることだけは避けたかったのだろう）。

また、「押しつけ憲法論者」の中には、「押しつけられた憲法だから改正しなければならない」と主張している人もいるが、この主張は論理的になりたないだろう。

押しつけられた憲法に定められた手続きで憲法を改正したのであれば、内容がかわっても、憲法そのものが押しつけられたものであることには、かわりがないだろう。

憲法を押しつけられたものでなくするには、あらたに自主憲法を制定するか、現行憲法と同じ内容のものをあらたに制定し直すかしかないだろう。

（ただし、どちらの場合も、革命もおこさずにどのような方法と論拠で新憲法を制定するつもりなのかという問題があるが。）

最後になるが、「押しつけられた憲法だから内容をかえなければいけない」という主張で筋がとっているのは、憲法全体を明治憲法的なものにかえようという主張だけだろう。

国民主権と象徴天皇制など、占領軍が日本の政治指導者に押しつけた内容はすべてかえなければいけなくなる。

外国が押しつけたものであっても、自分（たち）が受け入れられるものはそのまま残し、受け入れられないものだけをかえようというのであれば、それは単に内容に反対だから改正すべきという主張にすぎず、外国から押しつけられたからかえなければいけないという理屈にはならないだろう。

注) この文章は、元々は2009年の政権交代よりも前に書かれたものです。この文章中の与党とは、55年体制下の与党＝自民党という意味で使用しています。

## 「押しつけ憲法論」をめぐる認識の齟齬

---

戦後憲法をめぐっては、これを「押しつけ憲法」だといって非難する側と、これを擁護する側の論争が行われてきた。

だが、戦後憲法を非難する側と擁護する側では、戦後憲法に対しての認識が根本的にことなっているため、その議論は噛み合わず平行線をたどっていることが多い。

憲法は、「制定過程」と「内容」から4つに分類できる。

- 1・自国民の制定した「よい憲法」
- 2・外国の力によって制定された「よい憲法」
- 3・自国民の制定した「悪い憲法」
- 4・外国の力によって制定された「悪い憲法」

一番望ましい憲法が1のものであり、一番望ましくないものが4のものであることには、ほとんどの人が同意するであろう。

だが、2と3のどちらが望ましいかは、人によって判断のわかれるところだろう。

「制定過程」よりも「内容」を重視する人は、2の「外国の力によって制定されたよい憲法」の方を望ましいと思い、「内容」よりも「制定過程」を重視する人は3の「自国民の制定した悪い憲法」の方を望ましいと思うだろう（もちろん、「よい憲法」と「悪い憲法」の判断は人によってことなり、すべての人が同じ評価をすることはありえないことだけれども）。

現行憲法を肯定的に評価している人たちにとっての戦後憲法は、「外国の力によって制定されたよい憲法」だといえるだろう（人によっては、「自国民の制定したよい憲法」だと認識しているだろう）。

彼らからすれば、「押しつけ憲法論者」たちの主張する自主憲法案や憲法改正案は、「自国民の制定しようとする悪い憲法」にすぎない。

現行憲法擁護者の多くは、（私も含め）憲法の「制定過程」よりも「内容」を重視しているので、よいと評価している憲法をわざわざ悪い憲法にかえようとする主張や運動には賛同できないだろう。

戦後の日本で、自主憲法案や憲法改正案が国民に支持されなかったのは、憲法改正論議がタブーとされてきたからというよりも、掲げられた自主憲法案・憲法改正案が現行憲法よりも悪いと判断されたからにすぎないだろう。

多くの国民が、現行憲法よりもよい憲法であると評価できる憲法案が提示されれば、そちらの方が支持されるようになるだろう。

一方、「押しつけ憲法論者」たちにとっての現行憲法は、「外国の力によって制定された悪い憲法」であり、最悪の憲法と認識されているのだろう。

彼らが、憲法の「制定過程」のみを問題にしているのであれば、「憲法選び直し」などの手続きによって、憲法を「自国民の制定した憲法」にする必要があるだろう。

だが、そうしたとしても（彼らにとっては）悪い憲法であることにはかわりはないだろう。

彼らの多くは、日本の憲法を「自国民の制定したよい憲法」にしたいと考えているのであり、彼らもまた、憲法の「制定過程」ではなく「内容」を一番の問題にしているといえよう。

現行憲法擁護派も、「押しつけ憲法論者」も、憲法の「制定過程」よりも「内容」の方を重視しているのであるから、戦後の憲法が押しつけかどうかをめぐる議論は二次的な問題にすぎない

。

憲法の「制定過程」をめぐる議論しているように見えながら、実は「内容」の是非をめぐる議論しているにすぎないといえよう。

## 国旗と国歌をめぐるオセロゲーム

---

国旗と国歌の問題を議論する場合、以下の論点がある。

- 1 国旗・国歌は必要か。
- 2 国旗・国歌が必要である場合、日本に相応しい国旗・国歌はどのようなものか。（この論点は、日の丸・君が代を国旗・国歌にすることの妥当性の問題でもある。）
- 3 国旗の掲揚、国歌の斉唱を国民の義務にすべきか。
- 4 公務員に対して国旗への敬礼、国歌の斉唱を義務化（強制）することの是非。
- 5 学校の教職員に対して国旗への敬礼、国歌の斉唱を義務化（強制）することの是非。（この場合、公立学校の教職員は4の公務員のケースに含まれるので、私立学校の教職員に対して義務化することの是非が問われる。）
- 6 学校の行事の際、国歌の斉唱を義務付ける文部科学省の方針の是非。

戦後の日本では、日の丸・君が代を国旗・国歌とすることの是非をめぐる左右のイデオロギ一闘争がおこなわれてきた。

現在では、日の丸・君が代が日本の国旗・国歌であることが法律で定められているので、これに反対する人たちは国会で過半数の議席を獲得し、日の丸・君が代に代わるあらたな国旗・国歌を制定する法律を制定すればよい。

また、国旗・国歌が不要であると考える人たちは、やはり国会で過半数以上の議席を獲得し、現在制定されている国旗国歌法を廃止すればよい。

（議会制民主主義を否定している人たちは、武力クーデターで権力を掌握し、自分たちの目的を達成しようと考えているのかもしれないが。）

だが、3から6の論点を議論する場合はちょっとややこしいことになるだろう。

例えば、日の丸・君が代を日本の国旗・国歌にすることに賛成している人の場合、日本の国旗・国歌が日の丸・君が代である限りは、3から6の方針に賛成する。

だが、日本の国旗・国歌が自分たちに受け入れられないものに代わった場合（憲法9条の理念に基づいた国旗・国歌だとか、村山談話に基づいた国旗・国歌が制定された場合）は、3から6の方針に反対するだろう。

（ただし、3の国旗の掲揚・国歌の斉唱の国民の義務化については、右派・保守派の中でも賛成する人は少数派であるかもしれない。）

一方、現在3から6の方針に反対している人の場合、日本の国旗・国歌が日の丸・君が代以外のものに代わったときは、これらに賛成するかもしれない。

国旗の掲揚・国歌の斉唱の国民の義務化については、賛成する人は少数派だと思うけれども。

日本の国旗・国歌がどのようなものであれ、原理原則として「公務員に対して国旗への敬礼、国歌の斉唱を義務化することに賛成する（または反対する）」、「学校の教職員に対して国旗へ

の敬礼、国歌の斉唱を義務化することに賛成する（または反対する）」、「学校の行事の際、国歌の斉唱を義務付けることに賛成する（または反対する）」人たちは少数派であると予想される。

学校行事の際、教職員に対して君が代を斉唱することが要求され、これに従わなかった教職員が処罰される。

このことを当然と考えている人たちも、日の丸・君が代に代わる国旗・国歌が制定されたときには、学校の行事で国歌を斉唱することに反対するかもしれない。

一方、左翼政権が成立し憲法9条の理念に基づいた新国旗・新国歌が制定された場合、新国旗への敬礼を拒否した自衛隊員が処罰されるなんてことも起こるかもしれない。

国旗・国歌をめぐる問題は、どうしても左右のイデオロギー対立になりやすく、民主主義的観点からの議論が成立しづらいように思われる。

## 国旗・国歌は必要か

---

国旗・国歌が必要か不要かについては以下のような立場があるだろう。

- 1 国旗・国歌を不要とする立場。
- 2 オリンピックなどの国際的なスポーツ大会での使用に備えとりあえず制定しておくが、国旗・国歌を政治的に利用することには反対する立場。

具体的には、「国旗・国歌をナショナリズム涵養の道具に使い、学校行事の際、国旗への敬礼や国歌の斉唱を義務付け、これに従わなかった教職員を処罰する」方針に反対することなど。

- 3 国旗・国歌をナショナリズム涵養の道具として積極的に利用しようとする立場。

3の立場の人は右派・保守的な考えの持ち主に多くみられるが、彼らは左翼的な価値観に基づいた新国旗・新国歌が制定されたときには、この方針に反対するだろう。

1の立場は、反国家・反ナショナリズム的な考えを持った人にみられる。いつだったかはっきり時期は覚えていないが（90年代だったと思うが）、読売新聞の国旗・国歌に関する記事で、浅田彰が「国旗・国歌は必要ない」といった主旨のコメントを寄せていたのが印象に残っている。

私自身は2の考えをもっている。

国民の多くが国旗・国歌を不要だと考えるのなら、その意見を尊重するが、オリンピックなどのとき掲げる国旗がないと格好悪いような気がするので、便宜的に国旗や国歌を制定しておいた方がいいと考えている。

といっても、日本の国旗・国歌は絶対「日の丸」「君が代」であるべきだなどと考えているわけではないから、「日の丸」「君が代」に代わる新国旗・新国歌を便宜的に制定することには反対しない。

ただし、新しく制定された国旗や国歌を政治的に利用することには断固反対する。

（まあ、革命でもおきて政治体制が根本的に変革したときは、新国旗・新国歌を制定しこれを政治的に利用し、新体制に対する忠誠心を国民に植え付けようとするだろうけれども。）

## 日の丸・君が代に対する国民の意識調査

---

いつどこで見たデータだったか覚えていないのだが、日の丸・君が代に関するアンケート調査を見てびっくりしたことがある。

「日の丸・君が代を日本の国旗・国歌にすることに賛成するか」といった調査だったのだが……。

日の丸を国旗にすることに賛成する人は7割か8割いたのだが、君が代については賛成派と反対派がともに40%で、意見が真二つに割れていた（賛成派の方が少しだけ多かったような気がする）。

君が代賛成派も、天皇制支持者や日の丸賛成派と同様7割か8割はいるだろうと思い込んでいたので反対派が予想よりも多かったのが意外だった。

しかも反対の理由には、「暗い」「歌うのが難しい」などといったものもかなりあった。

君が代に反対している人は、天皇制反対派や戦争否定派の人だけだろうと思っていたので、政治的・思想的な理由とは別の点で反対している人が結構いたのが驚きだった。

作家の田辺聖子が「日本の国歌は“さくら”がいいのではないか」と何かに書いていたような気がする（うろ覚えなので、間違っていたらすみません）。

国歌・君が代に対しては結構柔軟な考えの人が多くを知り、自分がステレオタイプな考えに縛られていたことを思い知らされた。

（ただし、自分が見たデータは10年以上前だったと思うから、現在は君が代賛成派の数はかなり増えていると思う。）



## 日の丸・君が代について

---

日の丸に対しては思想やイデオロギーとは関係なく、単純にデザインがシンプルで結構気に入っている。

ただ、「日の丸・君が代」が大日本帝国の思想・イデオロギーを象徴しているのだとしたら、憲法体制が根本的に代わったのだから旧体制を象徴する国旗・国歌をそのまま新体制の国旗・国歌にすることは矛盾しているのではないかと考えている。

ただ、日の丸は明治維新の結果成立した近代的な国民国家を象徴する国旗だと考えることも可能で、戦後の日本は政治体制（憲法）は大きく変わったが、近代国家の枠組みは戦前のものをそのまま受け継いでいるといえるので、矛盾していないと解釈することも可能だろう。

日の丸よりもよいと思える国旗案が提示されればそちらを支持するが。

君が代は、戦前の天皇主権のイデオロギーを象徴したものだから、戦後憲法と矛盾しているだろう。

国旗国歌法案提出時、「君が代の君は天皇ではなく国民を指す」といった主張もあったが、これは詭弁にすぎないだろう。

君が代の歌詞と戦後憲法が矛盾していると思っているからこそ、強引な主張をせざるをえなかったのだろう。

なお、君が代のメロディに対しては背反した2つの感想をもっている。

国歌が、国際的なスポーツ大会や親善試合で使用されることを考慮すれば、もっと明るいメロディのもの、歌いやすいメロディにしたほうがいいという考えも理解できる。

一方、重厚壮大で謹厳なメロディのものも、逆に個性的でいいかなという気もする。

メロディは君が代のもを使い、歌詞の内容を戦後憲法の理念に合ったものにすれば憲法と国歌との矛盾は解消できるが、右翼や一部の保守派は猛烈に反対するだろうな。

国旗と国歌については、「国旗の掲揚や国歌の斉唱は個人の良心の自由にかかわるものであり、これを強制すべきでない」という憲法の理念が守られればいいと考えているので、君が代に絶対に反対だといった考えをもっているわけではない。

でも、公立学校の教職員の良心の自由は、文部科学省の役人や一部の首長や教育委員会によってすでに踏みにじられていて、しかもそれが合憲とされてしまいそうなんだよね。

[追記]2011年6月6日

合理性があれば良心の自由を踏みにじってもいいと、最高裁判所の裁判官によってメチャクチャな判決がだされました。

最高裁判所の裁判官が戦後憲法の理念を否定し、明治憲法的な価値観しかもっていないという、これが日本の現実なのね。

この判決が治安維持法と同じ意味をもっていることに気付かないマスメディア（あるいは気付

いていてもそのことを問題としないマスメディア)が大半なんだから、戦後憲法・戦後民主主義は完全に死に絶えました。まあ、元々戦後憲法はただの飾りにすぎず、まともに機能していなかった、あるいは形骸化していたといってしまうえばそれまでだけど。

## 公立学校の教師に国歌の斉唱を義務化することの是非

---

(初出・ブログ「ミルクたっぷりの酒」2011年5月19日)

○橋下知事、遂に牙をむく。左派・リベラル派には受難の時代がやってくるね。

橋下徹が大阪の知事に就任した時から、いつかはやるだろうと思っていたが、遂に公務員に対して国歌の斉唱を義務化し、従わなかった人間を処分するという石原慎太郎ばりの政策を実施し始めるようである。

産経新聞をはじめとする右派系メディアやネトウヨたちはニッコリ。日の丸・君が代を日本の国旗・国歌とすることに反対する左翼系公務員や、「国旗の掲揚・国歌の斉唱は個人の良心に属することであり、これを強要すべきでない」と考えるリベラル派にとっては受難の時代が本格的にやってきそうである。

○憲法よりも道徳が大事だと考える人たち

「日本人なら皇室（天皇）・日の丸・君が代を尊重するのがあたりまえだ。」「公務員が国歌の斉唱を拒否するのはおかしい。」と考え、憲法で保障されている「良心の自由」よりも、自分たちが大切だと考えている道徳観の方が大事だと考えている多くの人たちは、石原東京都知事や橋下大阪府知事が推し進めようとしている方針に賛成するのだろう。

だが、公務員に対して「国歌の斉唱を拒否する自由を認める」のはおかしいと考えているのなら、憲法を改正し合法的あるいは合憲的に公務員に対して国歌の斉唱を義務付けるべきだろう。

その場合、「国旗の掲揚・国歌の斉唱」を国民の義務とし、その上で公務員に対して国歌の斉唱を要求するのか。

あるいは、国民に対しては義務とせず、公務員に対してのみ義務とするのか（その場合、法の下での平等の理念に反しないのかという疑問が残るが）は、「公務員に対して国歌の斉唱を義務化すべき」と主張している人たちが考えるべきだろう。

○日本は立憲国家なのか？

「国旗の掲揚、国歌の斉唱は個人の良心の自由に属する問題であり、他人にこれを強要してはならない。」

憲法においてこのように規定されているのだから、憲法遵守義務のある知事、政治家、官僚、教育委員会などが公務員に対して国歌の斉唱を強制するのは憲法違反になるのではないか？

憲法の理念に基づいた国旗・国歌を制定し、公務員の国歌斉唱行為を、公務員の憲法遵守義務と重ね合わせるといふのならまだ少しは理解できる。

(ただし私自身は、憲法で「国歌を斉唱する自由・国歌の斉唱を拒否する自由」が保障されているのなら、国旗・国歌が憲法の理念と矛盾しないものに変更されたとしても、公務員の国歌の斉唱を拒否する自由は守られるべきだと考えている。)

だが、憲法の理念と矛盾している国歌を、恣意的な解釈で矛盾していないと言い募り、憲法遵守義務のある公務員に対して歌うことを強制するのは、立憲国家としてはあきらかに異常な姿だろう。

「公務員は憲法遵守義務がある。だからこそ憲法の理念とは矛盾している君が代を歌うことはできない。」と考える公務員がいてもおかしくない。

「決まりや命令に従わないのなら公務員をやめろ。」という意見もあるが、憲法に違反した決まりや命令を守る必要はないだろう。

むしろ憲法違反の命令をする人、憲法違反の決まりをつくる人たち(憲法を遵守する意志のない知事や政治家、官僚たち)こそ公務員をやめるべきだろう。

国旗国歌法や文部科学省の学習指導要領、教育委員会の職務命令よりも、憲法の方が上位規定にあるのだから、国旗国歌法や学習指導要領、職務命令をひきあいにして公務員に対して国歌の斉唱を強制することを正当化するのはおかしいのではないか。

繰り返しになるが、公務員に対して国歌を斉唱することを義務化したいのであれば、そのことが憲法違反にならない形式を整えてから行うのが立憲国家のあるべき姿であろう、と私は考える。ただし、憲法や法律について専門知識のない素人の考えなので、石原都知事がやってきたこと、橋下府知事がやろうとしていることが憲法違反にはあたらないというのであれば、彼らの行為は憲法的には問題ないということになるが。

公立学校教師への君が代斉唱強制問題を、君が代をめぐる左右のイデオロギー対立の問題としてしかとらえていない人が多い。

だが、この問題は憲法で保障されている基本的人権が守られているかどうかの問題でもある。

憲法において「国歌の斉唱を拒否する自由(良心の自由)」が保障されているのなら、公立学校の教師が国歌の斉唱を拒否する行為が道徳的におかしいとしても、その権利・自由はきちんと保障されるべきだろう。

そうでなければ、公権力を保持した人間の恣意的な判断で違憲行為がなされ、それが合憲とされてしまうことになる。

明治憲法下では、国民(当時は臣民だが)の自由や権利は政府が認める範囲でしか保障されていなかった。

戦後も実態は同じだといえる。

ただ、政府・行政機関の認める権利や自由の範囲が、戦前とは比べものにならないくらい広がったので、基本的人権が保障されていると錯覚していただけないような気がする。

政府・行政機関が国民のある種の自由や権利は認めないと本気で考え、それに対して国民の大規模な反対運動がおきなかった場合は、結局、公権力による人権の抑圧は正当化され、最高裁判所もそれを容認してしまうのだろう。

誰か一人でも基本的人権が踏みにじられ、それが合憲とされてしまえば、それはすべての国民の基本的人権が踏みにじられたのと同じことである。

左翼教師たちが処分されて「ざまあみろ。」とか喜んでいる連中が、自分たちの基本的人権が侵される事態になってから「基本的人権や自由を守れ」と主張しても後の祭りにすぎない。

新聞社が自分たちの報道の自由が侵されたときにそれに抗議しても手遅れだし、東京都の青少年健全育成条例が表現の自由を侵すと抗議しても同じく手遅れである。

○公務員に国歌の斉唱を強制することは憲法違反にならないのか

公務員に対して国歌の斉唱を義務化することが、現行憲法下で違憲にならないのかについては専門知識がないのでわからない。

石原都知事や橋下府知事の方針を支持している人たちも、その多くは民間人に対して国旗の掲揚や国歌の斉唱を強制することは憲法違反であると判断しているらしい。

だが公務員に対して国歌の斉唱を職務命令することは憲法違反にはならないと考えているらしい。

現行憲法下においても、公務員には国歌の斉唱を拒否する自由が保障されていないのであれば、石原都知事や橋下府知事のやっていること（やろうとしていること）は法的には問題ないということになる。

だから、公務員に対して国歌の斉唱を義務化したいのであれば、まず憲法を改正してから行うべきだという私の主張は根拠を失う。

私自身は、公務員に対しても「国歌の斉唱を拒否する自由」を保障すべきと考えているが（その理由を書くと長くなるので、今回は書かない）、「国歌を斉唱することは公務員の義務であり、国歌を斉唱したくない人間は公務員になるな」というのが国民の多数派の考えであるらしい。

(初出・ブログ「ミルクたっぷりの酒」2011年5月20日)

大阪府において、学校行事の国歌斉唱時、起立斉唱しなかった教師が処分された件に関して。「国歌の斉唱を拒否する良心の自由」は民間人についてのみ保障された権利であり、公務員の場合、私生活において国旗の掲揚や国歌の斉唱を強制された場合は憲法違反になるが、職務として国歌の斉唱を命令された場合、これを拒否する良心の自由は保障されていないのか。憲法上の判断がどうなっているのか、不勉強にして知らない。

で、あくまでも職務上であっても国歌の斉唱を拒否する権利は保障されている、という仮定の上での話になるが.....。

先の大阪府の教師、起立はしたが口を閉じて歌わなかったとき、その場合でも斉唱を拒否したということで処分されるのだろうか。

処分された場合、それは憲法違反になるだろう。

ただし、起立したならば、歌わなかったとしても処分されず、処分されるのは起立しなかったときだけならば、憲法違反にはならないかもしれない。

国歌の斉唱を拒否したい人は、起立だけはし、その上で口は開かず歌うことをしなければ、良心の自由は保障されることになるのではないか。

もっとも、国歌の斉唱を強制されたくない人は、起立を命令されることすらも国歌の斉唱を強制された、と考えているのかもしれない。

起立を命令することも国歌の斉唱を強制したことになるのかは、私には判断できないので専門家の判断にゆだねます。

ただ私自身は、文部科学省の命令の下、学校行事の際、国歌の斉唱を義務化すること自体に反対している。

行事の際、国歌斉唱を行うかどうかは学校ごとの判断にまかせるべきであり、行政機関の命令・指導を絶対的なものとして貫徹させようとするトップダウン式の（国家主義的な）教育行政に反対している。

また、国歌斉唱を行う際も、生徒や父兄だけではなく、教職員（公務員）に対しても国歌の斉唱を拒否する自由（権利）は保障し、国歌斉唱を拒否した教職員を処分すべきではないと考えている。

だが、このようなりべらるな考えを支持する人は少数派にすぎず、「公務員に対して国歌の斉唱を拒否する自由・権利は認めるな」「国歌を斉唱したくない人間は公務員になるな」という意見の方が主流になっているのかもしれない。

ヒットラーが政権を掌握した後、新国旗を制定し、公務員に対して新国旗に対する敬礼を命令し、拒否した人間をクビにする（比喩）。  
構造的にはこれと同じような現象だけれども、リベラルな思想や価値観をもっていない人間に対してこのようなことを言っても馬の耳に念仏にすぎないのだろう。

以前読んだ本で、丸山真男が「近代以降の日本では開明的・欧化的思潮と土着的・国粹的思潮が十数年ごとにいれかわる」といった意味の発言をしていたとあった（大意。細かい内容はちがったかもしれない）。

それにならっていえば、左派・リベラル的な思潮と右派・保守的な思潮が数十年単位でいれかわるという現象がおこっていて、戦後は長い間、左派・リベラル的な思潮が主流となっていたが、90年代後半以降は右派・保守的な思潮が主流となる時代になってしまったのだろう。

## 国旗・国歌をめぐるイデオロギー闘争

---

戦後の日本では、日の丸・君が代に愛着心をもってはいるが、戦後憲法は尊重する意志のない右派勢力。

日の丸・君が代を日本の国旗・国歌にすることには反対するが、戦後憲法には信仰心のようなものをもっている左派勢力（「悔恨共同体」と名付けられた人たちが該当するだろう）。

2種類のイデオロギーをもつ人たちが、教育に関する問題をめぐって政治闘争・イデオロギー闘争を繰り広げてきた。

（国民全体の中では、日の丸・君が代に愛着心をもち、また戦後の憲法も大切だと感じている人が多数派だとは思いますが。）

右派イデオロギストたちは、（旧）教育基本法の改正（とそれに基づいた愛国心教育の実施）、教育現場における日の丸・君が代の掲揚・斉唱の徹底を二大目標にしてきたといえる。

教育基本法の改正自体は数年前に達成し、愛国心教育の実施は、日の丸・君が代問題に一応の決着がつけば本格的に推し進めるかもしれない。

日の丸・君が代の掲揚・斉唱の徹底に関しては、国旗国歌法が制定されたあと、東京都や大阪府など憲法の思想信条の自由・良心の自由を尊重する意志のない人物が首長に選出された地方公共団体においては、過激に推し進められてきたといえる。

公務員の良心の自由を尊重する意志があるならば、国歌の斉唱時、口を閉じて歌わない自由を保障する、起立自体を拒否する教職員に対しては、式典実施時（あるいは国歌斉唱時）、職員室などに退避することを命令すれば憲法で保障された権利は擁護されるだろう。

だが、憲法を尊重する意志のない右派イデオロギストたちは、公立学校の教職員に対して国歌斉唱時に起立斉唱させることを徹底させ、従わない教職員を処分する方針を変更しないから、起立を拒否する教職員との間での闘争が繰り返される。

処分する方針を貫きたいのならば、国歌の斉唱を拒否する教職員に対しては、式典実施時（あるいは国歌斉唱時）に、式場を退避することを命令する、その命令に従わず式典に参加した上で起立を拒否した場合に限り、職務命令に違反したとして処分すればいいだろう。

### ○公務員に国歌斉唱を拒否する自由を認めたほうが良い理由

「公務員には国歌を斉唱する義務がある」「国歌を斉唱したくない人間は公務員をやめろ」以上のような主張はネット上でよくみかけた。

日の丸・君が代にかわり、どのような国旗・国歌が制定された場合でも上記のような主張を続けるのであれば、主張自体にそれなりの筋は通っている。

（現行憲法下で、公務員に国歌斉唱の義務があるのかは不明だが。）



1995年の村山談話に基づいた新国歌が制定され、公立学校の教職員に対して新国歌の斉唱が強制された場合。

村山談話は自虐史観に基づいているからこれを支持できないと考えているような右派的な考えをもっている教職員は、新国歌の斉唱を拒否することができなくなる。

国会で過半数の議席を獲得すれば、どのような国旗・国歌を制定することも原理的には可能である。

新しく制定された国旗・国歌を尊重することができないからという理由で、優秀な公務員や教師たちが辞職してしまえば、国家・行政機関にとっても、教育現場においても大きな損失になってしまう。

公務員に対しても、国歌斉唱を拒否する権利を憲法上保障したほうがいいのは、基本的人権の尊重というだけでなく、功利的観点からもそのほうが国家や行政機関にとって得になるからでもある。

だが、国旗・国歌の問題をイデオロギーの問題としか考えられない人は、自分たちの思想を満足させることしか頭にないので、結果的に政治に悪影響をもたらしているということに気がつかない。

## 戦後の日本－独立か従属下の平和と繁栄か

---

自国が他国の従属下にある状態を、精神的・道義的な「悪」、独立した状態を「善」とする。そして、平和で経済的に繁栄した状態を功利的な「得」、混乱して経済的に貧しい状態を「損」とする。

多くの国民にとって一番望ましいのが、他国の従属下になくかつ平和で繁栄した状態、一番望ましくないのが、他国の従属下にありその上混乱して貧しい状態だろう。

独立しているが混乱して貧しい状態と、他国の従属下で平和と繁栄が保たれている状態、どちらが望ましいかは人によって判断がわかるだろう。

戦後の日本は、アメリカの従属下で平和と繁栄が保たれる状態が続いてきた。

これはアメリカの対日政策、日本の指導層の方針、国民の多数派の望み、三者の思惑や利益が合致したことによる当然の帰結といえよう。

日本の戦後がアメリカの占領状態から始まったため、まず独立を優先するか、それともアメリカの従属下での平和と繁栄をめざすかという2つの選択肢があった。

戦争と窮乏状態に嫌悪感を抱いていた多くの国民が、独立運動よりも対米従属下での平和と経済的繁栄を望んだのは当然の選択といえるだろう。（日本人は、倫理的な善悪よりも功利的な損得に基づいて行動をするという国民性があると思えるので、それも影響したのかもしれない。）

もちろん、国民の多くが独立を望んだとしても、アメリカがそれを了承しなければ、独立戦争に勝利するしか目的は達成されない。

そして、戦後の日本がアメリカ相手の独立戦争に勝利できる可能性はゼロに近いのだから、現実主義的な価値観をもった戦後の政治指導者たちが、独立よりもまず平和の維持と経済的繁栄を目標としたのは、当然の選択だしまた賢明な選択であったといえる。

アメリカの対日政策は、法的・形式的に独立を達成したあとも、日本を実質的な従属状態におき、そのかわりにアメリカの軍事力を背景にして平和を維持するというものだった。

アメリカがそのような方針をとらず、日本全体を沖縄のような状態にしていたら、独立を求める動きが大規模におこっていたかもしれない。

ただし、多くの国民が、日本がアメリカの従属状態にあることを消極的にはあれ受け入れているのは、一方で平和と経済的安定が保たれているからであろう。

国内が混乱状態に陥ったり経済情勢が極度に悪化した場合、しかもそれらの原因が、日本がアメリカの従属状態にあるためだと判断された場合には、独立を求める動きも活発化するだろう。

だが、アメリカからの自立、独立を武力で達成しようとした場合、最悪のケースとしては再占領され植民地化されるおそれもあるだろう。

アメリカからの自立、独立が外交交渉などによって達成できないのなら、日本はアメリカの従属下で平和と経済的安定を維持するという状態を継続するか、それとも独立運動に失敗して、外国の従属下で混乱と経済危機に直面するという最悪の状態に陥るか、2つの選択肢しかないだろう。

(初出・ブログ 「ミルクたっぷりの酒」 2010年5月19日)

60年安保闘争については、非民主主義的な政権を打倒した民衆の政治運動だとして、民主主義的な観点からこれを評価する声もある。

その評価の妥当性についてはここでは触れないが、闘争の本来の目的であった安全保障の問題に関していえば、あの運動は戦後日本の一種の通過儀礼（イニシエーション）だったのではないかと思う。

戦後ある時期までの日本人は、思想的に右であるか左であるかを問わず、自国が他国の占領下・従属下にあることに対して鬱屈した気持ちをもっていたのではないか。

そして、従属状態を脱したいという気持ちと、それが限りなく困難であるという現実の板挟み状態の中で、ジレンマに陥っていたのではないか。

60年安保闘争は、アメリカの従属状態を脱するという困難な夢を追い求めるのはやめにして、日本がアメリカの従属状態にあるということを所与の前提として受け入れ、その中で経済発展だけを追い求める、そのような方針転換をするための儀礼行為だったような気がする。

アメリカ相手に（実際には日本の政府相手だが）、勝ち目のない、はじめから敗北することが分かり切っているささやかな抵抗運動を試み、そしてその運動が予想通り敗北したことによって、その後の多くの日本人は、アメリカの従属状態を脱しようなどという大胆なことは想像もしなくなり、それ以前に、日本がアメリカの従属状態にあるということすら意識しなくなったのではないか。

一部の右翼や左翼の唱える反米的な主張は、多くの人の平和で安定した日常生活を脅かすものとなり、人々から忌避されるようになったのだと思う。

60年安保闘争から10年後、三島由紀夫が命を投げ出して訴えた日本の自立・独立の主張は、高度成長の恩恵に浴した多くの国民にとっては、滑稽なものとしか映らなかったのだろう。

（ちなみに、私自身も三島由紀夫に賛同しているわけでも共感しているわけでもなく、どちらかといえば冷やかな感情をもっているほうである。）

だが、今後、アメリカの従属状態から脱しようという動きが本格化したときには、三島由紀夫の自決行為があらたに解釈しなおされ、再評価されるかもしれない。

## 私的革命観－70年前後の学生運動に関して

---

私個人は、革命というのは制度選択の問題だと考えている。

現実（現状）の制度と、現実とは異なる制度、これらを比較したとき、現実とは異なる制度の方が良いと判断されたときに、制度変革を行うこと、それが革命である。

（現実と異なる制度は、他国において既に実現している制度である場合もあれば、思想や理論として存在しているだけで、実際には実現していない場合もある。）

革命についてこのような考えをもっている者からすれば、70年前後の学生運動はまったく意味不明である。

「大学の学費値上げ反対闘争」のように、具体的な目標のある運動については、その理念に対して共鳴もできるし、それなりの成果もあったのかもしれない。

だが、「革命」というスローガンを掲げて行っていた運動に対しては、まったく共感できない。

そもそも、戦後日本の政治制度・経済制度を具体的にどのように変革しようとしていたのかわからない。

百歩譲って社会主義の実現を本気で考えていたのだとしても、具体的にどのような手段や方法で目標を実現しようとしていたのかわからない。

社会を本気で変革しようなどとは考えておらず、運動すること自体に生きがいを感じていたから、自身の満足のために運動をやっていたようにしかみえない。

（仮にそうであったとしても、どのような生き方をするかは本人の自由であるから、そのような生き方を非難も否定もする気はないけれども。）

ただ、革命が制度選択の問題だというのは、私の特殊な革命観であるのかもしれない。

山本七平と岸田秀の対談本の中で、たしか山本氏が「学生運動をやっていた若者たちは、既存の秩序がいったん崩壊すれば、そこからあらたなより良い社会が自然発生的に生み出されるという考えをもっていた。」といった主旨の発言をしていた（と思う）。

よく言われる「創造のための破壊」という奴で、変革後の社会像について具体的な青写真・設計図がなくても、まず既存の秩序を壊すべきで、そうすればその後の社会は現状よりも良くなるという、ある意味楽観的な、人によっては無責任と非難するような考え方といえるだろう。

現状に強い不満をもつ人たちはこうした考えに賛同するかもしれないが、現状にある程度満足している人たち、安定した秩序が崩壊することにおそれを感じる人たちからは反発を受けるだけだろう。

まあ、私が当時大学生位の年齢で、今と同じ考えをもっていたとしたら、学生運動をやっている人たちから保守・反動呼ばわりされたのかな～とも思う。

## 核密約問題と55年体制

---

### ○核密約問題に対する3つのタイプ

核兵器の持ち込み密約問題は、戦後の日本が「上帝/オーバーロード」(A. C. クラーク「幼年期の終わり」より)たるアメリカ、現実的な思考をしているが同時に非民主主義的な考えしかもっていない保守的な政治指導者たち、極度に理想主義的で現実的な思考が出来ない左派勢力、3つの勢力の微妙な関係の下に築かれてきたということを再確認させてくれた。

アメリカが核兵器を日本の領土にもちこむことを許容するか否定するか。国民には非核三原則を堅持すると言っておきながら、裏ではアメリカと密約を結んでいた政府のやり方を擁護するか批判するか。

以上の2点から、3つのタイプが想定できる。

- 1・アメリカの核兵器持ち込み、政府の二枚舌のやり方をともに肯定する考え方。
- 2・アメリカの核兵器持ち込みは、軍事(安全保障)・外交政策の観点からやむをえないとするが、国民を騙してきた政府のやり方は否定する考え方。
- 3・アメリカの核兵器持ち込み、政府の二枚舌のやり方をともに否定する考え方。

1の立場は55年体制下の自民党そのもので、3の立場は旧社会党・共産党の護憲政党そのものだろう。

2の立場の勢力が政治の世界にも思想言論の世界にも台頭しなかったこと。

これが、日本において民主主義が成熟しなかった一因でもあろう。

### ○核密約問題にみられる55年体制的構造

アメリカの核兵器持ち込みを認めることが、日本の軍事(安全保障)政策・外交政策にとって必要であるのなら、政府や自民党のやるべきことはアメリカと密約を結ぶことではなく、アメリカの核兵器持ち込みを認めることがなぜ必要なのかを、国民に説明し説得することだろう。

核兵器の持ち込みを拒否した場合、どのようなことがおきるのか、国民生活にどのようなマイナスが生じるのかを説明し、持ち込みを認めることの正しさ(あるいはやむをえない理由)を納得させることだろう。

国民に嘘をついていた政府のやり方を擁護する人は、政府がアメリカの核兵器持ち込みを認めることを公言し、自民党が選挙に敗れた場合、社会党政権が誕生し、アメリカとの関係が悪化し、国家や国民生活に悪い結果をもたらす、だから社会党政権を阻止するには二枚舌の方針をとるしかなかったと主張するかもしれない。

ただし、これは民主主義の否定であり、自民党が半永久的に政権の座につくことを当然とする

考えにつながる。

核兵器の持ち込みを認めた政策が、認めなかった政策よりも結果的に賢明な政策であったとしても、国民の多くは、なぜ核兵器の持ち込みを拒否するよりも容認した方がよいのかを考えることすらできなくなる。

情報を隠し、政府や自民党の方針に国民が従うことのみが正しい政治のあり方だという非民主主義的な歪んだ考え方だといえる。

一定期間が過ぎたら情報を公開する制度も確立されず、官僚が自身の保身のために重要な書類を廃棄するということが平然と行われる。

一方、核兵器の持ち込みを否定する立場の人たちは、政権をとってアメリカと直接交渉する立場になったときに、自分たちの理想を貫き通すことができるかが問題となるだろう。

核兵器の持ち込みを拒否し、アメリカとの関係が上手くいかなくなっても、政権を維持することができるのか。

国民の生活、特に経済に悪影響が生じないのか。

核兵器の持ち込みを拒否した上で、国民が安心できる軍事（安全保障）・外交政策を提示できるのか。

核兵器の持ち込みを受け入れた政府の政策を否定した場合は、具体的な政策をつくる際に、政府・自民党以上の緻密で戦略的な思考が必要となるだろう。

結局、核兵器の持ち込みを拒否した人たちは、実現可能性のある具体的な政策案を提示することはできず、万年野党・反体制的な立場から自分たちの理想や願望をスローガンとして唱え、政府批判・自民党批判することを自己目的化してしまったと言える。

政府・自民党は、（核兵器の持ち込みを受け入れることなど）道義的観点からは問題があるが、現実的な思考に立った妥当で無難な政策を実施してきた。

しかし、民主主義的な理念・価値観をもっていないために、自分たちが政権の座に居座り続けることを当然のことと考え、税金の（半）私物化、必要な書類の廃棄など、民主主義的な価値観からは問題のあることを平然と行ってきた。

一方、本来民主主義政治の担い手となるべきだった左派勢力は、極度に理想主義的で、現実的な政策案を提示できず、政府批判・与党批判を繰り返すだけの万年野党勢力となってしまった。

「現実的だが非民主主義的な保守勢力」と「極度に理想主義的で現実的な思考が出来ない左派勢力」。以上2つの政治勢力のなれ合い・補完のシステムが55年体制だったといえる。

そして、55年体制が崩壊し、永く政権の座に居続けた自民党が野党に転落しても、自民党に代わって政権を担える政党が存在しなかったために、ただ混乱だけが続く、それが現在の政治状況だといえる。

○最後に

なお、核兵器の持ち込み問題に話を戻せば、密約の存在が公になり、情報公開の制度が整いはじめた、といった点では一步前進したといえよう。

だが、密約はあったが、実際にアメリカが日本の領土に核兵器を持ち込んだかはわからない、としている点で本質的な問題はなにも変わっていないのかもしれない。

密約の存在が明らかになったのも、アメリカが日本の領土に核兵器を持ち込む必要がなくなったからかもしれない。

アメリカが依然核兵器を持ち込む政策をとっていたならば、いまだに密約などは存在しないと（政府は）言い続けていたかもしれない。

（初出・ブログ「ミルクたっぷりの酒」2010年10月6日）



憲法改正に関する国民投票法案をめぐる議論は、日本が民主主義国家として未成熟であることを露呈させてうんざりするものだった。

憲法改正を実現したいという個人的な目標を達成させるために、法案の内容を少しでも憲法改正がしやすいものにしようとした現行法案支持派。

憲法改正に関する国民投票法案を成立させないことによって、憲法改正を阻止しようとした護憲派。

法案の内容をどのようなものにすれば一番よく民意が反映されるのか、日本の民主主義にとって望ましいのは、どのような法案なのかを考えようとした人たちは少数派にすぎなかった。

憲法学者の長谷部恭男は、その著作の中で、憲法改正案が発議されてから2年間位時間をかけて、国民が改正の是非について熟慮するべきだと主張していたが、このような民主主義的な価値観に基づいた意見はほとんど反映されなかった。

現行の法案で評価できるのは、改正案を一括して賛否を問うのではなく、関連した条項ごとに個別に賛否を問うものになっていることである。

この方式は民主主義的な観点から肯定的に評価できる。

だが、最低投票率を制定せず、憲法改正案に賛成する人が有権者の20%位しかいなくても改正が成立する点など、内容はもう1度充分に見直しをしたほうがよいだろう。

私自身は、有権者の何%が改正に賛成すれば正当性があるのか、あらためて議論をして合意案を形成する必要があると思っている。

ただ、これに関しては正しい答えというものはないから、結局多数派の意見が通ってしまうのは仕方がないといえる。

憲法を改正したいと考えている人たちが、法案の内容を憲法が改正しやすいものにしようとし、改正に反対の人が法案の内容を憲法が改正しにくいものにしようとするのも仕方がないことだろう。

最低投票率に関する問題で私が一番面白いと感じたのは、次の点である。

私は天皇制廃止論者だが（厳密には、皇室を宗教団体として、政教分離の原則に基づき天皇と政治との形式的なかわりを廃止すべきという考えだが）、天皇制の廃止は有権者の過半数の賛成をもってすべきだと考えている。

そのような考えの者からすると、天皇制を守るべき日本の伝統と考えている人たちの多くが、有権者の20%位が廃止案に賛成しただけで天皇制が廃止される可能性のある国民投票法案に賛成したのは面白い現象だった。

天皇制を維持すべきと考えている国民は7割か8割以上だから、天皇制の廃止を唱えた憲法改正案が発議されることはないと考えていたのかもしれない。

あるいは、憲法9条を一刻も早く改正したいと考えていたので、天皇制のことまで頭が回らなか

ったのかもしれない。

あるいは、現行の国民投票法で憲法9条を改正し、天皇制の廃止が議題にのぼったときは、あらためて国民投票法を憲法が改正しにくいものにかえればよいと考えていたのかもしれない。

(実際には、天皇制の廃止のことまで考えていなかった人が大部分だろうが.....。)

(初出・ブログ「ミルクたっぷりの酒」2010年12月12日)

## 戦死者の弔い方について

---

戦死者に国家・政府がどう対処すべきかについては、大きくわけて3つの考え方がある。

(1) 「英霊として顕彰すること」にも「戦争の被害者・犠牲者として慰霊・追悼すること」にも反対する立場。

(2) 「英霊として顕彰すること」には反対だが、「戦争の被害者・犠牲者として慰霊・追悼すること」には賛成する立場。

(3) 「英霊として顕彰すること」「戦争の被害者・犠牲者として慰霊・追悼すること」とともに賛成する立場。

1つめの「英霊として顕彰すること」にも「戦争の被害者・犠牲者として慰霊・追悼すること」にも反対する立場は、絶対平和主義的な考えから憲法9条護持を唱える人たちに多いだろう。戦死者を慰霊・追悼するということは、これから戦争がおこることを前提にしていることにもなるので、このようなテーマを議論すること自体に反対するかもしれない。

3つめの「英霊として顕彰すること」に賛成する立場は、靖国神社を国家護持すべきと考えているような右派・保守派に多くみられる。

なお、戦死者を顕彰・慰霊するというと、多くの日本人は靖国神社に祀ることを想定するが、靖国神社以外の施設で顕彰・慰霊するという方法も当然ある。

「靖国神社で顕彰・慰霊することには反対だが、靖国神社以外の施設で顕彰・慰霊することには賛成だ」と考える人もいるだろう。

現実には「靖国神社以外の施設で顕彰・慰霊することには断固反対する」と考えている人が多いだろうが。

私自身は、靖国神社の存在を当然のこととはせず、靖国神社を一旦脇においた上で考えをすすめることにしている。

### ○靖国神社に関して

靖国神社は本来、国家のために死亡した人を顕彰する施設で、戦死者を慰霊・追悼する施設ではないという意見も耳にする。

だが多くの日本人は、戦死者を慰霊・追悼する施設として認識しているかもしれない。

戦後、靖国神社の存在自体が憲法との関係も含め曖昧になっていたのも、この神社をどう位置付けるかは、左右のイデオロギーの衝突の場となっていることもあり、政府の当局者にとっては頭の痛い問題だろう。

また、戦死者を顕彰するのは国家・政府が行うべきであり、戦後、民間の一宗教法人となった靖国神社が、戦死者を顕彰する機能を担っているのはおかしいことだろう。

靖国神社が戦死者を顕彰する施設であるのなら、これを公的機関・国家機関としないと論理的に

矛盾するだろう。

だが、靖国神社が公的機関・国家機関となると憲法の政教分離の原則に抵触する。

また、靖国神社に祀られることを望まない人を、本人や遺族の意思を無視して祀ることは、憲法の「信教の自由」を侵す行為だろう。

靖国神社自体、戦後の憲法と矛盾した存在であり、これを公的機関・国家機関とするのなら、憲法を改正するか、靖国神社自身が戦後の憲法に則った存在に自己変革を遂げるかしかないだろう。

## ○個人的見解

私自身は、条件付きで（２）の「英霊として顕彰すること」には反対だが「戦争の被害者・犠牲者として慰霊・追悼すること」には賛成する立場を支持する。

国家・政府が正当性のない戦争を行ったとき、戦死者を英霊として祀るという行為は、戦争指導者の責任をうやむやにすることになるだろう。

また、「死んだら英霊として祀ってやるからお国のために死ね」という戦前の国家主義的な考えには全面的に反対するので、戦死者を顕彰する方針には賛成できない。

だが、戦死者を慰霊・追悼する行為は遺族の心のケアにもなるので、これには反対しない。条件付きで賛成というのは、戦死者やその遺族が国家・政府に慰霊・追悼されることを望んだ場合、戦死者や遺族の望む方法で慰霊・追悼することには賛成するという意味である。これは、本人の意思に反して強制的に戦争に参加させることには反対するという意味だし、靖国神社に祀られることを望まない人を、本人の意思に反してこれに祀ることには反対する、という意味でもある。

ただ、戦死者や遺族の望む方法で慰霊・追悼するといっても、宗教は無数にあるだろうから、実際にこの方針が採用されたときは、政府の設置した慰霊・追悼施設で形式的に慰霊することになるかもしれない。

私自身の靖国神社に対する個人的な考えは、これを廃止したいと考える極左的な立場に近いが、本人や遺族が望む方法で慰霊するという方針を貫くと、靖国神社で慰霊・追悼されることを望む場合はそれを認めなければいけなくなる。

仮に戦死者を国家・政府が慰霊・追悼することになったときには、大多数の日本人は靖国神社に祀られることを望むかもしれない。

このあたりは、個人的な願望や理想と、政府がとるべき最善の政策とを分けて考えているので、個人的な考えと背反する政策が実現するケースもあるだろう。

## 総理大臣の靖国参拝をめぐって

---

総理大臣の靖国神社参拝をめぐっては、右派の一部には参拝を総理就任の条件にすべきと考える人がいて、左派の一部には参拝しないことを総理の条件にすべきと考える人がいるかもしれない。

実際には、参拝するかしないかは総理本人の判断に任されていて、国会でその件に関してなんらかの取り決めをするということはないようである。

自民党の総理大臣の多くは、内面的には参拝したいと思っているが、中国・韓国との関係悪化をおそれて参拝しないという現実的判断をとっていて、そのことが国内の右派・保守派の反中・反韓感情をつよめるといふ悪循環をもたらしている。

私自身は、参拝するかしないかは今までどおり本人の判断で構わないが、参拝するときには次の2つの条件を満たすことを総理の条件にすべきと考える。

1つめは、靖国神社の掲げる歴史観・戦争観が、政府の公式見解となっている歴史観・戦争観と真っ向から対立していることをどう考えるのか、意見を明確にすること。

小泉元総理のように、「戦死者を追悼することが参拝の目的であり、靖国神社の歴史観・戦争観に賛同しているわけでも、政府の公式見解を靖国神社の掲げる歴史観・戦争観と同じものに変更するつもりでもない」のなら、そのことを明言すること。

「個人的には靖国神社の掲げる歴史観・戦争観に賛同しているが、総理大臣として政府の公式見解を変更するつもりはない」のなら、そう説明すべきだし、もし政府の公式見解を変更するつもりなら、そのことを明言すべきだろう。

政府の公式見解を否定している神社に現職の総理大臣が参拝すれば、外国との間に不必要な摩擦・問題が生じるおそれもあるのだから、誤解されないよう説明責任は果たすべきだろう。

2つめは、海外の戦争被害者からすれば、日本軍は加害者側になるのだから、加害者側の死者のみ追悼し、被害者側の死者を追悼しないのは道義的に問題があるだろう。

だから、靖国神社に参拝するときは、その前か後に海外の戦没者に対する追悼も行うべきだろう。

ただ、世界中に散らばっているだろう戦没者の埋葬施設をすべて訪問することは、物理的にも時間的にも不可能だから、その場合は海外の戦没者を追悼する施設を設立し、そこで追悼することが現実的だろう。

私個人は、以上2つのことを守ることを総理就任の条件にして、これを破った場合には、内閣不信任案を提出することを国会のルールにして欲しいと思っている。

(初出・ブログ「ミルクたっぷりの酒」2010年8月15日)

## 東京裁判とパール判決

---

東京裁判は、日本という国家が行った戦争を、戦勝国側が戦勝国の立場から裁いた裁判というイメージがつよい。

だが、実際には日本という国家を裁いたわけではなく、被告となった人たちの個人的な行為を裁いた形式をとっていたらしい。

それでもやはり東京裁判での有罪判決を、日本という国家の行った戦争を道義的に非難した行為と受け取っている人は多いだろうし、また被告全員を無罪としたパール判決を、日本の行った戦争が正しかったこと（あるいは間違いではなかったこと）の証明だと考えている人も少なからずいるらしい。

東京裁判で無罪判決を出したパール判事が、日本の行った戦争をどのように考えていたかは興味深いところではあるが、単純に考えても次の2つのパターンが考えられる。

- 1・東京裁判の被告は法的には無罪であるが、日本の行った戦争は道義的には問題がある。
- 2・東京裁判の被告が法的に無罪であるだけでなく、日本の行った戦争が道義的に悪いとはいえない。

だが、イギリスに植民地支配されていたインドの人間で、イギリスからの独立をめざしていたパールは、日本と連合国との戦いがインドの独立にプラスになるかということを考えていただろう。

(パールに限らず、インドや東南アジアの独立運動家たちは似たようなことを考えていたと推察できる。)

日本が連合国に勝利して、欧米諸国にかわって日本が自分たちを支配したときには日本を相手に独立戦争を行えばいいし、欧米の宗主国相手よりは日本相手の方が戦いに勝利しやすいと考えていたかもしれない。

また、連合国側が勝利したとしても、日本との戦いで国力が疲弊しているから、その後の独立戦争は有利になると考えていただろう。

インドや東南アジアの人たちの太平洋戦争への評価は、連合国側の人間や日本人の考えとは当然こととなっているだろう。

なお、太平洋戦争については自分たちの独立運動にプラスになるかマイナスになるかということを考えていたと推測できるが、インドや東南アジアの独立に直接は関係なさそうな満州事変から日中戦争にいたる出来事をどのように考えていたかは、また別の点から興味深い。

東京裁判を正当性があると思うか、東京裁判を受け入れるか拒絶するか。  
以上2つの点を軸にすると、日本人の東京裁判観は4つに分類できる。

- 1・正当性があると認め、これを受け入れる。
- 2・正当性があるとは思わないが、これを受け入れる。
- 3・正当性を認めず、これを拒絶する。
- 4・正当性があると思うが、これを拒絶する。

4の「正当性があると思うが、これを拒絶する」という考えの人が実際にいるのかは知らない。

東京裁判を否定する人、拒絶する人はほとんどがこの裁判を不当な裁判である、正当性はないと主張しているので、4のような考えの人をみたことはない。

また、1の「正当性があると認め、これを受け入れる」という人も、いるのかもしれないが、私はみたことがない。

東京裁判を受け入れている人は、この裁判が正当性があるから受け入れているわけではなく、単に日本が戦争に負けたからやむなく受け入れているだけだろう。

保守系の政治指導者の多くは、内面では3の立場の人と同様、東京裁判を拒絶したいと考え、東京裁判に否定的な考えをもっているが、東京裁判を受け入れなければ日本が国際社会に復帰できないと考え、仕方なく受け入れているだけだろう。

### ○東京裁判を拒絶する人たち

3の東京裁判を拒絶している人たちは、戦争に負けたということがどういうことかよくわかっていないのだろう。

太平洋戦争は、連合国側が仕掛けた戦争ではなく、日本側が仕掛けた戦争であるから、戦争に負けた日本は、戦勝国の植民地になったとしても文句をいえる立場ではない。

(太平洋戦争が、連合国が日本を従属下におこうとして仕掛けた戦争であったのなら、話はまた別である。また、太平洋戦争はアメリカ側の罠にはめられた戦争だという説もあるが、その説の妥当性をここでは検証しない。)

それを拒否して徹底的に抗戦したとしても、完膚無きまでに叩きつぶされて、より悲惨な状態に落ち込んだだけだろう。

一時的に占領下におかれたが、完全な植民地にはならず、戦勝国側の行う不当な裁判を受け入れただけで独立することが出来たのだから、日本はかなり得をしたといえる。

(朝鮮半島、朝鮮人のその後の歴史と比較すればなおさらだろう。)

もちろん「戦勝国に正義面をされて裁かれる位なら植民地になった方がましだ。植民地にされ

たら、独立戦争をおこなうだけだ。」と、そこまでの覚悟があって東京裁判を拒絶しているのなら、それはそれなりに筋のとった話ではある。

だが、東京裁判を拒絶している人の多くは、日本の行った戦争は正しい戦争だったのだから非難されるいわれもないし、裁かれる必要もないと駄々をこねている幼稚な人間にしかみえない。

「日本より国力の劣った朝鮮が日本に植民地支配されたのは、朝鮮側が悪いのだ」としながら、「日本に戦争で勝利した国が日本を裁くのは不当で許せない」と主張している自己中心的な考えの人が多いように見える。

## ○国際政治の現実

ただ、東京裁判が多くの問題を抱えた裁判であることは事実であるから、これを批判すること、非難すること自体はおかしなことではなく、むしろ当然のことともいえる。

私がここで批判しているのは、「東京裁判を批判すること」ではなく、「東京裁判を拒絶すること」である。

「東京裁判を拒絶する」という行為は、国際政治の現実を知らない甘い態度といえる。

国際政治の世界は二重の基準で動いているといえる。

表層的には（建前としては）「国際法」や「道義・倫理」に基づいて、深層的には（本音としては）弱肉強食のむき出しの力の論理によって。

力のない国が国際法や道義・倫理に反した行為をしたとき、あるいは国際法や道義・倫理に反した行為をした国が戦争に負けたとき。

この場合は非難・批判されるだけでなく、日本のように戦勝国に裁かれる事態にもおちいる。

一方、力のある国が国際法や道義・倫理に反した行為をしたとき、あるいは国際法や道義・倫理に反した行為をした国が戦争に勝ったときは、その行為は黙認されてしまう。

日本の行った戦争が道義・倫理に反した行為であったのは事実であるのだから、戦勝国に裁かれるのが嫌ならば戦争に勝つしかない。

勝ち目のない戦争を行っておきながら、負けたあとで戦勝国に裁かれるのは不当だと文句を言うのは甘い考えにすぎない。

もっとも、弱肉強食の国際政治の世界を、法の秩序に基づいた世界にしようという理想主義的な立場から東京裁判を拒絶するのなら、それなりに理解はできる。

だが、東京裁判を拒絶している人は、前述した理想主義的な考えを非現実的だとして批判している人が多いように見える。



## 植民地支配と近代化

---

### ○植民地支配する側の論理

現在先進国と呼ばれている国は、多くの国が過去、他国や他の地域を植民地支配していたが、その理由・原因の第一は経済的な利益・利権確保だっただろう。

そして、他者を支配・征服したいという支配欲・征服欲が植民地支配を促進したと考えられる。

だが、近代的な価値観では、他者を力によって支配・征服することは悪いことだとされている。

そのために道義的に悪いこと（他国や他の地域を植民地支配すること）を正当化するために、自分たちの行為（他国や他の地域を植民地支配すること）は、近代化していない文明の劣った国や地域に、近代文明の恩恵をもたらす正しい行為なのだという理屈を考えだしたといえる。

もちろん、「他者を力によって支配・征服することは悪いことだ」という価値観・倫理観をもっていなければ、わざわざ、自分たちが他国を支配・征服することは近代文明の恩恵をもたらす正しい（良い）行為なのだなどという屁理屈を唱える必要はないわけだから、植民地支配を正当化している人たちは、心の底では植民地支配が道義的に悪いことであると思っているのだろう。

ただ、文明の劣った国や地域を支配・征服して、文明の恩恵をもたらすことは良いことであるという考え方は、ローマ帝国の時代からあったのかもしれない。

ローマ帝国に限らず、古代から文明の発達した国や地域は、文明の恩恵をもたらすということを口実にして、自らの他国や他民族の支配を正当化していたのかもしれない。

この場合、文明の劣った国や地域、近代化していない国や地域を支配・征服することは正当化できるが、文明の進んだ国や地域、既に近代化してしている国や地域を支配・征服することは悪いことであると考えていたのかが疑問となる。（ローマ帝国による周辺地域・周辺民族の支配・征服は正しいことだが、逆にローマの周辺民族がローマ帝国を武力攻撃することは悪いことだという考えをもっている人は意外と多くいるのかもしれない。ローマ帝国を現在のアメリカに、ローマの周辺民族をイスラム教徒テロリストに喩えるような考えもちらほらと目にする。）

なお、ブッシュのイラク攻撃に象徴される、非民主主義国家を民主主義化させるということを目的（口実）にして武力攻撃し、支配・征服することは正しいことだというネオコン的な思想は、「文明化」「近代化」していない国や地域を、文明化・近代化させることを目的に支配・征服することは正しいことだという考えの新バージョンだといえる。

植民地支配を正当化する考えは、目的が近代化させることである場合は正当化できるという考えと、植民地支配した結果、その地域が近代化した場合は、植民地支配は正当化できるという考え方があ

前者の場合、植民地支配された地域が近代化しなかった場合は、植民地支配は間違っていたと

ということになる（植民地支配した側の人間の中には、支配された側の人間たちのレベルが低いから近代化が成功しなかったのだなどという自分勝手な主張をしている人も結構いそうである）。

後者の場合は、植民地支配する目的が「近代化」以外の点にあったとしても、結果としてその地域が近代化されれば、植民地支配は正当化できると考えているのかもしれない。

近代化していない国や地域を近代化させるためには、他国や他の地域を植民地支配しても構わないという考え方を「近代化至上主義」と名付けたいと思う。

なお、現実の歴史・国際政治の世界では、高度な文明をもった国・いち早く近代化した国が、文明の劣った国や近代化していない国を支配・征服しようとした場合、文明の劣った国や近代化していない国は、経済力や軍事力・政治力が劣るために、十分に抵抗・対抗できずに植民地とされてしまうのが実際のところだろう。文明自体が劣っていても、近代化していなくても、文明国・近代国家に対抗できるだけの軍事力や経済力・政治力があれば独立は維持できるだろう。

### ○植民地支配される側の論理

植民地支配する（した）側の国では、自国の行う（行った）他国の植民地支配を肯定するか否定するかといった点が議論されるが、植民地支配される側の場合はもう少し議論が複雑になる。

植民地支配を受容するか拒絶するか、近代化をめざすか否定するかといった点から4つの立場にわかれる。

- 1・植民地支配を拒絶し、自分たちの手で近代化をめざす立場。
- 2・植民地支配を受け入れ、宗主国の力を借りて近代化をめざす立場。
- 3・植民地支配は受け入れるが、近代化は否定する立場。
- 4・植民地支配を拒絶し、近代化も否定する立場。

1の「植民地支配を拒絶し、自分たちの手で近代化をめざす立場」は、明治維新期の開明派の志士たち、明治国家初期の政治指導者たちが典型的なタイプだろう。

2の「植民地支配を受け入れ、宗主国の力を借りて近代化をめざす立場」は、台湾や朝鮮の親日派の人たち、日本の植民地支配の結果、近代化がもたらされたとして、これ（日本の植民地支配）を肯定的に評価している人たちが典型といえる。自国の独立よりも近代化の方が大事だと考える「近代化至上主義者」といえる。

3は、自国の近代化を否定する伝統主義的な政治権力者や指導者たちが、植民地支配する国と結託して、植民地支配の下で自分の権力を保持する場合の立場だろう。

この場合は、自国の独立よりも、自分の地位を保全・維持することを優先しているといえる（所詮、傀儡政権としての地位にすぎないが）。

徳川幕府の指導者たちが、欧米諸国を味方につけて倒幕派と戦い勝利した場合は、この立場になっていたかもしれない。

4の「植民地支配を拒絶し、近代化も否定する立場」は、幕末の反近代的な攘夷派がその典型

だろう。植民地支配を拒絶し、日本の独立を守ろうとした点では開明派の維新志士と共通点があるが、近代化をめぐる根本的な価値観の対立があったといえる。

もちろん、植民地支配を受け入れるか拒絶するかは、現実的に独立の可能性があるかないかによってかわってくる。

完全に外国の従属下におかれ、独立の可能性がなくなった場合は、消極的な形で植民地支配を受け入れるか、あるいは反体制活動を行うか、場合によってはゲリラ化・テロリスト化するかしかなくなるだろう。

また植民地支配をする側は、相手国の国内の分裂状態を利用して植民地支配を実施しようとするから、2か3の考え方の勢力を味方につけようとするだろう。

2の立場の勢力を味方につけて植民地支配を行う場合は近代化政策を進めるだろうし、3の立場の勢力を味方につけた場合は、1の立場の反体制勢力を弾圧することになるだろう。

「植民地支配」を「アメリカとの協力関係」に、「近代化」を「民主主義化」に読み替えてアメリカの対外政策をみた場合、イラクに対しては「民主主義化」を口実にして武力攻撃を正当化するが、サウジアラビアなどの国では3の立場（「アメリカと協力関係を築き、民主主義化を否定する立場」）の政治指導者と協力関係をもつという二枚舌外交を展開しているといえる。

## ○「占領」と「戦後の民主主義」

「植民地支配」を「占領」に、「近代化」を「民主主義化」に読み替えた場合、「植民地支配される側の論理」で提示した4つのモデルが、そっくりそのまま戦後の日本にあてはまる。

- 1・占領を拒絶し、自分たちの手で民主主義化をめざす立場。
- 2・占領を受け入れ、アメリカの力を借りて民主主義化をめざす立場。
- 3・占領は受け入れるが、民主主義化は否定する立場。
- 4・占領を拒絶し、民主主義化も否定する立場。

「戦後民主主義者」と言われた人たちは、大部分が2の立場といえるだろう。官僚や政治家たちで、日本の民主主義化をめざした人たちもこの立場といえる。

戦後すぐの時期の保守的・右派的な政治指導者の多くは、3の立場だったかもしれない。

「反米右翼」とレッテル付けされた人たちは、典型的な4の立場だろう。

1の立場の人たちはあまり思い浮かばないが、「新左翼」と言われた人たちはこの立場に近いのかもしれない。

ただ、マルクス主義者の唱える民主主義は、欧米のリベラル・デモクラシーに基づいた民主主義とはかなり異なるので、1の立場といきるのは無理があるかもしれない。

ただし、戦後の日本がアメリカの従属状態から脱却できる可能性は、日本が太平洋戦争に勝利する可能性よりも低かっただろうから、「占領を拒絶する」と言っても言葉の上の問題にすぎない。

本気で「アメリカの従属状態から脱却したい」と考えた人は、三島由紀夫のように命を投げ出してアピールをするか、右翼・左翼の活動家のように市民社会・市民生活から遊離し、公安からマークされる存在になってしまうのがオチだろう。

日本の民主主義に関しても、日本人だけの力で民主主義化を達成することができず、占領軍の力によって多くの民主主義的な政策が実現してしまったために、戦後の日本は民主主義的な制度があるだけで、実態は民主主義とは程遠い、形式的な民主主義国家・形骸化した民主主義国家にすぎないように私には思える。

## 護憲派と保守派の再定義

---

岩波書店の「世界」2007年5月号に、佐藤優が「山川均の平和憲法擁護戦略」という論文を寄稿している。

その中で佐藤氏は、自分自身を「現行憲法の条項には一切、改変を加えてはならないと考えるかなり硬直した護憲の立場に立つ。」と称している。

一方、同じ論文の中で佐藤氏は自分自身を保守派とも称している。

一般的には、「護憲派＝左派（非保守派）」、「保守派＝改憲派」というイメージがあるので、佐藤氏のこの主張は世間一般の護憲・保守のイメージを覆すことになる。

と同時に「護憲」「保守」の定義について重要なヒントを与えてくれた。

佐藤氏は、一般的な「護憲派＝憲法9条改正反対派」は、本音では天皇制廃止の共和制論者だろうと推察し、天皇制廃止論者（＝憲法第1章改正派）が護憲派を主張することに異議を唱えている。

（同様の意見は何年も前に、テレビ番組（多分「たけしのTVタックル」だったはず）で、浜田幸一が共産党の政治家に対して言っていた。）

「護憲派」とは何か、「保守派」とは何かという定義は、憲法のどの条項を護る（まもる）のか、社会の何を保守するのかによって、その内実がかわってくるだろう。

### ○戦後憲法の3つの理念

戦後憲法は次の3つの柱（理念）から成り立っている。

- 1・象徴天皇制。
- 2・リベラルデモクラシーの理念。
- 3・憲法9条の平和主義。

この3つの理念をすべて擁護・保守しようとする佐藤優が、自身を「護憲派」「保守派」と称するのは極めて理にかなっている。

一方、天皇制を廃止しようとする人が自らを「護憲派」と名乗るのは、佐藤氏や浜田氏が批判するように矛盾しているだろう。

また、憲法改正論者は「右派」ではあるかもしれないが、憲法に関しては「保守派」ではなく「革新派・改革派」であろう（「復古派」ともいうが）。

戦後憲法の3つの理念にどういったスタンスをとるかによって、6つのタイプに分類できる。

#### A・社会主義派

天皇制廃止。リベラルデモクラシー否定＝社会主義支持。憲法9条擁護。

#### B・共和主義派

天皇制廃止。リベラルデモクラシー支持。憲法9条擁護。

### C・戦後民主主義派

象徴天皇制支持。リベラルデモクラシー支持。憲法9条擁護。

### D・リベラル改憲派

象徴天皇制支持。リベラルデモクラシー支持。憲法9条改正。

### E・戦前回帰派

天皇制支持。リベラルデモクラシー否定＝明治憲法体制回帰。憲法9条改正。

\* Eの戦前回帰派は、現在の象徴天皇制に近い形を支持する人から、明治憲法の天皇主権復活を主張する人まで、天皇制のあり方について意見が分かれる可能性がある。

また、リベラルデモクラシーを否定してどのような政治体制を構築するのかについては、明確な考えをもっている人は少ないだろう。

戦後憲法・戦後民主主義を批判すること自体が目的となってしまう、自主憲法制定・憲法改正を主張しても、提示する憲法案は現行憲法の字面を修正する程度で根本的な変革案を提示できていない。

リベラルデモクラシーを根本的に否定している人は、明治憲法をそのまま復活させようと考えている人ぐらいだろう。

天皇制と政治制度を、明治憲法と戦後憲法の折衷的（中間的）なものにしようと主張する人を、明治憲法復活派と区別しておく。

### E・戦前回帰穏健派

天皇制と政治制度を、明治憲法と戦後憲法の折衷的（中間的）なものにする。憲法9条改正。

### F・明治憲法復活派

天皇主権制。明治憲法体制回帰。憲法9条改正。

Aの社会主義派、Bの共和主義派の中にも憲法9条改正派はいるはずだが、少数派なのでここでは除外しておいた。

上記の6タイプの中で、厳密に護憲派と呼べるのはCの戦後民主主義派だけだろう。

ただ、ある時点から憲法9条擁護派＝「護憲派」、9条改正派＝「改憲派」という呼称がマスメディアで使われるようになり、現在もそうした状況が続いている。

## ○革新と保守の境界線

革新という言葉は現在では死語に近いが、かつては左翼とほぼ同義語とみなされ、思想・言論空間では大きな役割を担っていた。

戦後の「保守派」は、革新＝左翼に批判的な人たちの総称だったといえる。

ただし、革新と保守の区分も、何を革新しようとするのか、何を保守しようとするのかによっ

てその境界線がちがってくる。

佐藤優のように、天皇制廃止論者＝革新（左翼）と認識した場合、象徴天皇制を支持するCの戦後民主主義派は保守となる（保守＝天皇制を保守）。

憲法9条を支持する人を革新と定義した場合は、戦後民主主義派は革新側になる（革新＝軍隊と交戦権を放棄。保守＝国家が軍隊と交戦権をもつことを保守）。

民主主義体制を支持する人を革新とした場合は、Dのリベラル改憲派も革新側となる（革新＝戦前の体制を革新。保守＝戦前の体制を保守）。

#### [革新・保守の分類]

1－天皇制擁護者＝保守とする発想。佐藤優の立場

革新＝Aの社会主義派とBの共和主義派

保守＝Cの戦後民主主義派からFの明治復古派まで

2－憲法9条改正派＝保守とする発想。

革新＝Aの社会主義派からCの戦後民主主義派まで

保守＝Dのリベラル改憲派からFの明治復古派まで

3－戦前回帰派＝保守とする発想。

革新＝Aの社会主義派からDのリベラル改憲派まで

保守＝Eの戦前回帰穏健派とFの明治復古派

#### ○リベラルと保守の境界線

民主主義体制を支持する人をリベラル派、これを批判する人を保守派とすると、戦後民主主義派・リベラル改憲派はともにリベラル派となり、戦後民主主義体制を擁護する佐藤氏が保守派を名乗るのは矛盾する。

また、社会主義派をリベラルと呼ぶことの妥当性も問われる。思想的には、社会主義者はリベラルデモクラシーやリベラリズムに批判的だから、リベラルと呼ぶことは適切ではない。

だが、リベラルという言葉は「非－保守」「左派」と同義語とすれば、リベラルと呼ぶことも可能となる。

#### [リベラルと保守の境界線]

1・リベラル＝非保守＝左派とした場合

リベラル＝Aの社会主義派からDのリベラル改憲派まで

保守＝Eの戦前回帰穏健派とFの明治復古派

2・社会主義派＝非リベラルとした場合

リベラル＝Bの共和主義派からDのリベラル改憲派まで

保守＝Eの戦前回帰穏健派とFの明治復古派

## ○左翼・中道・右翼の区分

左翼・右翼という言葉をも、左派・右派と同義語とみなすか、左翼と右翼の間に中道という概念をおくかによって、左翼・右翼の分岐点はことになってくる。

ここでは、後者の立場（左翼・中道・右翼の3分類）に立って、左翼・右翼の分岐点、中道の範囲を考えてみたい。

中道案 a. リベラルデモクラシー擁護派を中道とみなした場合

中道案 b. 象徴天皇制支持、リベラルデモクラシー擁護派を中道とみなした場合

### [左翼・中道・右翼の境界線]

#### 1・中道案 a

左翼 = A の社会主義派

中道 = B の共和主義派から D のリベラル改憲派まで

右翼 = E の戦前回帰穏健派と F の明治復古派

#### 2・中道案 b

左翼 = A の社会主義派と B の共和主義派

中道 = C の戦後民主主義派と D のリベラル改憲派

右翼 = E の戦前回帰穏健派と F の明治復古派

## ○左派・右派の分岐点

左派と右派の分断線を憲法9条への態度におけば、Dのリベラル改憲派は右派に分類される。しかし、分断線をリベラルデモクラシーへの態度におけば、Dのリベラル改憲派は左派に分類される。

### [左派・右派の境界線]

#### 1・憲法9条改正反対派 = 左派。改正派 = 右派

左派 = A の社会主義派から C の戦後民主主義派まで

右派 = D のリベラル改憲派から F の明治復古派まで

#### 2・リベラルデモクラシー擁護派 = 左派。批判派 = 右派

左派 = A の社会主義派から D のリベラル改憲派まで

右派 = E の戦前回帰穏健派と F の明治復古派

## ○左派と右派・リベラルと保守



現在では、左派＝リベラル派、右派＝保守派とみなされることが多い。

この場合、左派と右派の分断線をどこにおくかによって、Dのリベラル改憲派は、保守派にも分類できるしリベラル派にも分類できる。

分断線を憲法9条においた場合：Dのリベラル改憲派＝保守派（右派）

分断線をリベラルデモクラシーへの態度においた場合：Dのリベラル改憲派＝リベラル派（左派）

Cの戦後民主主義派は、世間的には左翼・左派・リベラル派とみなされているし、自身をそう認識している人が多い。

佐藤優のように、自身を（Cの意味での）戦後民主主義派と認識しながら「保守派」を名乗る人は稀なケースといえる。

ただし、自身を左派と認識している戦後民主主義派は、知識人と呼ばれている人たちに多いだろう。

国民の多数派は、（Cの意味での）戦後民主主義派であろうが、同時に保守的とみなされているから、佐藤氏が自身を保守と認識するのは、知識人の中では珍しいケースだが、一般国民の中ではおかしなことではないのかもしれない。

また、中島岳志も自らを保守と称しているが、中島氏の場合、社会思想上の「穏健的改良主義者（漸進主義者）＝保守主義者」という定義に従って保守を名乗っているので（西部邁も自著で自らをそう称していた）、世間一般での保守派（右派）とは意味合いがかなりことなっている。

戦後の保守が、元々左翼（革新派）に対する対抗概念であったために、保守の定義が人によってまちまちなため、極右派からリベラル派まで、幅広い層の人が保守を自称するという、言葉のアンキー状態が生じている。

以上の点を踏まえて、左翼・リベラル派・左派－右翼・保守派・右派を分類する1つの目安を提示してみます。

#### A・社会主義派

左派・左翼

#### B・共和主義派

左派・リベラル派

左翼（天皇制廃止論者を左翼とした場合）

中道・中道左派（リベラルデモクラシー擁護派を中道とみなした場合）

#### C・戦後民主主義派

リベラル派・中道・中道左派

左派（憲法9条擁護派、リベラルデモクラシー擁護派を左派とみなした場合）  
保守派（天皇制擁護者を保守派とみなした場合）

D・リベラル改憲派

リベラル派・リベラル右派・中道派・中道右派

\*リベラルデモクラシー擁護派を左派とした場合は左派

\*憲法9条改正派を右派・保守派とした場合は右派・保守派

右と左を何を基準にして分けるかで、右派（保守派）にも左派にもなる

E・戦前回帰穏健派と F・明治憲法復活派

右派・保守派・右翼

## 中央集権と地方分権

---

中央集権制と地方分権制、制度としてどちらがすぐれているか、どちらが望ましいものかは一概にはいえないだろう。

結局は制度がどう機能しているか、政治の実態がどうなっているかの問題だろう。

中央集権制の下で、中央権力の担い手が権力を濫用したり私物化し、腐敗が広がれば、中央に集中した権力を地方権力や中間権力に分散させることによって、改革を行おうとする動きが出てくる。

一方、地方分権制の下で、地方権力の担い手が権力を濫用したり私物化すれば、分散した権力を中央に集中させ、その力で地方権力の腐敗を正そうとする動きが出てくるだろう。

中国の歴史をみると、中央集権的な体制と地方分権的な体制が数百年ごとに入れかわっているが、その一因には今いった理由もあるのだろう（もちろん、それだけではなく、中央権力の力が衰えると地方の実力者が独立をはかる、地方権力者同士の間で覇権争いがおこり、特定の勢力が勝利すると中央集権制が成立する、といったパワーゲームの結果、中央集権制と地方分権制が入れかわっている側面も大きいだろう）。

日本は、明治維新以降中央集権制をとってきたが、中央官僚による税金の私物化など、中央権力に対する信頼が失われてきているので、道州制の導入など地方分権をめざす主張が唱えられている。

だが、多くの国民にとって魅力的な地方分権の案はまだ提起されていないようだし、力関係においても、中央集権制を維持しようとする勢力、その中で利権を確保しようとする勢力の方が圧倒的に強いだろう。

中央集権制がまだ続いていくのか、地方分権制に移行していくのか、現時点では判断はできないだろう。

右翼・中道・左翼、三者の位置関係を直線上で表せば、中道を真ん中にして右端に右翼、左端に左翼が位置し、右翼と左翼は対局の関係にある。

だが、三者の関係を三角形上で表し、頂角に中道、右底角に右翼、左底角に左翼を置くと、右翼と左翼は共通の思考様式をもっていることに気付く。

中道が「現実主義的」な思考をし、「個人主義」「自由主義」に価値をおいているのに対し、右翼と左翼は「理想主義的」・観念的な思考をし、「社会・共同体・国家などの個人を超えたもの」「自由よりも倫理や理念、規範」に価値をおいているという特徴がある。

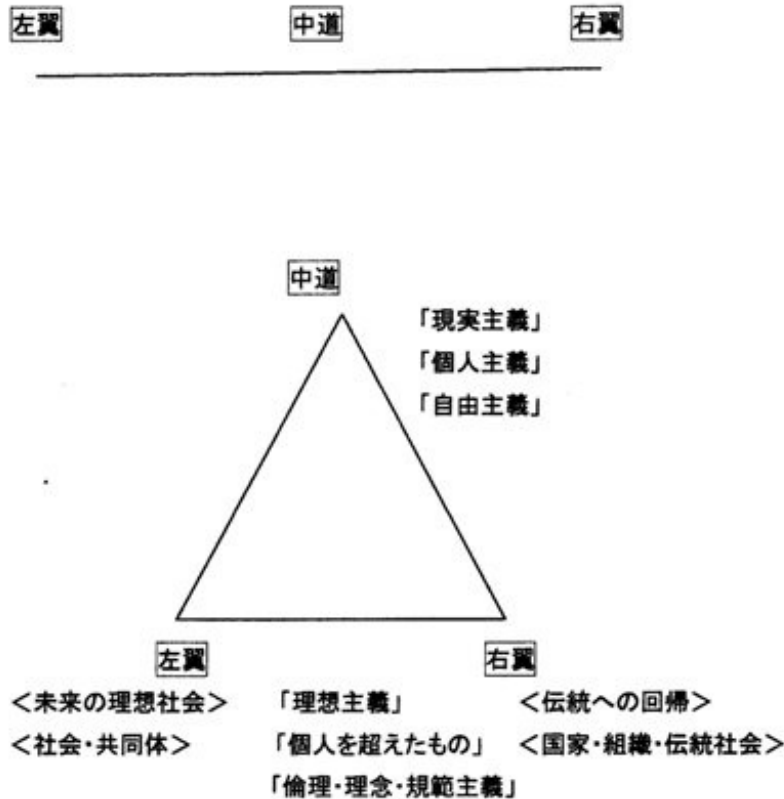
左翼は未来に理想の社会を実現することを目標とし、右翼は過去を理想化・美化しこれに回帰しようとするちがいはある。

また、左翼は支配・被支配のない平等な共同体・社会を理想とし、右翼は国家や組織・主君に忠誠をつくす滅私奉公的な生き方に憧れるというちがいもある。

だが、右翼と左翼がともに「個人の自由」や合理主義、功利主義に批判的な発言をする、といった共通点もみられる。

左翼から右翼へと転向する人をよくみかけるが（稀にその逆もあるかもしれないが）、これは、直線上の位置関係において、いったん中道を経由してから反対側へと移動するのではなく、三角形上の位置関係において、左底角から右底角へ（あるいはその逆へ）と横滑りに移動しているにすぎないのだろう。

思考の様式はかわらず、ただ理想とする価値観が左翼的なものから右翼的なもの（あるいはその逆）へとかわっただけなのだろう。



### ○右翼・中道・左翼の法則

ある社会の中で、右翼・中道・左翼のどの勢力、あるいは価値観が主流となっているかは、歴史的な条件、どのような人物が社会に影響を与えたかなどによってことになってくるだろう。

だが、一般的な傾向として以下のようなパターンがみられる。

平和で安定した社会、経済的に豊かな社会が危機的な状況へとおちいると、その危機を力によって解決しようとする右翼勢力があらわれ、一定の支持をえる。

また、少なからぬ人々が不安感を解消するために右翼的な言動にすがりようになる（経済的な危機に対処するため、左翼思想が要請される時もあるが）。

混乱状態、社会的に不安定な状態が長期的に続くと、人々は平和や安定を求めて左翼的な思想にすがりようになる。

平和や安定が達成され経済的に豊かになると、人々は現状に満足し幸福感を感じるようになるので、現実批判的で理想主義的な左翼的・右翼的思想はともに忌避されるようになる。

日本の現代史をみた場合、1930年代の経済危機後、社会全体が右傾化し、戦争の長期化により人々が平和を希求するようになった戦争末期から敗戦後、左翼的な思想が社会に影響力をもつようになった。

そして、経済成長の結果、多くの人々が現状に満足感を覚えるようになると、右翼的言動・左

翼的言動はともに平穏な日常生活を脅かすものとして嫌悪されるようになった。

最近のアメリカも、9・11後の危機意識の中で社会全体が右傾化し、イラク戦争の長期化の結果、平和を求める動きが活発化した。

社会が危機的状況に陥り、多くの人々が不安感を感じるようになると、現実批判的で理想主義的な左翼思想、現状の危機を力の行使で解決しようとする右翼思想が影響力をもつ。

社会が安定して、経済的に豊かになると、現状肯定的な価値観が支配的になり、右翼思想・左翼思想はともに意識されなくなる。

日本はバブル崩壊後の経済の悪化、90年代後半以降の新自由主義的政策の負の影響の結果、今世紀に入ってから左翼的な言論がマスメディアを賑わせるようになった。

また、90年代後半から指摘されていた日本社会の右傾化は、北朝鮮による拉致が明らかになってからは、一層進行したといえる。

(ただし、90年代後半に社会が右傾化した、という見解には否定的な意見もあるが。)

混乱の時代に生きがいを感じる人は別として、平和で安定した社会が望ましいと感じている人たちにとっては、生きづらい世の中になったといえる。

## 大日本帝国の「実在」と戦後民主主義の「虚妄」

---

大熊信行が占領と民主主義は矛盾するとして、戦後の民主主義を占領民主主義と批判し、丸山眞男がそれへの対抗のように「大日本帝国の実在よりは戦後民主主義の虚妄に賭ける」と発言（著作に記述）し、そのことが戦後の思想言論空間上でちょっとした話題になったらしい。ただし、実際に両者の間で議論や対話があったわけではないようだ。

一般的には、この二人は戦後民主主義をめぐる対立しているとみられているらしいが、現状の認識においても理想とする政治・社会の在り方についても、両者の間ではそれほど大きな違いはなかったのではないだろうか。

丸山眞男は、先の発言（記述）を素直に受け取れば、戦後民主主義が大日本帝国のような実在にはなっていないと認識していたことがわかる。一方、大熊信行も戦後の日本を占領民主主義と批判したからといって、決して大日本帝国の実在に回帰しようとしていたわけではないだろう。大熊は自身を護憲派と任じていたそうだから、戦前回帰を志向していたとは考えにくい（ただし、憲法9条の絶対平和主義思想を支持する立場から護憲派を名乗っていたそうであるが）。

大熊と丸山の一番の違い、それは戦後の日本がアメリカの従属下にある、そのことに対する意識の違いだろう。大熊は民主主義を支持するか否定するかよりも、自国が外国の従属状態にあることを問題とした。それに対して丸山は、日本がアメリカの従属状態から脱すると同時に大日本帝国の実在に後戻りすることを何よりもおそれていたのだろう。特に戦後の日本で権力をもっていた右派・保守派の政治家たちが、戦後憲法・戦後民主主義に対して否定的な態度をとっていた状況では、戦後民主主義を維持しながらアメリカの従属状態を脱するというのは、ほとんど不可能に近いと考えていたのだろう。

戦後民主主義を維持するために、日本が外国の従属下にあることを（消極的ではあれ）受け入れるという姿勢は、その後左派・リベラル派の知識人たちに継承されているようにみえる。右派・保守派の知識人（の一部）が「アメリカの従属状態からの脱却」を主張しているのに対して、左派・リベラル派は自国が外国の従属状態にあることに対して鈍感な人が多いように思える。

（非武装中立を主張する共産党・（旧）社会党系の人たちは、反米あるいは対米自立派といえるのかもしれない。また、右派・保守派の人たちも本気で従属状態からの脱却を望んでいる人は少数派で、大部分の人は「アメリカの従属状態を維持したまま、戦後憲法・戦後民主主義を否定する親米右派・親米保守」だろう。また、思想的に左派・リベラル派といえる宮台真司が、「アメリカの従属状態からの脱却」をつよく主張し始めるとともに右翼的な物言いをするようになった現象が興味深い。）

タイトルの話題に戻ると、大日本帝国の実在に回帰しようとする人たちは現時点では少数派だろう（将来的にはわからないけれど）。では、丸山眞男が賭けようとした戦後民主主義は大日本帝国のような実在になったのか。私自身の解釈では、戦後民主主義は大日本帝国のような実在にはなっていない（といっても、私は大日本帝国の実在に回帰すべきとも回帰したいとも思っていないが）。そして、その最大の原因は日本の戦後民主主義が占領民主主義だったからだろう。民

主義とは、文字通りその国に住む人たちが自分たちの意志と力で作り上げなければ、血肉とはならないのだろう。国民と政治家の大多数が明治的な政治意識しかもたない社会に、占領軍の力を背景にして先進的な民主主義憲法や政治制度を導入しても、生きたものにはならないだろう。

現在の日本人は、大日本帝国の實在に戻ることを拒否し、かといって戦後民主主義を大日本帝国のような實在にすることもできず、宙ぶらりんのままうろたえているようにすら見える（ただし、自民党の議員の中にさえ「リベラルデモクラシー」の理念や価値観をもった人が少しずつ増えてきているから、あと何十年かすれば、戦後の民主主義も少しは實在に近いものになるかもしれない。もっとも、その前に揺り戻しがおこる可能性も高いけれども）。



## 保守の国・リベラルの国

---

アメリカのオバマ大統領は就任時だったか、「アメリカは一つ」と発言したが、私は日本は一つである必要はないと思う。

リベラル・デモクラシーの価値観に基づいた憲法が尊重されるのならば、日本が一つであっていい。

だが、これから10年、20年後には教育勅語が復活し、靖国神社が国家護持され、憲法の内容も明治憲法的なものに改正されそうな気がする。

リベラル・デモクラシーの価値観をもたない右派や保守派に非国民呼ばわりされる位なら、いっそ「保守の国」「リベラルの国」と日本が2つにわかれた方がいい。

ただし、元々は1つの国であったのだから、北朝鮮と韓国のように紛争状態におちいることは避け、不可侵条約を結ぶ、さらに移民の自由を認める（「保守の国」から「リベラルの国」への、あるいはその逆の国籍変更を容易にする）ことを条件にしてだが。

「保守の国」は当然、天皇を元首あるいは象徴として祀り上げようとするだろうが、今の天皇陛下は戦前回帰した「保守の国」よりは「リベラルの国」で生活することを望むような気がする。あと皇太子一家も。

（現在の天皇陛下は、「国旗の掲揚・国歌の斉唱は個人の良心の自由に属することであり、強制すべきでない」という現行憲法のリベラル・デモクラシーの理念を尊重している人だからね。）

もっとも、「リベラルの国」が共和政をとるのか象徴天皇制をとるのかは不明だが。

現天皇と皇太子は「リベラルの国」、秋篠宮は「保守の国」と皇室が2つにわかれたりして。

また、「保守の国」は憲法9条などはもたないだろうが、「リベラルの国」が憲法9条・軍隊をどうするのかは問題となるだろう。

現在の日本と同様、憲法9条維持派と改正派の間で論争が生じる可能性がある（武力衝突に発展したりして……）。

人間が社会を形成すると、その中に必ず右寄りの思想の持ち主と左寄りの思想の持ち主があらわれる。

「保守の国」「リベラルの国」もそれぞれ右派と左派が分化するだろう。

「保守右派の国」「保守左派の国」（「リベラル右派の国」「リベラル左派の国」）。

さらに「保守右派・右派の国」「保守右派・左派の国」（以下、同様に続く……）。

社会を思想・価値観に基づいて分裂させていくと、際限なく集団が分化していつてしまうだろう。

（初出・ブログ「ミルクたっぷりの酒」2010年11月24日）

## 憲法9条が改正されたら軍国主義が復活するか

---

90年代後半以降、左翼的な言説・護憲派的な言説は退潮していったから最近ではあまり聞かなくなったが、80年代までは「憲法9条を改正したら軍国主義が復活する」といった主張をたまに目にして、それに対する反論もみられた。

この意見が妥当であるかは、憲法9条を改正したらすぐに軍国主義が復活すると主張しているのか、それとも将来の軍国主義復活への道を開くと主張しているのかで判断がわかる。

前者の意味（憲法9条を改正したらすぐに軍国主義が復活する）ならば、こうした主張は的外れな主張、軍国主義に対する過度な拒否反応にすぎないといえる。

実際、憲法9条改正を主張する人のうち、軍国主義を復活させたいと考えている人は極少数にすぎないだろう。

後者の意味（将来の軍国主義復活への道を開く）ならば、そうした危惧はまったく的外れとはいえない。

日本のように経済を維持するのに必要な資源・食糧の多くを輸入に頼っている国は、世界規模での経済危機がおこり、国際関係が緊張する状況に直面すれば、危機的状況を軍事力の行使によって乗り切ろうという勢力が台頭するだろうから、軍国主義が復活する可能性は常にあるといえる。

では憲法9条を維持していれば軍国主義の復活を防げるかといえばそんなことはない。

軍事独裁政権が誕生すれば憲法9条など真っ先に改正されるだろうし、それ以前に国民の多くが憲法9条改正に賛成するような状況にならなければ軍事独裁政権は成立しないだろう。

だが逆に考えると、国民の多くが軍事政権を支持するような状況、そのような状況が生じなければ憲法9条は改正されないかもしれない。

改憲派の人たちが、どんなに必死になって改憲運動をしても、軍国主義が復活するような経済情勢・国際情勢にならなければ憲法9条は改正されない。

一方、国際的な経済危機が生じ、国際関係が緊張状態におちいれば、護憲派がどんなに頑張っても軍事独裁政権が誕生し、あっさりとして憲法9条は改正されてしまうかもしれない。

だから「憲法9条が改正されたら軍国主義が復活する」という主張は、実は一面の真理をいいてあてているのかもしれない。

（初出・ブログ「ミルクたっぷりの酒」2010年11月14日）

## 中国人と日本の保守、似たもの通しの大喧嘩

---

日本が20世紀前半に中国に対してとった行為はなんの悪い点も無い、非難される点はないとしながら、中国のチベットやウイグルに対しての行為を非難し続ける日本の保守。

日本の中国に対する行為は非難しておきながら、自分たちがチベットやウイグルに対してとった行為はなんの問題もない、非難される点はないとする中国の政治指導者たち。

中国の政治指導者と日本の保守は、自己中心的で幼児的などころがよく似ている。お互いに嫌いあい、憎しみ合っているように見えるが、おそらくは近親憎悪、自分自身を見ているようで一層憎しみがわくのだろう。

20世紀前半は日本が、国益のためにはなにをやってもいいという考えにおちいり中国や中国の民衆のことを無視して、彼らの怒りを買う行為を平然とやってきた。

1世紀後には、今度は中国が自分たちのことしか考えず、日本も含む国際社会のことを無視した行為を取り続けようとするのだから頭の痛い話である。

せっかく日本は、国際法を遵守する平和的な国家になったが、周辺国家がかつての日本のような「ならず者国家」ばかりだったら、平和主義などといった考えは多くの国民から非難を浴びるようになるだけだろう。

(初出・ブログ「ミルクたっぷりの酒」2010年11月15日)

[追記]2011年1月10日

「日本は侵略国家ではない」と言っている日本のウヨクが、中国のことを侵略国家と非難している姿って笑えるよね。

## 日本の左翼はなぜ北朝鮮や中国に好意的だったのか

---

北朝鮮の拉致行為や、中国のチベットに対する行為。

価値観・思想の点からみれば、これらは本来左翼的な思想・価値観の持ち主が真っ先に批判してもおかしくはなかった。

だが、日本では保守・右派的な立場の人がこれらを批判し、左翼的な立場の人は口をつぐんでいたように見える。

(チベット問題で中国を批判している右派・保守派は、たんに中国憎しの感情から中国を批判しているだけのようにも見えるが。)

左翼が北朝鮮や中国を批判しなかったのは以下の理由からだろうか。

- 1・戦前の日本の行為に罪悪感があったために、批判し辛かった。
- 2・社会主義国家のことは批判したくなかった。
- 3・右翼や保守が自分たちより先に北朝鮮批判・中国批判をしたので、彼らと一緒に政治運動をしたくなかった。

あるいは彼ら（右翼や保守）の仲間だと思われることが嫌だった。

90年代以降、左翼の評判・人気はガタ落ちしたように見えるが、その原因の一つには北朝鮮の拉致問題に関して（左翼が）冷淡だったことがあるだろう。

(初出・ブログ「ミルクたっぷりの酒」2010年11月16日)

## ismist (イズミスト)

---

「保守」であること、「左翼」であることを自称している人の中には、自分は「保守/左翼」だから、これこれこう言う主張をしなければいけない、こういう発言をしてはいけないと考えている人を時々みかける。

人間の考えは本来多様であるはずだから、ある問題については左翼的な考えをもつ、別の問題については保守的な考えをもつ、といった方がむしろ自然だろう。

ある思想や主義・価値観を信仰の対象にしている、(好きな言葉ではないのでアイデンティティという言葉はあまり使いたくないのだが)自分が「〇〇主義者」であるということを自身のアイデンティティにしているために、こういう現象がおこるのだろう。

日本の戦後の言論に対しては、ある時期から(80年代頃から?)「言論プロレス」という揶揄が使われてきたが、「左翼」であること、「保守」であることを自身のアイデンティティとした人たちが、ステレオタイプの言論を繰り返してきたために、そう言われてしまったのだろう。

ismism、ismistという言葉が思想用語・学術用語にあるのかは知らない。

ロック・ユニット「ゴドレイ&クレーム」のアルバムに『ismism (イズミズム)』というタイトルのものがあって、そこから言葉を借用させてもらった。

(初出・ブログ「ミルクたっぷりの酒」2010年11月23日)

## 戦後日本の「政治状況」に関する雑感

---

(ブログ「ミルクたっぷりの酒」に2010年4月19日、記述)

政治に関して何かを論じる際には、「政治状況」（制度や政治の実態など）に関して論じる場合と、「政策」に関して論じる場合がある。

「政策」に関しては、ある程度専門知識がないと論じることができないが、「政治状況」に関しては床屋政談などという言葉もあるくらいだから、誰でもそれなりに論じることができる。というわけで、戦後日本の政治に関して感じることを綴ってみたいと思う。

民主主義制度下における国政選挙とは、政党が政権をとった後どのような政策を実行するかを政権公約として提示する。そして、有権者が「政権の選択」「政治家の選択」「政策の選択」という三つの選択肢を軸にして投票する。その結果、第1党となった政党を中心に政権を運営する。与党に引き続き政権を任せていかを、次の選挙で審判する。このような行為を積み重ねることによって、民主主義的な制度が上手く機能するようになるのだろう。

戦後の日本は「55年体制」という独特な政治状況が成立したために、国政選挙の際、「政治家の選択」のみがなされ、「政権と政策の選択」がなされないという特殊な民主主義国家となってしまった（政策に関しては、政治家の選択を通して間接的に選択されていると解釈できるかもしれない）。

「自由民主党」という大政党が誕生した理由が、社会主義政党に対する脅威にあったのか、憲法改正を円滑に進めることにあったのか、正確なことはわからない。

だが、自民党の政治家たちが「リベラルデモクラシー」の思想や価値観をもっていたのなら、日本が社会主義化する可能性がなくなった段階で、あるいは憲法改正が事実上不可能となった段階で、政策や価値観をもとにしていくつかの政党に分裂するべきだったろう。

実際、自民党は派閥が実質的な小政党で、党自体が小政党の集まった連合政権だといわれていた。そして党首の交代が実質的な政権交代の役割を果たしていたので、それによって一党独裁の弊害を解消していたのだとも言われていた。そうであるのならなおさらのこと、党内の取引や駆け引き、談合によって総理大臣を決めるのではなく、分裂して、どの政党（旧派閥）・党首（旧派閥の領袖）に政権を任せるかを、総選挙によって決めるべきだったろう。

自民党が分裂すれば、社会党も、現実主義路線をとって連立政権に加わろうとする勢力と、あくまでも自分たちの理想を主張し続けようとする勢力に分裂していただろう。

自民党と社会党がともに分裂し、その後できた政党が政権公約を掲げて総選挙をたたかう、そのような状況が何十年か続いていれば、もしかしたら日本はまともな民主主義国家になっていたかもしれない（逆にただ混乱状態だけが長く続き、55年体制下よりも悪い状況になっていたかもしれない）。

ただし、自民党の政治家で「リベラルデモクラシー」の思想や価値観をもっている人は少数派にすぎず（「リベラルデモクラシー」に批判的な政治家たちが「自由民主党」を名乗るという皮肉）、また、政権与党の旨みをした政治家たちが、自分からその既得権益を手放す筈もなく

、自民党自体が権力の座に居座り続けることを自己目的とした権力亡者の集団になってしまったのだから、先ほど述べたような願望は単なる夢物語にすぎなかったといえる。

話を現在の状況に戻せば、民主党に過大な期待をしていた人たちは、失望感も大きく政治そのものに対しても興味をなくしているのかもしれない。

だが、民主党政権の役割は、「自民党支配体制」を崩壊させ、日本がまともな民主主義国家になるための前提条件を準備したことにあっただと考えた方がいいだろう。

自民党が政権に復帰してかつての政治を行うのでは意味がない。民主党が第二の自民党となって「自民党体制下」と同じ政治を行うのでは意味がない。これから政界再編がおきるとしても、その結果、大政党1つと複数の小政党が生まれて「あらたな55年体制」が生じるのでは意味がない。

総選挙の際は、各政党が政権公約を提示する。そして、有権者が「政権・政治家・政策」の3つの選択肢を軸にして投票する。そして、必要とあればいつでも政権交代が起きる。日本がそういう普通の民主主義国家になるかどうかは、これからの政治家や国民の政治行動にかかっているだろう。

## 明治は続くよいつまでも

---

○ブログ「ミルクたっぷりの酒」に記述したものを移しました。

2010年5月2日（上海万博がはじまってまもない頃）に書いた内容です。

上海万博の日本館が日の丸掲揚を見送り、それに対しての批判・非難が2チャンネル周辺でおこっているみたいである。

まあ、戦後、憲法体制・政治体制が根本的に変わったにもかかわらず、戦時中使用していた国旗・国歌を敗戦後も使用しているのだから、こういった問題は、憲法・政治体制が「明治的なもの」に戻るか、それとも戦後憲法の理念を反映した新国旗・新国歌が制定されるかしない限りは、これからもおこり続けるだろうね。

（ただし、どちらの場合も国論が真っ二つに割れ、今回以上の論争・対立が巻き起こるだろうけれども。）

そもそも、近現代の日本は「軍国主義化以前の大日本帝国体制」「軍国主義体制」「戦後民主主義国家」と政治体制が3回かわったけど、一貫して「日の丸・君が代」を国旗・国歌にし続けているんだよね。

軍国主義時代の日本が、ナチスドイツみたいに新国旗を制定していたら、敗戦後日の丸を国旗に復活させたとしても「日の丸は軍国主義を象徴する」などと叩かれることはなかったんだよね。

ドイツは、ワイマール時代に現在の国旗が制定され、ナチス時代に鉤十字をかたどった新国旗が制定され、第二次大戦後再びワイマール時代の国旗に戻ったらしい。それと比較すると日本は、ドイツ第二帝国時代の国旗・国歌を政治体制がかわっても延々使い続けているようなもんなんだよね。

ドイツは、それが良いことか悪いことかは別にして、民主主義革命がおこって民主主義国家を象徴する国旗が制定されたけど（ワイマール時代の国歌が民主主義を象徴しているのかは不勉強なので知りません）、日本はまだドイツ第二帝国が続いているようなもんなんだよね。

戦後の憲法・政治体制は、アメリカに占領されたから作られたのであって、もし日本がアメリカに占領されなかったら、日本の憲法・政治体制は「明治憲法と戦後憲法の間的なもの」にしかならなかつただろうね。大多数の日本人の憲法・政治意識は、今でもまだ「明治憲法と戦後憲法の間的なもの」でしかないだろうね。

### ○日の丸・君が代をめぐる

（ここから文体かわります）日の丸・君が代を日本の国旗・国歌にすることに反対する人は2種類いる。日の丸・君が代を「大日本帝国」の理念を象徴するものとみなし、「戦後民主主義国家」の理念を象徴する新国旗・新国家を制定すべきと考える人たち。それと、軍国主義時代使用していた国旗・国歌は否定すべきと考える平和主義者たち（上記の2派は、かなり重複してい



る可能性もあるが。また、国旗・国歌不要論を唱える人も加えると（反対派は）3種類になるだろう）。

反対派の弱点は、日の丸・君が代にかわる（多くの国民にとって）魅力的な新国旗・新国歌案を提示できなかったことにあるだろう（国旗・国歌不要論者は代案など提示するはずないけれども）。このことは、戦後の左派・左翼が政府や与党を批判するだけで、自ら権力を手にして自分たちの理念に基づいた政治・政策を実現できなかった欠点をそのままあらわしている。多くの国民が日の丸・君が代よりも良いと感じる（考える）国旗・国歌案が提示されない限り、新国旗・新国歌が制定されることはないだろう。だから、反対派が「日の丸・君が代を日本の国旗・国歌にすることに反対する」だけの運動を続けている限り、日の丸・君が代にかわる新国旗・新国歌が制定されることはないだろう。

また、右派・保守派の中には、「日の丸・君が代を日本の国旗・国歌にすることに反対する人たち」を反日的・反愛国的とみなしたり、「そんなに日本が嫌いなら日本から出ていけ」という支離滅裂な主張をする人も少なからずいるようである。こういった主張をする人たちは論理的な思考ができない人なので相手にする必要はないが、「天皇・日の丸・君が代」こそが日本そのもので、これらが1つでも廃止されたら日本はおしまいだ、と考えている人も少なからずいそうである。

冒頭の上海万博での日の丸掲揚見送りに関しては、新国旗を制定すればこうした問題はおきないのだから、掲揚見送りを批判する人たちこそ新国旗制定運動に尽力すればいいんじゃないの、というのが感想である（戦時中使用していた国旗・国歌を使い続ける限り、こうした問題は繰り返されるのだから）。

あるいは、国内用の国旗と国外用の国旗を2つ制定し、戦場となった地域では国外用の国旗を使用するという方針をとれば、こうした問題はおきないだろう（そのことが思想的・理論的に問題ないのかという疑問はあるし、問題なかったとしてもそんな案に賛成する人はほとんどいないだろうけれども）。

## ○戦後憲法と日の丸・君が代

日の丸・君が代は、明治憲法の理念を象徴するもので戦後憲法と矛盾しているという考え方があるだろう（日の丸は、明治維新の結果成立した近代的な国民国家を象徴する国旗であって、戦後憲法と矛盾していないという考え方もあるかもしれないけれども）。

憲法を明治憲法的なものにかえれば、国旗・国歌と憲法との矛盾は解消できるだろう。だが、そのような憲法改正に賛成する人は少数派だろう。

一方、戦後憲法の理念に基づいた国旗・国歌が制定されればやはり矛盾は解消されるが、そのような国旗・国歌が制定される気運はまだない（将来はわからないけれども）。国民や政治家たちの政治意識が「明治憲法と戦後憲法の間隔的なもの」であり続ける限り、日の丸・君が代をめぐる左右の対立はこれからも繰り返されるだろう。

## 沖縄の米軍基地問題をめぐって

---

○メインブログ「ミルクたっぷりの酒」に記述したものを移しました。

2010年5月10日（まだ総理大臣が鳩山由紀夫だった時）に書いた記事です。

沖縄の在日米軍基地問題を考える際は以下の論点を考慮する必要があるだろう。

- 1・日本の領土にアメリカの基地が必要か。
- 2・必要である場合、在日米軍基地の75%が沖縄に集中している状況をどうするのか。
  - a. 現在のままでよい
  - b. 少しずつ沖縄以外の地域に移転すべき
  - c. 沖縄の基地は必要最小限にとどめ、残りは沖縄以外の地域に移転すべき
  - d. すべての基地を沖縄以外に移す
- 3・2で「a. 現在のままでよい」以外の選択肢を選んだ場合は、どの地域に移転するのかを考える。

基地をどの地域に設置するかは、まず第一には軍事戦略上の観点から決定するのが本来の在り方であろうが、（私を含めて）軍事問題について専門知識のない一般の国民がこの問題を考える際の思考枠組を提示しているだけなので、以下軍事的な問題は一切考慮せずに記述を進めます。

1の問題は、日本の軍事（防衛・安全保障）政策の基本方針をどうするのか、アメリカとの関係をどうするのかという、より大きな問題を考えなければいけないので、ここではこの問題は保留しておく。現在の政府は、アメリカの基地が必要だという方針をとっているし、国民の意見も不必要という意見が多数とはなっていないようなので、とりあえず2の論点にすすむことにする。

沖縄以外の地域に住む人たち（この言い方が不適切でないのなら本土の人たち）の、2の問題への対応はいくつかのタイプに分けられる。

- (1) 沖縄に在日米軍基地の75%が集中している状況を不公正・不公平だとは思わない人。
- (2) 上記の状況を不公正・不公平だと思うが、それでいいと思う人。
- (3) 沖縄の基地の一部（または半分あるいは多く）を本土に移すべきだ。だが、自分の住んでいる地域に移転するのは反対だ、と考えている人。
- (4) 自分の住んでいる地域に移転してもかまわないと考えている人。

本土の人の大多数は、(2)か(3)の立場、要は沖縄の人だけに負担を押し付けてかまわないと考えているエゴイストか偽善者なのだから、沖縄の基地負担が減るわけもないし、これから減る可能性もないだろう。

この問題を正攻法、まともなやり方で解決しようとしても、結局はよい解決法がなく、現状が維持されるだけなのだから、いっそ次のような馬鹿げたやり方をする位しかないのではないだろうか。

沖縄の基地の一部（または半分あるいは多く）を本土に移す方針をとる。移転先はクジで決める。（ただし前述したように、基地の場所は戦略上の観点から決定するのが本来の在り方なのだから、その点を踏まえて幾つかの候補地の中からクジで決めるというやり方になるし、候補地に選ばれた地域では反対運動がおこるだろうから、結局は解決にはならないかもしれない。）

## ○自民党と鳩山首相

ツイッター上で、「鳩山首相を批判している自民党は、今度の選挙のときに＜在日米軍基地の負担は沖縄に押し付け続ける＞ことを公約にしろ。」といった主張をみかけた。私自身も似たようなことを考えていたが、民主党を無責任政党と呼び、自らを責任政党と名乗るのならそうすべきだろう。本音は押し隠したまま、曖昧な態度をとって現状維持を続けるのが責任政党だといふのでなければ。

「政治家にとって大事なものは結果責任だ。」というセリフは鳩山首相に対してむけられるべき言葉だろう。沖縄の基地負担を減らしたいという善意から一連の言動をとっていたのかもしれないが、結果は鳩山首相が望んでいたものとは反対の方向に行きそうである。

沖縄の基地負担を減らすべきと考えている人こそ、きちんと戦略を立てた行動をとらないと目的は達成されないだろう。

## 天皇の政治利用に関して

---

(ブログ「ミルクたっぷりの酒」に2010年5月11日、記述)

ちょっと古い時事ネタです。

去年だったか民主党の小沢一郎が、天皇陛下と外国の要人との会見に関して、それまでの宮内庁のルールを無視したとして「天皇を政治利用するな。」と批判された。批判の内容の是非は脇においておき、この「天皇を政治利用するな。」と言った発言は滑稽である。

幕末維新の時代、倒幕派は天皇を政治利用して権力を掌握した。明治政府の指導者たちは、天皇を政治利用して新国家作りを進めた。軍国主義時代の戦争指導者は、天皇を政治利用して戦争を遂行した。戦後は、政府が全国巡幸という形で天皇を政治利用した。

近代以降（それ以前から？）天皇は政治的実力者に利用されてきたし、実質的な権力者に政治利用されるのが近代天皇制の核心といえるのではないだろうか。天皇を政治利用すべきでないと考えているのなら、憲法を改正して皇室を宗教団体か文化団体にして、天皇が政治に（形式的に）かかわることを廃止すべきだろう。

ただ、前述の「天皇を政治利用するな。」といった主張は、厳密には「特定の政治家や勢力が、周りの同意も合意もなく勝手に天皇を政治利用してはいけない。」といった意味にすぎない。小沢一郎の場合は、宮内庁側の意向を無視して強引に天皇陛下と中国の政治家との会見を決めてしまったから、非難や批判を浴びたといえよう（会見の相手がアメリカの要人だった場合も同じように非難を受けたのだろうか）。

天皇陛下と外国の要人との会見について誰もが納得できる明確なルールを決めず、自民党と宮内庁の間で勝手にルールを決め、それを自民党以外の政権にも守らせようとしたのが根本の問題だろう。政権交代が起こらず、自民党がずっと政権の座についているのがあたりまえだと考えているから、自民党と官僚による政治の私物化のようなことがおきるのだろう。天皇陛下と外国の要人との会見、皇室外交のあり方については、政権交代がおきた場合にも適用できるルールを与野党合意のもとで形成した方が混乱はおきないだろう。

最後になるが、外国から天皇陛下との会見を申し込まれたときは、1カ月以上前であれば相手国の大小にかかわらずこれを受諾し、1カ月以内のときはこれを断るという方針は、個人的にはよい考えだと思う。ただし、それを新政権が受け入れなければならない理由がないのなら、「1カ月ルール」を無視したとって小沢一郎を批判するのは筋違いだろう。

## 小泉の小泉による自民党延命のための（エセ）構造改革

---

（ブログ「ミルクたっぷりの酒」に2010年5月12日、記述）

かなり古い時事ネタです。

小泉元首相は、「自民党をぶっ壊す」発言のみがクローズアップされることが多い。だが、小泉純一郎は「自民党を変えてみせる。変わらなければ自民党をぶっ壊す。」と発言した筈である。なぜ自民党を変えようとしたかといえば、変わらなければ政権与党から転落することになるからだろう（結局は自民党は変わらなかったし、小泉も自民党を変えられなかったし、自民党は勝手にぶっ壊れたあげく野党に転落したけれども）。

小泉純一郎にとって一番大事だったのは自民党政権を継続させること、二番目が郵政民営化、三番目が郵政改革以外の構造改革政策だったといえる。

私は小泉純一郎を支持していなかったが、それは小泉改革に反対していたからではなく、彼の一番の目的が自民党政権を継続させることにあったからである。自民党政権下で本格的な構造改革ができないのはわかりきっているのだから（改革反対派の力が強すぎるため）、もし小泉が本気で構造改革を実現したかったのであれば、自民党の中の改革派と一緒に党を飛び出し、野党の改革派と構造改革を推進させるためのグループを結成していただろう。そして、政権をとった時には本格的な構造改革を進めていただろう。小泉純一郎がそのような行動をとっていたならば、私は彼を支持したし、また構造改革がプラスの側面よりもマイナスの側面の方が大きいと判断すれば、彼への支持をやめ別の政党・グループを支持し直していただろう。

2005年の郵政選挙の際、小泉は郵政民営化に反対する党員を公認せず、対立候補を立てたが、そのようなことは本来就任後最初の選挙で行うべきだっただろう。小泉改革に反対する大物政治家を公認から外せば、総裁から引きずりおろされる可能性があるから、権力の座を維持するために改革反対派と談合する。一方反小泉派は、小泉改革を支持する気も支援する気もないが、国民に人気の高い小泉純一郎を総裁に担ぎあげておけば、選挙に勝って政権与党にいられるからと彼を利用する。お互いが自分（たち）が権力を握り続けることしか考えていないという、まさに自民党がただの権力亡者の集まりであることを証明してしまったといえる。

小泉純一郎を軸にして政界再編が行われ、自民党、民主党がともに分裂していれば、有権者が「政権・政策・政治家の3つの選択肢を軸にして投票を行う」という、私の考える普通の民主主義国家に一步近づいたかもしれない。だが、小泉純一郎にとって一番大事だったのは自民党政権を継続させることだったのだから、三番目に大事な構造改革を実現させるために自民党を分裂させるわけではない。「政治」だけに限っていえば、小泉政権誕生から民主党政権誕生までの9年半は失われた10年といった感じだし、今もまだ再生の兆しはみえないように思える。

私は経済のことは全くわからないので、構造改革が中途半端であったことが良かったことなのか悪かったことなのかはわからない。改革が中途半端だったから負の側面が現在の程度ですんだのであり、本格的な改革が行われていたら負の側面はもっと大きくなったのか。それとも改革が

本格的に行われていれば経済状態がもっと良くなり、下層・下流とみなされている人たちの生活は今よりも良くなっていたのか。

## いわゆる「小泉改革」に対する言説のねじれ

---

(ブログ「ミルクたっぷりの酒」に2010年5月13日、記述)

小泉改革という名で呼ばれている政策が具体的にどういうものだったのか、どのようなプラス面とマイナス面があったのかについては専門家でなければ正確なことはわからないが、マスメディアにおける小泉改革に対する言説は、冷静なものが少ないように思える。

まず、小泉改革は本当に改革だったのかという疑問が残る。小泉政権の参謀的存在だった竹中平蔵が、テレビで「小泉改革は中途半端だった。やるべきことの20%位しかできなかった。」といった意味の発言をしていた（うろ覚えなので20%という数字が正確かは不明。小泉改革ではなく小泉政策とでも呼ぶべきかもしれないが、語呂が悪いのでやっぱり小泉改革という言葉の方がしっくりくるな）。

また、小泉改革はその負の側面だけが強調されすぎている気がする。小泉改革が行われなければ経済がもっと低迷し、非正規雇用者が失業者になっていただけだ、といった意味の発言もいくつか目にした。セーフティネットを拡充せず、貧困層の増加をくいとめなかったという負の側面への批判と、経済政策自体への評価は分けて行うべきではないだろうか。

先のテレビ番組で竹中平蔵は「小泉改革が中途半端だったから、経済が停滞したままなのだ。本格的な改革をやっていたら経済成長をしていた。」といった趣旨の発言をしていた。これに対して小泉一竹中批判派は、「小泉改革の負の側面がこれだけ明らかになったのにまだ改革を唱えている」と反論していた。小泉改革が中途半端だったこと、経済成長に関する政策と労働・雇用問題に関する政策への評価・批判をわけていないので、上記のようなねじれた対立がおこるのだろう。

小泉改革が中途半端なものだったために、竹中平蔵のような主張は当然起こりうる。本格的な改革が行われ、その結果がおもわしくなかったなら「改革は失敗だった。改革路線は転換すべきだ。」といった意見が多数派となるだろう。だが、構造改革が中途半端だった以上、「本格的な改革をやっていたら経済は好転していた」可能性を完全に否定することはできない。

竹中平蔵の発言に対して批判すべきことがあるとすれば、それは自民党政権下で本格的な改革ができないことはわかりきっていたのに、それを承知で小泉政権に入閣しながら後になって改革が中途半端だと批判することだろう。もし本気で構造改革を実現したかったのなら、小泉純一郎と一緒に自民党を飛び出し、野党の構造改革派と共闘して改革を進めるべきだったろう。

構造改革が本格的に行われた場合どうなっていたかについては、いくつかのパターンが想定できる。

- 1・景気が回復し、低所得層にも利益がまわり国民全体の経済生活に恩恵がもたらされる。
- 2・景気は回復するが、利益は上層・アッパーミドル層に集中し、経済格差が広がる（アメリカ社会に近くなる）。

### 3・竹中平蔵が主張するような経済成長・景気回復にはつながらない

私自身は、構造改革の結果1の状態になるのならそれを支持するが、2や3の状態になるだけならする必要はないという考えである。

小泉政権への批判としてはセーフティネットを拡充しなかったというものがあるが、この批判は妥当なものだろう。構造改革を実施する前に実現しなければいけなかった政策を怠ったことが「小泉改革の負の遺産」をもたらし、構造改革=悪というイメージになったといえる。

#### ○小泉改革に対する個人的見解

構造改革が本来めざしたものは、中層以上の人たちの既得権益をなくして経済の活性化をはかることだったのだろう。だが、改革への抵抗が大きかったため本来やらなければいけない改革はほとんどできなかったのだろう（だから竹中平蔵自身が改革は中途半端だったと表明することになる）。

既得権益が守られているために経済は停滞したまま。一方、セーフティネットを拡充しないまま労働・雇用関係の規制だけとりはらったため、既得権益をもたない層にのみ皺寄せがいくという最悪な結果がもたらされたといえる。

小泉改革という名で呼ばれている政策は、プラスよりもマイナスの側面の方が大きかったといえよう。

現在では、前述したように構造改革=悪といったイメージがマスメディアに流通しているから、既得権益をはいし、規制緩和をして経済を活性化させようといった意見はあまり支持を得ていないようにみえる。既得権益に守られているのはどういった人たちなのか。規制緩和が行われることによって利益を得る人、不利益を被る人はそれぞれどういった層なのか。こういったことを細かくみたうえで、壊したほうがいい既得権益、守ったほうがいい既得権益、緩和すべき規制、維持すべき規制を考える必要があるだろう。

既得権益をはいして経済を活性化させること、セーフティネットの拡充による貧困対策・低所得者層対策は政策の両輪として同時に行うべきなのだろう。東浩紀が、「ベーシックインカムは、労働者・低所得者層を支援する左翼の人たちと、堀江貴文のような新自由主義的な考えの人、両方が支持している。」といった意味の発言をしていた。ベーシックインカムの導入がある程度の貧困対策・低所得者層対策になる。またベーシックインカムの導入と引き換えに既得権益をはいせば、それによって経済の活性化をはかることも目指せる。立場のことなる人たちの両方の目的にかなう政策なのだろう。

ただ、明治以降の自助自立の精神、高度成長期の勤勉のエトスをもっている人たちは、自分たちの価値観・生き方を否定されたと感じて感情的に反発する場合が多いだろう。

私自身はベーシックインカムの導入に賛成の立場だが、これが実現可能なのか、また実現した場合どのような結果がもたらされるか（当初の意図・目的とは正反対の結果が生じないか）については十分な検討が必要だろう。



## 日本の二大政党が「保守政党」「リベラル政党」にわかれることの是非

---

保守・右派的な思想の持ち主、左派・リベラル的な思想の持ち主であるならば、自分たちの主張を反映させた政策の実現も期待できるし、投票先に迷わないからよいと考えるかもしれない。特定の主義・主張をもたない国民は、イデオロギー色のつよい政党は望まないかもしれない。あくまでも生活の安定、経済の発展を重視した政策を支持するだろう。

国民の多数派は、どちらかといえば保守・右派的な価値観をもっているだろうから、二大政党が思想・イデオロギーに基づいて「保守政党」「リベラル政党」にわかれた場合、保守政党が政権を取り続けリベラル政党は万年野党になってしまうかもしれない。

自民党は、旧社会党や共産党と比較して保守政党と呼ばれていたが、自民党の内部には右翼からリベラルまでかなり幅広い思想・価値観の人たちがいた。

党内に右寄りの人とリベラル寄りの人がいたから、お互いが牽制しあい、イデオロギー色のつよい政策はあまり実現しなかったといえる。

自民党のリベラル派が党を飛び出してリベラル政党をつくると、半永久的に政権を掌握した保守・右派政党が右派色のつよい政策を次々と成立させてしまい、左派・リベラル的な価値観をもった人たちには生き辛い社会になるかもしれない。

(初出・ブログ「ミルクたっぷりの酒」2010年11月25日)

## 日本には二大政党制はなじまない？

---

(ブログ「ミルクたっぷりの酒」に2010年8月8日、記述)

日本の政治文化、政治風土には二大政党制はなじまないのではないか、という意見はよく耳にする。

だが、日本の政治文化、政治風土になじまないのは二大政党制だけではない。西ヨーロッパやアメリカなどの、定期的に政権交代がおこる民主主義政治そのものになじまないといえる。

民主主義的な政治が日本になじむのなら、二大保守政党が合併して大政党をつくり、実質的に政権交代の可能性をなくすなんてことはありえなかった。

民主主義的な政治意識や価値観をもっていない多くの国民や政治家は、政権交代を混乱をもたらすマイナスのものだと認識し、大政党のもとで政権交代がおきずに安定した政治を行って欲しいと思っているのかもしれない。

だからこそ、ただの一政党が徳川幕府に喩えられるような存在になり、ただの政権交代が革命(明治維新)に喩えられるような現象が生じるのだろう。

政権交代をおこすことが、革命を成功させるのと同じ位困難だった、2009年夏以前の状況。  
自民党が内部崩壊し、醜態をさらすところまで落ちこまなければ政権交代がおきないという状況。  
政権をとってわずか1年で、自民党の末期と同じような状態になった民主党。

民主主義とは、西ヨーロッパの政治文化、政治風土の中から生まれたものであり、西ヨーロッパとはことなる文化、歴史をもつ地域に民主主義政治を導入することの困難さを痛感させられる。

## 誰でもいいから1票入れるのと投票しないの、どっちがまし？

---

(ブログ「ミルクたっぷりの酒」に2010年7月12日、記述)

昔から選挙シーズンになるたびに不快に感じたのが、テレビの出演者たちがなんとかの1つ覚えのように言う「必ず投票に行きましょう。」というセリフである。

テレビの出演者はこの発言をしなければいけないという決まりでもあるかのようだ。

投票は義務ではなく権利なのだから、自身もつ権利を行使するかしないかは、権利をもつ本人が自分自身の判断で決めるべきだろう。

テレビ出演者たちの発言はお節介なだけである。それ以前に投票を義務と勘違いしているのではないかと感じさせる。

テレビ画面を通じて投票を呼びかけるのなら、「誰に(どの党に)投票すればいいかを良く考えて、その上で投票しましょう。」とでも言うべきだろう。

そうでなければ誰でもいいからと適当に入れる票が増えるだけではないかと考える。

誰でもいいからと票を入れるくらいなら棄権した方がまだましだと思うが、棄権するよりはいい加減な投票をした方がよいと考える人もいるのだろうか。

もちろん、誰に(どの党に)投票すればよいかをよく考えて、その上で投票するのが一番望ましい。

だが、誰に(どの党に)投票すればいいかわからないときは、棄権(白紙投票)するか適当に投票するかという2つの選択肢が残される。

適当な投票をするくらいなら白紙委任して、きちんと考えて投票した人たちの意見を尊重した方がまだましだろう。

誰でもいいから投票した方がいいという考えが蔓延しているから、政党が有名人を公認し、政治家としての資質のない人が、名前が知られているというだけで当選してしまうということがおこるのだろう。

また選挙での投票を守るべき良き道徳と考え、投票しないことが道徳的に悪いことだと考えている人が多い。

だから、投票しない人間を批判・非難するということが普通におこる。

日本人の多くが、投票を権利でなく義務や道徳行為だと思っている間は民主主義的な政治意識は成熟しないだろう。

投票率が高いことが良いことで、投票率が低いことが政治意識の低さのあらわれだといった勘違いも生じる。

戦後の日本では、政治意識の低い人の方が必ず投票に行き、政治的意識が高くなるほど、政治に無関心になるという逆説的な現象が生じている。

「誰に(どの党に)投票すればいいかをよく考える」ということを推奨せず、投票することだけを強要する発言が日本人の政治意識を低いままに押しとどめているといえる。

## 結局、今の日本国民は55年体制下の負債を払い続けてるだけのことでしょ

---

(ブログ「ミルクたっぷりの酒」に2011年8月3日、記述)

自民党・官僚・財界の癒着した政治の弊害は、55年体制の時代から一部の人たちによって指摘され続けてきた。

だが、多くの国民は経済が順調に運営されていて自分たちがそれなりに安定した生活を送っていたから、自民党・官僚の癒着政治の弊害を黙認し続けてきたんだよね。

自民党の大物政治家の地元に税金を投入して、自民党を支持している人たちが優先的に利権にあずかれる。

「税金の使われ方が公的な観点から適切か」などといったことは考えもせず、経済が成長すれば結果的には多くの国民・住民が利益を受けるからといってバラマキ政策を容認してきた。

ところが、経済が停滞して自分たちがおこぼれに預かれなくなった途端、自民党と官僚の癒着を批判し、公務員の天下りを批判し、自民党批判、官僚（公務員）バッシングを繰り広げるようになった。

官僚と一体になって政治を行ってきた自民党に根本的な公務員制度改革はできないし、かといって自民党の他に政権を任せられる政党を育てるということを怠ってきたのだから、自民党が内部崩壊し、仕方なく民主党に政権を任せてみても、結局は自民党以下のお粗末な政権運営しかできないという状況に直面してしまう。

経済が順調に回っているうちに、自民党の一党支配体制を終わらせ、政権担当能力がある政党が最低2つ以上存在し、与党に政権を任せられないときは政権交代をおこし、政治の停滞を脱却させるとともに、特定の政党と官僚との癒着構造を廃止させ、税金の公平で公正な配分はどうあるべきかを考えなければいけなかった。

目先の利益のことしか考えず、経済成長がそれなりに行われ、安定した生活が送れているからといって、政治の問題点を黙認し続けてきた国民やマスコミが、経済が上手くいかなかった途端に、政党批判、官僚批判をしたからといって、現状がよくなるわけもない。

## 日本の政治機構

---

○ブログ「ミルクたっぷりの酒」に2011年6月4日に記述した文章を一部修正

教科書では、日本の政治機構は三権分立で、立法府が最高機関であり、立法府・行政府・司法府が互いに抑制することによって権力の暴走を防ぐとされている。

実態は、行政府が最高機関であり、司法府はその下に従属して、違憲立法や違憲行為にお墨付きを与える機関となっている。

最高裁判所は違憲審査権をもち、違憲立法や行政機関の違憲行為を批判することができるが、実際には違憲立法や違憲行為を恣意的な解釈や強引な解釈で正当化し、正当化できないときは、憲法判断をしないことによって事実上違憲立法や違憲行為を黙認する機関となっている。

国民と政府・行政機関の間で争いがおこった場合、一審か二審のどちらかでは国民側の勝ちとし、あたかも司法機関が公正な立場にあるようにみせかけているが、最高裁判所の判断では行政側が勝訴するような仕組みができあがっている。

また、厳格な憲法判断を行い政府・行政側に違憲判決をくだすような人間は出世できない仕組みになっている。

などということを書くと無知だとか非難されるのだろうか。

(ブログ「ミルクたっぷりの酒」に2011年6月4日、記述)

学校で愛国心教育を行うことに反対する人間を愛国心のない人間と決めつけて、「日本が嫌いな人間は日本から出ていけ。」と言う。

そんな頭が悪くて幼稚な人間が有権者の圧倒的な支持を受けて権力を掌握し、憲法も無視してやりたいことをやりまくり、最高裁判所がそれを合憲化してしまう。

そんな社会にそのうちなってしまうだろうね。

## 首相公選制について

---

(ブログ「ミルクたっぷりの酒」に2011年6月26日、記述)

総理大臣を国民投票などによって直接選びたいという意見は何年も前からよくみかける。でも小泉純一郎以後の総理大臣は、何人かの例外はあるかもしれないが、大半がアンケート調査などで「次に総理になって欲しい人」に選ばれた人が、国民に人気があるからという理由で首相に選ばれているのだから、実質的には国民が直接選んでいるのと同じ。

国民が直接首相を選び、自分たちが選んだ首相が期待外れだったといって叩き、新しい首相を選び、その首相がまた期待外れだといって叩く、そんな不毛なことを繰り返しているだけだといえる。

日本の政治の低迷ぶりは酷いが、政治家だけでなく、国民、マスコミの政治意識も低いのがからまともな民主主義政治なんか行われなくて当たり前。

国民、マスコミが自分たちのことは棚にあげて政治家批判を繰り返している限りは、こうした政治の停滞から抜け出すことはできないだろう。

政治家は官僚とちがって国民が直接選挙で選んでいるんだからね。

総理大臣が直接、選挙で国民から選ばれれば、政治はもっとましになるだろうと考えているのなら、甘すぎる考えといえる。

まあ、直接選んでも選ばなくても政治の停滞が変わらないのなら、直接選んだほうがまだマシだという考え方もあるかもしれないが。

ヒトラーのような人間を直接首相に選び、こっぴどい目にあえば、少しは政治意識が高まるかもしれないけれどね。

## 小選挙区制に関して

---

(ブログ「ミルクたっぷりの酒」に2011年8月4日、記述)

今年6月の「朝まで生テレビ」で猪瀬直樹が、小選挙区制だと1人しか当選できないから、候補者が選挙に勝ちたい一心で口当たりのいい公約ばかり述べるようになる、といった類の小選挙区制批判をしていた。

だが、現在の制度になる前、まだ中選挙区制だった頃は、(猪瀬直樹とは別の人だが)中選挙区制と同じ選挙区から自民党の候補者が二人立候補して政策本位の選挙が行われず、小選挙区制になれば政策本位の選挙が行われやすくなる、と言って中選挙区制を批判していた。

候補者は口当たりのいい公約ではなく、実現可能性のある公約をきちんと提示する。そして有権者が公約(政策)と人物(候補者)を総合的に判断して投票する。このような政治態度が政治家と有権者の間に根付かなければ、選挙区をどのように変えても、政策中心の選挙は行われず。



## 政治家が本気で公務員制度改革をしたいのなら

---

(ブログ「ミルクたっぷりの酒」に2011年9月7日、記述)

9月5日に放送されたテレビ朝日「ビートたけしのTVタックル」で、「民主党には公務員制度改革を志向する議員とこれに反対する議員がいるから、民主党政権では本格的な公務員制度改革はできない」と言われていた。

これって自民党政権時代にも「自民党には公務員制度改革を志向する議員とこれに反対する議員がいるから、自民党政権では本格的な公務員制度改革はできない」と言われていたことの焼き直しだよな。

公務員制度を本気で改革したいのなら、自民党や民主党を飛び出し公務員制度改革を目的とするグループを結成した上で政権を取り、これ（公務員制度改革）に本格的に取り組めばいい話。公務員制度改革を実現させるよりも、自民党（あるいは民主党）にとどまって政権与党になることを優先させている限り本格的な公務員制度改革なんてできるわけがない。

自民党や民主党を飛び出したとしても、みんなの党のような小政党にしかならないから、結局政権は取れないのかもしれないけれど。

それに「公務員制度を改革する」という大目標は一緒でも、具体的にどのように改革するかについては意見が分かれてしまい、結局改革はできないかもしれないし。

橋下徹を支持するかしないかは、ソビエト共産党政権とロシア帝国、どちらを支持するかという選択に似ているというお話

---

(ブログ「ミルクたっぷりの酒」に2012年7月23日に記述)

橋下徹支持かアンチ橋下かの選択は、ソビエト共産党政権とロシア帝国、どちらを支持するかという選択に似ている。

ロシア帝国が継続するよりはソビエト共産党政権のほうがいい、と考えている人たちは橋下支持派。

ロシア帝政を支持はしないが、代わりにできる政権が共産党による独裁政権では意味がないと考え、ロシア帝政から民主主義的な政権（国家）への移行を望むのがアンチ橋下派といえる。

(もっともアンチ橋下派の中には、ロシアの帝政が継続することを望み、民主主義的な国家が誕生することに反対する、単に自分自身の地位や既得権益を守りたいだけの人間もそれなりにいるのかもしれないが.....。)

当時のロシアには、ロシア帝国を打倒できるだけの力をもった政治勢力はマルクス主義者以外にはいなかっただろうし、民主主義的な政府（国家）の誕生を望む人たちはそれなりにいたかもしれないが、そういった人たちは、現実にロシアの帝政を倒し自分たちが望む国家をつくるだけの政治的な力もっていなかったろうから、レーニンらの革命勢力に反対する人たちは、ロシア帝国の擁護者とみなされてしまっただろう。

橋下徹のタレント弁護士時代から現在までの言動をみれば、彼が総理大臣になったとしてもまともな改革などはほとんどできないだろうし、むしろ民主主義的な制度や法がどんどん改悪され国民の自由や権利が制限されるようにしか思えない。

だが、“改革”を前面に打ち出している政治勢力が「みんなの党」と「大阪維新の会」しかいない状況では、「現在の状態がなんの変化もなしに続くよりは、なんらかの変革が行われるべき」と考えている人たちは橋下徹に期待し、彼を支持し続けるだろう。

民主主義的でリベラルな価値観をもっている人たちこそ、民主主義的な制度や法が改悪されるのを阻止するために、社会保障制度や労働・雇用関係の制度を多くの人が公平で公正だと感じられるものに改革していくべきなんだけど.....。

現在は、「統治機構や社会制度の改革姿勢を大きく打ちだしてはいるが、民主主義的な価値観や理念をあまりもっていない独裁者的な気質をもった人物」か「民主主義的な価値観や理念はもっているが、社会制度などの改革には熱心でなく、現状の制度やシステムが維持されればいいと考えている保守的な勢力」という2つの選択肢しかない不毛な状況といえる。

## 第二次大戦前のドイツと同じ歴史を歩みたくないなら左派・リベラル派こそ改革案を提示すべき、なんだけどね

---

(ブログ「ミルクたっぷりの酒」に2012年7月27日に記述)

現在の制度やシステムは、その多くが経済成長時代の価値観に基づいたもので、90年代後半以降の労働環境の変化が原因となり、若い世代を中心にして現行の制度やシステムが変革されることを望む人たちが増えてきている。

しかし、橋下徹を批判する（特に左派・リベラル系の）人たちは、橋下徹の言動や政治手法を批判するだけで、現行の制度やシステムを変革するための具体案を提示できていないし、中には現行の制度やシステムを変革する必要性を感じていない人たちもいる。

本来は左派・リベラル派に位置する人たちこそ、現在の制度やシステムを、多くの人々が公平・公正だと感じるものにつくり変えていく必要があるのに、彼らはたんに橋下徹を批判するだけなので、橋下氏を支持する人たちからは、既得権益を守ろうとしている勢力にみられてしまっている。

民主主義的な考えをもたない独裁者的な気質をもった人物が、“改革”をスローガンにして現状に不満を持つ人々の支持を集め、権力を手にしていく。

一方、民主主義的な価値観をもつ人たちは、現状の制度やシステムを改革する意志をあまりもたないため、現状に不満をもつ人たちからの支持を失い、民主主義的な憲法や制度が破壊されていくのを阻止できない。

第二次大戦前のドイツが、民主主義的なワイマール体制からナチスの独裁体制に移行した。それと同じ歴史を歩みたくないなら、橋下徹をハシズムと言って批判している人たちこそ現状を変革するより良い案を提示し、橋下徹が権力を掌握するのを阻止すべき。

なんだけど、橋下徹を批判している左派・リベラル派の人たちの多くは中層階層以上の社会的地位やお金をそれなりに手にしている人たちだから、現在の制度やシステムを大きく変革しようとは中々しないんだよね。

## 民間人の経営する飲食店内は公共空間か？

---

(初出・ブログ「ミルクたっぷりの酒」2010年4月17日)

神奈川県は、通称禁煙条例を制定し、将来的には民間の飲食店や遊戯施設も全面禁煙化していく方針らしい(知事がかわったらどうなるかはわからないけれども)。

公立の施設(図書館など)を禁煙化するのはまだ理解できるが、民間人の経営する施設に禁煙化、分煙化を強制するのは行政の不当介入ではないのだろうか。

民間施設の禁煙化を正当化する根拠は、大勢の人が集まる場所は公共空間であり、公共空間における受動喫煙の被害を防止するためであるらしい。だが、大勢の人が集まる場所を公共空間とし、民間人の経営する大規模な飲食店すら公共空間であるとするのは、公共概念の拡大解釈であろう。

民間人の経営する飲食店内は、経営者の私的空間であり、店内を全面禁煙にするか、分煙にするか喫煙可能とするかは、経営者の判断にまかせるべきだろう。行政が介入できるとしたら、店内が禁煙になっているか喫煙可能かを、事前に客に知らせることを義務付けることだろう。

嫌煙者は、喫煙可能な店には入店せず、全面禁煙化した店を選んで入店すればいいだろう。また、愛煙家は、全面禁煙化の店に入店するかしないかを自分の判断で決めればいいだろう。飲食店の経営者は、愛煙家を対象にした商売をする自由や権利があるはずで、人が大勢集まる場所を公共空間とし禁煙化を強要するのは、経済活動の自由の不当な侵害だろう。

(そもそも、喫煙者の中にはストレス解消のためにタバコを吸っている人もかなりいるはずで、喫煙空間を狭めていけば彼らのストレスは増えるだけなのだから、かえって逆効果になるだけだろう。)

なお、民間の病院も全面禁煙にするかどうかは経営者の判断に任せるべきかといった問題もある。先ほどの論理をそのまま用いれば、病院の経営者の判断にまかせるべきだが、病院の場合は救急車で運ばれるなど患者が自分で病院を選べないケースもあるから、飲食店とは別に考えるべきだろう。ただし、待合室を禁煙にするだけでなく、職員やお見舞いに来た人などが喫煙できるスペースすら完全になくそうとしているのなら、過剰な対応といえるだろう。

神奈川県をはじめとする一部自治体の禁煙政策は、「過ぎたるは及ばざるがごとし」、長期的にみた場合には反動、揺り戻しがおきるから、推進者たちのもくろみとは逆の結果をもたらすだろう。

### <追記>

病院に関しては全面禁煙もやむをえないかなとも思う。

昔は喫煙スペースがあったような気がするが、私の勘違いで昔から全面禁煙だったのだろうか。

## 買売春と未成年の飲酒・喫煙に関して

---

(初出・ブログ「ミルクたっぷりの酒」2010年4月18日)

未成年の飲酒と喫煙を禁止した法律、買売春を禁止した法律。これらが社会の中でどのように機能しているかは、日本人の法とモラルに関する意識を知るうえで興味深い事例となっているだろう。

未成年の飲酒・喫煙も、買売春も法律上は非合法とされ禁止されているが、法律違反をした人たちを厳格に取り締まることはなく、大半は黙認され実質的には合法化されているといえる。どちらも事実上認められているのだから、道徳的な努力目標にとどめて、法律で禁止する必要はないだろう。

もし、非合法化したいのであれば、黙認して実質的に合法化されているという状況をあらため、違反者は積極的に取り締まるべきだろう。そうすると少なからぬ人たちが警察の御厄介になるし、警察の人手がこれらの取り締まりにさかれてしまい、より悪質な犯罪にさくべき人と時間が浪費されることになるだろう。

(ただ、落ちていた硬貨を自分のものにするのは、法的には違法行為らしいが、実質的には黙認されている。未成年の飲酒・喫煙も買売春もこれと同じようなケースとみなせるのかもしれない。)

未成年の飲酒・喫煙と買売春に対する態度を、人の道徳観と行為から次のように分類できる。

- 1・未成年の飲酒・喫煙（買売春）を道徳的に悪いことと感じ、自らもしない。
- 2・未成年の飲酒・喫煙（買売春）を道徳的に悪いことと感じているが、やってしまう。
- 3・未成年の飲酒・喫煙（買売春）を道徳的に悪いことと思わないし、やってもいる。
- 4・未成年の飲酒・喫煙（買売春）を道徳的に悪いこととは思わないが、自分自身はやらない。

未成年の飲酒・喫煙も買売春も、法で禁止されていなくても、やらない人はやらない。法で禁止していてもやる人はやる。合理的・現実的に考えれば、法律で禁止する効果はほとんどないのだから、あくまでも道徳的な努力目標として、飲酒・喫煙の害（特に年少者にとっての）や危険性、買売春の問題性などを広報活動や教育を通じて広めていけばいいだろう。（唯一、法的に効果があるのは、飲酒・喫煙や買売春をしてみたいが法律は犯したくないと考える人が、自制する場合だけだろう。ただし少数派であると推察される。）

道徳的な善悪と違法行為を明確にわけて、法律で禁止するのは道徳的に悪いことのうち、その行為をしたら厳格に取り締まる必要があるような悪質なものに限るべきだろう。ただ、日本人の中には（日本人だけには限らないかもしれないが）、道徳的に悪いことを合法化するなんて許せないという倫理的に潔癖な人たちがかなりいるために、法律上は違法となっているが、黙認され実質的には合法状態となっているという、建前（法）と本音（実態）が乖離している現象が生じ

ている。

異なる価値感や道徳観をもつ人たちが、平和的に共存するための智恵だと肯定的に解釈することもできるかもしれないが、法が適切に機能していない、法治国家としておかしい姿だと解釈することもできるだろう。

悪法を廃止も改正もしないことは、法律に違反することよりも悪いことだろう。

飲酒・喫煙をした未成年の芸能人が、「ルールを守らなかった」というだけで重大な犯罪を犯したかのように非難される。一方、道徳的に問題のある行為をした政治家が、法律は犯していないとして開き直る。抜け道だらけのざる法を制定して、本来取り締まるべき悪質な行為が合法化される。その一方で、廃止または改正してもおかしくない法律を守ることが要求される。

ただルールを守ることを強要するのではなく、ある法律が適切なものかどうかを絶えず検証し、時代に合わなくなったものは改正するか廃止し、本当に守らなければいけない決まりだけを法として制定すべきだろう。

<追記> 飲酒運転をして人を轢いた時、正直に出頭するよりも逃げてしまった方が場合によっては罪が軽くなるという法律、なぜそのままにしているのだろう。ただの怠慢？それとも法理論的に改正できない理由があるのだろうか。

(初出・ブログ「ミルクたっぷりの酒」2010年4月22日)

マスメディアにおける教育に関する言論をみていると、日本人の多くが御上（行政）の威光、権威を必要以上にありがたがり、これに依存していることがよくわかる。

ゆとり教育に反対だ賛成だと、教育政策の基本方針に関していろんな人が自分の考えを述べている。だが、教育行政のトップの人間が管理教育・詰め込み教育の方針を決めれば、全国一律で詰め込み教育、一転ゆとり教育の方針をうちだせば、北から南までその方針に従順に従ってゆとり教育、政府・教育行政のトップの人間による一元的な管理教育体制をそのまま維持しようとする発想はかわらない。ただ、教育方針の内容をめぐるあれこれ論争らしきものがおこっているにすぎない。

教育行政の仕事は、教育全体が大きく逸脱しないようシステムや制度の調整にとどめて、個々の教育内容は多元化・自由化した方がいいだろう。

近代的な国民国家における公教育の目的は、学校教育を通じて近代的な国民国家に相応しい人間をつくりだすことにあった。だが国民国家の完成、近代化の進展、経済発展などによる価値観やライフスタイルの多様化により、公教育を通じて政府の望む通りの人間をつくろうとする方針自体に限界がきたといえる。

教育行政の仕事は、教育を受ける機会や場所をきちんと提供することとして、教育の内容は、生徒の能力や価値観、将来の目標などに応じて選択できるように、ある程度多元化していくべきだろう。

### ○全国学力テストに関して

全国学力テストに関しては、競争志向のつよい人たちが、競争（学力テスト）を通じて生徒たちの学力を向上させようとこれを支持し、平等志向のつよい人たちが、競争が教育にマイナスの効果をもたらすとしてこれに反対する、というあいかわらずのステレオタイプの論争らしきものがマスメディアで繰り広げられている（日教組嫌いの人の中には、この問題を日教組叩きの道具として利用しようとしている人もかなりいるみたいである）。

全国学力テストを実施する目的は、これを通じて各地域の生徒たちの学力レベルを、統一基準の下で計ること、全国統一の学力テスト実施（競争）によって、生徒たちのやる気を引き出そうということ、の2つであるらしい。

生徒たちの学力レベルを計ることが目的であるならば、学校別・市町村別・都道府県別の平均点の結果を公表する必要はない。結果を知りたい人に個別に教えればいだけだろう。マスコミが教えてくれといった時に教えるべきかといった問題は残るが。（それ以前に、そもそも何のために文部科学省が全国の生徒たちの学力レベルを把握する必要があるのかという疑問が残るけれ

ども。)

競争によってやる気をひきだそう、学力を向上させようというのであれば、参加したい生徒だけがテストを受ける形にすればいいだろう。そもそも、学力競争とは個人単位で行うものであって、学校単位・市町村単位・都道府県単位で競争させようという発想がおかしいのである。個人単位ではなく組織単位で競争させようとするれば、平均点をあげようとして成績の悪い生徒にテストを受けさせないという事態も当然生じるだろう。

また、学校別・市町村別・都道府県別の平均点の結果を教師の人事考課・能力評価の基準にすることは、公平さ・公正さといった点で問題がある。もし、テストの平均点を評価基準にするのであれば、平均点そのものではなく、間をおいて再びテストを実施し、前回の平均点との増減を比較して評価すべきだろう。

あるいは、IQテストも同時に実施し、そちらの平均点の順位と比較しなければ公正な評価はできないだろう。

大阪の橋下知事は、大阪府の順位が40何位だとかいって、教師たちをテレビで叱りつけていた。

だが、大阪の生徒たちのIQテストの平均点が最下位だったとしたら、生徒たちが頑張ったから、あるいは教師たちの教え方がよかったから、能力以上の結果をだせたともいえる。逆に、IQテストの平均点が30番台より上だったとしたら、生徒たちが怠けていたから、あるいは教師たちの教え方が下手だから、能力以下の結果しか出せなかったとして批判されるだろう。

(橋下氏はそんなに教育熱心ならば、テレビに出てタレント活動をして、教師たちが手にできないようなギャラを貰ったりせず、自分が教師になって大阪の子供たちの学力向上に努めればよかったのに。)

なお、誤解されるといけないのであらためて説明しておく、私は「IQテストを実施してその結果を公表しろ」と主張しているわけではない。「学力テストの学校別・市町村別・都道府県別の平均点の結果を教師の人事考課・能力評価の基準にするのであれば、IQテストの平均点も考慮にいれなければ、公正な評価はできない。」とだけであるし、そもそも学校別・市町村別・都道府県別の平均点の結果を教師の人事考課・能力評価の基準にすること自体に反対している立場である。

私自身の全国学力テストに対する考えは、全員強制参加のテストではなく、希望者のみ参加できるテストを実施すればいいという考えである。

中学生に対しては、現在の一発勝負の高校入学試験を原則廃止し、全国共通テストを年何回か実施し、その結果を参考にして各高校が合格者を決める方式にあらためるべきだと考えている。現在の入学試験制度は、試験対策用のテクニックばかり身につけることになって弊害の方が大きいように思う。もっとも、ここで提案した制度にかえても、今度は全国共通テスト対策のテクニックばかり身につけることになって、何もかわらないかもしれないけれども。



## 個人の行った違法行為に対して、所属する組織が謝罪をするのっておかしくない？

---

(初出・ブログ「ミルクたっぷりの酒」2011年3月9日)

京都大学の携帯を使ったカンニング事件で、容疑者が通っていた予備校が謝罪会見をしていたが.....。

この件に限らず、なにか事件がおきたとき、犯人（あるいは容疑者）が所属している組織（会社など）がしばしば謝罪会見をおこなうけれど.....。

業務上行った違法行為にたいして、所属する組織が謝罪をするのは理解できるが、プライベートでおこした違法行為にまで、犯人（あるいは容疑者）の所属する組織が謝罪をするのは、なんかおかしくない。

ある人がプライベートでおこなった行為に対してまで、その人が所属する組織に責任を要求するということは、組織はその成員のプライベートを四六時中監視して、違法行為をしないように管理・監督しなくてはいけないということだよな。

まあ、違法行為をした本人にかわって所属する組織に謝罪させることによって、怒りの感情を浄化させたいということなんだろうけれど.....。

日本人の、個人と組織に関する独特の意識と感情がうかがえて、興味深い事例ではある。

## 「明治維新/敗戦」？or「黒船来航/満州事変」？

---

(初出・ブログ「ミルクたっぷりの酒」2011年3月19日)

### ○「小説トリッパー」対談での鈴木光司の発言より

図書館で借りた「小説トリッパー」（朝日新聞出版）2009年秋季号を読んでいたら、福岡伸一と鈴木光司の対談で次のような発言をみつけた。

鈴木「徳川幕藩体制は明治維新でいったん壊されましたが、壊されたときに、日本はもの凄い力を発揮したのです。いわゆる、文明開化です。

(省略)

それから七十年ばかり経ち、硬直化が始まりました。(省略)さらに、アメリカと開戦するという判断ミスをしてしまう。敗戦によって、いったん、明治維新以降七十年間に構築したものがチャラになりました。そしてすべてが壊された戦後、日本はまたもの凄い実績を上げます。社会を構築させることに見事に成功したのです。

そして、終戦後七十年が経とうとしている今、再び社会の硬直化が始まっているわけです。ただし、現在ある社会システムを七十年前のように戦争で壊すわけにはいきませんよね。すべてなかったことにはできないかもしれないけれど、政治のシステムとしてうまく壊して、再構築することが必要なのです。どのような方法で壊して、再構築するか。それを考えなければいけない時代にさしかかっています。」

### ○第三の革命待望論

戦後の社会システムが金属疲労をおこし、明治維新、敗戦後の新国家づくりに匹敵する第三の革命(新たな社会システムの構築)が必要だという意見は、90年代から多くの人によって語られてきた。

最近でも、今回おきた大震災をきっかけにして、新たな社会システムを構築すべきという考えがいくつかみられた。

石原慎太郎の「天罰」発言も、言葉の使用の不適切さ、主張の論理的不整合性(なぜ東北地方の人たちが罰をうけることになるのか?)、など多くの問題点をはらんではいるが、その主張の核心は、「今回の震災を契機として新たな社会システムを構築すべき」という考え方に近いだろう。

東浩紀が「ニューヨーク・タイムズ」に寄稿したという文章も、その主張の核心は「今回の震災を契機として新たな社会システムを構築すべき」というものらしい(英語力がないので、原文

をきちんと読んでいないので推測にすぎないが)。

今日みた東浩紀のtwitter上では、今回の震災を明治維新・敗戦に例えた発言を目にした。

○「明治維新/敗戦」か、「黒船来航/満州事変」か

大地震、大津波、原発事故。現在生じている出来事は、見方によっては「日本沈没」などのSF作品で描かれている出来事が現実にも生じているようにもみえるから(竹熊健太郎のtwitterで「日本沈没」という言葉をみかけた。山田正紀もtwitter上で「日本沈没」に言及していた。)、悲観してふさぎこむよりは、今回生じた不幸な出来事を、逆に新しい社会づくりのきっかけにしようという主張は前向きな考え方で参考にすべきだろう。

ただし、今回の大震災を日本の過去の近現代史上の出来事と対比させた場合、「明治維新/敗戦」よりは「黒船来航/満州事変」の方が適切であるかもしれない。

1853年に黒船が襲来し、その後15年ちかい混乱・動乱の時代を経て明治維新によって、近代的な国民国家づくりがなされた。

また、1931年の満州事変後、15年ちかい戦争の時代を経て、敗戦の結果、戦後の民主主義国家づくりがおこなわれた。

今回の大震災が、「黒船襲来」や「満州事変」に該当した場合、これから15年ちかい混乱・動乱の時代が続く、その後に新しい国家づくり、あるいは新しい社会システムの構築がおこなわれるかもしれない。

これから混乱した時代が続くという考えを受け入れたくない場合は、次のように考えると気が楽になるかもしれない。

1995年におきた「阪神大震災・地下鉄サリン事件」を「黒船襲来」「満州事変」に対応させれば、1995年以後、15年ちかい混乱・動乱の時代が続いたあと、新しい国家づくり(新しい社会システムの構築)がこれから始まるのだ。

・「黒船来航/満州事変」説

1853年・黒船来航	—約15年(混乱・動乱の時代)	—	1868年・明治維新	—約60年	—
1931年・満州事変	—約15年(混乱・動乱の時代)	—	1945年・敗戦	—約65年	—
2011年・東北関東大震災	—混乱・動乱の時代	—	新国家・新システムの構築	—	

・「明治維新/敗戦」説

1853年・黒船来航	—約15年(混乱・動乱の時代)	—	1868年・明治維新	—約60年	—
1931年・満州事変	—約15年(混乱・動乱の時代)	—	1945年・敗戦	—約50年	—
1995年・阪神大震災	—約15年(混乱・動乱の時代)	—	2011年・東北関東大震災(新国家・新システムの構築)		

## ○おわりに

以上述べたことは観念的な遊びにすぎないから、現実的な思考をする人（あるいは現実的な思考しかできない人）は一笑にふすかもしれない。

福島原発事故が無事に解決されれば、阪神大震災後、10年位の間に復興がなされたように、これから10年位かけて復興がおこなわれるだろう。

その場合、現在の硬直した（あるいは金属疲労をおこした）社会システムがそのまま温存される可能性が高くなるが。

福島原発の事故が悲惨な結果をもたらした場合、「最悪のシナリオ」が生じる可能性もあるけど、そのことは考えないようにしよう。

## 2025年に日本近現代史第2の底が？

---

(初出・ブログ「ミルクたっぷりの酒」2011年6月11日)

Chikirinの日記を見にいったら興味深い記事を見かけた。

(毎日見ているわけではなく、たまに思いついたように見にいっているので1か月ちかく前の記事だが。)

半藤一利氏「昭和史」 <http://d.hatena.ne.jp/Chikirin/20110501>

その記事では、半藤氏の日本の近現代史についての解釈(仮説)が紹介されていた。

日本の歴史(社会)は、1865年を起点にして40年ごとにアップとダウンを繰り返すという説だが.....。

1865年から上昇の時代が始まり、1905年の日露戦争の勝利で頂点をむかえる。

そこから下降の時代が始まり、1945年の敗戦でどん底までおちこむ。

そこから再び上昇の時代が始まり、1985年、Japan as No1とまでよばれた経済成長期に第2の頂点を迎える。

そして、今度は再び下降の時代を迎えて、2025年にまたどん底までおちこむ、という説だった。

この説を面白く感じたのは、自分が震災後に書いた記事と部分的に一致していたからだった。

記事タイトル 「明治維新/敗戦」？or「黒船来航/満州事変」？

3月におきた大震災・原発事故を「明治維新/敗戦」と例える意見に対して、今回の出来事を過去の出来事に対比させるなら、むしろ「黒船来航/満州事変」と対比した方が適切なのではないか、という仮説を提示したのだが.....。

今回の震災・原発事故が満州事変に該当するなら、これから15年ちかく混乱・動乱の時代が続き、その後、新しい社会システム(または国家)づくりが始まるのではないかと考えたが、今から15年後って、半藤氏が第2の底をむかえると指摘した2025年とほぼ一致するんだよね。

半藤説も自分の説もあくまでも仮説、歴史に対する1つの解釈にすぎないから、実際に2025年頃、第2の底がやってくるかはわからないけれども、今の状況を見ているとあたってしまいそうな気がする。

これから6年後に第2の原発事故、その4年後に第3の原発事故がおきたら、満州事変～日中戦争～太平洋戦争という歴史を反復することになるけれど.....。

最後、「そんじゃーね（パクリ）」で文を締めようかと思ったけど、誰もみてないブログでそんなことやっても虚しくなるのでやめた（といいながらやっているけど）。

## 原発問題に関する覚書 1

---

○原発推進派と反原発派の対立は、19世紀末以降の帝国主義派と反帝国主義派の対立に似ているというお話

<上昇志向><競争志向>のつよい人たちが帝国主義路線を支持し、<水平志向><共生志向>のつよい人たちが反帝国主義の主張をしていた。

戦後も、<上昇志向><競争志向>のつよい人たちが、原子力発電がもっとも経済効率が良いと考え、原子力エネルギーを利用して経済発展を推し進めてきた。

戦前、反帝国主義派が現実の政策決定にほとんど影響力を行使できなかったのと同様、戦後も反原発派は現実の政策決定にはほとんど影響力を行使できなかった。

福島原発事故によって、国民の価値観に変化がもたらされるかもしれないが、官僚や政治家、財界など社会につよい影響力をもつ人たちの多くは、依然原子力を積極的に利用した経済発展を望んでいるらしい。

○福島原発事故後の日本は、満州事変後の日本と同じジレンマに陥ってしまったというお話

満州事変、そしてその後の日中戦争は大陸での利権（満蒙権益）を軍事力を行使してでも死守しようという姿勢がその本質と思われる。

経済よりも平和を重視する理想主義的な政策をとれば、満蒙権益を（一部か全部）放棄して、大陸から軍隊を撤退させるという方針もあり、そうしていたらその後の悲劇はより小さいものになっただろう。

だが、当時の日本の経済が満蒙権益を確保することによって成り立っていた以上、いったん獲得した利権を放棄すれば経済に大きなダメージをもたらす、国民の生活状態がさらに悪化することも懸念される。

平和を重視する理想主義的な方針をとれば、経済が悪化し国民生活にも悪影響をもたらす。

かといって、経済をなりよりも重視する現実主義的な方針をとったとしても、日本によって利権を侵された中国側との対立は避けられず、結局は戦争という形でより悪い状況に陥らざるをえなかったといえる。

ようはどっちに転んでも悲惨な状態しかないという袋小路に陥ってしまったのが満州事変以

後の日本だったといえる。

供給電力の3割近くを原子力発電に頼っている日本は、原発事故によって満州事変後の日本と同じようなジレンマに陥ってしまった。

安全を重視する理想主義的な方針をとった場合、経済の悪化、国民の生活がより苦しくなることも予想される。

が、経済を重視する現実主義的な方針を続けた結果、第2、第3の原発事故がおこった場合、日中戦争から太平洋戦争へと至ったのと同じような、より悲惨な状態に陥ることになる。

(ただしこれから先、原発事故が必ずおこるというわけではないから、第2の原発事故などおこらないと考えている人は、以上述べた説に反発するかもしれないが。)

スリーマイル以上の原発事故が実際におこったことによって、現在の日本は原発を放棄しても維持しても、どっちにしても悲惨な状況しかないような袋小路に陥ってしまった、といえるかもしれない。

実際の選択としては、浜岡原発など地震による事故が懸念されている施設のみを停止し、残りの原発施設は経済へのダメージを最小限に抑えるように留意しながら、徐々により安全なエネルギーに転換するという方針も考えられる。

ただし、このような方針をとったとしても、第2の原発事故がおこった場合には、なぜあの時原発を停止する方針をとらなかったのかと、後悔することにもなりかねないが.....。

(初出・ブログ「ミルクたっぷりの酒」2011年5月5日)



## 原発問題に関する覚書 2

---

### ○原発推進派

原発推進派は二重の意味で楽観的といえる。

1つ目は、原発事故などおこらないだろうという楽観主義。

今回の事故に対しても、「津波という想定外のことがおこったから事故になっただけ。だから、これから先、再び事故がおこることはないだろう。」と楽観的に考えている。

津波という想定外の出来事によって事故がおこったのだから、これから先も想定外の出来事によって事故がおきるなどとは考えないらしい。

2つ目は、原発事故がおきても自分は深刻な被害を受けないだろうという楽観主義。

原発事故がおきれば、周辺地域の農業や漁業、観光業など経済にも大きなダメージをあたえるということが今回の事故で立証されたが、原発推進派にとっては今回深刻な経済的ダメージを受けている人たちのことは所詮他人事なのだろう。

東京電力による賠償も、電気料金値上げという形で国民に負担をおしつける。

原子力政策を推し進めてきた官僚や政治家たちは、自分の懐を痛めるわけではない。

自分自身は痛みをとまなわず、事故がおこっても最終的には国民に負担をおしつけばいい、という悪しき官僚的思考にそまっているから、事故がおきたときの被害状況などは考えずに、目先の経済効率だけを考えた政策を推し進められるのだろう。

今回の原発事故によって深刻な経済的被害を受けた人の中で、原子力推進派がどれ位いるのかが知りたい。

自分自身が大きな被害を受けても、やはり原子力エネルギーが必要だと考えている人は、主張にそれなりの筋が通っている。

だが、自分自身が被害を受けていないときは原子力発電を支持していたのに、自分自身が被害を受ける立場になったら原発反対に回るといっているのであれば、単に自分自身のことしか考えていない利己的な考えだろう。

原子力発電を放棄しないのであれば、住居を離れることになった原発周辺地域の人たちだけではなく、事故によって経済的な被害を受けた人たちへ政府はどのような対応をすべきかも真剣に考える必要があるだろう。

### ○反原発派

反原発のデモ行進なども行われているようだが、報道をみる限りでは「原発反対」「原発を止めろ」というスローガンを唱えているだけの、かつてのパターン化した左翼的抗議活動を繰り返しているだけのように見える。

本気で原発を停止させたいのなら、原発を放棄してもそれなりに経済が上手く回り、国民が安定した生活を送れる経済政策・エネルギー政策を提示して、原発推進派の掲げる政策よりも反原発派の掲げる政策の方が良いものだと国民に納得してもらう必要があるだろう。

「原発を停止すれば経済が悪化する。国民の生活にも悪影響を及ぼす。」

原発推進派がこのような主張をして原発の継続を訴えた場合、国民の多くは、おきるかどうか判らない原発事故に備えて経済や生活のレベルを落とすよりも、今現在の経済や生活の安定の方を選択する気がする。

(初出・ブログ「ミルクたっぷりの酒」2011年5月6日)

## 原発問題に関する覚書3

---

(初出・ブログ「ミルクたっぷりの酒」2011年5月17日)

原発問題論争の根幹は、莫大なエネルギーを消費することによってなりたっている現代文明・現代社会を肯定するのか否定するのかという点にある。

明治以降、西洋近代文明をとりいれて近代化に成功し、西洋式の現代文明の恩恵に浴した日本では、自然環境を支配・征服し、莫大なエネルギーを消費することによって成り立つ社会の在り方を、これからも維持したいと考えている人が多数派で、自然環境と共生したエコロジ的な社会の在り方を志向する人たちは少数派にすぎない。

これが、反原発運動が国民の間に浸透しなかった一番の要因であろう。

ただし、反原発派の中には、莫大なエネルギーを消費することによってなりたっている社会の在り方自体は肯定するが、原子力エネルギーを使用することには反対する人もいる。

どのようなエネルギー政策を選んだとしても事故はおこりうるのだから、事故がおきたときの被害規模が少ないと想定できる選択肢を選ぶか（脱原発・自然エネルギー推進派）、それとも事故はおきないだろうという前提のもとで、もっとも効率がよいと考えられる選択肢を選ぶか（原子力エネルギー推進派）の点で対立がおきているといえる。

安全・安心を重視するか、目の前の経済を重視するかの対立。

(初出・ブログ「ミルクたっぷりの酒」2011年5月18日)

これからのエネルギー政策をどうするのかについては、長期的（将来の）方針、短期的（暫定的な）方針にわけて考える必要がある。

### ○長期的方針

- 1・原子力エネルギーを主要なエネルギーとして利用する。
- 2・原子力エネルギーを補助的なエネルギーとして利用する。
- 3・原子力エネルギーは使用しない。

### ○短期的方針

- A・新たな原発施設を設置する。
- B・新たな原発施設は設置しないが、現在ある原発施設は使用し続ける。
- C・現在ある原発施設を徐々に減らしていく。
- D・原発施設をただちに停止する。

上の4つのパターンは単純化したものにすぎないから、実際には危険性の高い施設のみを停止し、その上で残りの原発施設を継続使用する（あるいは徐々に減らしていく）という方針もありうる。

### ○いくつかのパターン

長期的に1（原子力エネルギーを主要なエネルギーとして利用する）の方針を支持する人の中には、当面はB（新たな原発施設は設置しないが、現在ある原発施設は使用し続ける）の方針を続けて、時機をみてA（新たな原発施設を設置する）の方針に転換すべきと考えている人がかなりいると予想される。

長期的に3（原子力エネルギーは使用しない）の方針を支持する場合は、低コストの代替エネルギーが開発されるまではBの方針を続けるべきと考える人、Cの方針を支持する人、Dの方針を支持する人と3つのタイプが予想できる。

## ○これからのエネルギー政策

日本政府は、「エネルギーの50%を原子力に転換していく」という方針をとっていたらしい。菅総理が「エネルギー政策の基本方針を見直す」可能性に言及したが、実際には見直す可能性を示唆しただけなので、現時点では1の「原子力エネルギーを主要なエネルギーとして利用する」長期的方針の下で、Bの「新たな原発施設は設置しないが、現在ある原発施設は使用し続ける」立場をとっているといえる。

浜岡原発に関しては、そのまま放棄するのか、2年後安全対策が完了したら再び稼働させるのか、どちらともとれる曖昧な態度のまま、とりあえず問題を先送りにしただけといえる。

長期的方針も短期的方針も、政権が交代する度に方針が転換しては混乱が生じるだけなので、与野党間で話し合いをするだけではなく、国民の間で合意案を形成する必要があるだろう。

私自身は長期的には3の「原子力エネルギーは使用しない」方針に転換し、代替エネルギーの開発を続けながら、Cの「現在ある原発施設を徐々に減らしていく」方針が現実的で無難な線ではないかと考えている。

ただし、Dの方針（原発施設をただちに停止する）をとらない場合、第2、第3の原発事故がおこり、その結果、1945年の原爆投下から（沖縄地上戦から、といいかえてもいいが）敗戦の時のような（あるいはそれ以上の）悲惨な状況におちいる可能性もある。

「原発をすべて停止すると経済が停滞し国民の生活が悪化する。」

このような主張が事実である場合、国民の多くが経済・生活レベルの悪化を受け入れる覚悟があるのなら、Dの方針（原発施設をただちに停止する）も支持するけれど、このような方針を受け入れる国民は少数派にすぎない気がする。

## 「良いこと」と「悪いこと」

---

道徳的な規範は、「良いこと（正しいこと）をしなければいけない」というものと、「悪いことをしてはいけない」というものがあるだろう。

「良くないこと（正しくないこと）は悪いこと」という善悪二元論的な価値観をもっている人にとっては、前述した2つの言葉はほぼ同じ意味になるだろう。

だが、「良いこと」と「悪いこと」の間には、「良いことではないが悪いことでもないこと」、善悪二元論に収まりきらない中間ゾーンあるいはグレーゾーンがあると考えている人にとっては、前述した2つの言葉は同じ意味ではない。

「悪いことをしてはいけない」という命令は、「良いことではないが悪いことでもない」ことはしてもいいことになる。「悪いことをしてはいけない」という言葉は、同時に「悪いことさえしなければそれでいい」という意味になるので、許される行動の範囲はかなり広くなるだろう。

例えば、買売春や未成年の飲酒・喫煙を道徳的に「悪いこと」と考えている人は、これらの行為をすることは許せないことになる。

一方、「良いことではないが、悪いことでもない」と考えている人は、これらの行為をしてもいいことになる。

ある行為が、道徳的に「悪いこと」であるか、「良いことではないが悪いことでもない」かについて意見が分裂している場合、その行為についての議論はかなり錯綜したものになるだろう。

買売春や未成年の飲酒・喫煙を道徳的に「悪いこと」であり、しかも法律で規制すべき行為と考えている人たちは、これらの非合法化に当然賛成するだろう。道徳的に「悪いこと」ではあるが、浮気や不倫などのように法律で規制すべき行為ではないと考えている人は、これらの非合法化に反対するだろう。

買売春や未成年の飲酒・喫煙は、道徳的に「良いことではないが悪いことでもない」と考えている人も、当然これらの非合法化に反対するだろう。

買売春や未成年の飲酒・喫煙は、法律では違法行為とされているが、厳格に取り締まることもなく黙認されている。

それは、これらを法律で規制すべきかについて意見がわかれているだけでなく、道徳的に「悪いこと」であるか、「良いことではないが悪いことでもない」かについても意見がわかれているからだろう。

（初出・ブログ「ミルクたっぷりの酒」2010年4月20日）

## 行為の選択基準－善悪と損得

---

人間が、複数の選択肢からある行為を選択する時は、「道徳的に良いことで、かつ得になること」が最良の選択であろう。

一方、「道徳的に悪いことで、損になること」が最悪の選択であることにも多くの人同意するだろう。

だが、選択肢が「道徳的には良いことだが損になること」と「道徳的には悪いことだが得になること」の2つしかない時にどちらを選ぶかは、人によってことなるだろう。

道徳的な善悪を重視する人は前者を、功利的な損得を重視する人は後者を選ぶだろう。

(初出・ブログ「ミルクたっぷりの酒」2010年5月18日)

もう何年も前のことになるが、テレビで「日本人の道徳」といったタイトルの番組をやっていた。

そこでは、様々な状況下で2つの選択肢が提示され、どちらの選択が道徳的に良いことかを、出演者たちが多数決で決めていた。

その番組をみていて違和感を覚えたのは、多くの出演者が、その人にとって得になることを良いこと、損になることを悪いこととして選択をしていたことである。

私の価値観からすれば道徳的・倫理的に悪いこととしか思えない選択肢を、自分にとって得になるからという理由で良いこととして選んでいた人が多くいた。

のちに何かの本で、日本ではキリスト教や儒教などの普遍的な倫理を説いた宗教が根づかず、功利的な損得が行動の基準となっているという記述を目にして、自分の感じた疑問の謎がとけた気がした。

道徳的・倫理的な善悪と、本人にとっての損得が区別されず、得なことを道徳的にも良いこと、損なことを道徳的にも悪いこととしているのだろう。

(なお、哲学・思想用語としては「道徳」と「倫理」はことなる定義がされているようだが、ここではこの2つを同義語として使用している。)

### ○イラク戦争をめぐる

イラク戦争を支持したアメリカ人の中には、のちにあの戦争はまちがった戦争だったとして、戦争を支持した自分の立場を反省した人が多い。

だが、日本でイラク戦争を支持した人たちは、あの戦争を支持した自分の立場はまちがっていなかったとする人が多い。

イラク戦争を支持したアメリカ人は、イラク戦争が道義的に正しい戦争であるかも考慮し、正しい戦争だと信じていた時はこれを支持していたが、「イラクの大量破壊兵器保有」の情報が虚偽だったと判明した時には、道義的にまちがった戦争だったと考え直し、戦争を支持したかつての立場を批判するようになったのだろう。

一方、イラク戦争を支持した日本人は、イラク戦争が正しい戦争かどうか、これを支持することは道義的に正しいのかといったことは考えず、戦争を支持した方が得か、支持しない方が得かと損得でこれを判断したのだろう。

だから、大量破壊兵器情報が虚偽であったとしても、北朝鮮の脅威があったあの時点では、「イラク戦争を支持した方が得だ。」と判断したことはまちがっていなかったとして、かつての自己の立場を批判したり反省したりはしないのだろう。

なお、なぜ多くの日本人は道徳的・倫理的な善悪ではなく、功利的な損得を行動の基準とするようになったのか、なぜ倫理的な善悪を説いたキリスト教思想や儒教思想は日本に根づかなかったのかは、興味深いテーマである。



(初出・ブログ「ミルクたっぷりの酒」2010年5月18日)

## 理想主義と現実主義の再定義

---

メディアにおいては、理想主義か現実主義かといった二元論・二項対立的な言説を時々みかけるのだが、理想主義と現実主義をそれぞれ2つに分けてみたい。

まず現実主義。目的を達するためには、あるいは願望や欲望、快楽をみたすためには何をやってもいいという考え方、これを「道義なき現実主義」または「超現実主義」と呼ぼう。

それに対して、目的を達するために現実的な思考をするが、一方で道徳、倫理、道義なども尊重する考え方。理想主義者のように欲望や快楽そのものを否定はしないが、願望や欲望、快楽をみたすためには何をやってもいいという考えは拒否し、願望、欲望、快楽を充足させることと、道徳や倫理、道義を守ることを両立させる考え方。こちらを「道徳的現実主義」、あるいは矛盾した言い方になるが「理想主義的現実主義」と呼ぼう。

次に理想主義。理想を純粋に追及することを重視し、現実との妥協を日和見主義として嫌う考え方。これを「純粋理想主義」または「超理想主義」（あるいは「観念的理想主義」「原理的理想主義」）と呼ぼう。

また、理想を求めはするが、一方で現実を受け入れ、現実を少しずつ理想に近づけることを重視する考え方。実現可能性のない理想を主張するのではなく、理想を実現するための現実的な方法を模索する態度。こちらを「妥協的理想主義」、形容矛盾かもしれないが「現実主義的理想主義」と呼ぼう。

「道徳的現実主義」と「妥協的理想主義」は、ともに理想と現実とのバランスを保とうとする思考なので、この2つをあわせて「中庸主義」と呼べるだろう。

このようにみてくると、「理想主義」と「現実主義」の二元論を、「理想主義（超理想主義）」「中庸主義」「現実主義（超現実主義）」の三元論へと移行できる。

### ○右派・左派と理想主義・現実主義

右派の中で理想主義、観念的な思考をする人を「右派イデアリスト」「右派イデオロギスト」、現実主義的な思考をする人を「右派リアリスト」と呼ぶ。

一方、左派の中で理想主義、観念的な思考をする人を「左派イデアリスト」「左派イデオロギスト」、現実主義的な思考をする人を「左派リアリスト」と呼ぶ。

左翼は一般的に理想主義的だが、現実主義的な思考をする人たち（「左派リアリスト／現実主義左翼」）は、「妥協的理想主義者」（「現実主義的理想主義者」）に該当する。

一方、現実との妥協を嫌悪する人たち（「左派イデアリスト／理想主義左翼」）は、「純粋理想主義者」（「超理想主義者」）に該当する。

右翼・右派・保守派を現実主義者とみなせば、「右派リアリスト」が「道徳的現実主義者」（「理想主義的現実主義者」）にあてはまるかもしれない。

「右派イデオロギスト」をそのまま「道義なき現実主義者」と同一視はできないかもしれないが、このタイプの人がかかりみられるのは確かである。

(そもそも、右翼・右派・保守派を現実主義者とみなすこと自体に無理があるかもしれない。)

○「理想主義と現実主義の再定義」応用編：日本の戦争をめぐって

戦前の日本、特に1930年代以降の日本は、世界的な経済危機、緊迫した国際関係の中で国中がいきなり「道義なき現実主義」へと傾いていったといえるだろう。

国益のためには、日本の生き残りのためには何をやってもいいという考えに陥り、国際法も道徳も倫理も無視してひたすら日本の利益のみを追求していった。

<太平洋戦争=大東亜戦争>においては、戦場となった地域の住民たちが多大な被害をこうむっているにもかかわらず、これを植民地支配からの解放戦争だといって正当化した。

自分(たち)の事、自国の事しか眼中にないという視野狭窄に陥った。

(1910年に韓国を併合した時から「道義なき現実主義」に傾いていったという考え方もできるけれども。)

一方、戦後はその反動から、「思想言論の世界」において「純粹理想主義」の立場の人たちが主導権を握り、「道義なき現実主義」だけではなく、「道徳的現実主義」「妥協的理想主義」の立場にいる人たちすらも保守反動とみなして批判していたように思える。

こうした状況の弊害は、憲法9条と自衛隊の問題に関して最もよくあらわれているだろう。日本の行った戦争を正当化している「道義なき現実主義者」たちが憲法改正を主張していたために、戦争への嫌悪感をつよくもっていた多くの国民が憲法改正に拒否反応を示す。

一方では、現実との妥協を拒否する「純粹理想主義者」たちが、非武装中立、絶対平和主義的な理想論を唱え護憲を主張する。

現実を踏まえ、その上で実現可能性のある政策を考えなければいけない問題についてまで、右の極論と左の極論がイデオロギー闘争を繰り広げている。

憲法9条と自衛隊の問題は、「道徳的現実主義」と「妥協的理想主義」の立場にある人たちが、討議を通じて国民にとって一番よい政策をうちだすべきだろう。

そうしないと、何かをきっかけとして再び政府や国民がいきなり「道義なき現実主義」へと傾いていってしまうだろう。

## 理想主義の2つの形

---

理想主義者には2つのタイプがあるように思う。

1つは、遠い将来には自分たちの理想が実現できると考えている人たち。もう1つは、結局人間には理想は実現できない、そう思いながらも理想を追求すべきだと考えている人たち（このようなタイプを理想主義者といってよいのかは疑問だが）。

また、理想主義者は理想を実現する方法からも2つに分けられる。

1つは、究極の目標（理想）がどのようなものであるか、具体的なビジョンをもっていて、その実現にむけて前進していこうとする方法。

もう1つは、究極の目標（理想）の具体的なビジョンをもたず、現実の悪いところ、よくないところをすこしずつ改良・改善していくという方法。

将来理想が実現できると考える人を「楽観派」、理想の実現は不可能だと考える人を「悲観派（諦念派）」と呼び、究極の目標（理想の実現）に向けて前進していく方法を「理想追求主義」、現実を改良・改善すること自体を目的とする方法を「現実改良主義」と呼ぶことにする。

2つのパターンを組み合わせると4つのタイプに分けられる。

- 1・楽観派 — 理想追求主義
- 2・悲観派 — 理想追求主義
- 3・楽観派 — 現実改良主義
- 4・悲観派 — 現実改良主義

### 1・楽観派 — 理想追求主義

将来の理想の社会（世界）の具体像をもっていて、かつその理想が実現できると信じている人たち。

神の世を実現しようとする宗教家、将来、共産社会が実現できると信じているマルクス主義者などにこのタイプがみられた。

神の世だとか、共産社会が理想の姿だと考えていない人たちにとっては、彼らは迷惑な存在だろう。

### 2・悲観派 — 理想追求主義

将来の理想の社会の具体像をもっているが、それが実現はできないと考えている人たち。

理想が実現できないことに絶望すれば虚無主義におちいってしまうかもしれない。

理想が実現できないと知りながらも運動を続ければ、運動を続けること自体が自己目的化してしまう。

自分自身の生きがいを満たすために運動を行い、目的が達成されるかは二の次になるという倒錯におちいりやすい。

### 3・楽観派　－　現実改良主義

現実の悪いところ、よくないところをすこしずつ改良・改善していけばやがては理想の社会が実現できるという楽観的な考えの人たち。

理想の社会についての具体像があるわけではないので、価値観のちがいから反発を受けることは少ない。

ただ、道徳的・倫理的な姿勢が人から疎まれる傾向はある。

### 4・悲観派　－　現実改良主義

人間に理想の社会は実現できないと思いながらも、虚無主義におちいらずに、現実の悪い点を改革・改良しようとする、ある意味ストイック（禁欲的）といえる生き方かもしれない。

人は往々にして「すべてかゼロか（理想を実現するか、現実をすべて肯定するか）」という発想におちいりやすいが、理想は実現できなくても現実を少しでもよくしよう（現実の悪いところはなくしていこう）という、一番望ましい生き方かもしれない。

## 消極的理想主義と積極的理想主義

---

自由の概念については、消極的自由と積極的自由の区分があるそうだが、理想主義も、消極的理想主義と積極的理想主義に分けることができる。

消極的理想主義は、マイナス状態をプラス・マイナスゼロ状態にすることを目指す。

一方、積極的理想主義においてはそれだけでは不十分で、マイナス状態、プラス・マイナスゼロ状態をプラス状態にすることを目標にする。

ただ、プラス状態がどのようなものかは人によって考えがことなる。

そのため理想（プラス状態）についてことなる考え方をもつ人たちが、自分たちにとっての理想をもとめて闘争状態におちいるということが、往々にして生じる。

もちろん、マイナス状態がどのようなものかについても、すべての人が共通した考えをもつ絶対的な基準があるわけではない。

だが、貧困、暴力の恐怖、奴隷状態におかれることなどの、多くの人が考えるマイナス状態に対しては、それらを失くしていくことを共通の目標にすることができる。

これは、幸福や不幸についても同じような考え方ができる。

なにが幸福かについては人それぞれ価値観がちがうから、政治権力はこれに介入するべきではない。

だが、個人の不幸の原因が貧困などの政治の力で解決できるものであり、当事者が自身の力でこれを解決できず、また政治権力の介入を拒否しないのなら、政治の力で不幸の原因を取り除こうとすることが消極的理想主義の実現になる。

菅新総理の「最小不幸社会」というスローガンは、消極的理想主義の立場を鮮明にあらわした考え方といえる。

(初出・ブログ「ミルクたっぷりの酒」2010年6月9日)

## 理想の社会について考える

---

理想の社会、といってもすべての人々が理想的だと思うような社会はありえないだろう。人の価値観は多様であり、何が善いことで何が悪いことなのかについての絶対的な基準はない。また、何に生きがいや喜びを感じるか、どのようなことに幸福を感じ、逆に何が不幸の原因となるかは人それぞれである。ある人にとって理想と思える社会が、別の人間にとっては生きがいの感じられない社会であることもあるだろう。理想の社会をつくろうなどという運動は、その理想を共有しない人にとっては迷惑なものにすぎないだろう。だから、これから述べる理想の社会とは、私自身がどのような社会を良いものだと考えているかという、個人的な価値観の表明にすぎない。

### ○貧困と暴力の恐怖のない社会

理想の社会という言葉で真っ先に思い浮かべるイメージは、「貧困と暴力による恐怖」のない社会だろう。

ユートピアというと、争いも飢えもなく人々がのどかに暮らしている牧歌的な風景を思い描く。ただ、貧困や暴力の恐怖がなくなればそれでいいのかという反論も当然あるだろう。貧困がなくなっても、管理された自由のない社会で、ただ飢えと暴力の恐怖からのみ解放されているのなら、多くの人は不幸を感じるだろう。だから、貧困と暴力の恐怖のない状態は、理想の社会を考える際の必要最小限の条件にすぎないのだろう。

(ただ、その必要最小限の条件をみたすことすら人間には不可能だろう。)

また、貧困と暴力の恐怖のない社会が実現した場合、そのことがある人たちにとっての不幸の原因となることすらあるだろう。)

理想主義者の中には、貧困と暴力の恐怖のない社会をつくりだせばそれでいいと考えている人たちと、それだけではだめで、それ以上の高い目標をめざさなければならないと考えている人たちがいる。

ただ、より高い目標の内容は個人の価値観によってことなるために、多くの人の共感はえられないことが多い。

貧富の差のない社会を理想と考える人も多いが、これは他人より多く富をえたいと考えている人たちの価値観や生き方を否定することにつながる。

多くの人々がもっている欲望を否定することによって成り立つ理想の社会は、実現不可能であるし、そのような社会を無理につくりだそうとすれば、それは人間の自由を否定した恐怖政治・専制政治になってしまう。

かといって人間の自由や欲望を無制限に認めてしまえば、「万人の万人に対する闘争状態」

に陥ったり、自由な経済競争により多くの貧困者が生じることになる。

人間の欲望をすべて否定することもできず、かといって人間の欲望や自由をすべて肯定することもできない。

どのような欲望や自由は否定・禁止してはいけないのか、逆に否定・禁止した方がいいのか、一つ一つ検討していく必要があるだろう。

## ○貧困の撲滅

貧困の撲滅に関しては、私がみたところ2つの考え方がある。

1つは、貧困の撲滅・経済的不平等の是正を目的として人間の自由な経済活動を規制し、計画的にその目的を達成しようとする社会主義的な方法。

もう1つは、人間の自由な経済活動（資本主義経済）を前提としながら、自由な経済競争の結果生じた貧困を政治権力による富の再配分によって解消しようとする社会民主主義的あるいは福祉国家的な方法。

私自身が考えるのは、まず自由な経済競争を前提とする前に、貧困の生じない制度・システムを作為的につくりだし、その制度・システムの上で自由な経済競争を行うというものである。

富に執着せず、人並みに暮らせればいいと考える人は、この制度・システムの上で普通に生活していけばいい。

一方、富の獲得に生きがいを求める人は、この制度・システムの中で認められた基準・法に従って、個人の欲望や願望を追求すればいい。

ただ、個人の欲望や願望を追求する自由な行為が他者の生活をおびやかす場合には、その行為に一定の制限を加える。

こうすることによって人間の欲望と倫理、自由と規制のバランスを保った「最大多数の最大幸福」が実現しやすい社会になるのではないだろうか。

(ただし、私が不勉強であるだけで、ここで述べたような社会思想・社会理論は既に存在しているのかもしれない。それに、貧困の生じない制度・システムを作為的につくり出す方法は、社会主義的な方法しかないのかもしれないが。)

## ○暴力の恐怖からの解放

暴力は、人間の本性ともいべき性質からおこるものだから、人間が別の種へと進化でもしないかぎり、人間の社会から暴力がなくなることはないだろう。

だが、人間は暴力を嫌悪し否定する理性・倫理感なども同時に持っているから、人間 社会から暴力をなくそうとする動きも当然おこるし、またそう努力すべきだろう。

そして人間の社会から暴力の恐怖をなくす方法は、国内レベルでは近代の民主主義思想・人権思想に基づいた法治国家を、その理念通りに運営していくしかないだろう。



権力をもった者は、その力を私用・濫用しやすいから、公権力機関が多くの人々を抑圧することもままあるだろう。

その際には、公権力の保持する暴力装置である警察が、暴力団のような存在となってしまうだろう。

ただ、公権力による暴力装置を廃止したとしても、人々が自分の身を自分で守らなければならなくなるだけだから、力のない者は暴力の恐怖にさらされ続けることになるだろう。

公権力・警察が暴走しないよう、法治国家がその本来の理念通りに機能しているかを、人々が絶えずチェックしていくしかないだろう。

## ○戦争

国際レベルでの暴力の恐怖の代表は戦争であろう。

そして人間の社会から暴力をなくすことが困難（というよりも不可能）であるように、戦争のない社会をつくることも残念ではあるが不可能だろう。

近代的な民主主義国家では、法による支配が確立し、不当な暴力・不正な暴力を抑制する制度が整備されている。

だが、国際社会は法による支配が確立されておらず、近代的な国民国家（民主主義国家）成立以前と同様の、力による支配が主流となっている社会（封建社会、戦国社会）といえるだろう。

戦争そのものを違法とする国際法を制定し、違法行為を制裁するシステムが実現できたなら、不当な戦争・不正な戦争が抑制されるかもしれない。

ただし、一国レベルでは民主主義的な法治国家を実現できても、国際レベルでそのような制度を実現するのは不可能かもしれない。

近代的な民主主義国家も、武力闘争の結果、暴力装置を公権力の下に一元化できた時に法による支配が確立できたといえる。

平和的な方法で国際法による秩序が確立できない時は、現在のような状況が続くか、それとも国際法による支配体制を確立するために武力闘争（戦争）が生じるというパラドックスに陥るしかなくなるだろう。

## 社会に関する4つの思考

---

近代以降、社会に関しては4つのタイプの思考あるいは志向があるように思う。

1つ目は共産主義的思考、アナキズム的思考あるいはユートピア志向。

力による他者の支配、富める者と貧しい者との経済的不平等、このような人間社会の根本的なあり方を嫌悪し、支配-被支配関係のない平等な社会、経済的不平等の少ない社会を夢想し追求する志向性、またはその思想。

2つ目は社会民主主義的思考、または福祉国家志向。

支配-被支配のない人間関係、経済的不平等や貧困のない社会、このような社会が実現できるのならばそれは望ましいことだと考える。

だが一方で、力による他者の支配や経済的不平等は人間の本性から生じる要因も大きく、共産主義者やアナキストたちの望むような理想社会は人間にはつukれないだろうという一種の諦念ももつ。

それでも貧困や暴力による恐怖のない社会を努力してつくりあげていこうとする志向性、そしてその思想。

社会悪は、社会制度や社会構造などの環境・社会的要因と、人間の性質による要因、両方に原因があると考えられる。人間が人間である限り、その性質が変わらない限り、人間の性質が原因となって生じた社会悪はなくなる。だが、社会制度や社会構造をつくりかえることによって、これらが原因となって生じた社会悪はなくしていこうとする立場。

ユートピア志向のつよい人、理想主義的志向のつよい人たちからは「日和見主義者」として非難されることもあるが、現実主義的思考をもち、現実の社会問題を少しずつ解決していくことをよしとする思考。

3つ目は自由主義的思考、または近代市民社会志向。

共産主義的思考や社会民主主義的思考の持ち主は、貧困の撲滅や人々の共生を求める志向性があり、競争といったものにあまり価値をおかない。

だがこの3つ目の思考・志向性の持ち主は、競争、そして競争の結果生じる進歩、成長といったものに重要な価値をおく。

競争に勝ち抜くための努力、勤勉さを尊重し、人の助けを借りず自らの力で生きていくことを何よりも重視する思考。

競争に負けるのは本人の努力が足りないからだ信じ、弱者の救済といったことに対して否定的な考えをもちやすい。

だが一方では、競争のための公平・公正な前提条件・ルールなどを人為的につくりだそうとする考えももつ。

結果の平等よりも機会の平等に価値をおき、公平・公正な条件、透明性のあるルールの下で競争を行い、成長を遂げるべきだとする思考。

4つ目は封建主義的思考、あるいは前近代（非近代）的志向。

これは、力のある者、富をもつ者がより力や富を手にすることを当然とする思考。

人間の自然な政治行動、経済行動を何よりも重視し、社会のあり方を人工的・作為的に作りかえることを否定する考え方。

政治権力の力で貧困を撲滅しようとする福祉国家的思考だけではなく、競争のための公平・公正な条件をつくりだそうとする市民社会的思考すらも批判する思考。

近代的な、人間の理性によって社会を理想的なものにつくりかえようとする発想自体を否定する思考。

このタイプの人、道徳というものを非常に重視するが、彼らの唱える道徳は往々にして力のある者、富をもつ者が、力のない者、富をもたない者を支配・抑圧する道具（支配イデオロギーとでもいうべきもの）になりやすい。

また、このタイプの人（自分自身、力や富をもっている人）は、自分が力や富を手にしたのは、努力が実ったから、あるいは公平・公正なルールの下での競争に勝ったからなのだと主張したが、実際には不公平・不公正な条件の下で有利に力や富を手にした場合も多い。

「進歩史観」の持ち主なら、人間の歴史・社会は「封建社会」－「市民社会」－「福祉国家」へと進歩してきたと考えるかもしれないし、「唯物史観」の持ち主なら、その先に社会主義から共産社会への移行を考えていたのだろう。

## 経済的近代化と政治的近代化

---

近代化の特徴の1つは、「欲望の解放・自由の拡大」だろう。

農業を基盤にした産業形態では、基本的に人間は自然と調和しながら自足的な経済を営み、「より多くの富を獲得したい」という欲望はあまりみだされなかつただろう。

(支配層・特権階級の間では、人と土地の支配権をめぐる争いがおこり、戦いに勝利した者が「他者を支配する」「富の獲得をめざす」という欲望をみたすことができただろうが。)

近代化した工業を基盤にした産業形態では、自然の支配、経済成長による富の拡大が経済の基本的な形態となった。

自由な経済活動が肯定されるようになると、「より多くの富を獲得したい」という欲望が全面的に解放されることとなる。

人権思想などの近代的な思想が人々に受け入れられるようになると、身分制が(原則的に)廃止され、封建的な身分秩序から解放されるとともに、政治活動の自由も拡大されることとなる。

身分制の廃止、政治活動の自由の拡大など政治的近代化に対しては、多くの人が(非近代的な封建的な秩序に回帰したいと考えている人以外は)肯定的な評価を下しているだろう。

だが、経済的近代化に対しては肯定的な評価と否定的な評価がみられる。

肯定的な評価は、「進歩史観」的な考えがその代表で、「人間が物質的に豊かになること＝幸福の増大」と考える。

一方否定的な評価には、「工業化＝自然の支配」が環境破壊をひきおこし、やがては地球環境が生物の住めないものになるといったものがある。

また、経済的な富を求めることを道徳的(倫理的)に悪いこととみなす立場からの批判もある。

「欲望の解放・自由の拡大」という特徴は、政治的近代化と経済的近代化、両方にみられるものだが、政治的近代化にはもう1つの特徴がある。

それは、本来「不公平・不公正・不平等な人間の社会」を、(理性や倫理などによって)作為的に「公平・公正・平等なもの」につくりかえようとするものである。

近代の民主主義的な政治制度自体が、政治制度・社会制度を公平・公正・平等なものにつくりかえようとした努力の結果といえる。

ただし、社会をできるだけ公平・公正・平等なものにしようと努力しただけであって、現実には公平・公正・平等な社会を実現した国家・地域はどこにもないだろう。

(それ以前に、公平・公正・平等な社会がどのようなものかについては意見の対立があり、すべての人が納得する公平・公正・平等な社会などは思想や理念の中にも存在していないといえるが。)

日本は戦後、世界第2位の経済大国になり、経済的には近代化したとみなせるが(人によっては、日本の経済的近代化は欧米のものとはちがひ、十分に近代化していないと解釈しているか

もしれないが)、政治的には充分近代化したとはいえない。

その理由の1つには、日本人が政治的近代化のもう1つの価値観、「不公平・不公正・不平等な社会を、公平・公正・平等なものにつくりかえよう」という価値観を重視していないことがあるように思う。

「欲望の解放・自由の拡大」という価値観は多くの人に受け入れられた。(明治期の身分制度の廃止、立身出世主義、経済活動の自由化など。)

だから、経済的近代化は比較的容易に達成されたし、政治的近代化も半分ちかくは成し遂げたといえる。

だが、政治的近代化のもう1つの価値観がないがしろにされているために、民主主義的な制度や法を輸入し、民主主義的な形式をもった政治制度をつくっても、なかなか欧米のような立憲国家・民主主義国家にはなれないのだろう。

(日本人が「公平・公正」という価値観を尊重していないということは、現在でも目にすることができる。学校の入学試験は、本来公平・公正な条件のもとでなされるべきだが、有名芸能人を特別扱いして合格させるなどということが平然と行われているし、それに対する抗議の声などもあまりみられない。)

ただし、欧米人は日本人と比較すれば「社会を公平・公正・平等なものにしよう」という意識がたつよいだろうというだけの話であって、欧米社会が公平・公正・平等な社会であるわけではない。

アメリカなどは何十年か前までは奴隷制の国だったし、自由な経済競争の結果、貧富の差が激しい。

日本は、外国に比べると経済格差が少ないといわれているから、「平等」という価値観は尊重されているかもしれない。

日本人が「社会を公平・公正・平等なものにつくりかえよう」という意識が弱いのは、「自然」という観念のとらえかたに理由があるのかもしれない。

ヨーロッパの自然主義における「自然」は、現実とはちがう本来あるべき姿のことだと聞いたことがある。

現実が、本来あるべき自然の姿とことなるときは、現実を本来あるべき自然の姿につくりかえようという動きがおこるらしい。

社会の本来あるべき自然の姿が「公平・公正・平等なもの」だと考えれば、不公平・不公正・不平等な現実を、公平・公正・平等なものにつくりかえようとするのだろう。

一方、日本の自然主義における「自然」は、現実そのもののことらしい。

現実の姿こそが自然な形であり、これを作為的につくりかえようとすることは不自然な行為と考えるらしい。

現実が不公平・不公正・不平等なものであれば、それこそが自然な姿なのだから、現実を公平・公正・平等なものにつくりかえることは不自然なことであり、やっても無駄なことだと考えているのかもしれない。

## 刑法のない社会

---

刑法のない社会は2つ考えられる。

1つは、人が殺人や窃盗といった道徳的・倫理的に悪いとみなした行為をしない社会。  
もう1つは、殺人や窃盗などの行為を悪いことだと思わないし、取り締まるべきだとも思わない社会。

人間は、自分たちのする行為のうち幾つかのものを悪いこととみなす不思議な生き物といえる。

### 殺人が先か倫理が先か。または最初の殺人

人は、最初の殺人行為が起こる前から、殺人を悪いこととみなしていたのか。  
それとも殺人行為がいくつか起こったあと、ある時点からそれを悪いこととみなすようになったのか。

馬鹿馬鹿しい問いかもしれないが、面白いテーマでもある。

ある行為を倫理的に悪いこととみなすのは、その行為が実際に行われた後と考えられるから、最初の殺人が起こる前から殺人が悪いことだといった倫理観があったとは考えにくい。  
だが、それが事実なら人間は殺人行為を悪いことだとは考えない暮らしを一定の期間送っていた可能性もある。  
徐々にか突然か、それまで悪いこととみなさなかった行為を悪いこととみなすようになったといえる。

### 動物殺しと人殺し

だが、実際には最初の殺人が起こる前に、動物を殺すという行為が行われていたと考えられる。

だから、対象が人であるか動物であるかを問わず、殺しという行為が悪いことだという倫理観は、最初の殺人が発生する前から芽生えていたとも考えられる。

動物殺しは生存のための必要悪であるために、やむをえないことと考えられていた。

だが、殺人行為は必要悪ではないために、それが起こる前から悪いこととみなされていたのかもしれない。

### その他いくつかの疑問点

殺人を悪いこととみなす倫理観が、いつどのようにして芽生えたかを考察する際は、社会・共同体内でおきた殺人行為と、戦争などのことなる部族・共同体の間で発生した殺人行為をわけて

考える必要があるかもしれない。

また、最初に殺人を行ったとき不快感・違和感のようなものを感じ、その感覚が人殺しは悪いことだという倫理観になったのかもしれない。

(初出・ブログ「ミルクたっぷりの酒」2010年7月8日)

## なぜ、人を殺してはいけないのか？

---

「なぜ、人を殺してはいけないのか？」といったテーマが、10数年前、出版業界でちょっとした話題になったことがあった。

私自身は、このテーマ自体にはさして関心がない。

多くの人間は、おそらく「人殺しがいけないこと、悪いこと」といった倫理観のようなものを遺伝のレベルで受け継いで生まれてくるのだろう。

そして、生まれたあとの経験や学習、教育によって「人殺しがいけないこと、悪いこと」といった価値観や規範意識を学び、身につけ、内面化して成長していくのだろう。

だが、極少数ではあるかもしれないが、「人殺しがいけないこと、悪いこと」といった価値観、倫理観をもたずに生まれてきて、生後の経験や学習によってもそのような価値観を身につけない人間がいるのかもしれない。

そのような人間に対して、人殺しがいけない理由を説明したとしても、おそらく説得することは難しいだろう。

多くの人間は、人殺しがいけないこと、悪いことであることを絶対的な価値観、真理であるかのように信じている。

だが、それは、多くの人間がそのように信じているというだけの話であって、あらゆる価値観が相対的なものであるにすぎないように、「人殺しがいけないこと、悪いこと」といった価値観、倫理観も根本的には相対的なものにすぎない。

今までは、多くの人間が「人殺しが悪いことである」という価値観を無条件に信じてきたから、人間の社会は上手くやってこれたのかもしれない。

そのような価値観をもたない人間が徐々に増えていき、やがては多数派になるような時代がきたときには、人間の社会はどうなっているのだろうか。

私は、「なぜ、人を殺してはいけないのか？」といった問いかけには関心がないと言ったが、人殺しを違法行為とし、人殺しをした人間を法によって裁くことには賛成している。

現実的にはおこらないだろうが、人殺しを違法行為でなくしたら（合法行為としたら）、人間の社会はどうなるだろうか。

殺人事件は増大するだろうか（合法化された場合は事件とは言わないのかもしれないが）。

罰せられるのが怖くて、殺人行為を自制（抑制）している人たちが相当数いるのなら、増大する可能性は高いだろう。

だが、法によって殺人行為を違法としていることが、殺人行為の抑制になっていないのだとしたら、合法化したからといって殺人件数が増えはしないのかもしれない。

なんらかのトラブルが原因で殺人行為が発生するのだとしたら、殺人が合法化されたとしても、殺人件数が増えるわけでもなく、今まで通りの割合で殺人事件がおこるだけかもしれない。

ただ、多くの人間は、「人殺しが悪いことである」という価値観と同様に、「悪いことをした人間にはなんらかの罰があたるべきだ」といった因果応報ともいった価値観をもっているから、



殺人を行った人間に天罰も下らず、法による裁きもなされない状況には耐えられないだろう。だから、多くの人間が「人殺しは悪いことである」「悪いことをした人間には、相応の罰を与えるべきだ」といった価値観をもっている間は、殺人行為が合法とされることはないだろうから、ここで述べているようなことは、頭のおかしな人間の妄想として片づけられるだろう。

なお、私は「なぜ、人を殺してはいけないのか？」といった問いかけには関心はないが、「人殺しが悪いことだ」といった価値観、倫理観が人類の歴史のどの段階でどのようにして芽生えたのかについては、大いに関心がある。

それは、生物進化の段階で、人類が現在の生き物になる以前の段階から受け継いできた価値観なのか、それとも人類が人類になってからもつようになった価値観なのか。

文化をもつようになってからのことなのか、言葉との関係はどうなのか。

(初出・ブログ「ミルクたっぷりの酒」2010年8月9日)

## 鶏と卵は卵が先

---

鶏と卵は卵が先。なぜなら「最初に生まれた鶏」は卵から生まれたが、「最初の鶏が出てきた卵」を産んだのは、進化の途中で鶏になる直前の「鶏以前の生き物」だから。

## 自由について

---

人間は自由である。人間が自由でなかったことは一度もない。

自由であるからこそ人殺しもするし盗みもする。

自由であるからこそ法をつくり法を犯したものを裁く。

法を守る自由もあれば、法を破る自由もある。

自由であるがゆえに、力のない者は支配・抑圧され、自由を満喫することができない。

## アメリカ人が銃を手放さない理由

---

○ブログ「ミルクたっぷりの酒」に、2010年7月7日に記述した記事を転載

冒頭のラジオ放送は、2010年6月頃のものです。

TBSラジオDigでパーソナリティの神保哲生が、アメリカで銃の所持規制が受け入れられない理由を話していた（6月後半か6月末の放送だったと思う）。

そこでは、革命権、市民の抵抗権の観点から理由を説明していた。

政府が権力を不当に行使した場合には、市民は革命をおこして現行の政府を倒し、より良い政府をつくる権利がある。そのために、市民が武器（銃）をもつ権利を保障しなければいけない、とアメリカ人は考えていると神保氏は説明していた。豊臣秀吉の「刀狩」との比較も話していたような気がする。

「市民の抵抗権を保障するために、市民の武装権を認めるべき」といった主張は丸山眞男もしていた、と何かの本で読んだような気もする（多分、水谷三公の『丸山眞男』（ちくま新書）だったと思う。ただしその本では、憲法9条を擁護し国家の武装放棄を主張した丸山が、市民の武装化は認めるのはおかしいと書かれていたはず）。

番組で神保氏が説明していた説は、学者の間では主流となっている考え方なのかは不勉強にして知らない。

私自身は、次のような考え方をもっている（岸田秀が同様の主張をしていた気もするが）。

先住民を暴力によって追い出して新しい自分たちの国や社会を作ったアメリカ人は、あらたな侵略者によって自分たちが住まいを追い出されるのをおそれているのだろう。

アメリカ人が所持している銃は、犯罪者に対してでも政府に対してでもなく、将来やってくるかもしれない侵略者に対しての備えなのだろう。

自分たちが先住民に対して行ったことを、自分たちもされるおそれがある。そのために、銃を手放すことは怖くてとてもできないのだろう。

岸田氏はこのことを「アメリカ人の原罪」と表現していた気がする。

民主主義的な理想を追求した国家が、先住民の土地の略奪によって成り立っているという点に皮肉を感じざるを得ない。

アメリカが「自由と平等の国」だというのは、誰が言い出したのだろう。

アメリカ人が自らそう名乗ったのだろうか。それとも、アメリカに憧れを抱いた日本人が言い出したのだろうか。

「自由と平等の国」というのはアメリカの表の顔にすぎず、アメリカの裏の顔は「暴力と差別の国」だろう。

アメリカの自由には暴力の自由も含まれているし、平等な社会をつくりたいという願望（理想）と差別をする人間性の矛盾に引き裂かれているといえる。

## 邪馬台国について

---

以前NHKで、邪馬台国は畿内にあったのか九州にあったのかをめぐる論争を検証した番組をやっていた。

そこでは最新の考古学の研究成果と、「魏志倭人伝」と呼ばれている史書中の記述を照らし合わせて、畿内説と九州説どちらが説得力があるかを考察していた。

畿内と九州、それぞれの地域の考古学の研究成果と「魏志倭人伝」中の一部分の記述とが上手く整合性がとれていて、その限りではどちらの説もそれなりに説得力があった。

だが、どちらの地域も倭人伝の一部分の記述と一致しているだけで、倭人伝全体の記述を説明できるだけの研究成果はあがっていなかった。

なお、それからしばらくして古書店で立ち読みをしていたら、「魏志倭人伝」は実際に日本にやってきた人物がそれを記述したのではなく、当時の日本社会についての伝聞を後世の人がまとめたものだという記述を目にした。

以上2つのことから1つの仮説を立てることができる。邪馬台国とは、どこか特定の地域を示しているのではないのではないのか。当時の西日本各地域の伝聞を邪馬台国という1つの国の出来事として記述したのではないのか。

畿内と九州それぞれの考古学の研究成果と倭人伝中の記述が一致しているのは、倭人伝の当該箇所がそれぞれ畿内と九州についての伝聞を記述したものだとなれば説明がつく。

中華意識のつよい中国人にとっては、東方の小さな島国のことなど詳細に記述する必要はない、いろいろな地域の出来事を1つの小国家のこととして記述しておけば充分だと考えたのではないだろうか。

先のNHKの番組では、邪馬台国の位置を実際の地図にあてはめると、そこは海上になると放送していた。これは、邪馬台国が架空の国であることを示す隠されたメッセージではないのだろうか（ただし邪馬台国の位置は具体的な距離が示されておらず、どのようにも解釈できるものだから、そこが海上に位置するというのも1つの解釈にすぎないのではあろう）。

ここでは邪馬台国は架空の国ではないかという仮説を提起したが、卑弥呼が実在したのであればどの地域に住んでいたのかという問題が生じるだろう。そして卑弥呼が住んでいた地域が邪馬台国である、という意味での邪馬台国論争が生じるだろう。ただその場合は卑弥呼の存在を証明する考古学上の発見がなされた地域が邪馬台国だということになるから、より特定しやすくなるだろう。

なお今後各地域の考古学研究が進展し、ある地域の研究成果が倭人伝中のほとんどの記述にあてはまるということになれば、ここで述べた仮説は説得力を失うだろう（今でも説得力はないかもしれないけれども）。

## 南北朝正閏論争に関して

---

宮崎哲弥の『正義の見方』（新潮OH文庫版）の中に、南北朝正閏論争に触れた個所があった。

明治国家の元老山県有朋が、南北朝並立を記述した国史の国定教科書を糾弾し、執筆者の役人を休職処分にしたというエピソードが記述されていた。

天皇を神聖にして侵すべからざる存在とし、日本の統治者・主権者とした明治政府が、明治天皇の属する北朝を「正統でない皇統」とした矛盾。

なぜ、このような矛盾が生じたのか。

歴史的、現実的に考えれば幕末の時代には南朝の皇統が途絶えていたからにすぎないのだろう。南朝方の血をひいた皇族が生きていたのなら、倒幕派・維新派はこちらの皇族を担ぎあげ、大政奉還は北朝方の明治天皇ではなく、南朝方の天皇に対してなされていただろう。維新の志士たちは、本来担ぎあげるべき南朝の血をひいた天皇が存在していないため、やむなく（矛盾を承知で）北朝の血をひいた天皇を担ぎあげたのかもしれない。

だとすると、なぜ新国家建設後、北朝系を正統とする新しいイデオロギーなり神話なりを生み出さなかったのかという疑問がわく。

生み出したくても生み出せなかったのかもしれないし、矛盾を解消することよりも、南朝イデオロギーを死守することの方が大事だと考えていただけなのかもしれない。

だがここで、学術的には何の根拠もない仮説（思いつきともいうが）を提起してみたい。

それは、「明治国家の指導者たちは、矛盾を承知でわざと南朝系を正統な皇統であるとしたのだ。しかもそれは、明治天皇への対応からあえてそうしていたのだ。」とする説である。

明治国家の指導者たちにとっての天皇は、国民を統治・統合するための手段・道具にしかすぎず、もし天皇が自ら実権を握って親政を敷こうとしたら、その時は後醍醐天皇と同じ目にあう、そのことを天皇に示すためにわざと南朝系を正統な皇統としていたのかもしれない。

山県有朋が怒ったのは、教科書に南北朝を併記することによって、北朝もまた正統な皇統であることになり、それによって天皇が実権をもつ道が開かれることになると思ったからではないだろうか。

ただし、ここで述べた説が仮に正しかったとしても、その後天皇のもつ権威が最大限に政治利用され、軍国主義へと雪崩れ込んでいったのだから皮肉な話ではある。

## 言葉についての雑考・その1「シナ（支那）」

---

○ブログ「ミルクたっぷりの酒」に2011年8月7日に記述

シナ（支那）という言葉は呉智英などが言っていたように、元々は国や地域を表す言葉であり、侮蔑語・差別語ではないだろう。

だが、おそらくは戦時中（もしかしたらそれより前の時代から）少なからぬ日本人が差別的・侮蔑的な意味を込めて使っていて、そのために戦後は差別語・侮蔑語とみなされるようになったのだろう。

実際、シナ（支那）という言葉は侮蔑語・差別語としてではなく、単に国や地域を表す言葉として使っている（いた）のは呉智英や浅羽道明など少数の人で、この言葉を使っている人たちは差別的・侮蔑的なニュアンスを込めている人が多い。（シナという言葉を使用したいが、中国に対して差別的・侮蔑的な感情をもっていると誤解されるのをおそれて、この言葉を使わない人もけっこういそうではある。）

自分は呉智英に対しては特に否定的な感情はもっていなかったのだが、90年代中頃「朝まで生テレビ」での発言を聞いてあきれたことがある。

そこで、自分（呉氏のこと）がなぜ中国という言葉を使わず、シナという言葉を使っているのかいくつか理由をあげていた。（うろ覚えの記憶のため、多少ニュアンスにちがいがあってもいい。）

「中国という言葉は中国人の中華意識のあらわれだから、日本人が使用するのは適切ではない」「シナを中国と表記すると日本の中国地方と紛らわしい」。

他にもいくつか理由をあげていた。「日本の中国地方と紛らわしい」という説明は合理的な理由であり、呉氏があげた理由のなかでは一番説得力があった。

だが、次の発言を聞いたときには耳を疑った。「日本人がシナという言葉を使用することは批判するのに、欧米人がchinaという言葉（あるいはそれに該当する言葉）を使用することには何も言わないのは逆差別だ。」

中国人が、日本人がシナという言葉を使うことに抗議したり不快な感情をあらわすのは、中華意識を充たしたいからではなく、多くの日本人がこの言葉を侮蔑的・差別的意図を込めて使っていたからでしょ。

一方、欧米人がchinaという言葉を使っても抗議しないのは、欧米人はchinaという言葉は国や地域を表す言葉として使っているだけで、そこに侮蔑的・差別的意図がないからでしょ。

日本人がシナという言葉は侮蔑的・差別的意図を込めて使ったりしなければ、おそらくはシナという言葉を使うことに抗議などしなかったろう（それでも抗議していたのなら、呉氏の批判はもっともだといえるが）。

また、欧米人がchinaという言葉は侮蔑的・差別的意図を込めて使ったのなら、当然そのことに

抗議するだろう。

呉智英は、そんなこともわからない鈍い人だったのかと自分のなかでの評価はガタ落ちした。

(もっとも、日本人がシナという言葉を使うことに対して多くの中国人が不快感を感じている、そのことを知っていながらシナという言葉を使っていたのだから、鈍いっちゃあ鈍いんだけどね。ただし、呉氏はシナという言葉で国や地域を表す言葉として使用しているだけで、そこに侮蔑的・差別的意図はないから、氏がシナという言葉を使うことを非難するつもりは少しもない。)

ちなみに自分は、「中国」という言葉は戦後のある時期から単に国や地域を表す言葉となり、そこに中華帝国の思想や中国人の中華意識が表されているとは思わないので中国という言葉が普通につかっている。特別なこだわりがあるのならともかく、そうでない場合、多くの人が使用している言葉を使った方が合理的なので。

何カ月か前に見たyoutubeに、アニメ「さよなら絶望先生」の中の一場面がupされていて、ネトウヨらしき人たちが大量にコメントを寄せていた。

その中に「(中国人は)日本人がシナという言葉を使うことは非難するのに、欧米人が使っても何も言わないのは逆差別。それに気付かないのは中学生(だったか小学生)レベル」といったコメントが寄せられていた。「お前は幼稚園レベルだろ。」と思ったが、呉氏本人はネトウヨたちのこうした発言をみたらどう思うのだろう。

(この文章って、呉智英を幼稚園レベルと非難しているようにも読めるよね。まっ、いいや。)

[おまけ]

何年か前に読んだ浅羽道明の本には「シナ」という言葉が使われていたが、半年近く前(うろ覚え)に読んだ雑誌では「シナ」ではなく「チャイナ」という言葉を使っていた。心境の変化でもあったのだろうか。



## 「御上の威光にみんなひれ伏せ」言葉についての雑考・その2「看護婦・スチュワーデス」

---

○ブログ「ミルクたっぷりの酒」に2011年8月8日に記述

00年代の前半だったか、テレビや雑誌から看護婦・スチュワーデスという言葉が消え、看護師・キャビンアテンダントという言葉が使われはじめて違和感を覚えたことがあった。

面白かったのは、普段フェミニズムに対して批判的だった保守系・右派系のメディアも、政府・行政機関が看護婦・スチュワーデスという呼称をやめて看護師・客室乗務員という言葉を使用しだしたら、命令されたわけでもないだろうに政府の方針に自ら従って、看護師・キャビンアテンダントという言葉を使いだした事だった。

もし政府・行政機関が看護師・客室乗務員という言葉を使用しなかった場合、民間人の学者や評論家が「職業の名称を性別と一致させるべきではない」と主張しても、多くの保守系・右派系メディアはそのような主張を鼻で笑っていただろう。

ところが政府・行政機関が「職業の名称を性別と一致させない方針」をとった途端、内心ではその方針に反対しているだろうに政府・行政機関に迎合してしまうのだから、笑いを乗り越えて情けなくなってきた。ま、それだけフェミニストたちの戦略・戦術が巧みだったということだろう。政府・行政機関が看護婦・スチュワーデスという言葉の使用を中止したら、右左関係なく国民が揃ってその方針に従うのだから。

社会の民主主義化にはメディアの役割が重要だが、マスメディアが御上にべったりつき従う体質をもっているのだから、日本の社会が民主化しないのも当然といえば当然かもしれない。

### 看護婦・スチュワーデスの呼称に関して

「職業の名称を性別と一致させるべきではない」という主張には自分も同意する。だから、看護婦を看護師に、スチュワーデスを客室乗務員に言い換えた方針は間違っていないと思う。男性の看護師を看護婦と呼ぶのはおかしいし、職業名が男性用（看護師）・女性用（看護婦）と2種類あるのは非合理的だし。

ただ、看護婦・スチュワーデスという呼称自体を禁止しようとしているのなら、その方針はおかしいだろう。

「女性の看護師」を看護婦、「女性の客室乗務員」をスチュワーデスと呼ぶのは言葉の使用法として極めて合理的である。

男女関係なく職業名を「看護師/客室乗務員」、男性の看護師・客室乗務員を「看護師/スチュワード、パーサー」、女性の看護師・客室乗務員を「看護婦/スチュワーデス」と呼ぶのが便利で合理的だと思う。（看護師と看護婦の発音が同じな点にやや難があるが。）

フェミニストのなかに、「女性の看護師」を看護婦、「女性の客室乗務員」をスチュワーデスと呼ぶことにすら反対している人がいるのかは不勉強にして知らない。マスメディアの人間のなか

には、事なかれ主義から、あるいは過剰な自主規制意識から看護婦・スチュワーデスという言葉の使用を自粛している人たちもけっこういそうではある。

補：wikipediaをみたらキャビンアテンダントは和製英語で、英語ではフライトアテンダント、キャビンクルーと呼ぶとあった。

[自分っこみ]書き終わったあと見直してみたら、けっこうツッコミを受けそうにも感じた。看護師・看護婦を法律用語として看護師に統一した以上、マスメディアが看護師という呼称を使うのは、御上の威光にひれ伏しているわけではなく、きわめて合理的・現実的な態度だとはいえる。ただ、看護婦・スチュワーデスという言葉の使用を過剰に自主規制しているようにもみえるけれども。

## 女性の方が背の高いカップル

---

異性間のカップル・夫婦の場合、男性の方が背が高いのが普通の形であり、女性の方が背の高いカップル・夫婦に対しての偏見、好奇の目は根強くある。

昔に比べれば、女性の方が背の高いカップル・夫婦に対しての偏見は薄れてきてはいるが、それでもまだ多くの人がカップル・夫婦は男性の方が背が高いのが普通だといった価値観に縛られているといえる。

この価値観は、「男性の方が女性よりも価値が上にある」「大きいことが小さいことよりも価値が上である」「上記2つの価値観では、“男性の方が女性よりも上だ”という価値観の方が優先される」、以上3つの価値観が複合された結果できあがった価値観だといえる。

「大きいことは小さいことよりも上である」という価値観の方が、「男性の方が女性よりも上である」という価値観よりも上位にある場合、女性の方が背の高いカップル・夫婦では、背の高い女性の方が背の小さい男性よりも偉い（価値が上にある）ということになるだろう。

女性の方が背の高いカップル・夫婦に対しての偏見があるのも、男性優位社会の中で、女よりも偉いはずの男が女よりも背が低いのは許せない（おかしい）という価値観があるからであり、また「大きい方が小さい方よりも上である」という価値観を人々がもっていなければ、女性の方が背の高いカップル・夫婦に対しての偏見なども生まれることはなかっただろう。

さらには、「小さい方が大きい方よりも上である」という価値観が主流であったならば、男性の方が背の低いカップル・夫婦が普通の形とされ、女性の方が背の低いカップル・夫婦が偏見、好奇の目にさらされていたかもしれない。

（ただし、多くの国・地域で、ほとんどの時代、男性の方が女性よりも平均身長が高かったから、男性の方が背の高いカップル・夫婦の方が確率的には多くなるはずである。女性の方が背の高いカップル・夫婦に対しての偏見があったのも、社会の中の少数派に対しての偏見があったからかもしれない。）

多くの人間は、男は自分よりも背の低い女性を交際相手・妻として求める傾向があり、女は自分よりも背の高い男性を交際相手・夫として求める傾向がある。

「男性の方が背の高いカップル・夫婦が普通の形である」という長年続いてきた社会的価値観を、無意識のうちに受け入れているからだとも考えられるし、「自分より体の小さい女性を守りたい」「自分よりも体の大きな男性に守られたい」という意識を多くの人がもっているからかもしれない。

（男性の方が女性よりも平均身長が高いから、身長にこだわらずに交際相手や結婚相手を求めたとしても、「男性の方が背の高いカップル・夫婦」の方が数は多くなるはずだけれども。）

少数の男性は、マゾヒスティックな感情をみたしたくて自分よりも背の高い女性を交際相手に求めているかもしれないし、男性に優越感をもちたくて自分よりも背の低い男性を交際相手に求めている女性もいるかもしれない。

自分が好きになった相手がたまたま自分よりも背が高かった（あるいは低かった）だけで、身長にこだわらずに交際相手や結婚相手を決めるほうがいいような気もするが、長く続いてきた社会的価値観（社会の中で主流となっている価値観）から自由になるのはなかなか難しいものもある。

（初出・ブログ「ミルクたっぷりの酒」2010年11月9日）

## 男の価値は収入によってきまる？

---

男の価値は収入の大小によって決まる、と考えている人は多くいるだろう。

「人間の価値を収入の多さで決めるべきでない」と考えている人も、内面では前述した価値観に縛られている場合が多い。

男性であるならば、自分より収入の多い人間に劣等感を感じ、自分より収入の少ない人間に優越感をもつだろう。

女性の場合は、収入の少ない男性を価値の低い人間と無意識的にみなしてしまっているだろう。

収入の大小で価値を決められてしまうのは男であって、女性の場合は収入が多いからといって必ずしも価値が高いとみなされないのが、男性（優位・中心）社会の名残だろう。

最近ではその風潮は少しずつ薄れてきたが、女性の場合は既婚か未婚かで価値がはかれることが多かった。

結婚してない女性は、収入の少ない男性同様、社会的に価値が低いとみなされてきた。

（女性に限らず、男性も独身者に対する偏見は根強くあったが。）

男の価値を収入の大小できめるという風潮が、歴史的にいつ頃生じたのかは不勉強にして知らない。

こういう風潮あるいは価値観は早くすたれて欲しいとは思いますが、長い間、社会の中で受け継がれてしまった価値観だから、この価値観から自由になるのはなかなか難しい。

（初出・ブログ「ミルクたっぷりの酒」2010年11月22日）

## 恋愛・結婚の不平等に関して

---

「もてる・もてない」、「交際相手がいる・いない」、「結婚相手がいる・いない」、恋愛や結婚に関して不平等さを感じている人はかなりいるのかもしれない。

経済的不平等は、思想・理論のレベルでは政治の力によって解決することが可能かもしれない。

だが、恋愛・結婚に関する不平等は、思想・理論のレベルでも解決することは困難だろう。

恋愛の自由、結婚の自由という概念を否定して、交際相手・結婚相手の欲しい人には、政治の力によって強制的に相手と結び付けるといふ政策を実施すれば、パートナーがいないという不満は解消できるかもしれない。ただ、交際相手・結婚相手さえいればそれが好きな相手でなくてもいいと考えている人以外は、幸福感は得られないだろうし、このような政策に反対するだろう。

ハローワーク（職業安定所）のような、公営の交際相手・結婚相手紹介所を設立すれば、パートナーがいないことに悩む人は多少（かなり？）減少するかもしれない。

だが、相手に断られるケースもあるのだから、結局は個人の問題に還元されるだろう（まあ、税金を使ってそのような施設をつくることに賛成する人は少ないだろうけど）。

政治の力で解決することが出来ない問題は、個人の力でどうにかするしかなく、個人の力でどうにも出来ないことが悩みとなっている場合は、袋小路においつめられてしまうだけだろう。恋愛・結婚に関する不平等感、世の中が不公平・不公正・不平等なものにすぎないという現実をより切実に感じさせるだろう（「もてる人ともてない人がいる」という状況を不平等と表現することが適切か、という疑問はこのころが）。

（初出・ブログ「ミルクたっぷりの酒」2010年4月23日）

## 文学のポップカルチャー化について

---

### ○純文学について

純文学の定義は十人十色であり、誰もが納得できる明確な定義はないといわれている。

特に、昭和50年代以後、文学のポップカルチャー化ともいえる現象が進行してからは、一層定義が困難になっただろう。

だが、純文学が芸術とみなされていた昭和40年代頃までに限っていえば、純文学という言葉についてある程度の共通イメージがあっただろう。

純文学とは、小説・文学作品のうち、芸術的価値が高いとみなされたものに対しての、一種の尊称・敬称であっただろう。

そして、昭和40年代までの日本の〔文学・小説の世界〕は、純文学を頂点にして、純文学でない文学・小説—中間小説—大衆小説—ミステリー・SFといった階層構造（ヒエラルキー）をなしていたといえる。

では、どういった作品が芸術的価値が高いとみなされていたかといえば、大部分の作品はリアリズムの手法で人間を描いたもの、人間の内面や心理を描いたものであったため、純文学とはリアリズムの手法で人間を描いた小説だ、といったイメージが社会に流通していったといえる。

純文学＝私小説といったイメージをもつ人が多くいたのも、私小説がリアリズムの手法で人間を描く小説の典型だからだろう。

だが、純文学＝リアリズム小説といった定義が的外れなのは、安部公房が純文学作家と呼ばれていたことからあきらかだろう。

ただ、非リアリズム系の作家で純文学作家と呼ばれた人は極少数であったため、世間一般では「純文学＝私小説、リアリズムの手法で人間を描いた小説」といったイメージが根強く浸透していたといえる。

### ○文学のポップカルチャー化

だが、純文学が尊称・敬称であった時代は昭和40年代頃までで終わったといえる。

昭和50年代にはいると、芸術とみなされる作品が減少し、ポップカルチャーといえる作品が、文学・小説の主流となっていった。

「芸術としての文学」から「ポップカルチャーとしての文学」への転換を象徴するのが、1975、76年の芥川賞だろう。

1975（昭和50）年下期の受賞作家・中上健次は、文学が芸術とみなされていた時代の最後の大物といった雰囲気がある。

一方、1976（昭和51）年上期の受賞作家・村上龍は、その後のポップカルチャー化した文学を代表する作家といえる。

ただし、ポップカルチャー的な文学は村上龍以前にも多く書かれていたはずだし、文学の芸術か

らポップカルチャーへの変質は、石原慎太郎の「太陽の季節」から村上龍の「限りなく透明に近いブルー」まで、長い時間をかけて徐々に進行していった現象といえるだろう（ポップカルチャー的な文学の起源はもっと古くに求められるだろうけれど）。

文学の主流が芸術からポップカルチャーへと移行した現象は、音楽の主流がクラシック音楽からポピュラーミュージックへと移行した状況と似ているかもしれない。

ただ、音楽の場合は使用する楽器、編曲の様式など、少し聴いただけでクラシック音楽とポピュラーミュージックのちがいがわかる。また、両者が異なるジャンルとして区分けされている。それに対して、「芸術としての文学」と「ポップカルチャーとしての文学」は、何ページか読んだだけでちがいがわかるわけでもないし、両者をわける明確な基準もない。作家や批評家の中には、通俗的な作品は文学（芸術）ではなく読み物だと主張する人もいるが、通俗的かどうかを決めるのは読んだ人の主観的な判断にすぎず、明確な基準がないことにはかわりはない。

それに、「芸術としての文学」と「ポップカルチャーとしての文学」という区分けは、ただの比喩あるいは言葉遊びにすぎないともいえ、そもそも個々の作品を「芸術」であるか「ポップカルチャー」であるかにわける行為自体に意味がないかもしれない。

だが、昭和40年代までの文学作品と、昭和50年代以降の文学作品に質的なちがいを感ずる人は多くいるだろう。

そして、そのちがいは、文章表現力、技術力（ストーリーテリングの技術ではなく、あくまでも文章表現の技術力）のちがいだろう。

クラシック音楽の演奏家が、修練によって身に付けた高度な演奏力、技術力をもっているように、文学が芸術とみなされていた時代の純文学作家は、文章修業によって得た芸術的な文章表現力をもっていたのだろう（この場合の表現力は、写実的な文章表現力であったケースがほとんどだろう）。

文学のポップカルチャー化とは、修業によって身に付けた高度な文章表現力がなくても、内容が面白ければ評価される時代へと変化したことをいうのだろう。

（今述べたことは、1980年代、「文体信仰の終焉」といった言葉で語られていた筈である。）

1980年代以降の文学作品、小説の評価は、文学が芸術とみなされていた時代の評価基準を用いるのか、ポップカルチャー化した時代の評価基準を用いるのかによって大きくかわってくるだろう。前者の場合、1980年代以降の作品は大半が評価できないものであろう。一方、後者の立場の人からすれば、文学が芸術とみなされていた時代の評価基準を用いるのはアナクロニズムにすぎないのかもしれない。

## ○階層構造の崩壊

昭和50年代以降、文学のポップカルチャー化とともに、純文学を頂点とした階層構造も崩壊し、純文学のイメージも変質したといえる。

こうした階層構造の崩壊は、市民革命によって身分制社会が崩壊し、国民が法的・形式的に平等



になった社会を連想させる。

純文学、中間小説（1980年代には既に死語にちかくなっていたが）、大衆小説あるいはエンターテインメント等、各ジャンルがかつてのような上下、高低の関係ではなく、横の関係（ただのサブジャンルのちがい）になったといえる。

1984年頃、岩波書店の雑誌「へるめす」で、大江健三郎、井上ひさし、筒井康隆の3人が当時を代表する作家として鼎談を行ったが、貴族（純文学）、中間階層（中間小説）、下層階級（SF）と、出自のちがう作家たちが対等な関係として出版社に遇されていたところに、身分制の崩壊が感じられたものである。

ただし、こうした上下関係の消滅は表面上なくなったようにみえただけかもしれない。表層的な身分関係がなくなった分、ジャンルごとの優越感、劣等感はより隠微な形で温存されていたかもしれない。

## ○純文学概念の変質

文学のポップカルチャー化、それにともなう階層構造の崩壊、これらによって純文学の尊称・敬称としての意味は、実質的に消滅したといえる。

大江健三郎や中上健次など少数の作家は、尊称の意味で純文学作家と呼ばれていたが、「純文学」自体が他のジャンルより価値が上だという認識はなされなくなっていった。

純文学という言葉に共通認識（文学作品・小説のうち芸術的価値が高いもの）がなくなったにもかかわらず、純文学という言葉の定義を明確にせず、各人がそれぞれの定義で純文学という言葉を使用したため、この時期以降の純文学の意味は混迷をきわめる。

例えば、1980年代には、かつて中間小説作家、大衆小説作家とみなされていた小林信彦、筒井康隆の作品が、純文学書き下ろし作品として出版された。各人が好き勝手な定義で自分の作品を純文学作品と名付けることが可能になったといえる。

（私などは、非純文学系作家たちの純文学コンプレックスの根強さをあらためて痛感させられた。ただし、純文学書き下ろし作品というキャッチコピーが、作家の意向ではなく出版社の意向でつけられたのなら、私の感想は的外れといえるかもしれない。）

昭和50年代以降デビューした純文学作家は、純文学系の雑誌からデビューしたから、あるいは出版社が純文学作家としてデビューさせたから純文学作家と呼ばれるという一種トートロジ的な状況も生じた。

また、純文学という言葉に尊称としての意味がなくなった分、私小説作家やリアリズム系の作家は、作品の価値にかかわらず、私小説作家であるというだけで、リアリズム系の作家であるというだけで純文学作家と呼ばれるようになった。

また、純文学か純文学でないかが、書き手の意識のちがいで区別されるようにもなった。80年代には、中間小説、大衆小説という言葉にかわってエンターテインメントという言葉が流通されるようになり、「文学＝純文学」と「エンターテインメント」というジャンル分けがされるようになった。作家が、自身の作品を「エンターテインメントではないもの」として執筆すれば、それが「

文学＝純文学」とみなされるようになった。

かつては、「純文学より価値が劣るものがエンターテインメント」と、純文学側に軸をおいて小説がジャンル分けされたが、80年代には「エンターテインメントでないものが純文学」と、エンターテインメント側に軸をおいて小説がジャンル分けされるようになったといえる。

特に、この変化が純文学作家たちにもたらした影響は大きかっただろう。「純文学」というジャンル自体に特別な価値があるわけではない、エンターテインメントとしての面白さもない（商品価値がない）、という状況は純文学作家たちの自尊心や存在意義にかなりのダメージをもたらしただろう。

## ○今日の純文学概念

現在でも多くの方が、（おそらくは無意識のうちに）純文学という言葉を使っている。

だが、文学、純文学、小説、エンターテインメント、これらの言葉や概念を明確に定義付けて使用しているかは疑問である。

尊称・敬称として、作品の価値や完成度が高いと評価した作品に対して使っている人がいる。

一方、私小説やリアリズム系の小説に対して使用している人もいる。

また、純文学を文学と同義語とみなして、エンターテインメント系の作品と区別するために使用している人もいる。

私自身は、昭和50年代以降の、地殻変動後の文学や小説を語る際に、純文学という言葉は不要むしろ邪魔だとさえ思っている（ただし、使い古された言葉なのでつつい無意識のうちに使ってしまうこともあるが）。

私小説やリアリズム系の作品に対しては、文学という言葉を使えばいいのだから、わざわざ純文学という言葉を使用する必要がない。

エンターテインメント系の作品と区別する場合も、文学という言葉を使えばすむだろう（ただし、文学という言葉、純文学とエンターテインメント系の作品を含めた広義のものと定義付けた場合、「広義の文学」と区別するために、「狭義の文学＝純文学」という使用法はかんがえられる）

純文学という言葉を使う場合、それなりに説得力があるのは、かつてのような価値が高いと判断した作品に対する尊称・敬称として使用する場合だろう。

ただその場合、優れたエンターテインメント作品は純文学とはいわないのか、「優れた文学作品＝純文学」と「優れたエンターテインメント作品」の価値は等価なのかといったあらたな疑問も生じてくるが。

（初出・ブログ「ミルクたっぷりの酒」2010年4月16日）

(初出・ブログ「ミルクたっぷりの酒」2010年12月13日)

柄谷行人のインタビューや対談をいくつか読んでみたが、エンターテインメント（娯楽作品）は評価していないだけでなく、興味も関心もないらしい。

「批評空間」の共同編集委員だった浅田彰は、思想や芸術に造詣が深いだけでなく、エンターテインメントにも一通り目配せしていた。

この違いは、個人的な趣味・嗜好、価値観の違いにすぎないのかもしれないが、世代的（時代的）な影響も大きいかもしれない。

柄谷世代の知的エリートにとっては、「娯楽作品は大衆が楽しむもので、知的エリートが触れるものではない」といった価値観が支配的であったのだろう。

大衆小説などを愛好している学生は、仲間内から馬鹿にされたり低くみられるといったことがあったのかもしれない。

柄谷行人と同世代と思われる大学の教授が、大衆小説のファンだったことを恥ずかしそうに語っていた雑誌の記事が妙に印象に残っている。

一方、テレビが普及し大衆社会化が進行した浅田彰の世代では、エンターテインメントのことを知らない学生は、勉強ばかりしている世間知らずとして逆に揶揄の対象となっていたかもしれない。

回りの人間に低くみられないためには、娯楽作品の知識も一通り仕入れておく必要があったのかもしれない。

(ただし、これは浅田彰が回りの人間から低くみられることを嫌う性格だったら、という仮定の話にすぎない。本人は回りの評価など気にしない人間で、単に趣味として娯楽作品が好きだっただけなのかもしれないが。)

浅田彰より一回り以上若い東浩紀は、現代思想と同じ位アニメやゲームなどのサブカルチャーが好きで、現代思想を語るのと同じ比重をもってサブカルチャー（エンターテインメント）を批評の対象にしていたらしい。

(サブカルチャーをまともな批評の対象としたことに対してはかなり批判があったらしいが。) 東浩紀より下の世代の宇野常寛は、サブカルチャー（エンターテインメント）を批評の対象にしているという点で上記の3人とはかなり異質といえるかもしれない。

エンターテインメントには興味関心のない柄谷行人。

エンターテインメントにも目配せをしていた浅田彰。

思想とエンターテインメントを同列で批評の対象としていた東浩紀。

エンターテインメントを批評の対象としている宇野常寛。

有名になった批評家・言論人のエンターテインメントに対する接し方が、時代の変化を感じさせて結構興味深かった。

主流文化の大衆化が時代とともに進行した現象を象徴しているのかもしれない。

## 「文芸誌」における需要と供給のバランス

---

(初出・ブログ「ミルクたっぷりの酒」2010年11月8日)

以下の文章は元々は90年代半ばに書いていたものなので、現時点では内容がかなり古くなっています。

”「文芸誌」は二重の意味で需要と供給のバランスが悪いだろう。

1つめは、読者の数（需要）と出版社・編集部側の売りたい数（供給）の関係で、需要の方が少なすぎるというバランスの悪さ。

(90年代中頃には、文芸誌の売上とその雑誌が募集している新人賞の応募数がほぼ同じという話がちょっとした話題になっていた。)

2つめは、出版社・編集部側の書き手に対する需要と、書き手側の供給の関係で、出版社・編集部の要求をみたす書き手の供給量が不足しているというバランスの悪さ。

(書き手側の供給の少なさは、人数の少なさというよりも売れる書き手が少ないという意味に解釈した方がいいかもしれない。)

このバランスの悪さを、単純に経済的な合理性だけから考えれば、各出版社が1誌ずつ「文芸誌」を発行しているという現状を改善し、各出版社が協力して1誌か2誌、非常に質・密度の高い「文芸誌」を出版すれば、状況は少しずつ好転していくかもしれない。

ただ、雑誌ごとに独自のカラー（あるいは文化や伝統といえるもの）があるから、それらを見捨てて経済合理性だけから文芸誌を統合するという考えは賛同がえられないだろう。

また、文芸誌の赤字は、単行本の売上でカバーしているそうだから、この案を実施した場合、売れる作家の本をどこの出版社から出すかで揉め事がおこる可能性もある。

それに、雑誌の数が減ると作品を発表する場所も減るから、多くの作家が開店休業状態に陥る可能性もあるだろう。

だが、出版社の経営状態が悪くなり、赤字の雑誌を発行し続ける余力がなくなれば廃刊・休刊に追い込まれる雑誌が増えるだろうから、余力のあるうちに対策を講じたほうがいいのではないだろうか。”

などということをして15年近く前に考えていたが、その後出版不況が深刻化して、こんな冗談半分のアイデアを言っている余裕もなくなってきたのかもしれない。

言論誌・総合誌などは、多くの雑誌が廃刊・休刊に追い込まれたが、文芸誌の方は大丈夫なのだろうか。

雑誌だけではなく、出版社自体がなくなるかもしれないとこまできてたりして……。

漫画家で、4人位がチームをつくり作品を発表している人たちもいるみたいだが、小説も同じような制作方式にしちゃえばいいんじゃない。

アイデアを出す人、執筆する人、広報担当としてメディアに出る人。

広報は芸能人としての魅力・人気のある人に担当してもらい、バンバンメディア露出して話題作りをしてもらう。

どんなに質が高くても、話題にならない作品は存在すら知られず読まれさえしないのだから、もう何でもありでいいんじゃないか。

でも、小説は漫画ほど売れないから、複数で1つの作品を作ると一人あたりの取り分が少なくなり生活出来ないおそれがあるか。

それに、文学や小説のコアな読者層はやらせや仕掛を嫌悪する人が多いだろうから、本を買ってくれる重要な客層が離れてしまい、結局は出版社が自分で自分の首を絞めることになりかねないけれどね。

[追記]2011年4月26日

後半部分は、水嶋ヒロのポプラ社小説大賞受賞のニュースを聞いて書いたものです。

(初出・ブログ「ミルクたっぷりの酒」2010年7月19日)

1970年代まで(あるいは70年代前半頃まで)、日本の歌手の多くはNHK紅白歌合戦に出場すること、レコード大賞を受賞することに大きな価値や意義をみだし、また名誉としていた。が、80年代にはいり、当時ニューミュージックと呼ばれていた音楽がレコード売上の主流をしめるようになると、NHK紅白歌合戦への出場を辞退する歌手・ミュージシャンも少しずつあらわれて、またNHK紅白歌合戦に出場すること、レコード大賞を受賞することに価値や意義をみださない歌手・ミュージシャンも徐々に増えていった。

そしてその傾向は年とともにつよまっていった。

レコード大賞に関心のある人は現在では少数派にすぎないだろう。

NHK紅白歌合戦の方は、レコード大賞に比べればまだ権威は残っているし、出場することに価値や意義をみだしている人は多い。

それでも以前に比べれば、影響力や世間の関心が薄れていることは否定できないだろう。

日本の作家の意識や価値観は、1970年代頃までの歌手のそれに似ているなど感じる。

芥川賞・直木賞を受賞することに大きな価値や意義をみだしている人がかなり多いだろう。

だが、候補になることを拒否する人もあらわれている。(もっとも、昔から受章を拒否する作家は少数ではあるがいたと思うが。)

文学・小説の世界が音楽と同様の歴史をたどると、これから、候補になることを拒否する作家が徐々に増え始め、20年位たったら、有力作を書いた作家の多くが、候補になることを拒否する、なんて時代になっているかもしれない。

20年以上前から思っていたことだが、社会学者かノンフィクションライターが、日本の作家の芥川賞・直木賞に対する意識調査をやらないかなと思っていた。

芥川賞・直木賞に権威を感じるか、両賞を受賞したいか、といった点を中心にして。

全員が本音で答えてくれたら、かなり面白い調査結果が出るんじゃないかと思っていた。

だが、芥川賞・直木賞は文壇あるいは出版界の天皇のような存在で、批判することがタブーになっているようだから、まず実現はしないだろうけれども。

## 幽霊も進化するのか

---

幽霊が実在し、かつ進化論的な学説が正しいのなら、幽霊も進化したのだろうか。

太古の時代に最初の生命体が誕生し、その生物の死によって最初の幽霊も誕生したのか。

生物の進化にともない、幽霊も進化してきたのだろうか。

幽霊実在論者のなかには、霊は人間の霊だけではなく、動物などの低級霊も存在していると主張している人もいるから、この人たちは幽霊進化論を唱えているのだろうか。

ただ、狐などの霊の話は聞いたことがあるが、ゴキブリやミミズなどの霊が存在するという話は聞いたことがない（私が聞いたことがないだけかもしれない）。

霊は精神的な存在なので、下等生物の霊は存在せず、高等生物の霊だけが存在するのかもしれない。

それだと、生物進化のどの段階でどのようにして霊が存在するようになったのかという疑問が生じる。

まあ、幽霊実在論者は進化論的な考え自体を否定している人が大半なのかもしれないが。

その場合は、生命の誕生や生物の多様性について説得力のある仮説を提示できなければ、幽霊の存在自体信じてはもらえないと思うけれども。

（初出・ブログ「ミルクたっぷりの酒」2010年11月18日）



## 霊能者は何をみているのか

---

幽霊がみえると主張している人たちが全員嘘つきでないのなら、彼らは何をみているのだろうか。

この場合、幽霊が視覚としてはっきりと眼に見える形で認識されているのか、それとも眼にみえているわけではなく、その存在が感じられているだけなのかが問題となる。

存在が感じられているだけの場合は、幻覚・ただの思い込みである可能性も高い。

あるいは空気の微妙な変化を感じ取れる特殊な能力をもっていて、その空気の変化を本人は幽霊と認識しているのかもしれない。

視覚として見えている場合は、幻視・脳の特異な能力あるいは機能障害により、実際には存在していないものが見えていると感じているのかもしれない。

あるいは、普通の人にはみることのできない空中に舞っている塵や埃をみる人並み外れた視力をもっていて、本人は空気中の塵や埃を幽霊と認識しているのかもしれない。

「霊能者は何をみているのか」という問いへの答えとして一番面白かったのは津田庄一（ゆうむはじめ）の仮説だった。（津田庄一『京極堂の偽』データハウス。ゆうむはじめ『宣保愛子 霊能力の真相』より）

宣保愛子は人間の記憶をみることのできる特殊な能力をもっていて、本人はみた記憶を幽霊だと認識しているのではないかという説だったはず。

もちろん、人間の記憶をみるという考えは幽霊同様非現実的な話だから、幽霊の存在を信じていない人はこの説も馬鹿馬鹿しい話だと一笑にふすだろうが。

（津田氏は、自分のアイデアを京極夏彦に盗用されたと前述の本の中で訴えていたが、黙殺されているみたい。真相は如何に？）

（初出・ブログ「ミルクたっぷりの酒」2010年11月19日）

## 守護霊と前世

---

数年前テレビでみた、江原啓之、美輪明宏出演の番組（「オーラの泉」）で、前世の人間が守護霊として後ろから見守っているという主張をしていた。

生まれ変わりということが実際にあるのか、守護霊というものが存在するのかは一旦脇に置くが、「前世の人間が守護霊になっている」という主張には違和感をおぼえた。

前世の人間が生まれ変わったのだとしたら、その存在は現在生きている人間となったのだから、守護霊として霊だけが残っているのは論理的におかしいのではないか。

人間は死後、肉体は滅びても霊魂は残り、その霊魂が守護霊として存在するのなら、生まれ変わりということはおこらないのではないか。

霊と魂は別のもので、人間は死後、霊は守護霊のような形でこの世かあの世に残り、魂だけが肉体を伴って生まれ変わってくるというのなら、論理的には矛盾が生じないのかもしれない。

その場合、魂の数は一定数を保っているが、人間が生まれて死ぬごとに霊の数は増えているわけだから、あの世やこの世では霊の数が無数に増え続けることになるのではないか。

（江原啓之の著作は読んだことがないので、暇があったら読んでみて、そのあたりどう説明しているのか確かめてみようとは思っている。）

一頃、前世ブームがあったが、生まれ変わりというものが実際にあったとしても、大半の人間の前世は無名の農民だろうから、前世が貴族だったとか有名人だったという言説は嘘くさくて信用できない。

無名の人間は生まれ変わらず、有名人のみが生まれ変わるという考えなのだろうか。

そうだとすると死んだ有名人の数と生きている無名人の数が釣り合わないが.....。

（このあたりのことは多くの人が同じことを考えていたようで、数年前に読んだ江原啓之を批判した雑誌でも指摘されていたが。）

（初出・ブログ「ミルクたっぷりの酒」2010年11月20日）

## 幽霊は実在するのか

---

私はオカルト現象とかは子供の頃から好きだったが、基本的にはエンターテイメントとして楽しんでいるので、幽霊の実在とかを信じているわけではない。

かといってオカルト現象を嘘や虚構だといって全否定しているわけではない。

科学的に存在が証明されていないものを、存在すると主張するのは知的に不誠実だろう。

だが、「科学的に存在が証明されていない」ということは、そのものが存在していないわけではない。

「現在、幽霊の存在が証明されていない」ということから次のケースが想定できる。

- 1・幽霊は存在していないので、（存在を）証明できるわけがない。
- 2・幽霊は存在しているが、人間の知的レベルがまだその存在を証明できるレベルに達していない。
- 3・幽霊は存在しているが、その性質は人間の知性で証明できるものではない。そのため、人間が幽霊の存在を証明することは永遠にできない。

（以上述べたことは、90年代半ばに宝島社から発売されたオカルト関連のムック本の中で、呉智英が同じようなことを言っていた気がする。ただし、15年近く前、立ち読みでみたので、記憶違いの可能性もある。）

幽霊実在論者は、幽霊の存在を証明すれば嘘つき呼ばわりされずにすむが、もし幽霊の存在が3のケースだった場合、存在を証明することはできないので永遠に嘘つきよばわりされる。

一方幽霊否定論者は、幽霊の存在が1のケース（幽霊は存在しない）であり、2か3のケースでないことが証明できない限り、幽霊が絶対に存在しないとはいいきれない。

幽霊否定論者にできることは、「幽霊の存在は科学的に証明されていない。」と発言することだけだといえる。

不可知論的な立場にたたない場合、両者の議論は水掛け論におわるのが関の山だろう。

幽霊否定論者やオカルト否定派は、幽霊実在論者を馬鹿馬鹿しい、非科学的だといって笑っているかもしれない。

だが、この世の中で一番神秘的で不可思議で人間の知性では説明つかない出来事は「生命が誕生した」ということだろう。

生命誕生の不思議さ（いいかえれば不気味さ）に比べれば、「幽霊実在説」なんてものは赤ん坊のようなものにすぎない。

生命誕生の神秘が謎のままであり続ける限り、科学的な立場から「幽霊が存在しない」と主張しても、説得力はあまりないような気がする。

「幽霊実在説」に対する私自身の考えは、建前としては半信半疑の立場をとっているが、本音と

しては6：4か7：3の割合で存在するのではないかとも思っている。

ただ、「幽霊も霊魂も存在せず、人間は（人間に限らず生命は）死んだらただの肉体（物質）の塊になるだけだ」という、唯物論的な考えが真実かもしれないと考える理性は残っているけれども……。

（初出・ブログ「ミルクたっぷりの酒」2010年11月21日）

## 天皇生前退位問題に関連して

---

(2016年7月16日 ブログ「ミルクたっぷりの酒」に記述)

天皇自ら退位を望むことも考えられるのだから、今回のようなケースを想定していなかった政治家たちの怠慢と思考停止以外のなにものでもない。

天皇制を現在のようなかたちで存続させた場合、将来、天皇が総理大臣の任命を拒否するなんていうケースも可能性としてはおこりうる話である。(このような発言を不謹慎だとかいって非難する輩は思考停止した馬鹿だから、政治についても天皇制についても発言しないほうが社会のためではある。まあ、言論の自由が保障されているんだから、「発言するな。」とは言えないけれどね。)

憲法解釈としては、国会で総理大臣が選ばれた段階で総理の資格を得るのだから、天皇による任命が行われなかったからといって、総理の資格を失うわけではないのだから。ただ、憲法解釈があてにならないのは、憲法解釈の変更という名目で集団的自衛権の行使が既成事実化されようとしていることによってあきらかだと思うが.....。

日本の政治が混乱状態におちいったとき、「政敵が総理に就任するのを阻止するために、天皇に働きかけて総理の任命式を中止させる」だとか、「ヒットラーのような危険人物が総理に選ばれて、天皇自身が、そのような人物を総理に任命することはできない、と任命を拒否する」ケースも、まったくないとはいきれない。

天皇による総理の任命は形式的・儀礼的行為であって、総理の就任に実質的には影響を及ぼさないことを、憲法解釈ではなく成文化しておいたほうが、将来おこりうる混乱を未然に防ぐためにもいいと思うけれども。

そもそも、天皇が総理の任命を拒否したら、憲法遵守義務を守らなかったことになるのか、天皇が憲法遵守義務を守らなかったらどうなるのかについて、政治家や官僚たち、そして主権者である国民たちはきちんと考えているのだろうか？

天皇に関する問題はタブーとして、思考すること、議論することを放棄してはいないだろうか？

昭和天皇の戦争責任問題が、非常に大きな政治問題として議論されてきたのだから、「天皇の拒否権」を制度として確立し、天皇が拒否権を行使したらどうなるのか、どうするのかを事前に制度設計しておくべきだと思うが.....。

(2016年9月12日 ブログ「ミルクたっぷりの酒」に記述)

タイトルは「女性天皇・女系天皇問題に関連して」となっているが、あくまでも関連して、女性天皇や女系天皇に賛成か反対かといった個人的な考えを述べるのが目的ではない。

女性天皇を認めるか、女系天皇制に大きく舵をきるかどうかは、皇室ないしは天皇家内部の問題だから、皇室内部（あるいは天皇家内部）で決めればよいというのが、この記事の主旨である。天皇制に関しては、主権者である国民が決めるべきことと、皇室あるいは天皇家内部で決めべきことを事前に明確化しておくべきである。

そして、皇位継承に関する問題（女性天皇を認めるか、女系天皇制に移行するかも含め）は、皇室・天皇家内部で決めべき問題であり、主権者である国民や、その代表である政治家が意見を申し立てることはできても、最終決定権は皇室・天皇家に属するべきだ、というのが筆者の主張である。

(この場合、皇室典範の廃止ないしは大幅な改正が必要となるが.....。)

皇位継承の問題を皇室・天皇家の決定事項にした場合でも、憲法に規定されている象徴天皇は男性に限定すべきだという考えを主権者である国民がもつのであれば、憲法か法律にそのことを明記しておけばいい。ただ、その場合、皇室・天皇家が女性を天皇にした場合、憲法に規定されている象徴天皇は空位となる。

皇室・天皇家側が、憲法で規定されている象徴天皇が空位となる事態を避けるために、男性のみに皇位を継承するかは、皇室・天皇家自身で決めべきである。

一方、主権者である国民側は、皇室・天皇家が女性を天皇にした場合には、憲法に規定されている象徴天皇が空位になることも覚悟したうえで、象徴天皇は男性のみに限定するのか、それとも女性天皇も認める方針に転換するかを決めればいい。

ただし、皇位継承の問題は、皇室・天皇家内部の決定事項にすべきと主張したが、皇位継承に関連した諸問題（側室制度の復活・旧宮家の復活・女性宮家の創設など）は、皇室・天皇家だけで決められることでも、決めべきことでもないだろう。

だから、これらの問題に関しては皇室・天皇家側の意向もふまえた上で、最終的には国会で決定することになるだろう。

## 天皇制の存続と廃止に関して

---

天皇制は、主権者である国民と当事者である皇室・天皇家、双方が存続の意思をしめした場合はこれを継続する。

主権者である国民、当事者である皇室・天皇家、どちらか一方が廃止の意思をしめしたときは、これを廃止する。

現行憲法では、皇室・天皇家側が廃止の意思をしめしても、主権者である国民が存続の意思をしめした場合は、皇室・天皇家の意向を無視して継続することになる。

だが、これは天皇自身が退位の意思をしめしても、本人の意向を無視して死ぬまで天皇でいさせようとするのと同様の、天皇や皇族の人間性を無視した制度にすぎない。

天皇制を継続させる場合は、天皇や皇族の人間性を尊重するかたちの制度に改変したうえで存続させるべきである。

## 天皇の退位問題　－　より根本的なことから考える

---

(2017年1月26日　ブログ「ミルクたっぷりの酒」に記述)

### ○天皇の退位　－　4つのありかた

天皇の退位に関しては4つの制度が考えられる。

- 1　天皇本人が退位を望んでも退位できない。  
国民、政治家が天皇をやめさせることもできない。
- 2　天皇本人が退位を望んでも退位できない。  
国民、政治家が天皇をやめさせることができる。
- 3　天皇が退位を望めば退位できる。  
国民、政治家が天皇をやめさせることはできない。
- 4　天皇が退位を望めば退位できる。  
国民、政治家が天皇をやめさせることができる。

天皇を政治利用して徳川幕府を倒して権力を手にいれた倒幕派が、明治時代に1の制度をつくりあげ、その後、百数十年間、1の制度が継続してきたわけだが...

### ○天皇の退位に関する現在の制度の問題点

天皇本人が退位を望んでもそれができない1と2の制度の最大の問題点は、それが天皇の人間性、自由や意志、権利を一切無視している点にある。

<天皇陛下や皇室を尊崇している、皇室（あるいは天皇制）は守るべき日本の伝統だと称している右派・保守派の多くが、天皇や皇位継承者たちの人間性や権利・自由が無視されている状況を当然だと考えていて、天皇本人や皇位継承者たちを皇室（女系天皇反対論者たちにとっては男系の皇室）を存続させるためのただの道具扱いしていることに胸の痛みを感じていないというのがなんとも皮肉な話である。>

国民・政治家たちが天皇をやめさせることができない1と3の制度は、現在までは特に問題は生じていない。

だが、将来、天皇にふさわしくない人物が天皇に即位して、国民・政治家・官僚の多くが天皇を



やめてほしい、別の人物に天皇になってほしいと望んでも、当該天皇が死亡するまでそれがかなわない事態が生じたときには問題化するかもしれない。

もっとも、現在の制度では、国会議員の半分以上が賛成すれば制度を変えることが可能なので、実際に多くの国民や政治家たちが天皇にやめてほしいと思うような事態が生じたときには制度が変更される可能性はある。

また、天皇本人が退位を望んでも退位できない現在の制度は、当の天皇自身が天皇をやめたといっただけの職務を放棄してしまえば、実質的に退位したのと同じ状態になるのだから、現実にもそのような事態が生じる前に3か4の制度に移行するほうが賢明だろう。

### ○天皇の退位をめぐる昨今の情勢

天皇本人が退位の意向を表明した昨年の出来事は、天皇や皇位継承者たちの人間性を無視した現在の制度、そしてそのような制度をそれでよしとしている政治家や国民たちへの異義申し立てと言えるだろう。

だが、安倍政権の閣僚や自民党の政治家たちは、この期に及んでも1の制度を変えたくはないのだろう。

今回の出来事の根本的な検討点は、天皇本人が退位を望んでも退位できない現在の制度を継続するのか、それとも天皇の意志で退位が可能となる制度へと変更するのかという点にある。

だが、マスコミの報道をみる限りでは、今回の問題を天皇陛下の公務軽減問題へとすり替えているようにみえる。

現在、天皇が行っている公務の多くは、天皇自身が自らの意志で行っていることだから、体がきつくて公務を減らしたいのなら天皇自身の判断で公務を減らせばいいだけの話である。

わざわざ有識者と言われる人たちが集まって、天皇陛下の公務を減らすにはどうすべきかなどということをお話し合う必要はない。

あくまでも検討しなくてはいけないのは、天皇本人が退位を望んでも退位ができない現在の制度をそれでよしとするかの問題である。

おそらく安倍首相自身は1の制度を3か4の制度に変えたくはないのだろう。

だが、天皇本人が退位の意向があることを自ら表明し、国民の多数派がそれを支持している状況では、政権の支持率低下をさけるためにも天皇の退位を認めざるをえない。

そこで、1の制度自体は変更せず、特例法あるいは特別措置法によって、現在の天皇陛下一代に限って退位を可能にするなどという中途半端な政策を実施しようとしているのだろう。

現在の天皇陛下一代に限って退位を可能にするということは、皇太子や秋篠宮など将来の天皇候補者に対して、「あなたたちが天皇に即位しても自ら退位する自由や権利は認めませんよ」と言っているのと同じだから、天皇や皇位継承者を蔑ろにしたこんなふざけた対応はない。

一部から憲法違反だという非難を受けながら、あえて自身の考えを表明した現天皇の気持ちは現

政権の指導者たちにはまったく届かなかったと言える。

天皇や皇族たちは、憲法が国民に保障している基本的人権さえなく（法哲学者井上達夫の言葉を借りれば、天皇や皇族を一種奴隷のような状態においておきながら）、その上、天皇が自ら退位する自由や権利さえもこれからも認めないというのであれば、安倍政権に対して心の底から怒りをもった現天皇が、現政権のもとでは一切の国事行為を行わないという行動にでる可能性だってまったくないとは言い切れない。（もちろん、実際にそんなことがおきたら政治的に大混乱の状況におちいるだろうけど。）

それに、一度天皇に即位したら退位することもできないとなると、皇位継承者たちがみな天皇に即位するのを拒否し、天皇に即位する人が誰もいなくなる可能性だってある。

皇室を守るべき日本の文化・伝統と口にしてしている保守・右派の政治家たちが、天皇制の存続があやうくなる制度をこれからも続けようとしているのだから、頭大丈夫か？

## ○天皇の退位　－これからのありかた

もし、報道されているように、特例法によって現在の天皇陛下一代に限り退位が認められるとなれば、それは天皇の退位に関する制度が1から2のありかた（天皇本人が退位を望んでも退位できない。国民、政治家が天皇をやめさせることができる。）に変更することを意味する。

今回は天皇陛下自身が退位を望んだので問題ないが、天皇本人に退位の意志がなくても、国会議員の過半数が天皇の退位に賛成すれば退位させることができる、強制退位、恣意的な退位が将来おこりうる可能性もある。

（ただし、天皇にふさわしくない人物が天皇に即位して、国民・政治家・官僚の多くが天皇の退位を望んだときにはそれが可能になるので、そのことを一概に悪いこととはいいきれない。また、天皇本人、国民の多数派が天皇の退位を望んでいないのに、天皇や多数の国民の意向を無視して天皇を退位させたなら、政治家や政権に対しての信頼が一気になくなるから、政治が安定した情勢下ではおこりえない出来事ではある。

ただ、幕末のように政治が混乱期・動乱期に突入したら、天皇や皇族たちが本人の意向とは無関係に激しい政争に巻き込まれることになるだろう。）

もし天皇自身は退位を望んでいないのに、政治家や国民たちに退位させられることを防ぎたいのなら3の制度（天皇が退位を望めば退位できる。国民、政治家が天皇をやめさせることはできない。）に移行すべきだろう。

その場合、天皇にふさわしくない人物が天皇に即位して、国民・政治家・官僚の多くが天皇をやめてほしいと望んでも、天皇本人が退位の意志をしめすか、死亡するまではあたらしい天皇が即位することはできないけれども。

（もっとも、既に述べたように現在の制度のもとでは、国会議員の過半数が賛成すれば制度を変更することができる＝天皇をやめさせることができるわけだから、実際にそのような事態が生じたときに制度を変更すればいいともいえる。）

天皇の生前退位が1度でも実現すれば、それが先例となって天皇が退位の意志をしめしたときは、国会で議決をとり賛成が過半数となれば退位できることになるだろうから、退位に関する制度を3か4のありかたに変えたほうがいいと思うけれども。

天皇が自らの意志で退位できる制度に反対している人は、それを認めてしまうと天皇がみな自分の意志で退位してしまい、天皇になる人が誰もいなくなってしまうことを心配しているのかもしれない。

だが、天皇が自らの意志で退位できない現在の制度を続けても、一度天皇に即位したら退位することもできないとなると、皇位継承者たちがみな天皇に即位するのを拒否し、天皇に即位する人が誰もいなくなる状況だっておこりうる。

天皇の退位に関する制度をどのようなものにしても、天皇制を現在の形で続けた場合、将来、皇位継承者がいなくなる可能性はある。

天皇の政治行為、政治家・官僚による天皇の政治利用の問題は、憲法の問題もあわせて検討しなければいけない点が多くある。

(憲法に規定されている国事行為以外の天皇の政治行為—皇室外交など—を公務と名付けて憲法違反ではないとしている問題。皇室の宗教儀式を公務とすると、憲法の政教分離規定に抵触するので、天皇の宗教行為は天皇家の私的な行為だとしている問題、など。)

## ○最後に

天皇制の問題は左右のイデオロギー対立の問題でもあるので、筆者の政治的スタンスを表明しておく。

天皇制のありかたに対しては、大別すると4つのタイプに分かれる。

### 1 天皇が政治権力を行使できる。

ただの世俗権力ではなく、宗教的権威(宮台真司の用語を借りれば「聖なるもの」)でもある天皇に権力を集中させた祭政一致の神権政治(神権国家)。

### 2 天皇が直接政治権力を行使はできないが、儀礼的・形式的な政治行為をおこなう制度。

(戦後日本の象徴天皇制)

### 3 天皇を宗教的権威(「聖なるもの」)とみなして、政教分離の考えにもとづき、国家の統治機構・統治機関とは独立した存在とする。

イメージとしては、天皇・皇室を西ヨーロッパのローマ教皇・ローマ教会のような存在とみなしたものの。

（「天皇は京都に帰って、世俗的な政治とは離れて宮中祭祀をおこなえばいい」という主張がこの立場の代表的なもの）

#### 4 皇室は廃止する。

筆者の立場は3のものである。

ただし、天皇・皇室は日本の歴史の中で特別な位置をしめてきたし、多くの国民が天皇・皇室に対して特別な感情をもっているから、主権者である国民が同意するのなら、皇室を完全な民間団体ではなく、準国教的な存在とすることには反対しない。

皇室の運営費用に税金を投入する、など。（その場合、現行憲法の政教分離規定をどうするのが大きな検討点となるが。）

(ブログ「ミルクたっぷりの酒」に2014年12月17日公開したものを転載)

2012年12月の衆議院選挙の結果、民主党が弱小政党に転落したことによって、日本の政治は、「自民党がやりたい放題の政治を行うか」、「自民党が再び国民の信頼を失い、政党政治、議会制民主主義そのものに対する信頼が失われるか」という、(自民党が政権を取り続ければいいと考えている人たちを除けば)不毛な二つの選択肢しかない状況に陥ってしまった。

第二次安倍政権の2年間は、「自民党がやりたい放題の政治を行った」2年間だったし、今回の解散総選挙もその延長線上にある。

ただ、短期的にみた場合は、あと4年間政権与党でいられるということで、自民党の政治家やその支持者たちは今回の解散総選挙ならびにその結果を肯定的に評価しているかもしれないが、5年、10年というスパンでみた場合は今回の解散が自民党の信頼低下、三度目の野党転落の大きな要因となるかもしれない。

これから数年後、経済状態が今よりも良くなっていれば自民党ならびに安倍政権(あくまでも失脚も退陣もせず総理で居続けた場合だが)は高い支持を得続けるだろうが、経済が今以上に悪くなった場合には、2016年の任期満了まで待たず、国民の多数派が望んでもいない状況で解散を行った今回の1件が手痛いしっぺ返しとなるかもしれない。

2年後の2016年、経済状態が今よりも悪くなり、政権や自民党に対しての不満が高まった場合。

今回、解散総選挙が行われていなかったら、2016年の参議院選挙、そして2016年12月に任期満了となって行われる衆議院選挙で国民は意思表示を行うことになり、それが政治に対しての不満のガス抜きとなることだろう。

だが、今年、衆議院選挙が行われたことにより、2016年頃、国民の間で解散総選挙を望む声が高まって、1日でも長く政権与党で居続けたいと考える自民党の総理大臣は、2018年12月に任期満了となるまで衆議院の解散総選挙は行わないだろうから、国民の不満は溜まる一方となり、2007年夏の自民党参院選敗北から2年間の出来事が再び繰り返されるかもしれない。

ただし、2009年の時は民主党という自民党に代わる受け皿があったが、これから数年間のうちに自民党に代わって政権を担える政党・政治勢力が台頭する可能性は低いから、2018年に衆院選が行われた後には、現在のような1強多弱ではなく、自民党も含め少数政党、弱小政党が乱立するという状況になるかもしれない。

連立政権を成立させようとしても、各政党とも政策・価値観がバラバラであり、過半数越えをする形で連立政権が組めないという状況に直面するかもしれない。

その暁には、政党政治や議会政治に対する信頼も地に落ち、やがては第2次大戦前のドイツでナチス政権が誕生したのと同じような状況に陥るかもしれない。

(2016年頃、国民の間で解散総選挙を望む声が高まった時に、時の総理大臣が民意を受けいれ解散総選挙を行えば、2007年夏の参院選後から2009年までの状況の再来だけは防げるかもしれない。ただ、その時点で既に政党政治、議会政治への信頼がなくなっている可能性もあるが。)

## 戦後の民主主義－「終わり」の始まり

安部晋三は（失脚も退陣もせず総理大臣で居続ければ）、これから4年間、じっくり時間をかけて念願だった「戦後レジームからの脱却」路線を推し進めるだろう。

経済情勢が良ければ、国民の高支持率を背景にして「戦後レジームからの脱却」とやらは成功しやすくなるだろうし、経済情勢が悪くなり支持率が低くなったとしても、政治生命を賭けて「戦後レジームからの脱却」をやり遂げようとするだろう。

もっとも、第三次安倍政権成立後、ただちに「戦後レジームからの脱却」路線を推し進めるのか、半年か1年位は様子見をした上で推し進めるのかは不明だが。

「戦後レジームからの脱却」路線が成功するかは、自民党が一枚岩となって「戦後レジームからの脱却」路線に協力するか、それともその路線に反対する勢力の抵抗がおこるかによって決まるだろう。

また、思想や価値観としては「戦後レジームからの脱却」路線に批判的な筈の公明党の態度も注目となる。政権与党にとどまることを重視してそれに協力するか。それともそれに歯止めをかけようとするのか。

また、公明党が「戦後レジームからの脱却」路線に非協力的な態度をとった時の総理の対応も注目点だろう。公明党との選挙協力体制を維持するために、公明党に対して融和的な態度をとるのか。それとも連立を解消して「戦後レジームからの脱却」路線に協力的な党と連携していくのか。

今後、経済情勢がよくなり国民の高い支持率に支えられながら「戦後レジームからの脱却」路線が着々と進められれば、戦後憲法体制、戦後民主主義体制は文字通り終焉するだろう。

一方、経済情勢が悪化して政権への支持率が極度にさがった場合、あるいは政権への支持率自体は高いが、「戦後レジームからの脱却」路線に対しては国民の多くが否定的な反応をしめた場合。

安部晋三が失脚も退陣もせず長期政権を築いた場合は、国民の支持などは気にせず強引に「戦後レジームからの脱却」路線を推し進めるだろうから、政権や自民党に対する不信感は高まる一方となるだろう。

「戦後レジームからの脱却」路線が成功すれば、戦後憲法体制、戦後民主主義体制は変革される。

また、失敗した場合は自民党だけではなく、議会制民主主義そのものに対する信頼が失われて、

民主主義が機能不全に陥る。

いずれにせよ、今後、10年か15年位の間、70年ちかく続いた戦後憲法体制、戦後民主主義体制が崩壊する可能性はかなり高いような気がする。

ただ、そうなったとしても、占領軍の力ではなく日本人自身の手で民主的な憲法、民主的な政治制度を再びつくりあげようとする動きがでてくるだろうから、戦後憲法・民主主義体制の崩壊を望まない人たちは、その時に備えて基礎体力をつけておくしかないだろう。

<おまけ>

ここでは、今後、安倍晋三が唱えていた「戦後レジームからの脱却」を本格的に推し進めるだろうという前提で論をすすめた。

が、実際には「戦後レジームからの脱却」とやらは行わず、経済政策と外交政策のみに注力した場合には、ここで述べた説は論拠を失うかもしれない。

(ただ、2012年の自民党総裁選で、自民党の国会議員たちが石破茂ではなく安倍晋三を総裁に選んだ一番の理由は、安倍晋三の唱える「戦後レジームからの脱却」を実現して欲しいからだろうから、「戦後レジームからの脱却」路線を引っ込めるとは思えないけれども。)

## 総理大臣の衆議院解散権について

---

(ブログ「ミルクたっぷりの酒」に2014年12月18日公開したものを転載)

今回の衆議院解散総選挙に対しては賛否両論あるが.....。

(もっとも私の知る限りでは今回の解散総選挙を肯定している意見で説得力のある主張は1つもなかった。「今回の解散に大義なんてものはない。だが、安倍晋三のやろうとしている政策を支持しているから、あと4年間安倍政権が続いて欲しい。だから、今回の解散総選挙を支持する。」そのような主張をするのであれば、正直な感想であり、私とは異なる考えではあるが、特に反論しようとも思わない。だが、解散そのものに大義があるのだと主張しようとして屁理屈を並べているさまは見苦しいだけだった。)

自民党というのは政権与党に1日でも長く居続けられるのならば、なんでもやる政党であり、そのような政党に対して「解散の大義」などというものを求めても無意味である。

解散に大義がなければ、それをでっちあげる、それが自民党である。

(さながら、「大東亜戦争/太平洋戦争」を行った戦前の政治指導者が、「この戦争は欧米諸国に植民地支配されているアジアの国々・人々を解放するための戦争である。」と、戦争の大義名分をでっちあげたように。)

結局、総理大臣が自分の都合で好き勝手に衆議院を解散できる現在の制度を、それで良しとするのかの問題だろう。

もし、現在の制度を維持するのであれば、国民の多くが解散を望んでいるわけでもなく、内閣不信任案が提出されたわけでもないのに、1日でも長く政権与党でいたいからという理由で解散総選挙を行うことも当然認めなくてはいけなくなる。

あるいは、半年おきに解散総選挙がおこなわれるという状況が数年間も続くなんていう事態にもなりかねない。もっとも、そのような状況は政治が混乱状態におちいった時だろうけれど。

(消費税増税延期を争点にするのなら、増税延期に反対している人は公認しないのが筋だろう。2005年の郵政選挙の時のように。しかも増税延期に反対しているくせに、公認が欲しいからと主張を180度変える政治家たちの無節操さ。ま、政権与党に1日も長く居続けられるならなんでもやる政治家たちに、筋がどうのこうの言うこと自体が無意味なんだけどね。)

(しかし、郵政選挙の時といい今回といい、単一の議題を争点にして衆議院の解散総選挙を行う位なら、憲法改正以外にも国民投票を行える制度を制定したほうがよっぽどいい。

郵政選挙や今回の選挙を肯定している連中の中には、「憲法改正以外にも国民投票が行える制度」に反対している人たちがけっこういるが、何をか言わんやである。)

もし、現在の制度を変更するならどうすべきか。



1つの案は、内閣不信任案が可決された時しか解散できない、というものだろう。ただ、これだと、内閣不信任案が可決するなんてことはめったにないので、余程のことがない限りは解散総選挙は行われず、基本的には任期が満了する4年ごとにしか衆議院選挙が行えなくなる。国民の多くが政権に対して不満を持ち、早く衆議院選挙を行って欲しいと願っても（内閣不信任案が可決されない限りは）、任期が満了するまで我慢し続けなければいけなくなる。

というわけで、国民の間で内閣に対しての不満が高まり衆議院の解散総選挙を望む声が高まった時には解散も可能な形とする。衆議院の解散を求める署名が一定数以上集まった場合。内閣不信任案は否決されたが、不信任への賛成票が3分1または5分の2以上あった場合。上記のケースでは解散も可能とする。あるいは、上記2つの方法を組み合わせて、衆議院の解散を求める署名が一定数以上集まったら、衆議院で内閣不信任の投票を行い、賛成票が3分1または5分の2以上あった場合は解散も可能とするなど。

ただ、現在の制度を支持する意見として、総理大臣がいつでも衆議院を解散できることによって、総理が議会をコントロールしやすくなり、それにより安定した政権運営が行えるといったものがあるかもしれない。私自身は、このような主張にはあまり賛成できないが、現在の制度を支持する人の理由を聞いてみて、それが納得できるものだったら考えを変えるかもしれない。

## 総理大臣の衆議院解散権に関する試案

---

○ブログ「ミルクたっぷりの酒」に2017年10月27日公開したものに一部追加

### 衆議院の解散権に関する案

- 1 内閣不信任案が可決したときは、衆議院の解散か内閣の総辞職をおこなう。（現行の制度でいい）
- 2 衆議院の任期満了が6か月以内になったらいつでも解散できる。  
（期間は3か月以内、または1年以内、9か月以内など検討の余地あり）
- 3 内閣不信任案は否決されたが、不信任賛成票が3分の1以上（あるいは5分の2以上）あった場合は、3か月以内に解散して有権者に信を問うことができる。
- 4 与党が議会で過半数を確保できていないときは解散をできる

・上記以外での解散は解散権の濫用とみなし、解散した総理大臣は解散後4年間、再度総理に就任することができない。

2005年の郵政選挙のように、単一の争点について国民に信を問いたい場合は、衆議院の解散総選挙ではなく、国民投票をおこなう。

## 憲法 96 条問題

---

(ブログ「ミルクたっぷりの酒」に2015年5月8日公開したものを転載)

最近(マスメディア上では)憲法96条問題は論じられなくなったが、数年前、この問題が論じられていた頃、1つだけ疑問に思っていたことがあった。

改正派は、「国会議員の過半数の賛成で改正が発議できるようにしよう」と主張していたが、なぜ「国会議員の5分の3以上の賛成で発議できるようにしよう」というような中間的、折衷的な案を出さないのだろうかということだった。

はじめに「過半数の賛成で発議」という主張をつよく押し出しておき、反対の意見が多かったら、最後に「じゃあ、5分の3以上の賛成で発議できるようにしよう」と譲歩すれば、それだったら受け入れられるという意見が多数出てくる、そういう戦略をとっているのかと思っていたが、結局、96条問題自体議論されなくなってしまった。

### ○憲法96条問題をめぐるオセロゲーム

護憲の立場に立つ人たちは、憲法が非民主的なものに改正(改悪と表記した方がいいのかもしれない)されるのを危惧して96条の改正に反対する人が多かったようにみえる。

だが、2005年の郵政選挙のような現象が生じて、そのような勢いに乗って憲法の内容が一気に非民主的なものに改正(改悪?)される可能性もある。そうなった時、憲法の内容を再び民主的なものに改正しようとしても、改正に反対する国会議員が常時3分の1以上占めるために改正の発議がされない、という事態もおこりうる。

そうなった時には、現在、96条の改正に反対している人たちの多くが改正を主張し、改正を主張していた人の多くがそれに反対するという逆転現象がおきるかもしれない。

### ○96条問題に関する個人的見解

私自身は、「国会議員の過半数」ではなく、5分の3以上の賛成で発議できるようにした方がいいと考えている。

(過半数での発議だとあまりにも簡単に発議できるので、それには反対している)

といっても、それは現行の憲法を改正したい、改正しやすいようにしたいと考えているからではない。

1つの理由は、前項で述べたように、96条が現在のままで憲法の内容が非民主的なものに改正されてしまった場合、それを再度民主的なものに改正するのが困難になるからである。

そしてもう1つの、より大きな理由は、現在のように憲法改正の発議自体が困難である場合、現行憲法を尊重する意志のない政治家たちが、改正の発議すらできないのならと、憲法を無視して

自分たちのやりたいことを既成事実化してしまおうとするからである。（もちろん、まともな立憲民主主義国家ならそんなことはおこらないだろうし、またそれを容認すべきではない。だが、日本はまともな立憲民主主義国家とは言えないし、戦後の憲法は既に形骸化してしまったと言えるだろう。）

改正の発議要件を少し緩和して、（発議されたときは）国民投票で改正の是非を判断し、否決されたならば、その件について憲法を無視して既成事実化するなどという行為は、どんな厚顔無恥な政治家でも行えないだろう。

ただ、憲法9条に関しては、集団的自衛権の行使が既成事実化されようとしているから、ここでの提案は既に手遅れになってしまったけれども。

(ブログ「ミルクたっぷりの酒」に2015年5月9日公開したものを転載)

ある時期まで、自衛隊は合憲か違憲かという論争が行われていたが(旧社会党が村山政権時、自衛隊は合憲であると方針転換したことによってこうした論争はマスメディア上ではみられなくなったが)、この問題の立て方は本末転倒だったのではないか。

まず、自衛隊が必要か不要かという議論が先にあるべきで、その後で(自衛隊が必要であるのなら)自衛隊は合憲か違憲かという議論にはいるべきだろう。

「自衛隊が必要か不要か」という論点については、ある時点で必要であるという意見が圧倒的多数派となったので政治的には決着がついた。

ただし、その後、「自衛隊は合憲か違憲か」を論じる段階で、多くの「改憲派」が「自衛隊は必要だから、憲法9条の制約をなくして普通に軍事行動がとれるようにしよう」と考えたために、自衛隊と憲法9条をめぐるねじれのような現象が生じてしまった。

国民の多数派は、「自衛隊は必要だが、戦前のように日本から他国に武力攻撃を仕掛けることには反対だ。また自衛隊を海外に派遣して戦争に参加することにも反対だ。」という考えだっただろう。

そして、「自衛隊の役割を専守防衛に限定する」というのは、実際に80年代まで日本の政府がとっていた方針でもあった。

だから憲法9条を、国民の多数派の意思ならびに日本の政府が現実にとっていた方針を反映させたものに改正しておくのが一番理想的だっただろう。

(具体的には、自衛のための軍事力を保有すること、自衛隊の役割を専守防衛に限定することを憲法に明記すべきだったろう。なお、保有する軍事力を、戦後の憲法解釈のように、自衛のための必要最小限度のものに限定すべきかすべきでないかということも争点となっただろう。)

「改憲派」の多くは、自衛隊の役割を専守防衛に限定することに反対だったために、前述のような(自衛隊の役割を専守防衛に限定した)憲法9条改正案は提示しなかった。

そして、また、「改憲派」の多くは「憲法9条を改正して、自衛隊が海外で軍事行動をとれるようにしよう」としたために、国民の多くは「自衛隊は必要である」と考えているにもかかわらず、「憲法9条の改正には反対だ」という一見矛盾したように見える反応をしめすようになった。

軍事政策の基本方針について国民の合意案を形成し、それを憲法に明示しておく。そして基本方針を転換したいときは「憲法解釈の変更」ではなく、憲法改正の手続きをおこない、最終的に憲法改正案が成立したならば方針転換をする。

そのような状況が実現できていれば、国政選挙も国民投票も行わず、閣議決定によって戦後の憲法で一番の争点であった問題についての変更が行われるという最悪の事態だけは避けられたのだが、今となっては虚脱感が残らない。

<補足>

軍事政策の基本方針案は次のものが考えられる。

- 1 日本から他国を武力攻撃・先制攻撃することも憲法上は可能とする。
- 2 日本から他国を不当に武力攻撃・先制攻撃はしない。  
ただし、海外で既におきた紛争・戦争には武力行使をともなって介入できることとする。  
(この方針はさらに3つのケースに分けられる)
  - a 集団的自衛権の行使、集団安全保障への参加、ともに可能とする
  - b 集団的自衛権は行使できるようにするが、集団安全保障には参加しない
  - c 集団安全保障には参加できるようにするが、集団的自衛権は行使しない
- 3 日本から他国を不当に武力攻撃・先制攻撃はしない。  
自衛隊が海外で武力行使をともなわない活動に参加できるようにする。
- 4 日本から他国を不当に武力攻撃・先制攻撃はしない。  
海外の紛争・戦争には介入しない。

## 「護憲派」は唯一の勝機を逃してしまった、というお話

---

(ブログ「ミルクたっぷりの酒」に2015年5月9日公開したものを転載)

安倍晋三が、憲法を改正することなく集団的自衛権の行使を既成事実化しようとすることによって、「護憲派」は実質的に敗北してしまっただろう。

「護憲派」に唯一の勝機があったとしたら、それは「集団的自衛権の行使」に賛成する国民より反対する国民の方が圧倒的に多数派であった段階で、憲法9条に「集団的自衛権は行使しない」という1項を付け加えることだったろう。

自衛隊の存在を条文解釈によって正当化するのではなく、憲法に自衛のための軍事力を保有することを明記し、その上で自衛隊の役割を専守防衛に限定する条項（あるいは「集団的自衛権は行使しない」という条項）も付け加えることだったろう。

このことに成功していれば、憲法改正手続きを経ず、憲法解釈の変更という名目で集団的自衛権を行使するという最悪の事態だけは避けられただろう。

もっとも、自衛隊の役割を専守防衛に限定した憲法改正案（集団的自衛権の行使を禁止した憲法改正案）に対しては、「改憲派」からの反対が予想される。（「改憲派」の多くは、憲法を改正して自衛隊が海外で武力行使できるようにすべきと考えているだろうから。）

「自衛隊の役割を専守防衛に限定した憲法改正案」に反対する国会議員が3分の1以上いた場合は、改正の発議自体できないから、憲法の条文に集団的自衛権の行使を禁止する条項を追加することはできない。

その場合、集団的自衛権の行使に反対する意見の方が多いときは、民意を無視して勝手に憲法解釈を変更することを批判できるが、賛成する意見の方が多くなったときには、多数派の意見を尊重するとして、憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使が既成事実化する可能性もある。

（「改憲派」の国会議員が、まずは「自衛隊の役割を専守防衛に限定した憲法改正案」に賛成し、いずれ時機をみて再び憲法改正を行い集団的自衛権を行使できるようにしようとした場合のみ、前述の憲法改正が成立しただろう。ただし、憲法9条の条文を改正すること自体に反対する「護憲派」の国会議員が3分の1以上いた場合も、改正の発議はなされなかったけれども。）

「憲法9条を改正し、憲法に基づいて集団的自衛権が行使される」状態、「憲法を無視して集団的自衛権が行使され、憲法が形骸化してしまう」状態。

2つの状態を比較した場合、後者は最悪の状態といえる。

集団的自衛権の行使が既成事実化した後、「護憲派」と言われる人たちが「集団的自衛権の行使を可能にした憲法改正案」に反対した場合、最悪の状態を容認してしまうことになる。（もちろん、そうなったとしても悪いのは集団的自衛権の行使に反対する「護憲派」ではなく、憲法を無視した安倍政権とその政権を支持した人々ではあるが。）

安倍政権の狡猾ともいえる戦略によって「護憲派」は最悪の状況に追い込まれてしまったと言

える。

あくまでも、「護憲派」が勝利できる可能性があったのは、「集団的自衛権の行使」に反対する国民が賛成する国民よりも圧倒的に多かった時期だけである。近年のマスメディアの世論調査やアンケートでは、集団的自衛権の行使に賛成の意見と反対の意見がともに40数%ずつで、国論が真っ二つに割れている。しかも私が目にした限りでは、賛成の意見の方が数%上回っている調査が多い。

このような状況では、前述したような「集団的自衛権の行使を禁止した憲法改正案」が成立する可能性はない。

もし、「護憲派」が逆転勝利できる可能性があるとするれば、集団的自衛権を行使して海外に派遣された自衛隊員が何人も死亡する事態が生じた時、国民の多数派がやはり集団的自衛権は行使すべきではないと判断した時だろう。

ただし、自衛隊員が何人も死亡する事態が生じた時には、憲法9条の条文も改正（あるいは削除）すべきだという意見が多数派となる可能性もあるけれども。



## 建国記念日が3つあってもいいじゃないか

---

(ブログ「ミルクたっぷりの酒」に2015年5月22日公開したものを転載)

建国の日、あるいは建国記念の日を制定するとしたら、それはどのような日にすべきかについては、3つの立場が考えられる。

1つ目は、天皇(朝廷)によって最初の統一国家が建設された日を建国(記念)の日とすべきという考え方。紀元節を復活させようとする人たち、戦前の紀元節であった2月11日を建国記念の日とした現在の制度を支持する人たちがこの立場だろう。

2つ目は、徳川幕府を倒して近代的な国民国家である明治国家が建設された日を建国(記念)の日としようとする考え方。

といっても、実際にそのような主張をする人を見たことはない。(私が不勉強のため知らないだけかもしれないが。)それは、明治国家の建設が、大政奉還、王政復古という古代の理想の社会に復古するという政治的には古めかしいアナクロニスティックな形でなされたことを反映しているのだろう。

### \*補

<西ヨーロッパ的な価値観なら、近代的な国民国家が誕生した明治国家が建設された日を建国(記念)の日としたらだろう。徳川幕府を倒した政治勢力が、西洋の自由主義思想や民主主義思想に影響を受けた人たちであったならそうになっていたかもしれない。

だが、実際に倒幕運動が行われていた19世紀中盤の時点では、自由主義や民主主義の思想が日本社会に流通するということがなく、尊王思想に影響を受けた人たちが、倒幕運動、そしてその後の明治維新を行ったため、日本の近代化は、経済や社会の面では西洋文明をとり入れ欧米化した近代社会となったが、政治の面では神話の世界で国家が建設された日を建国の日とするという点に象徴されるように、非近代的な要素を残したものとなってしまった。>

そして3つ目の立場だが、それは国民主権の戦後の民主主義国家が建設された日を建国(記念)の日としようというものである。

もし、建国の日あるいは建国記念日を1日だけ制定するのなら、私は国民主権の戦後の民主主義国家が建設された日をそうすべきだと考える。

(もっとも、建国の日、建国記念の日などは不要だと考える人もいるだろう。私自身はそうした考えに異をとらえているわけではない。ここで述べているのは、あくまでも、建国(記念)の日を制定するのなら、という前提条件の下での意見にすぎない。)

ただ、現実の政治をみた場合、これから10年、20年の間に国民主権の戦後の民主主義国家が

建設された日が建国（記念）の日となる可能性は限りなく低い。

一方、これから10年、20年の間に日本の社会が戦前回帰し、紀元節が復活し、戦前のような歴史教育、愛国心教育が行われる可能性は低いとは言えない。

というわけで、そのような状況になるのを防ぐための一つの提案をしてみたい。

それは、建国の日、あるいは建国記念の日を3つ制定しようというものである。

大和朝廷によって建設された最初の統一国家が、現在の国家の原型となったとみなし、最初の統一国家が建国された日を、1つ目の建国（記念）の日とする。

ただし、大和朝廷による統一国家がいつ制定されたのかはわからないし、これから先、それが判明する可能性もほとんどないだろう。

だから、ここは右派・保守派に妥協し、神話の世界において神武天皇が即位したとされる日を、便宜的に1つ目の建国（記念）の日とする。現在の建国記念日、2月11日をそのまま1つ目の建国（記念）の日とする。

次いで、近代的な国民国家である明治国家が建国された日を2つ目の建国（記念）の日とする。

ただし、具体的に何月何日を建国（記念）の日とするかについては意見がわかれるだろう。大政奉還がなされた日か、王政復古の大号令がだされた日か、明治天皇が即位した日か、あるいはそれらとは別の日か。

最後に、国民主権の戦後の民主主義国家が建国された日を3つ目の建国（記念）の日とする。ただし、こちらでも明治国家が建国された日と同様、具体的に何月何日を建国の日とするかについては意見がわかれる可能性がある。

現在、一般に終戦の日と言われている8月15日を戦後の国家が建国された日とみなすか、戦後の憲法が公布あるいは施行された日とするか、それらとは別の日とするか。

1つ目、2つ目の建国（記念）の日に対しては、左派・リベラル派からの反対が予想される。

特に、どちらも天皇と建国の日が密接に関係しているから、天皇制を廃止すべきと考える共和主義者の反対は根強いだろう。

一方、3つ目の建国（記念）の日に対しては、右派・保守派からの反対がおこるだろう。

こちらは、戦後の憲法と建国の日が密接に関係しているから、戦後の憲法に否定的な感情をもつ人々（押し付け憲法論者、自主憲法制定論者など）からの根強い反対が予想される。

右派・保守派には、2月11日を3つある建国（記念）の日の1つとすることによって妥協してもらおう。左派・リベラル派には、戦後の国家が建国された日を3つある建国（記念）の日の1つにすることによって妥協してもらおう。

大岡越前の三方一両損のエピソードではないが、異なる思想・価値観をもつ人々が、1つ望みをかなえ1つ我慢することによって、対立が武力闘争にまで発展し、幕末以来の内乱状態におちいるのを防ぐことにもなるのだが……。

## 倒幕派と佐幕派の戦いで徳川幕府が勝利したならば、日本が世界で最初の社会主義国家になったのではないかというお話

---

(ブログ「ミルクたっぷりの酒」に2015年5月23日公開したものを転載)

### ○19世紀中盤の日本の針路

19世紀の中頃、日本には4つの選択肢があった。

1つ目は、徳川体制の下での反近代化路線。

2つ目は、徳川体制の下での近代化路線。

3つ目は、反徳川勢力の下での近代化路線。

4つめは、反徳川勢力の下での反近代化路線。

もちろん、現実の歴史は3つ目の反徳川勢力の下での近代化路線がとられたわけだが……。

4つ目の反徳川勢力の下での反近代化路線は、実現する可能性は限りなく低かっただろう。

倒幕派が徳川幕府から権力を奪取した理由は、徳川幕府にかわって薩摩藩や長州藩が天下を取りたかったわけではなく、徳川体制の下では欧米列強の脅威に対抗することができないと判断したからであり、欧米列強に伍す国家をつくるには西洋文明をとり入れ近代化をすすめることが必須だったのだから、徳川幕府を倒して権力を手にした勢力が反近代化路線をとるという選択肢はありえなかつただろう。

1つ目、2つ目の針路は、佐幕派と倒幕派の戦いで徳川幕府が勝利しなければありえなかつたわけだが、この戦いで倒幕派が勝利したのは歴史の必然であったのか、それともさまざまな出来事（の偶然）が積み重なってたまたま倒幕派が勝利しただけなのかは、歴史哲学的な考察対象であり、それ自体興味深いテーマではあるが、現在の私にはそのような考察を行えるだけの能力がないので、その件については（現時点では）これ以上深入りしない。

ただ、徳川幕府の中にも近代化を進めるべきだと考えていた人たちは（少数派であったかもしれないが）いただろうから、佐幕派が倒幕派に勝利していたら、2つ目の徳川体制の下での近代化路線がとられていた可能性はあった。（明治政府ほどの根本的な近代化政策はとれなかったとは思うが。）

明治国家を嫌っている人の中には、徳川幕府でも明治政府でもない第三勢力の下での近代化路線を望んだ人もいるかもしれないが、19世紀中盤の時点では、薩長を中心にした倒幕派の他に徳川幕府を倒せる可能性のあった勢力はなかったから、「第三勢力の下での近代化路線」が実現した可能性はゼロに近かつただろう。

だが、現実の日本近現代史とは異なる歴史を夢想した場合、佐幕派が倒幕派に勝利したケースを想定するとさまざまな可能性が浮かんでくる。

## ○佐幕派が倒幕派に勝利した場合のその後の歴史

最初に考えなければいけないのは、佐幕派が倒幕派に勝利した場合、その後の日本は独立を保つことが出来たのかということだろう。

明治政府の「富国強兵」「殖産興業」路線の下で欧米列強に比肩しうる大国になったから日本は独立を保てたのであって、19世紀中盤以降も徳川体制が続いていたら、日本は欧米列強の植民地になっていただろうと考える人はかなり多いかもしれない。

だから、これから述べるさまざまな可能性というのは、あくまでも徳川体制の下でも日本が独立を保つことが出来ていたのなら、という前提の下にすぎない。

(徳川体制下で西洋文明をとり入れ、富国強兵化した場合。徳川幕府が巧みな外交術を駆使して独立を保った場合、など。)

### 1 倒幕派の再挙兵

佐幕派に敗れた倒幕派や、その意志（倒幕派が皆、処刑された場合はその遺志）を受け継いだ勢力が再度倒幕運動を起こして、それに成功した場合。

この場合は、実際の歴史より何十年か遅れて、現実におきた出来事と似たような歴史を歩んだかもしれない。

ただ、近代化の開始が数十年遅れたことが、大きなハンディキャップとなった可能性はある。

また、1860年代末に明治国家が誕生しなかったことによって東アジア、そして世界の国際関係に大きな変化（実際の歴史との相違点）がもたらされた可能性があるだろう。

### 2 自由主義勢力による革命

日本は、1860、70年代に近代的な国民国家づくりをはじめたので、当時のドイツやイタリアと似たような歴史を歩むことになった。

だが、もし徳川体制が1880年代まで続いていたら、その間に西洋諸国から自由主義思想や民主主義思想が流入していただろうから、それらに影響を受けた勢力が主要な倒幕勢力となっていたかもしれない。

19世紀半ばに産業化が進展していたら、西欧におけるブルジョアのような階級が誕生し、唯物史観的な市民革命（ブルジョア革命）がおこっていたかもしれない。

その場合、天皇・皇室はどのような扱いになっただろうか。

倒幕派に勝利した徳川幕府が、皇室・天皇にどのように対処したかによってかわってくるだろうが、あらたに誕生した倒幕派あるいは革命派は、立憲君主制をめざす勢力と共和制をめざす勢力に分かれただろう。

#### \*補

皇室を王室とみなした場合は、天皇を君主とみなして立憲君主制をめざす皇室支持派と、皇室を廃止しようとする共和派が誕生しただろう。

だが、徳川将軍・徳川幕府を国王・王室とみなし、天皇・皇室を西ヨーロッパにおけるローマ

教皇・ローマ教会のような存在とみなして、宗教的権威（天皇）の下に権力を集中させた祭政一致の神権国家化をめざす勢力（実際の明治政府はこれに近いと思うが）、徳川幕府を倒して政治体制は共和制とするが、皇室は宗教団体として存続させる政教分離路線をめざす勢力が誕生していた可能性もある。

### 3 マルクス主義者たちによる革命

徳川幕府が二十世紀まで存続した場合、その時はマルクス主義やアナキズムの思想が流入してきていて、それに影響を受けた勢力があらたな倒幕勢力となっていただろう。

ロシア革命よりも先に、マルクス主義者たちが徳川幕府を倒して社会主義国家を建設していたら、日本が世界で最初の社会主義国家になっていただろう。

戦後の日本は世界で最も成功した社会主義国家と言われたりもしたから、もしかしたらソ連や中華人民共和国よりも成功した社会主義国家になっていたりして……。

この章で述べたことは、国際関係を一切考慮せず、日本国内の政治体制のことに焦点を絞ったの想像にすぎない。

世界の歴史も関連させてもう1つの日本近代史を想像した場合、膨大な量のシミュレーションを行わなければならないので、ここで一旦筆を置くこととする。

(ブログ「ミルクたっぷりの酒」に2015年6月19日公開したものを転載)

日本がアメリカに占領されなければ、日本人の間で、明治憲法体制を維持しようとする右派・保守派と、国民主権の民主的な憲法・政治体制をつくろうとする左派・リベラル派の闘争が、政治・言論の世界で繰り広げられただろう。

その場合、一番の争点となるのは、国民主権と天皇制（あるいは皇室）の問題だろう。

両者の間で、主権は天皇主権から国民主権に移すが、立憲君主制という形で天皇制（皇室）は存続させるという妥協案なり合意案が成立すれば、両者の戦いは流血の事態にはいたらなかったかもしれない。

だが、明治憲法派が国民主権の原理を拒否した場合。あるいは民主派が皇室を廃止して共和制への移行に固執した場合。

その時は、両者の争いは流血の事態をもたらし、内乱へと発展したかもしれない。

明治憲法派にとっては残念なことに、そして民主派にとっては幸か不幸か、外国の占領軍の力で民主的な憲法・政治体制がもたらされたため、両者による内乱はおこらず、流血の事態にはいわずに民主的な憲法・政治体制が成立することになった。

ただ、「国民主権の憲法」を当の日本国民自身で作りだすことができず、それが占領軍の力でもたらされたことが、戦後の日本政治の特徴であり、日本の民主主義化が不十分なままとなった主要な原因であろう。

## 二重憲法・二重国家体制としての戦後日本

---

戦後の日本では、憲法観・国家観について相容れない異なる考え方をもつ人たちが共存している。

一方は、明治憲法（大日本帝国憲法）のうち、自分たちが改正してもいいと考えている条項のみを改正した憲法が、本来のあるべき日本の憲法であると考えていて、戦後憲法・戦後民主主義体制に否定的な考えをもつ人たち。

（そのような人たちを“明治憲法”派と表記しておく。）

もう一方は、基本的には戦後憲法・戦後民主主義体制に肯定的な考えをもつ人たち。

（こちらは、民主憲法派または戦後憲法派と表記する。戦後憲法派と表記したときは、憲法9条改正に反対する人たちをあらわし、民主憲法派と表記したときは、憲法9条改正を主張するリベラル改憲派も含んだうえで、戦後の民主主義体制を肯定的に評価している人たちをあらわすこととする。）

ただし、このような分類は、戦後の憲法[体制]に対して肯定的な感情をもっているか、否定的な感情をもっているかという極めて大雑把な分類にすぎない。

一口に“明治憲法”派といっても、大日本帝国憲法をそのまま復活させるべきと考えている極右派から、大日本帝国憲法を大幅に改正して、現行の憲法にちかいものにすべきと考えている人まで、理想とする憲法の具体的な内容についてはかなり幅広い考え方の相違があるだろう。

同じように戦後の憲法を肯定的に評価している人たちも、憲法9条は改正すべきと考えているリベラル改憲派から、現行憲法の条文は一言一句変えてはならないと考えているガチガチの護憲派まで、かなり幅広い考え方の相違がみられるだろう。

### \*注記

リベラル改憲派は、戦後憲法そのものに対する感情から次の2つのタイプに分けられるだろう。

1つは、戦後憲法そのものに対しては否定的な感情をもっているが、大日本帝国憲法を大幅に改正して、9条以外は現行の憲法にちかいものにすべきと考えている人。

もう1つは、戦後憲法そのものに対しては肯定的な感情をもっているが、憲法9条は改正すべきと考えている人。

ここで提示した、「“明治憲法”派」・「民主憲法派/戦後憲法派」という分類は、憲法の具体的な内容についての価値観よりは、戦後の憲法そのものに対して、あるいは戦後の憲法体制に対しての価値観から分類した側面もある。

（ただし、“明治憲法”派は、個人の自由に対して否定的な考えをもつ国家主義的な考えの人が多いが、「民主憲法派/戦後憲法派」は、個人主義や自由主義など欧米のリベラル・デモクラシーの価値観を肯定的に評価する人が多いといった点など、思想・価値観による違いもみられる。）

“明治憲法”派が、政治や社会に対してたいした影響力をもたない少数派であったのなら、さしたる問題は生じなかつたらう。だが、政治権力の中樞で主流派・多数派となったのは常に“明治憲法”派だった。

憲法を遵守すべき立場にある政治家や官僚たちが、自分たちが遵守すべき憲法に対して否定的な感情をもっているという状況。

55年体制成立以降、ごくわずかな例外期間を除いて与党の立場にいた自由民主党が、自主憲法の制定、現行憲法の改正を掲げているという状況。

国民の多数派は、政権は自由民主党に任せるという選択をしたが、自民党の掲げる自主憲法案や憲法改正案は必ずしも支持していないという状況。

以上の点から戦後の日本の政治状況は、二重憲法体制・二重国家体制にあるといえるだろう。

## ○二重憲法・二重国家体制の成立

なぜ、このような二重憲法・二重国家体制が生じたかといえは、それは戦後の憲法が占領軍の力によってつくられたからだろう。

アメリカに占領されなければ、日本人の間で明治憲法体制を維持・継続させようとする右派・保守派と、国民主権の民主的な憲法体制をつくろうとする左派・リベラル派の戦いが政治・言論の世界で繰り広げられたらう。

両者の戦いが武力闘争にまで発展すれば、幕末以来の内乱状態におちいった可能性もあった。だが、現実には、敗戦の結果アメリカに占領され、占領軍の力で国民主権の民主的な憲法がもたらされたため、両者による戦いが全面化することはなく、流血の事態におちいることなく、民主的な憲法体制が成立した。

だが、国民主権の民主的な憲法体制を、日本の国民自身の力で作りだすことができず、外国の占領軍の力でそれがもたらされたため、“明治憲法”派と民主憲法派の対立が、いびつな形で戦後70年間も続くこととなった。

アメリカに占領されることなく、“明治憲法”派と民主憲法派の戦いで“明治憲法”派が勝利していれば、日本の憲法は、大日本帝国憲法のうち、右派・保守派が改正してもいいと考えている条項のみを改正したものになっていたらう。

そうになっていた場合、日本の憲法は自由民主党の作成した憲法草案にちかいものになっていたかもしれない。

一方、“明治憲法”派との戦いに民主憲法派が勝利していれば、彼らが憲法制定権力となり、日本人自身の力で現行憲法と同じような民主的な憲法が制定されたらう。

(ただ、その場合でも、敗戦・占領という経験をしなかつたら、軍隊の保有と交戦権を否定した憲法はもたなかつたと推定できる。先制攻撃を禁止した条文は制定された可能性もあるが.....)

“明治憲法”派との戦いに民主憲法派が勝利していれば、余程のことがない限り、民主憲法派が国



会で多数派を占めていただろうから、政治権力の中枢にいる政治家たちが、自分たちが遵守すべき憲法に否定的な感情をもつという喜劇的な状況は生じなかつたろう。

## ○”明治憲法”派のジレンマ

戦争末期、あるいは終戦後、民主派による革命や武力クーデターが成功し、民主憲法派が権力を握っていたら、彼らによって民主的な憲法が制定されていたかもしれない。

だが、戦争終結後も政治権力の中枢にいたのは、明治憲法体制を継続させたいと考えていた右派・保守派であり、アメリカ占領軍が、彼らの意向を無視し、彼らが望まない憲法を彼ら自身の手で制定させるという形をとったために、右派的・保守的価値観をもった政治家や官僚たちは、自分たちが望まない憲法を占領軍によって押しつけられたという不満・鬱屈をかかえ続けることとなった。

国民の多数派が“明治憲法”派と同じような考えをもっていたのなら、彼らが制定しようとする憲法案（それが自主憲法という形をとるのか、現行憲法を改正するという形をとるのかは不明だが）はより多くの人に受け入れられたらう。

だが、国民の多くは右派・保守系の政治家たちが唱える戦前回帰的な憲法案よりは、戦後の憲法の方をより良い憲法であると判断したために、彼らの主張は一部の国民にしか受け入れられなかった。

国民の多くは、憲法の制定過程や誰が憲法の原案をつくったかということよりも、憲法の内容の方を重視しているので、右派・保守派の唱える「押しつけ憲法批判」や、「占領国による憲法制定は国際法違反だ。」という主張は一部の国民にしか支持されなかった。

## ○顕教としての戦後憲法・密教としての“明治憲法”

戦後の憲法は国民の多数派に支持されるようになったが、政治権力の中枢には、依然“明治憲法”派が主流派・多数派として存在しているという状況は続いているだろう。特に政治家に関しては、護憲を旗印にした政党・政治家は憲法改正の発議を阻止する3分の1以上の議席を占めるのが精一杯だったといえる。

“明治憲法”派にとっての戦後憲法とはただの飾りであり、自分たちが遵守しなければいけないものではない。必要であれば戦後憲法などは無視してもいいと考えている節もある。だから、時として戦後憲法の価値観からすればあきらかに憲法違反としか思えない行為を、合憲である、憲法違反ではないと主張して実現しようとすることがある。

しかも最高裁の判事の中にも、“明治憲法”派と思える人が何人もいて、戦後憲法の理念・価値観からすれば違憲としか思えない行為を恣意的、強引な憲法解釈で合憲と判断するケースがみられる。

もっとも、違憲としか思えない行為を合憲と判断しているのは、政府や自民党の意向に添った判決を出さないと出世できないという仕組みが出来上がっているからだとも考えられる。

さらに言えば、司法が行政から独立しているという三権分立の制度自体が、顕教としての戦後憲法体制の象徴であり、統治構造の実態は、司法は行政の下にある“明治憲法”体制であり、最高裁判所の役割は、顕教としての戦後憲法からすれば違憲にあたる行為を恣意的な憲法解釈、強引な憲法解釈で合憲と判断し、どのような解釈をしても合憲と判断できないときは、憲法判断をしないことによって政府・行政機関の行為を容認することにあるのかもしれない。

#### \*注記

昨今の、集団的自衛権が合憲か違憲かをめぐる混乱しているとしか思えない状況も、「顕教としての戦後憲法・密教としての“明治憲法”」という概念をもちだせばすっきりと理解できる。集団的自衛権が合憲であると発言している人の多くは“明治憲法”派であり、彼らの頭の中にある真の日本国憲法には「憲法9条」などという（彼らにとっては）馬鹿馬鹿しい条文などは当然ない。

政治家や官僚が遵守しなければいけないのは、顕教としての戦後憲法ではなく、密教としての“明治憲法”であると考えているから、彼らにとっては、集団的自衛権は当然合憲となる。

#### ○戦後憲法と明治憲法の神仏習合体制

戦後憲法と“明治憲法”の二重憲法状況は、政治家・官僚だけではなく国民の中にもみられる。国民の多数派は、“明治憲法”派の唱える憲法案よりは戦後の憲法の方を支持しているようにみえるが、戦後憲法の価値観からすれば違憲としか思えない政策や法律・条例を支持しているケースもある。

国民の多数派は、“明治憲法”派の唱える憲法案は支持していないが、戦後憲法の理念や価値観を内面化しているようにもみえない。日本国民にとっての憲法とは、戦後憲法と明治憲法、部分的に矛盾している箇所のある憲法をともに支持している、ある種の神仏習合体制といえるような気がする。

典型的なのは、公立学校の教師に対して君が代の斉唱が職務命令された時の事例だろう。憲法19条の良心の自由には、国歌を斉唱する良心の自由とともに、国歌の斉唱を拒否する良心の自由も含まれているというのが一般的な解釈だろう。

そして、憲法19条の良心の自由は公立学校の教師に対しても認められた権利だというのが一般的な解釈だろう。

戦後憲法を肯定的に評価している人たちにとっては、公立学校の教師も当然国歌の斉唱を拒否する良心の自由が保障されていると考えているから、君が代の斉唱を拒否した教師を職務命令に従わなかったとして処分することは憲法違反だと考えるだろう。

それ以前に、国歌の斉唱を職務命令すること自体を憲法違反だとみなすこともできる。

だが、公立学校の教師にも国歌の斉唱を拒否する良心の自由が保障されていると考えている国民は多数派とはいえない。公立学校の教師に国歌の斉唱を拒否する良心の自由などは認めるべき

でないと考えている人はかなり多いかもしれない。

特に、公立学校の教師に君が代の斉唱を職務命令し、従わなかった教師を厳しく処分する方針を実行した元東京都知事の石原慎太郎や元大阪府知事の橋下徹が高い支持率や人気を保っていた事実をみると、戦後憲法の良心の自由の価値観が、どれだけ国民の間に浸透しているのか、疑問を持たざるをえない。

他にも、最高裁によって違憲状態と判断された、1票の格差を放置した選挙区割が何十年間も続いていても平気であったり、戦後憲法の理念や価値観が多くの国民に理解されていないケースはいくつもみられるだろう。

(最高裁の判事が、違憲でなく違憲状態という表現をしたこと自体にも、戦後憲法の理念や価値観が、裁判官自身にも浸透していないのではと思わせる。二重憲法体制、憲法の習合体制が他ならぬ司法機関にもあてはまっているのではないだろうか?)

## ○二重憲法体制の行方

“明治憲法”派は、戦後憲法の条文が1つも改正されていないという点で勝利してはいないが、戦後憲法を部分的に形骸化させたといった点で、敗北もしていない。

一方の戦後憲法派も、戦後憲法の条文を1箇所も改正させなかったという点で敗北はしていないが、戦後憲法が部分的に形骸化したといった点で勝利したともいえない。

戦後の憲法状況は、異なる価値観・憲法観をもつ勢力が綱引きをしているが、どちらも勝利できない膠着状態が何十年間も続いているような状況といえる。

今後、二重憲法体制がどうなっていくか、短期的なケースと中長期的なケースにわけ、いくつかのパターンを想定してみる。

### \*注記

憲法9条に関しては、別途考察をしていくので、ここでは9条以外のリベラル・デモクラシーの価値観に基づいた憲法がどうなっていくのかを想定している。

また、近年では国会を一院制にしたり、統治構造を中央集権制から地方分権制にしたりといった、従来の戦前回帰的な憲法改正案とは異なる改正案も提唱されている。ここでは、そのような憲法改正案は戦後憲法体制、あるいは民主憲法体制内の憲法改正とみなして、戦前回帰的な憲法改正案とは区別しておく。

### <短期的なケース>

- 1 憲法が、“明治憲法”派の望むものになった場合
- 2 現行憲法が改正されない場合

## <中長期的なケース>

短期的に1のケースのとき（憲法が、“明治憲法”派の望むものになった場合）

A “明治憲法”派の望む形の憲法が何十年も続いていく

最終的に“明治憲法”派が勝利したといえる。

戦後の憲法は、結局、占領軍の力添えがあったからこそ実現できたのであり、日本人自身にはこのような憲法をつくることはできなかったといえる。

B 再度、民主的な憲法に改正される

“明治憲法”的な憲法を、日本人自身の力で民主的なものに改正していく過程を通じて、多くの日本人の中にリベラル・デモクラシーの理念や価値観が内面化していく。国会で多数派を占めるのは民主的な理念や価値観をもった政治家となり、“明治憲法”派は政治や社会にさしたる影響力をもたない少数派になっていく。

短期的に2のケースのとき（現行憲法が改正されない場合）

A 中長期的には“明治憲法”派の望むような形の憲法になる

最終的には“明治憲法”派が勝利したといえる。

B 憲法は改正されないが、現行憲法の一部形骸化状態は続いている状態

二重憲法体制が、今後何十年間も継続していくケース。

“明治憲法”派が、依然、権力中枢で力をもち続け、リベラル・デモクラシーの理念や価値観が、国民の多数派には内面化されない状況が続いていく。

C 民主憲法体制が定着する

民主的な理念や価値観をもった政治家や官僚が、国会や権力の中枢部で多数派となり、“明治憲法”派が少数派となった状態。国民の多数派の中でリベラル・デモクラシーの理念や価値観が内面化していく。

ただ、この場合、成果が目に見える形であらわれないので、民主憲法派の目標が達成したかどうかわかりづらいという難点がある。

（ブログ「ミルクたっぷりの酒」に2016年7月8日公開したものを転載）

### ○国家観をめぐる対立

前回の記事「二重憲法・二重国家体制としての戦後日本」の中で、戦後の日本には、憲法観・国家観について相容れない異なる考え方をもつ人たちが共存していると記述した。

一方は、明治憲法（大日本帝国憲法）のうち、自分たちが改正してもいいと考えている条項のみを改正した憲法が、本来のあるべき日本の憲法であると考えていて、戦後憲法・戦後民主主義体制に否定的な考えをもつ人たち（“明治憲法”派と表記）。

もう一方は、基本的には戦後憲法・戦後民主主義体制に肯定的な考えをもつ人たち。

ただし、戦後憲法体制・戦後民主主義体制に肯定的な考えをもつ人たちは、戦前の国家体制（明治国家・大日本帝国）と戦後の国家体制の関係をどう考えているかによって2つのタイプに分かれる。

1つは、戦前の国家と戦後の国家を連続したものととらえている人たち。明治憲法を大幅に改正した結果、戦後の民主主義体制になったと考えている人たち（大日本帝国継続派、あるいは戦前－戦後連続派と表記しておく）。

もう1つは、革命によって戦前の国家体制を否定して、あたらしい戦後の民主主義国家が誕生したと考えている人たち（8月15日革命派と表記しておく）。

こうした2派のちがいは、アメリカに占領されなかった場合に生じた可能性のある左派・リベラル派陣営の路線対立をあらわしているだろう。

急進派は、革命をおこして大日本帝国の憲法体制を否定して、あらたに国民主権の民主的な憲法・国家体制をつくろうとしただろう。

一方、穏健派は戦前の国家体制は否定せず、大日本帝国憲法を大幅に改正するという過程を通じて、現在と同じような民主国家体制をつくろうとしただろう。

前者は天皇制を廃止して共和制をめざす人が多いと思われる。

一方、後者は天皇を君主・国王とみなし立憲君主制をめざす人が多いと思われる。

#### \*注記

天皇制廃止派は、皇室そのものを廃止しようとする勢力と、天皇・皇室を宗教的な存在とみなし、政教分離の考えに基づき、天皇・皇室と統治機構とのかかわりを絶ち、宗教組織として皇室は存続させようとする勢力に分かれるだろう。

### 戦後日本の3つの国家観

#### 1 “明治憲法”派

明治憲法（大日本帝国憲法）のうち、自分たちが改正してもいいと考えている条項のみを改正

した憲法が、本来のあるべき日本の憲法であると考えていて、戦後憲法・戦後民主主義体制に否定的な考えをもつ人たち。

## 2 民主憲法—大日本帝国継続派

戦前の国家体制を否定せず、大日本帝国憲法を大幅に改正するという過程を通じて、現在と同じような憲法・民主国家体制が形成されたと考える人たち、あるいはそのような歴史を歩むのが理想だったと考える人たち。

## 3 民主憲法—8月15日革命派

革命によって戦前の国家体制を否定して、あたらしい戦後の民主主義国家が誕生したと考えている人たち、あるいはそうなるのが理想だったと考える人たち。

2つめの「民主憲法—大日本帝国継続派」に位置する人たちは、3つめの「民主憲法—8月15日革命派」よりは1つめの「“明治憲法”派」に共感を覚える人が多いかもしれない。「民主憲法—大日本帝国継続派」が天皇制の存続になによりもの価値をおいた場合、天皇制を廃止する可能性のある「民主憲法—8月15日革命派」よりは、天皇制を存続させようとする「“明治憲法”派」の方に親近感をもつだろう。

また、1つめの「“明治憲法”派」で中道寄りにいる人と、2つめの「民主憲法—大日本帝国継続派」で右寄りにいる人が理想とする憲法のあり方は、かなり近いかもしれない。特に前者のうち、大日本帝国憲法を大幅に改正して現在の憲法とほぼ同じものにしようとする人は、「民主憲法—大日本帝国継続派」とそれほど大きな違いはみられないかもしれない。

## ○憲法観をめぐる対立

戦後の憲法は2つの大きな特徴から成り立っている。

1つは、欧米で生まれた民主主義思想や自由主義思想を基にした、欧米の民主主義国家が標準的に備えているだろう価値観。

もう1つは、軍事・防衛問題に関する超理想主義的な価値観。

この2つの価値観に対して、大別すると3つの政治勢力がみられる。

1つめは、欧米民主主義国家が標準的にもっている民主主義思想や自由主義思想に対して否定的な考えをもっている人たち。

戦後憲法の理念や価値観を肯定的に評価している人たちからみれば戦前回帰的な考えをもっている人たち。

彼らの多くは、明治憲法（大日本帝国憲法）のうち、自分たちが改正してもいいと考えている条項のみを改正した憲法が、本来のあるべき日本の憲法であると考えているので、“明治憲法”派と表

記しておく。

この立場の人は、憲法9条も改正すべきと考えている人が大部分だろう。

2つめは、憲法9条は改正すべきだが、民主主義思想や自由主義思想に基づいた内容はそのまま残すべきと考えている人たち。リベラル改憲派と呼ばれている（あるいはそう自称している）人たち。

3つめは、憲法9条に特別な感情をもっている人たちで、9条の改正に強硬に反対している人たち。この立場の人は、9条護憲派（あるいは戦後憲法派）と表記しておく。

この3つの中でもっとも勢力が弱いのは、2つめのリベラル改憲派だろう。政治の世界でもっとも強い力をもっているのは1つめの“明治憲法”派であり、アカデミズムやジャーナリズムの世界では、戦後、左翼やリベラル派が主流派・多数派であったこともあり、3つめの9条護憲派が多数派だったかもしれない。

（ただ、90年代後半以降は、ジャーナリズムの世界では左派的言論は退潮し、右派・保守派的言論が隆盛しているように見えるが。）

結党以来、ごくわずかな期間を除き常に政権与党であり続けた自由民主党は、自主憲法の制定、あるいは現行憲法の改正を主張し続けてきたが、自民党員の多くが2つめのリベラル改憲派であったなら、日本の憲法論議はもう少し実りのあるものになっていたかもしれない。彼らは憲法9条を改正しようとするだけでなく、国民の権利や自由を十分に保障した現行憲法の内容を、戦前回帰的な、国民の権利や自由を弱めたものに改正しようとしているため、多くの国民は憲法改正自体に対して警戒感をもつようになってしまった。

自民党の政治家の多くは、自分たちは選挙で選ばれた国民の代表であるという意識をもっておらず、徳川幕府の政治指導者や、徳川幕府を倒して権力を手にした明治国家の建設者同様、自分たちは統治者側、国民を支配し指導する立場にあるという意識を強くもっていて、統治者の視点にたって憲法を制定（あるいは改正）しようとしているため、彼らの唱える憲法案は国民の多数派の支持はなかなかえられない。

アメリカ占領軍によって、国民の権利や自由を全面的に保障した憲法が制定されたというのに、せっかく認められた自分たちの権利や自由を制限しようとする憲法改正案に賛成する国民は少数派だろう。近代的な理念や価値観をもたない政治家たちが中心となって憲法改正を推し進めようとしても国民の多数派の支持はえられないだろう。

1つめの“明治憲法”派に対抗する一番大きな勢力が3つめの9条護憲派だったことも、戦後の憲法論議が実りのあるものにならなかったもう1つの要因であろう。

9条フォビア（9条嫌い）たちが蛇蝎のごとく忌み嫌っている憲法9条が、少なからぬ国民に好意的に支持され、人によっては信仰の対象にすらなったのには歴史的な背景・事情があったのだ

から、そのこと自体を批判してもあまり意味はない。

戦時中に軍隊のおそろしさを骨身に沁みて感じたから、軍隊そして国家による軍事力の行使は絶対悪という思いが身体レベルで身についたのだろう。だが、その反動として軍事・防衛問題に関して現実的な立場から思考するという習慣がなくなってしまったといえる。

“明治憲法”派は、民主主義的な理念や価値観はあまりもっていないが、軍事・防衛問題に関しては現実的な思考をしている。“明治憲法”派に対抗する左派やリベラル派が、軍事・防衛問題に関して理想論を唱えるだけであり、現実的な政策論争があまり行われなかったため、結局、与党の立場にいる“明治憲法”派の実現しようとする政策が、民主主義的な観点から問題があったとしても、問題を残したまま実施されるという事態が生じている。

特に憲法9条（軍事・防衛問題）に関しては、リベラル改憲派、リベラルホーク（リベラル鷹派）といえる人たちが、戦後憲法の民主主義的な理念や価値観を前提としたうえで、国民にとって一番良い政策を選択しなければいけない。

しかし、戦後の日本では、軍事・防衛問題に関しては現実的な思考をしているが民主主義的な理念や価値観をあまりもっていない“明治憲法”派、民主主義的な理念や価値観をもっているが、軍事・防衛問題に関しては理想論を唱えるだけの9条護憲派、この2つの勢力が政治の世界、思想言論の世界で大きな勢力になっている。

そのために、上述したような民主主義的な理念や価値観を前提としたうえでの現実的な軍事・防衛問題に関する政策論争がほとんどみられない。

## ○軍事・防衛問題をめぐる対立

軍事・防衛問題、憲法9条に関する問題についても3つの勢力がみられる。

1つめは、憲法9条を無効化させることをなによりもの政治課題としている人たち。憲法9条を無効化・形骸化させるためなら、どのような手段も用いるマキャベリスト。

（「9条無効派」と表記しておく。前述の「“明治憲法”派」は大半がこの立場だろう。）

2つめと3つめは、前述の「リベラル改憲派」と「9条護憲派」。

2つめの「リベラル改憲派」は、集団的自衛権の行使や自衛隊の海外の武力行使に賛成する点など、軍事・防衛問題に関しては、「“明治憲法”派」や「9条無効派」と似たような考えの人が多く、ただし、彼らは憲法を重視しているので、集団的自衛権の行使や自衛隊の海外での武力行使などは、憲法9条を改正し、憲法上の問題を解決したうえで実施すべきと考えている。「9条無効派」が、自分たちが必要だと考える政策を、憲法を無視して既成事実化する姿勢と大きくこととなっている。

前項でも述べたように、リベラル改憲派は政治の世界でも言論の世界でも少数派であり、3つの勢力の中ではもっとも力が弱い。

そのため、憲法9条を改正し、そのうえで集団的自衛権を行使しようという動きは実現せず、9条無効派が、憲法解釈の変更という大義名分のもと、実際には憲法を無視して集団的自衛権の行



使を既成事実化しようとし、それに対して9条護憲派が「戦争法反対」というスローガンを掲げて政府批判を繰り広げるといった滑稽な事態が生じている。

自衛隊が設立されるまでは、憲法9条は絶対平和主義の理念をあらわしているとみなされていたであろう。だが、自衛隊設立後は、「個別的自衛権を行使する軍事力は必要だ」と考える人がふえてきて、自衛隊と憲法9条の問題が重大な政治上・憲法上の争点となった。

おそらく国民の多数派は「自衛隊は必要である。だが、戦前のように日本から外国に武力攻撃することには反対だ。また、海外の戦争・紛争に介入することにも反対だ。」という考えだったであろう。

だから、現時点から振り返れば、「個別的自衛権を行使する軍事力を保有すること」「日本から外国に先制攻撃をしないこと」「海外でおきた戦争・紛争には介入しないこと」、憲法9条をこのように改正しておけば、集団的自衛権の行使が違憲か合憲かをめぐって国会で議論が繰り返されるなどという不毛な状況は生じなかつたであろう。

(国会で論じなければいけないのは、憲法を改正して集団的自衛権の行使を可能にすること、その方針転換にたいしての是非であるべきだった。)

ただ、改憲派(憲法9条改正派)の国会議員の多くは、自衛隊の役割を個別的自衛権の行使に限定した憲法改正案には反対だった。そのため、国民にたいしては、「憲法9条を改正して、外国と同様に普通軍隊を持てる国にするか」「憲法9条を維持して自衛隊を廃止するか」という2つの選択肢しかしめさなかつた。

また、護憲派(9条改正反対派)の国会議員からも、前述のような憲法改正案(憲法9条を、「個別的自衛権を行使する軍事力を保有すること」「日本から外国に先制攻撃をしないこと」「海外でおきた戦争・紛争には介入しないこと」という内容に変える改正案)は提示されなかつた。

そのため、結局、「憲法9条を改正せず自衛隊を廃止するか」、「憲法9条を改正して、外国と同様に戦争ができる国になるか」、という2つの選択肢しかないなかで、国民の多数派はどちらの選択肢も選ぶことはできず、政府は政策上の必要性から自衛隊を廃止するという選択をすることはできなかつたため、憲法解釈によって自衛隊の存在を正当化させるという方針がとられることとなった。

湾岸戦争後、自衛隊を海外に派遣するべきかということが争点となったが、このときも、やはり「憲法9条を改正して、外国と同様に戦争ができる国になるか」、「憲法9条改正に反対＝自衛隊の海外派遣に反対か」、という2項対立で議論される状況が続いた。

戦後の日本では、軍事・防衛の問題(憲法9条と自衛隊をめぐる問題)に関しては、常に、憲法9条を改正すべきか、それに反対かといったテーマが真っ先にもちだされる。だが、この問題を議論するときに「憲法9条改正に賛成か反対か」という論点を最初にもちだしても、不毛な対立に終始するか、長い間、護憲派と改憲派がおこなってきたステレオタイプの議論を蒸し返すか

という状況におちいってしまう。

軍事・防衛の問題に関しては、軍事政策の基本方針をどうするか、基本方針と憲法の間をどうするか、といった点を最初に議論する必要がある。そして、軍事政策の基本方針と憲法の間を論じる際には、統治行為論を認めるべきかという点がもっとも重要な争点となる。

だが、現実の政治においては、自衛隊設立後、それまでの「絶対平和主義」から「一国平和主義・専守防衛主義」へ、湾岸戦争後は「非武力行使型海外紛争介入主義」へと軍事政策の基本方針が変更されてきたが、その間、軍事政策の基本方針の転換（＝憲法9条改正の是非）について主権者である国民の意思を問うことはなく、政府が必要だと考えた政策を統治行為論に基づいて（＝憲法は無視して）実現してきたといえる。

統治行為論に反対する人たち、政府の軍事力の行使に対して憲法で制約をかけるべきと考えている人たち、護憲の立場にいる人たちこそが、（政府の軍事力の行使に対して）どのような制約をかけるべきかに関して、国民多数派の意思を集約して、それを憲法に反映させておくべきだった。自衛隊の存在を憲法解釈によって正当化したために、あるいはそれを許してしまったために、憲法解釈によって集団的自衛権の行使も正当化できるという口実を、改憲派にあたえてしまったといえる。

集団的自衛権の行使に関して違憲訴訟がおこされ、最高裁が統治行為論をもちだして集団的自衛権を容認すれば、最終的に統治行為論派の勝利が確定するかもしれない。

憲法を改正しなくても、憲法解釈によって集団的自衛権の行使が正当化できるとなれば、軍事政策の基本方針に関して国民の合意案を形成し、それを憲法に明示させようという主張を改憲派は受け入れないだろう。

この先、「国際環境が変化したので、国民の生命や財産を守るために、日本から外国に対して先制攻撃することは憲法違反ではない。」と憲法解釈を変更して、正当性のない戦争に突入しないことを願うばかりである。

（ブログ「ミルクたっぷりの酒」に2016年7月10日公開したものを転載）

## 靖国問題の争点

---

本文章は、三土修平氏の『靖国問題の原点』（日本評論社）に影響を受け、三土氏の問題提起を継承する形で執筆しています。

### ○はじめに ー 戦死者の弔い方について

靖国神社の問題を議論するさいは、「戦死者に国家・政府がどのように対処すべきか」というより大きな問題を考察したうえで論じる必要がある。

「戦死者に国家・政府がどのように対処すべきか」については、大きくわけて3つの立場がある。

- 1 「英霊として顕彰すること」「国家・政府が国家機関（公的機関）で慰霊・追悼すること」ともに反対する立場。
- 2 「英霊として顕彰すること」には反対するが、「国家・政府が国家機関（公的機関）で慰霊・追悼すること」には賛成する立場。
- 3 「英霊として顕彰すること」「国家・政府が国家機関（公的機関）で慰霊・追悼すること」ともに賛成する立場。

戦後の日本は、1の「英霊として顕彰すること」「国家・政府が国家機関（公的機関）で慰霊・追悼すること」ともに行わない方針をとっている。

（3の「英霊として顕彰すること」を支持し、国家神道の復活を唱える人の中には、政教分離を規定した戦後の憲法は占領軍に押し付けられたものであり、日本人自身が望んで国家神道を否定したわけではないと考えているかもしれない。

アメリカに占領されなかったら、国家神道がそのまま継続した可能性が高く、国民の多数派が国家神道の廃止を選択するということはなかったかもしれない。

だが、戦後のある時期から（いつ頃からか正確なことはわからないが）、政教分離を規定した憲法は国民の多数派に支持されるようになり、国家神道を復活すべきと考える人は少数派になったといえる。）

1の方針を続ける場合は、現行憲法の下で靖国神社をどう位置付けるか、総理大臣の靖国神社公式参拝をどう考えるかといった点が論点となる。

2の方針をとったときは、靖国神社からその宗教性（「国のため、天皇のために命を投げ出して戦死した人を、神・英霊として祀り顕彰する」という宗教性。以下、このような宗教性を「靖国イデオロギー」と表記する。）を剥奪し、靖国神社を海外の「無名戦士の墓」のような施設へと改変したうえで、そこを戦死者を慰霊・追悼する国家機関（公的機関）とするという案。

靖国神社とは別に、戦死者を慰霊・追悼するあらたな国家施設を設立するという案などが考えられる。

3の方針をとった場合、靖国神社とは別の施設で顕彰するという考え方もあるが、そのような主張をする人は極少数であり、この方針がとられた場合は政教分離を規定した憲法が改正され、国家神道が復活し、靖国神社で戦死者を神・英霊として祀ることになるだろう。

ここ十数年の間は、総理大臣の靖国公式参拝に賛成か反対かといった点のみがメディア上で議論されているように見える。

だが、総理大臣の靖国参拝をどう考えるかという問題は、「戦死者に国家・政府がどのように対処すべきか」という論点もあわせて考えないと実りのある成果は望めないだろう。

### ○靖国問題の争点

靖国問題の争点には、次の3つのものがある。

- 1 国家神道の復活に賛成か反対か。
- 2 靖国神社を国家機関（公的機関）とするべきか。
- 3 総理大臣の靖国神社公式参拝を合憲とすべきか違憲とすべきか。

靖国神社の問題は、上記3つの論点を個別に論じるよりも、3つの論点に対してどのようなスタンスをとるかを表明したうえで論じたほうが争点が明確になる。

以下、いくつかのタイプを提示し、それぞれどのような問題点があるかを論じていく。

#### <タイプA>国家神道復活派

- ・ 国家神道の復活に賛成
- ・ 靖国神社を国家機関（公的機関）とする
- ・ 総理大臣の靖国神社公式参拝を合憲とする

完全な戦前回帰路線。右派・保守派の中でも極右的な立場の人々の考え。

この路線をとる場合は、政教分離を規定した憲法を改正する必要がある。

現時点ではこの路線を支持する人は少数派であり、実現するのは困難であろう。ただ、これから十年、二十年後にはこの路線を支持する人たちが多数派となる可能性もある。

なお、完全に戦前回帰した場合は、本人が、死後靖国神社に祀られること望まない場合、遺族が、戦死した自分の家族が靖国神社に祀られることを望まない場合も、本人や遺族の意向を無視して強制的に靖国神社に祀られることになるが、本人や遺族が靖国神社に祀られることを望まない場合は、その意向を尊重し、本人や遺族が望んだ場合のみ靖国神社に合祀するという、自由主義的な方針をとり入れるケースも考えられる。

### <タイプB>靖国神社の根本変革派

- ・ 国家神道の復活には反対
- ・ 靖国神社を国家機関（公的機関）とする
- ・ 総理大臣の靖国神社公式参拝を合憲とする

靖国神社からその宗教性（「靖国イデオロギー」）を剥奪し、戦死者を慰霊・追悼する施設へと根本的に変革したうえで国家機関（公的機関）とする考え。

靖国神社からその宗教性を剥奪した場合でも、これを国家機関にすることが憲法違反になるのなら、憲法改正の手續きが必要となる。

### <タイプC>面従腹背路線

- ・ （将来）国家神道を復活すべきと考えている
- ・ 憲法改正が困難な間は、民間の一宗教法人の地位に甘んじる
- ・ 総理大臣の靖国神社公式参拝を合憲とする

タイプAの国家神道復活派が、憲法改正が困難な状況のなかでやむを得ずとっている立場。

国家神道を復活すべきと考える国民が多数派となり、憲法改正が可能となったときには、当然タイプAの国家神道復活派となるだろう。

三土修平氏の著作の中で論じられているように、国家神道が復活できなくなるのをおそれて、タイプBの「靖国神社の根本変革路線」に反対し、また、靖国神社以外の国立追悼施設の設立にも反対する立場だろう。

### <タイプD>現状維持派

- ・ 国家神道の復活に反対
- ・ 靖国神社は民間の宗教法人のままでいい

この立場は、総理大臣の靖国神社公式参拝の是非をめぐって2つに分かれる。

#### ○タイプDの1 総理大臣の靖国神社公式参拝合憲派

慰霊・追悼行為として総理大臣が公式参拝することは合憲とすべき、と考える立場。

現行憲法でも「総理大臣の靖国公式参拝は合憲である」と考える人と、「現行憲法では違憲である」、あるいは「裁判で違憲判決の可能性がある」ので、憲法改正を行い、違憲判決ので

ないようにすべき、と考える人にわかれるだろう。

## ○タイプDの2 総理大臣の靖国神社公式参拝違憲派

靖国神社からその宗教性（「靖国イデオロギー」）を剥奪した後であっても、総理大臣の靖国公式参拝は違憲とすべき、と考える立場。

戦後憲法の政教分離の規定を厳格に守るべき、とする立場だろう。

この立場の人が、タイプBの「靖国神社の根本変革」案や、あらたな国立追悼施設の設立案にどのような考えをもっているのかはわからない。

## <タイプE>靖国神社廃止派

- ・ 国家神道の復活に反対
- ・ 靖国神社は廃止すべき

この立場の場合、現に靖国神社に祀られている存在をどうすべきかをめぐって2つの立場にわかれるだろう。

1つは、あらたな追悼施設を設立し、そこに移行するという考え。

もう1つは、あらたな追悼施設は設立せず、現在祀られている存在は宙ぶらりんのままにするという考え。

ただ、この立場の人は、タイプAの「国家神道復活派」よりも数が少ないだろうから、武力クーデターでもおこらない限りこの路線が実現することはないような気がする。

## ○状況分析

データ・資料等をもっていないので推測でしかないのだが、タイプDの現状維持派が多数派であり、その中で総理大臣の靖国公式参拝の是非をめぐって意見がわかれているというのが現状かもしれない。

タイプAの国家神道の復活を支持する人たちは、数の上では少数派だが、一定の政治的影響力をもっているために、タイプBの靖国神社の根本変革路線は実現困難となっている（ただし、靖国神社の根本変革路線に反対している人たちは、タイプAの国家神道復活派だけではないかもしれない）。

また、国家神道の復活に賛成している人は現時点では少数派と思われるので（ただし、この10年位のあいだに数は急増している可能性もある）、国家神道の復活も今すぐには実現しないだろう。（ただし、これから数年後には実現されるかもしれない。私自身は国家神道の復活には反対の立場だが。）

マスメディアにおいては、3つの争点を総合的に踏まえたうえで靖国問題を議論するということは行われていないので、結局、タイプDの現状維持路線の中で、総理大臣が靖国参拝したときのみ（そして、それに対して外国から非難や抗議がおこったときのみ）、総理大臣の靖国参拝の是非をめぐる賛成派・反対派のやりとりがおこなわれているというのが、ここ数十年間の状況であるように思える。

## ○国家神道復活派の戦略

国家神道復活派は、「国家神道を復活すべき」という主張は前面にださず（現時点でそのような主張を前面に押し出すと多くの国民から反発を受けるおそれがあるので。もっとも、右派・保守系の論壇誌やネット上ではそのような主張を積極的にしているのかもしれないが）、「お国のために命を投げ出して戦死した人たちを総理大臣が公的に慰霊・追悼できないのはおかしい。」という主張を前面に押し出して、総理大臣の靖国参拝賛成派を増やす戦略をとっているといえる。もちろん、タイプBの「靖国神社の根本変革路線」をとれば、総理大臣の靖国公式参拝は実現しやすくなるだろうが、国家神道の復活をめざす人たちは、靖国神社の宗教性（「靖国イデオロギー」）を放棄するつもりはないだろう。

また、総理大臣の靖国参拝を批判している左派の人たちは、タイプBの路線をとった場合でも、総理大臣の公式参拝に反対する可能性もある。

（左派のこうした態度は、若い世代の左派嫌い・右派保守派好きを増やしているだけで、将来の国家神道復活を後押ししているようにしかみえず、国家神道の復活だけはなんとしても阻止したいと考えている私のような立場の人間には歯がゆい思いがある。）

## ○国家神道の復活を阻止するためには

国家神道の復活を阻止するには次の2つの方法が有効だと思える。

### ・ 1つめの方法

現行の政教分離を規定した憲法を守るだけでなく、憲法の条文に「国家神道は復活させない」という条文を付け加える。国政選挙の際、「国家神道の復活」に賛成か反対かを争点の1つにし、右派・保守派の政治家たちの考えを明確にさせる。

国民の多数派が国家神道の復活に反対であった場合、この方針が実現すれば済し崩しに国家神道が復活するという事態は避けられるだろう。もっとも、国民の多数派は実は国家神道の復活に賛成しているというのが実情だったのなら、私の目論見とは逆の結果になるが。

（国民の多数派が国家神道の復活に賛成しているのだったら、おそかれはやかれ国家神道は復活するだろうから、私1人がそれに反対しても無駄だろう。）

なお、国家神道の復活に反対する国民が多数派であり、かつ憲法に「国家神道は復活させない」という条文を追加することが成功した場合、次は総理大臣が慰霊・追悼行為として靖国神社に公式参拝することを合憲とすべきか違憲とすべきかという論点が争点となる。

私個人は、慰霊・追悼行為としてだけなら、合憲にしてもかまわないと思うが、国民投票で多数派の意見を定めるべきだろう。

#### ・ 2つめの方法

今後、戦死者がでる場合に備えて、靖国神社という特定の宗教と関連した施設ではなく、どのような宗教の信者でもこだわりなく訪問できるあらたな追悼施設を設立すべきである。

(私の考えでは、国家神道の復活を阻止するのが目的なので、新しい施設は国立の施設でも民間の施設でもどちらでもいい。)

あらたな追悼施設を設立する行為は、「日本を戦争のできる国にすることになる」という、護憲平和主義的な立場からこの方針に反対する人たちはかなり多いかもしれない。

ただ、憲法9条を改正せず、集団的自衛権は行使しないという現在の方針を続けた場合でも、外国が日本に武力攻撃を仕掛けてきて、それに応戦した自衛隊員が何人も戦死するという事態もおこりえる。

靖国神社以外に戦死者を慰霊・追悼する施設がないという現在のような状態でそのような事態がおきれば、「戦死した自衛隊員を靖国神社に祀るべきだ」「靖国神社に祀るのなら、戦前同様、神・英霊として祀るべきだ」という意見が多数派となり、一気に国家神道が復活してしまうかもしれない。

もっとも、あらたな追悼施設の設立に反対している人たちにとっては、あらたな追悼施設を設立することも、国家神道の復活と同様に容認できないと考えているのかもしれない。だとしたら、目的が国家神道の復活を阻止するためだとしても、あらたな追悼施設の設立に反対するのは当然かもしれない。

国家神道復活に反対する勢力が、あらたな追悼施設設立に賛成する立場と反対する立場に2分している状況では、近い将来の国家神道復活はますます現実味をおびてくるだろう。

#### ○靖国問題の論じ方

靖国問題で一番重要な争点は（賛成派であれ反対派であれ）「国家神道の復活に賛成か反対か」という論点だろう。

「靖国神社を国家機関（公的機関）とするべきか」「総理大臣の靖国神社公式参拝を合憲とすべきか違憲とすべきか」という論点での意見も、「国家神道の復活に賛成か反対か」という点をあきらかにしてからでないと思われにくい。

実際、靖国神社を国家機関にすることに反対している人、総理大臣の靖国公式参拝に反対している人の中には、それらが将来の国家神道の復活につながることを危惧して反対している人もいる



だろう（そのような人が少数派か多数派かはわからないが）。

「国家神道の復活に賛成か反対か」という論点を曖昧にしたまま、総理大臣の靖国参拝に賛成か反対かということ論じた場合、参拝に反対する人が戦死者やその遺族をないがしろにしているとみなされがちになる。

靖国神社を国家機関にしたいのなら、「靖国イデオロギー」を放棄して憲法の政教分離規定と抵触しない形での国家機関化という方法もある。

また、総理大臣の靖国公式参拝を違憲とすべき主張も、その眼目は国家神道の否定にある。国家神道と戦後憲法の政教分離規定はあきらかに矛盾した関係にある（現行憲法の政教分離規定自体が、国家神道を否定すること、国家神道の復活を阻止することを主要な目的としてつくられたはずだから）。

汐々としてではあれ、戦後憲法を受け入れ、民間の一宗教法人として靖国神社は生き残ってきたのだから、現行憲法の下で、総理大臣が違憲の疑いなく靖国神社に公式参拝できるようにしたいのなら、「お国のため天皇陛下のために命を捧げた人を、神・英霊として祀り顕彰する」という価値観はあくまでも戦前の価値観であり、戦後の日本はそのような価値観（「靖国イデオロギー」）を否定・放棄して出発したという現実を受け入れ、国家神道の復活などは諦め、靖国神社は「幕末から大東亜戦争期までの死者を慰霊・追悼するための歴史的遺産」としたうえで、宗教とはかかわりなく総理大臣が靖国神社に参拝できるようにすべきだろう。

○最後に ー 再び戦死者の弔い方ならびに靖国神社のありかたについて

最後に、個人的な考えも述べながら、戦死者の弔い方、靖国神社の今後のありかたについて考えてみたい。

私個人は、何度も述べてきたように国家神道の復活には絶対反対である。だが、これから数年間のうちには、国家神道復活派と反対派の間で政治闘争、イデオロギー闘争がおきる可能性もある。（私自身は、残念ながら、国家神道復活派が勝利するだろうと悲観している。）

「戦死者の弔い方」については、当然、戦死者を「英霊として顕彰する」3の方針には反対している。

国民の多数派が、戦死者を「英霊として顕彰すること」にも「国家・政府が国家機関（公的機関）で慰霊・追悼すること」にも反対する1の方針を選ぶのであれば、その方針に反対はしない。だが、戦死者を「英霊として顕彰すること」には反対するが、「国家・政府が国家機関（公的機関）で慰霊・追悼すること」には賛成する2の方針の方が実現可能性も高く、より良い選択であると思う。

2の方針をとった場合、どの施設で慰霊・追悼するかということが問題となる。

これについては3つの考え方がある。

1 靖国神社を慰霊・追悼施設とする

ただし、「英霊として顕彰すること」＝国家神道の復活は否定する方針の下で慰霊・追悼施設とするので、この場合は「靖国問題の争点」の節で示した＜タイプB・靖国神社の根本変革路線＞の形で慰霊・追悼することとなる。

## 2 あらたな追悼施設を設立

なお、この方針をとったときも、本人や遺族が国家・政府に慰霊・追悼されることを拒否した場合は、その意志を尊重すべきである。

あらたな追悼施設を設立した場合、靖国神社をどう位置付けるかが問題となる。私自身の考えは、前節で述べたように「幕末から大東亜戦争期までの死者を慰霊・追悼するための歴史的遺産」として、あらたに戦死者がでて靖国神社に祀るべきではないというものである。

また、このケース（今後、戦死者が出たときはあらたな追悼施設で慰霊・追悼し、靖国神社には祀らない場合）でも総理大臣の靖国公式参拝は違憲とすべきかという論点だが、私自身は合憲にしてかまわないと考えている。ただ、現行憲法下では違憲であるのなら憲法改正をしてからということになる。もちろん、総理大臣の靖国公式参拝はあくまでも違憲とすべきという意見が多数派であるのなら、その意見を尊重すべきである。（総理大臣の靖国公式参拝を違憲とすべきという意見は、現時点では少数派かもしれないが。）

## 3 靖国神社・あらたな追悼施設併用説

靖国神社で慰霊・追悼されることを望んだ場合は靖国神社で、あらたな追悼施設で慰霊・追悼されることを望んだ場合はそちらで、本人・遺族の意向を尊重する方針（本人の意志は、事前に確認しておく必要があるが）。

両方の施設で慰霊・追悼することが可能なら、それを認める場合も想定できる。

私自身は、2のあらたな追悼施設を設立する方針を支持するし、靖国神社は、あらたな死者は祀らず、過去の歴史的遺産とすべきと考えるが。

ただし、＜タイプB・靖国神社の根本変革路線＞に対しては、靖国神社を支持する勢力からの頑迷な抵抗が予想され、実現できるかはわからないだろう。

現実には、私個人の願望に反して、今後10年位の間には国家神道が復活され、戦死者を「英霊として顕彰する」3の方針がとられる可能性が一番高いような気がするが。

（ブログ「ミルクたっぷりの酒」に2014年4月23日公開したものを転載）